

エキチー エキチ

上を置き、船に隨て驛丁を置かしむ。驛長は陸路に准じて置き、船泊を掌らしむ。廢絶詳かならず、スイエキ、エキ(合義解)

エキチヤウ

驛長

名義 驛の長を云ふ

元年之を制定す。驛戸内富有の者にて事に堪へたる者一人を選び置く。令に、凡驛各置長一人、取驛戸内家口富幹、事者爲之、一置以後、悉令長仕。若有死老病及家貧不堪任者、立替、其替代之日、馬及鞍具欠調並徵前人、若縁邊之處、被番賊抄掠、非ニ力制者、不用此令とあり、水驛の長又之に准ず、土人驛長を呼ぶ者云ふ。現今古代往還の跡に長者屋敷と稱するもの、多くは昔驛長居住の地なり。鎌倉時代に驛長百姓を苦ましむるを以て一旦廢せしが、弘長二年二月又之を復す。室町時代に又長者あり、建武四年五月の駿河興津文書に、興津長者殿とあり、又康永二年八月の文書にも、駿河國長者申と見え、小島口遊にも、文和二年九月尊氏重井の長者が家を旅宿にせしこと見えたり。應仁大亂の後往々廢せられし如くなるが、江戸時代水驛といふ者の内に、昔の長者の後に驛路の役を勤め來りし者あり(牧畜考)

エキチイ

掖庭

後宮婦人の居る所をいふ。漢書百官公卿表に、武帝更に永巷を名づけて掖庭となす趣見えたり。

エキチン

易田

名義 土地増増にして毎年耕作種植するに堪へず、隔年に耕作するの田地を云ふ。不輸租田なり。後世之を片荒田と云ふ。肥原

大寶令に、若し易田を口分田に給授するときは、普通の田より倍して之を給すべきこと見え、令集解に、其上田一歳を休はしむる者を一易とす、中田二歳を休はしむるものを再易とす、下田は三歳を

エキチー エキバ

休易せしむ。故に班田の特倍給するなりといへり。嵯峨天皇弘仁十二年六月河内國交野丹比兩郡課丁の口分を易田として倍給すること又淳和天皇天長四年六月和泉國地勢境填にして真田少きの故を以て大島和泉日根の三部に易田を置ること、孰も三代格、政事要略等に見えたり(田制篇、大日本租稅志)

エキテン

驛田

名義 諸國驛戸の用途に充てしむる田地をいふ。不輸租田なり。肥原

令制定の時始めて之を定む。大略は四町、中路は三町、小路は二町とし、驛によりて差等あり。天平寶字二年八月當年諸國驛傳戸の田租を免す。寶龜四年二月、是より先播磨國申す、師磨郡革上驛戸の便田は官符に依て四天王寺に施捨し、更に遙に比郡の田を以て其驛戸に授く。驛戸疲弊甚し、茲に於て更に驛戸に班給す。弘仁十三年正月藤原緒繼の奏言に因り驛戸近側の好田を擇んで給す。承和六年六月自今三年を限り東海東山陽三道の驛戸の田租を免す。天曆十年七月詔して又東海、東山、山陽三道驛戸の田租を免す(合義解、田制篇、大日本租稅志)

エキヌ

繪衣

采女が上に着る服の名。表白練にて雲に梅花を彩色す。裏は萌黄生絹なり。女房裝束(ニヨウバウシヤウソク)の圖を參看すべし(樂裡御裝束記、織紋圖會)

エキハ

驛馬

名義 官使の公用にて、諸國に赴くもの。爲めに各驛に備へ置く馬を云ふ。之を「ハヤウマ」と云ふ。又約して「ハユマ」とも云ふ。早馬の義、傳馬も早馬と云へども驛馬と別なり。肥原

大化二年正月始めて諸國に之を置く(是より以前、欽明天皇三十二年四月天皇疾不豫、皇太子向、外不在、驛馬召到云々。又、推古天皇十一年二月、來日皇子亮、於筑紫、仍驛使以奏上。云々。又、皇極天皇

エキバ

元年正月、百濟使人大仁阿魯達比羅夫從、筑紫乘驛馬來言、云々等書紀に見えたり。追記にて後世の驛馬にあらざるべし。大寶の制、驛馬の馬牛は兵馬司之を掌り、諸國は國守、西海道は太宰府之を管す。諸道を大中小路に分ち、大路の驛には馬二十疋、中路には十匹、小路には五匹を置き、使稱なる處には國司量て、必しも數に滿たしめず、筋骨強壯の馬を以て之に充つ。每馬中戸をして飼はしめ、若し調失あらば、驛船を以て買ひ補はしむ。毎年國司之を檢して、乗用に堪へざるものは、便によりて之を賣り、更に買ひ替へしむ。驛傳馬に乗るには本司より太政官に奏して、之を給はるなり。驛傳馬に乗り前所に至て替ふべくは、騰過することを得ず。官人出で使用するに至る所皆官物を用ひ、位に准じて供給す。驛馬も亦之に准せり。幾干もなくして、諸國驛馬を牧飼せや、畜調疲衰あり、乗用するに堪へず、加ふるに國司長等任意に乘用し、使者往來を延滞ならしむ。故を以て天平神護元年勅して之を禁せしむ。延暦八年太宰府管内の馬牛數年帳を進めず、或は帳を進むるも誤脱多きを以て、府官人を責めて法の如くならしむ。大同二年太宰府の請により大路の驛馬を減省して十五匹を定とし、三百四十四匹を減す。是れ實物半減せしを以てなり。天長九年勅して、長門驛家十一、馬五十五匹、要路にあらず、公費徒に多きを以て、驛毎に減じて三匹とし、自餘は錢糶料給給に充てしむ。承和五年諸使憲法を頒布す。此外に驛馬に乘用し、或は合に遠て騰過し、或は法に乘きて駄を重くするを以て、每驛郡司をして主當し、國司次官以上一人專當せしむ。貞觀中再び令して、國司督察せざるものは解任せしめたり。延喜式を制定するに及び、驛傳馬は皆兵部省之を管し、驛馬の數を定む。畿内

エキチー エキチ

四國九驛九十三匹、東海道十三國五十五驛四百六十五匹、東山道八國八十六驛八百三十一匹、北陸道七國三十九驛一百九十餘匹、山陰道七國三十六驛二百二十二匹、山陽道七國五十七驛九百七十四匹、南海道六國二十二驛百十四匹、西海道九國一島九十七驛六百五匹とす。又驛馬を分て上中下三等とし其價法諸國各異なる。陸奥上馬直稻六百束、中馬五百束、下馬三百束、佐渡尤も賤し、上馬二百束、中馬百五十束、下馬百二十束とす。源平以後鎌倉の初めに至る迄驛馬のこゝと史料欠けて考ふるべきなし。嘉禎元年鎌倉驛使を以て急を告ぐるもの、路次の馬を奪ひ、恣に乘用して民憂を爲すを以て、之を止めて每驛に驛馬二匹を置き其用に充てしむ。弘長元年上下使者及び物を運ぶ夫等、法に違ひ數匹を發し人民を苦ましむるを以て之を禁す。建武中興の時驛馬を百姓に課すること止め、皆領主に課し民弊を救ふ。既にして天下亂れ驛法皆壞るに至れり、エキシ參看(食貨志)

エキモン

掖門

正門の傍の小門をいふ。漢書成帝紀註に、掖門在兩旁、若二人之臂掖云々と見え、字典に、宮闕の小門を左右の掖門といふ由見ゆ。大内裡にての掖門の大略を左に示す(大内裡圖考證)

東	東福	宣光	詔訓
西	西華	壽成	光範
南	南喜	永福	
北	北通	感化	
東	東朝	長樂	
南	南乾	章義	
西	西會	章德	
東	東昌	章德	
西	西會	章德	

エキヤウジ

會行事

延暦寺大會の奉行を云ふ。もと舍利會奉行綱所置、これを勤む。また法事奉行とも云ふ(備官雜例集)

エキレ

驛鈴

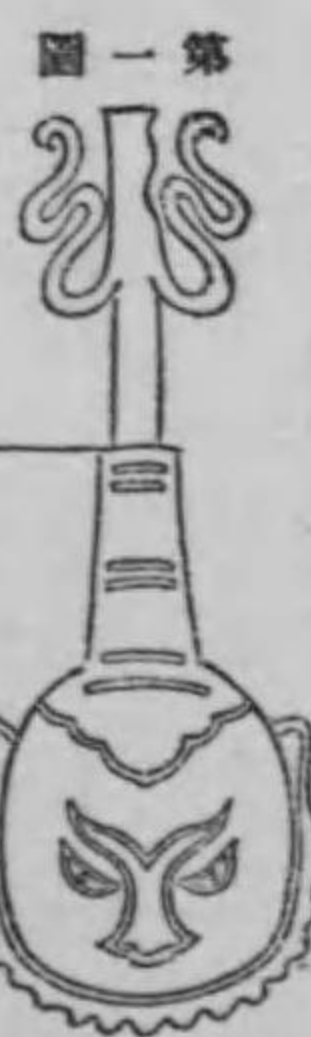
名義 古へ官使諸國へ向ふ時に懸ける驛路の鈴をいふ。其を振り鳴して驛馬を徵發する證と爲すものなり。孝安漫錄に、驛馬の轡頭に付る鈴をいふなりといへり。肥原

日隆の兩神社に傳はる驛路の鈴は、神代より相傳はると稱すれども明ならず。孝德天皇大化二年正月改新の詔に、諸國に驛馬傳馬を置き、鈴契を造り山河を定むる由見えたり。當時よりありしこと明なり。大寶元年驛鈴の制を定む。公式令に、凡給驛傳馬、皆依給傳符、親王及一位、驛鈴十枚、傳符三十枚、三位以上驛鈴八枚、傳符二十枚、四位驛鈴六枚、傳符十二枚、五位驛鈴五枚、傳符十枚、八位以上驛鈴三枚、傳符四枚、初位以下驛鈴二枚、傳符三枚、皆數外別給。驛子一人、其驛鈴傳符運到二日之内送納し見え、又諸國に驛鈴を給する數は、太宰府に二十口、三關及び陸奥國は各四口、大上國(按ずるに延喜式に、大和、河内、武藏、上總、常陸、近江、上野、播磨、肥後を

エキレ

第一圖

大國と稱し、山城、攝津、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、相模、信濃、下野、出羽、加賀、越中、越後、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、筑前、筑後、豐前、豐後、以上を上國と稱す。山口、中下國(安房、若狹、能登、石見、丹波、丹後、石見、長門、土佐、日向、大隅、薩摩を中國と稱し、和泉、伊賀、志摩、伊豆、飛騨、隱岐、淡路、壹岐、對馬を下國と稱す)は二口となす。又在京諸司事ありて驛馬に乗るべき者、皆本司の太政官に申て之を奏し給はるなり(太政官式に據れば、内外諸司申す所の庶務は、左右辨官先之を聽へて太政官に申す。若驛鈴傳符を請進する者あらば、辨官其色目を録入し以て少納言に稟送す。少納言之を請進し記るの狀を記入し辨官に稟すといふ)天平四年九月諸國節度使に驛鈴各二口を給す。天平十二年九月驛鈴二口を鎮西府に給す。降て嘉承元年十二月平正盛、源義親を討つに因りて驛鈴を給すること源平盛衰記に見えたり。後世終に絶え、江戸時代には幕府の禮文を以て傳馬の密繼を爲すに至れり。其形現存するもの種々あり。常陸國鹿島郡に正等寺の什物といへるは、第一圖の如く耳目口鼻具はりて皆隆起し、菊邊幅の處に破目あり、長一尺一分、辻數ともいふべき筋を彫りたるもの、又第二圖の如き集古十種所載佐竹家藏のもの、第三圖の如き高橋園南摹本の六種なるもの、或は陸奥國造家藏といふ第四圖の如きもの、或は禁抄所載の



此筋上中下合テ五是辻數

六稜(第五圖)等のものあり(續紀、合義解、茅憲漫錄、好古小鏡、驛路鈴考、柳庭隨筆)

エキロ

エキロ

エキロ



圖二第



圖三第



圖四第



圖五第

エキロ 驛路 國道をいふ。國道には宿驛の設あるによりて名付く、ウマヤサとよむ。孝徳天皇の大化改新の時、驛傳の制を定め、文武天皇大寶元

年驛路を大中の三に分ち、京都太宰府に通ずる道、即ち山陽道大路とし、東海東山兩道を中路とし、其餘は小路となす。元明天皇和銅四年諸國に驛亭驛を置き、六年郡司に令して旅客の便を興へしめ、元正天皇養老二年兵部省にて驛遞の事を司らしむ。聖武天皇天平九年陸奥より出羽國まで直路一百六十里を通ず。淳仁天皇天平寶字三年五畿七道驛路の兩傍に菓樹を植ふしむ。平城天皇大同元年作路司を置き、道路を修理せしむ。源賴朝幕府を開くの後、要所要所に驛驛を設け、驛の大夫を定めて、大宿八人、小宿二人となす。龜山天皇弘長三年宗尊親王上洛の時、夫役を諸國に課す。是後世の助郷課役の濫觴なり。後醍醐天皇建武元年往還の行程を近國十日、中國二十日、遠國五十日とし、諸人上洛の行程を近國七日、中國十五日、遠國二十日とし、室町時代戦亂絶えざりしを以て驛政大に亂る。大内政弘大友義鎮長曾我部元親の如く一地方には道路に意を用ひし事ありき。正親町天皇正二年織田信長使者を四方に遣はして里程を定め、大路を輻三間半、小路を三間とし、兩傍に松と柳とを植ふしむ。後陽成天皇慶長九年徳川家康東海、東山、北陸三道の路を修め、塚を三十六町毎に築き一里塚とし、西南諸道又之に准せしむ。十六年東海道の木賃を定む。元和元年三度飛脚出で、萬治二年道中奉行を置き、驛務を主宰せしめ、翌年諸侯參勤交代の馬を定め、靈元天皇寛文三年三部往復の飛脚屋起り、東山天皇元祿九年江戸傳馬の時限を定む。桃園天皇寶曆十二年東海、東山、日光、奥羽、甲州諸道に樹を植ふ。其他本支諸道悉く樹を植ふ道路を修理せしむ。享明天皇嘉永四年諸侯の木陣に宿する制を定む。又往還の旅人遞夫等の路次にて喫煙するを禁ず。慶應三年各驛の助郷課役を解き、一人

エキロ

毎に錢七百文、晝食三百文を拂はしむること、定めたり。『エキ』參看(日本驛傳沿革考、牧音考)

エキロノズメ 驛路鈴 驛鈴のことといふ。『エキ』參看。

エグチノキミ 江口君 山城國江口に居る遊女をいふ。江口は平安朝時代の末年より、鎌倉時代の初にかけて、狹斜の地として有名なりき。遊女記に、山城國與度津浮三巨川、西行一日、謂之河陽、往返於山陽南海西海三遊之者、莫不遊此路。江河南北、邑々處々、分流向河内國、謂之江口。中略、比門連戸、人家無絶、遊女成群、神三扇舟、看檢船、以麗枕席云々、と見えたるにて、其一斑を推知すべし。『イワサ』參看。

エクワウ 慧光 日眞(ニツシン)を見よ。

エクワン 慧灌 高麗國の人、三論宗の開祖、隋に入りて嘉祥吉藏三論の旨を受け、推古天皇三十二年正月我邦に來る。勅して元興寺に住せしむ。僧正と爲る。河内に井上寺を創立し、三論宗を弘む(元亨釋書)。

エケイ 惠瓊 名國幼字竹若、制書して頓藏主といひ、後、惠瓊と改む。字は瑞甫。安藝國沼田郡に生る。十一歳にして京都東福寺に入りて僧となり。名を頓藏主といふ。慧靜學を好み、また頼る才略あり。博讀諸論衆に超ゆ。後、長老となりて南禪寺に遷り、鎌司に補し紫衣を聽る。尋で安藝に遷り安國寺を營みて、これに居る。性甚だ武事を嗜む。毛利輝元其才を愛惜し、眷遇殊に渾く。慶長國政を謀す。天正十年豊臣秀吉の高松城を攻むるや、慶長前我の陣中に來往し、遂に輝元をして秀吉と和を行はしむ。爾來常に秀吉の幕下に候し、暇あれば儒佛及び弓馬の事を談す。茲に於て佛門を去りて

武人となる。慶長五年關ヶ原の戦の時、石田三成に黨し、兵を率ゐて南宮山に陣す。戦敗る。に及び、廻れて鞍馬月性院に隠れ、更に出で、七條道場に潜匿す。奥平信昌之を探知し、人を遣はして捕へしむ。惠理脱走し東寺に至りて遂に縛せらる。同十月徳川家康命じて斬らんとす。首を三條川原に棄す(野史)。
エゲタシキビキ 江術敷引 江戸時代、租を減除する法の一、土手敷引といふ。用墨木類等の流岸に小堤を築き、其敷地の租を除くをいふ。引(ヒキ)參看(地方凡例録、大日本租稅志)。
エゲン 慈源 足初直義(アシカガタゴシ)を見よ。
エゲン 慈玄 關山と號す。後奈良天皇皇勅して本有國成國師と號し、尋で後西院、東山、桃園、光格、孝明の五帝、佛心覺照、大定聖應、光徳勝妙、自性天真、放無量光の盛號を累賜す。姓は源氏、信濃高梨高家の子。京都妙心寺の開山。幼にして巨福寺の廣嚴菴に抵りて、東傳啓和尚を禮して、薩染具す。後、京師に上り、大徳寺に入り、大燈國師に參し、左右に親炙して、唱調機に契ふ。後醍醐天皇、一日大燈に詔して宮に入らしめ法要を問はんとす。大燈會々不安、玄に命じて詔に赴かしむ。奏對旨に稱ふ。元徳二年、美濃伊深山に入り、神菴を創設して、跡を晦し光を結み、聖胎を長養す。花園上皇洛西離宮を改めて梵刹となし、正法山妙心寺となし、強いて起たしめて、開山第一世となす。上皇丈室の後に別に玉鳳院を開きて、長昏入室參扣し給ふ。玄威儀禮典に拘らず、唯向上の一着を以て四來を接待す。一日裝束頂笠して、授養粥(藤原藤房)に告げて曰く、我今行脚し去らんと、相携へて風水泉の邊に至りて、出世の願末を立談して、泊然とし

エゲタシキビキ

エサウシ

エサシ

て遷化す。實に後光嚴天皇延文五年十二月十二日なり。享齡八十有四。坐夏六十四。玄法令嚴峻にして最も印可を重んず。故に嗣法の弟子授翁獨一人あるのみ(本朝高僧傳、扶桑禪林僧傳、龍門夜話、佛敎各宗綱要)。
エゴニ 繪曆 曆の一種、繪入りたる曆をいふ。『ゴニ』參看。
エサウシ 繪雙紙 草紙の間に、繪畫を加へたるものをいふ。即ち繪のある草紙にて、昔物語等を繪につり詞を書き加へたるものなり。『エゴニ』參看。江戸時代に始まり、盛に行はれたり。然れど、昔の繪巻物等は、後の繪雙紙なり。嬉遊笑覽に、源氏(はたる)が兩例の年よりいたくして、はる、かたなくつれ、なれば御かた、繪の語などす。びにてあかしくらし給ふ云々、この下に、まの、物語、うづの物語の畫のことと見えたり。古は物語も畫にかき、紙とせしもの、今も稀にその繪巻物傳はれるもあり。實録もあれど、多くは戯作なり。また繪合の爲に作りたるも多し。諸寺の縁起なども同じまなるは、兒女子にも見やすからしめんがためなり(中略)南畝老人語りけるは、昔の繪雙紙は唐かみ表紙にて土佐淨瑠璃、本文は金平などの木にてありしを、享保の頃より鱗形屋にて萌黃の表紙を付、鳥居流の繪本を出す。是青本の始なり云々、といへり。後、種々の色表紙本出で世に行はる。草雙紙(クサザウシ)參看。
エサシ 餌差 江戸幕府の職名、鷹の餌を捕ふことを掌る。鷹匠の部下に屬し、十人あり。何時頃より起りしか詳かならず。然れど慶長の頃より鷹匠あるを見れば、同時よりありしか。寛文七年九月、鷹匠頭に命じて、餌差札の墨印を改

エサシ

め、札なき者には餌差たることを禁せしむ。享保五年十月餌差取扱方を達し、居屋敷、中屋敷等へ斷り次第入らしめ、又餌鳥以外に捕ふれば遠慮なく申出さしめ、且つ餌差に物を給し馳走がましきことを禁ず。享保六年十二月餌差履の者取扱方を令し、向後餌差共伴并弟湯迄者、弟子餌差と唱、賜差さ、せ候、其外の弟子は、履の者と唱候て、餌差札にも履履の者と書記し、賜差さ、せ不申者候に候、則履之者履札之寫書記し相懸候間、在々にて札致吟味、履之者賜差さし候か、又者我儘之儀於有之は、捕置可申出候。先達而も相懸候邊、不持之者候得ば申出者に候。唯今迄無之儀に候、自今者右之懸急度相守履之者に勿論御餌差并弟子に至迄我儘仕候者候は、早々可申出候。若其邊に致置、外よりきこふ候は、可爲曲事亭といへり(徳川禁令考)。
エサシノコホリ 江刺郡 陸奥國 肥前國 仁明天皇承和八年始めて見えたり。和名抄に、大井(オホキ)信農(シナノ)甲斐(カヒ)橋井等の郷あり。正保國江差に作り、元祿國又江刺に復す。爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)。
エシ 畫師 中務省の職官、畫工司の部屬にて繪事彩色を掌る。『エシ』參看。天智天皇の御世大岡忌寸惠尊繪才に巧なり。姓を倭畫師と賜ふ。孝謙天皇の時河内畫師あり。推古天皇十二年九月始めて黃書畫師山城畫師を定む。文武天皇大寶元年中務省の下に四人の畫師を置き、平城天皇大同三年畫工司を内匠寮に併せ、後、繪所となるに及びて其名亡ぶ。『エドコロ』參看(書紀、合義解、職官志)。
エシ 繪師 江戸幕府の職名、繪畫の事を掌る。狩野、土佐の兩流ありて二十人あり。『エシ』參看。狩野氏は、慶長中守信(探幽)召されて畫所となり、注

印に叙す(法印、法眼に昇る者は某院と號す)子孫相繼で世襲し、醫師、或は同朋頭に准ず、見参以上なり、一族數家に分れて、悉く番員に列す、見参以上の家

衛士

衛士 關西各國軍團兵士の、毎年交替上京して、禁闕を守護する者を云ふ、令義解に、凡兵士向、京者名衛士とあり、左右衛士府の掌る處にして、桓武天皇延暦の年諸宮城門、八省院、大極殿及び各省等に分布し、以て非常に備へしむる軍防令に據れば、衛士の京に向日には皆國司をして自ら部領せしめ、之を中分して一は上番し一は下番せしむ、下る日毎には、當府にて弓馬を教習し刀槍を弄せしめ、暮を發ち、石を抛たしめ午時に至て放還す、別動にあらざれば雜使を得ず、下る日と雖も、三十里外に私行することを不得ず、其上番の年は重役なりと雖も下る限に在らず、衛士は父母兄弟併せ遣はすことを不得ず、若し祖父老疾にて侍すべきに、家に養ふなくば衛士となることを免ぜらるる也

エシキ

會式 佛事を云ふ、會は御齋會最勝

會大勝會等の會にて、式は儀式の式なり、即ち朝廷の法會を初め諸寺の佛事は皆之を會式と云ふ、

衛士府

衛士府 衛士府は近衛の南、近衛の北東、大宮の東、猪熊の西、右衛士府は近衛の南、大宮の西、宮城内の陣は、左は建春門、右は宜秋門、關西宮掖を築衛し、隊仗を檢校し、衛士を差配し、所部を巡檢し、禮儀兵仗を正し、車駕出入の先驅後殿の事を掌る、衛門を合せて後、京部の非違を糾し、軍人の門籍門榜等を掌る、

月大伴真木麿等の奏により、左右衛士府を改めて、左右衛門府と云ふ、宇多天皇寛平三年員外舍人百人を定む、延喜の制府生各四人、醫師各一人、門部各六十六人とし、其他は舊制に依る、又佐尉志府生各一人、火長九人、京中の非違を檢校す、當時衛門の職内外非違を檢校し、兼て追捕の事を行ふ、後、檢非違使の權益が盛なるに及て、衛門兵衛皆其職を失ふ(續紀、令義解、三代格、延喜式、職原抄)

エシマヤキセキ

江島屋其蹟 江島屋其蹟は市郎右衛門、屋號を江島屋といふ、關西世々京都の商賈なり、寛文七年生る、若年の時放蕩を盡し遂に産を傾けしが、文才あるを以て筆を小説に染め、京都の書肆八文字屋自榮(八右衛門)の依頼に應じ、浮世草紙、役者評判記等を著し、皆世に行はる、はじめ寛永七年頃より、其著書には皆自己の名を現はさずして自笑の名を署せしがゆゑ、世人自笑あるを知りて、其蹟が其作者たるを知らず、名付けて八文字屋物といふ、實は多く其蹟の著はす處なり、後其蹟これを悔ひ、八文字屋と分題し、其子に江島屋市郎右衛門の名を譲りて、書肆を開かし、これより其蹟の名を署したり、然れども經驗に乏しかりしがゆゑ書肆は損耗に終り、享保九年頃に至り廢業したれども、其蹟の名聲は爾來却て高くなれり、元文元年六月歿す、年七十、關西傾城歌三味線、曲三味線、色三味線、笑情樂短氣、役者目録等數十種あり(列傳體小説史)

エシヤイウル

會救猶流 王朝時代に於ける流刑の一、參尋を遺棄する者は、故に會ふと雖も、同居家人及び教令せし人まで亦遺流し、四等の遺流

從父兄弟、異父兄弟を殺し、及び無逆せしものは、故に會ふと雖も猶遺流するを云ふ、ルケイ、參尋(律疏名例、拾芥抄)

エスゴロク

繪雙六 繪入の雙六を云ふ、選魂紙料に、繪雙六と云ふもの、漢土には古くよりあれども、本朝には古き書に見えず、淨土雙六と云ふもの、繪雙六の初めなるべき、淨土雙六(ジャウワドスゴロク)參尋繪雙六にて古きは道中雙六なり、近松門左衛門丹波興作(久安四年作)の道中雙六の條に、これ、五十三次を居ながら歩む藤栗毛、馬は、いし道中雙六、南無諸佛分身と出た六字を六角に、きざむ櫻木云々とあり、爾後種々の繪雙六出で文政の頃松蘿齋の耽奇會に出品せしめても已に二十八種に及べりと云ふ、スゴロク參尋

エツ

蝦夷 蝦夷(一)日本固有の土人にして王化東漸するに従ひ漸次逐はれて、渡島國に移り、今の蝦夷人は其遺孽なりと(二)上代蝦夷島の土人、我邦の北邊に渡り住せるなりと(三)蝦夷人の容貌魁岸骨格雄偉なる、恐らくは白哲人種なるべしと(四)或は一種の土人なりと(五)上代の風は書紀に男女皆文身推結、冬は穴居し、夏は出て櫛に居す、五穀蠶桑なく、鳥獸を射て食となし、羽皮を衣とす、人となり勇悍強能く射、常に矢を臂中に藏し、好て劫盜を爲し、趨捷飛ぶが如く、君長なし、と見えたるにて之を知るべし、爾來と雖もさしたる進歩なく、今日なほ野蠻の風ある事昔く人の知る處の如し(地誌)古代「エミシ」といひ、中古以來「エシ」といふ、景行天皇二十五年、武内宿禰東方の風土を巡察す、二十七年歸りて奏す、東方日高見國あり、土地沃壤にして曠し、是を蝦夷と云ふ、擊て取るべしと、是れ書に見えたる始めなり、四十年東蝦夷叛

す、日本武尊之を征服す、是蝦夷を征する始めなり、五十六年東山道の蝦夷叛す、御諸別王之を征服す、仁德天皇五十四年田道蝦夷を討じて伊弉水門に敗死す、清寧天皇四年蝦夷内附す、欽明天皇九年上毛野形名將軍となり討す、皇極天皇元年蝦夷數千内附し、饗を朝廷にて賜ふ、齊明天皇四年阿倍比羅夫舟師百八十艘を率ゐり津津津二郡の郡領を定め置き渡島に至り蝦夷を征して歸る、五年比羅夫又舟師百八十艘を以て征し、鵜田津代蝦夷二百四十一人、津輕蝦夷一百二十二人、膽振蝦夷二十二人を召し、酒食を賜ひ、進て肉入籠に至り後方降羊を政所とし、郡領を置く、終に進て肅慎を攻て歸る、天智文武持統の三朝歸順するもの多し、因て之を優遇す、元明天皇和銅二年陸奥越後の蝦夷猖獗なり、巨勢麻呂を陸奥鎮東將軍、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍とし、之を征服す、元正天皇養老四年陸奥蝦夷叛して按察使上毛野廣人を殺す、多治比縣守を持節征夷將軍、下毛野石代を副將軍、阿倍駿河を持節鎮西將軍として之を征す、翌年蝦夷を撃て歸る、聖武天皇神龜元年陸奥海道蝦夷叛す、藤原宇合持節大將軍として蝦夷を、小野牛養を鎮西將軍として出羽を鎮す、此時より鎮所を置き、多賀柵を置き鎮撫に尤も力を盡す、爲めに地を開き蝦夷降する者多し、光仁天皇寶龜五年秋蝦夷邊に寇す、鎮守將軍大伴駿河鷹之を討平す、坂東八國に勅して兵を出さしむ、七年兵四千を以て之を征す、賊勢猖獗八年出羽蝦夷叛して國兵破れ、十一年陸奥蝦夷叛す、兵三千を發して之を討す、夷俘上治郡領伊治皆廢叛て按察使參議廣純を殺し、諸塞を陥れ進て多賀城に入り府庫を燒く、三月中納言藤原繼繩を征東大使、安倍家康を出羽鎮西將軍とし大軍を以て征す、功なし、依て藤原小黒麻呂を持節征東

大使として兵三千を率ゐて之を討す、鎮守副將軍百濟後智等と共に奮戦し、失ふ所の諸塞を復す、桓武天皇延暦七年多賀城に料倉を著へ、紀古佐美を征東大使とし、五萬二千餘人を發して之を征す、期年に及びて功なく師を還す、依て大伴弟麻呂を征夷大將軍となす、十三年弟麻呂に賊軍を破る、十九年陸奥出羽按察使坂上田村麿諸國の蝦夷を檢校す、二十年征夷大將軍田村麿蝦夷を敗り、窮追して開伊村に至り、其巢窟を掃蕩す、二十一年田村麿に命じて勝澤城を築き、鎮守府を之に移す、翌年又志波城を築く、諸國浮浪の民を移して勝澤城志波城等を守らしむ、嵯峨天皇弘仁二年春陸奥藤原體伊二村蝦夷叛す、按察使文室綿麻呂守將軍佐伯耳麻呂二萬六千人を以て之を征す、出羽守大伴今人賊の不意に出で大に之を破る、夏、綿麻呂を征夷將軍、今人を副とし賊を討す、勅して國の安危の一舉にあり將軍等之を勉めよと、冬に至り綿麻呂等兵を分て四道並進み直に賊巢を衝き窮討して盡く之を滅す、天皇勅して綿麻呂以下の功を賞す、清和天皇貞觀十七年出羽言、渡島蝦夷叛し舟船を發し秋田飽海二郡の民を殺略すと、乃ち牧宰に詔し討て之を平く、陽成天皇元慶二年春出羽夷俘叛す、出羽守藤原興世鎮西兵を以て防ぐ利あらず、終に秋田城燒失せらる、時に藤原保則を權守となし之を討せしむ、六月鎮守將軍小野春風をして赴き討せしむ、保則春風力を協せ、従はざる者は誅し、降附するものは慰撫す、茲に於て蝦夷の叛漸く稀なり、後冷泉天皇天喜四年陸奥伊安倍頼時貞任叛し(センゲン)ノタカヒ(參尋)白河天皇永保三年出羽伊清原武衡叛す(ゴサン)ノタカヒ(參尋)事平ぐの後、又蝦夷の憂なし、後鳥羽天皇文治五年、藤原泰衡の源賴朝の爲めに亡き、其將士往々夷地に逃竄

エチセ

直隸あり論せらる、第二子忠昌代り封せらる、北莊を福井と改め、世襲す、忠昌其弟直政を大野に(後に土井利房)直基を騎山に(後に小笠原貞信)直良を木本(直良後封の後城廢す)に分封す、其後封を受ける者教賀(酒井忠綱、若狭酒井氏の支封)鯖江(同部詮言)凡て六藩、明治維新改て縣とし、別に本保縣(丹生郡)を置く、既にして皆廢して教賀福井二縣を置き福井を改めて足羽と稱し、尋で之を廢し、教賀に併せ本國及び若狹を治す、明治九年又之を廢し本國七郡を石川縣に屬し、教賀郡若狹全國を滋賀縣に隸す、十四年再び福井縣を置き、本國若狹二國を管治す、(附)古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡につきて見よ(古事記傳、地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

Table with columns for historical names (古史、古書、角鹿、丹生、今立) and administrative changes (郡名、縣名、郡名、縣名).

エチノコホリ

Table showing administrative divisions: 坂井, 吉田, 同.

エチノコホリ

愛智郡 近江國起原 元正天皇養老元年九月始めて郡名見えたり、和名抄に、蚊野(カノ)八木(ヤキ)大國(オホクニ)長野(ナガノ)平田(ヒラタ)養父(ヤブ)等の郷あり、天保郷帳愛智に作る、今は愛智に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エツカイ

越階 「エツカイ」と訓むを正しとす、其條を見よ。

エツサコバン

越座小判 一名謙信小判ともいふ、重さ四匁、相傳ふ、天正中越後國の上杉謙信の作る所なりと、表には、蕪桐の紋を上に、其下に越座の文字を書し、右に天、左に正の字を印す、背には、天と正との字を上と下に印せり(金銀圖録)

エツチユウノクニ

越中國 越後及び信濃、南は飛騨、西は加賀、西北は能登、北は海、東西凡貳拾壹里餘、南北凡拾九里餘、北陸道に屬す、立山の山脈東南に疊累し、飛騨信濃に連なる、北方沿海の地稍平坦、四大河貫流し、灌漑の利あり、(附)古へ越前以北越後に至るを越後國と稱し、後之を分て越前、越中、越後とす、本國の建置詳かならず、景行天皇の時、大和音尼を伊弉諾の國遣に定め賜ふ、伊弉諾は今の射水なれば、是本國國遣の始めならん、而して初、磯波、射水、婦負、新川、頸城、古志、三島、魚沼の八郡を以て國を立て、大寶二年本國四郡(頸城、古志、三島、魚沼)を分て越後に

エツチ

屬す、天平四年田口年足を本國の守となす、是を國守の始めとす、而して國府を射水郡に置く(今新潟町舊古府村)天平十三年能登を併せ、天平寶字元年亦分立す、爾後磯波射水婦負新川の四郡を以て國を建つ、降りて保元の頃平教盛等國政を執る、壽永二年平氏衰へ、文治元年源光隆に此地を賜ふ、源賴朝總追捕使となるに及び守護を置く、北條氏の末名越時有少將中院定清を以て國司に任ず、明年桃井直常を守護となす、足利尊氏の反する國人普門利清之に應ず、定清之を伐て戰殺す、尋で直常叛して尊氏に附し、正平五年再び吉野に歸順す、尊氏乃ち足利高経を守護とし、子義將職を襲ぎ、直常を伐て之を破る、天授六年將軍義満管領島山基國に本國を賜ひ、長子滿家豐と戰て敗死す、明年上杉顯定其弟越後守護房能をして國事を兼攝せしむ、永正三年房能其臣長尾景景に試せられ、七年顯定爲景を伐て敗死し、惟名神保諸氏各其地に割據し、皆爲景と絶す、天文七年爲景大舉來り侵し、松倉(惟名泰胤)湯山(皆神保氏)諸城を陥れ、其地を掠有す、十一年神保貞衡、江波三河等爲景を誘殺す、神保氏純(忠氏の子)富山城に據て新川婦負二郡を併せ、聲威頗る振ひ、永祿の初磯波郡を併せ、惟名石黒諸氏を降す、爲景の子輝虎報仇を圖り、屢々來り攻む、六年大舉して入寇し、其衝三河を殺し、數城を奪ふ、元龜二年、輝成松倉城を陥れ、惟名泰胤を滅し、神保氏張(純の子)を富山に圍み、明年之を拔き國の大牛を略す、兵退走て守山(射水郡)に保ち、織田信長に納る、六年輝成卒し、内訌大に起り州家皆離畔し、志を織田信長に通ず、七年信長佐々成政に全國を賜ひ、富山に治す、十三

エツテンラク

越天樂

Table with columns for historical names (古史、古書、角鹿、丹生、今立) and administrative changes (郡名、縣名、郡名、縣名).

エツニ

エツニ

エツニ

エツニ

年豐臣氏成政の地を削て、新川一郡に居しめ、磯波射水婦負三郡を以て前田利家に與へ守山に治す、十五年成政を肥後に徙し、文祿四年新川郡を以て利長の父利家に加賜す、慶長の初利家徙て富山に治す、尋で父の封を繼ぎ加賀に移り、本國を兼領し世襲す、其支封を富山とす(利常の第二子利次)明治維新廢して縣とす、既にして改めて新川縣を置く(初魚津に置き後富山に徙す)明治九年新川縣を廢し石川に合併し、十六年又改めて富山縣を置く、明治二十九年上新川郡の一部を割て中新川郡を、射水郡の一部を以て氷見郡を、磯波郡を東西二郡に執も分ち置く、(附)古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは、各郡につきて見よ(古事記傳、地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書)

エツニ

越任 「エツニ」を見よ、エツニ 干支 十干十二支を云ふ、干支は幹枝の義、兄弟の意なり、日本紀に干支を「のかみ、お」とよめり、因と「エツニ」と云ふ訓は、十干の陰陽、エツニは剛日、トは柔日を云ふ、即ち甲を木の兄、乙を木の弟と云ふ類にて、甲丙戊庚壬を兄、乙丁己辛癸を弟とし、併せて「エツニ」と云ひ、十二支はひよみと云ひしが、又轉じて干支を併せて「エツニ」と云ふなり、曆林問答に、支干者、癸酉月令草句云、昔大舜採五行之情、占斗機、所建也、始作「甲乙」以爲日、謂之「幹」、作「子丑」以爲辰、謂之「支」、甲丙戊庚壬爲陽爲「剛」、乙丁己辛癸爲陰爲「柔」、是合「十干」之數也、子寅辰午申戌爲陽、丑卯巳未亥爲陰、是合「十二支」之數也、皆天地陰陽造化之根元也、陽剛陰柔主「陰月日時」と見えたり、【十干】甲(木の兄) 乙(木の弟) 丙(火の兄) 丁(火の弟) 戊(土の兄) 己(土の弟) 庚(金の兄) 辛(金の弟) 壬(水の兄) 癸(水の弟) 【同異名】剛連(甲) 旆蒙(乙) 柔光(丙) 強固(丁) 著雅(戊) 履維(己) 上章(庚) 重光(辛) 支默(壬) 昭陽(癸) 【十二支】子(水) 丑(土) 寅(木) 卯(木) 辰(土) 巳(火) 午(火) 未(土) 申(金) 酉(金) 戌(土) 亥(水) 【同異名】因致(子) 赤奮若(丑) 攝提格(寅) 單閼(卯) 執除(辰) 大荒落(巳) 敦牂(午) 協洽(未) 涪灘(申) 作噩(酉) 閭茂(戌) 大淵獻(亥) (和漢三才圖會、和漢名數、倭訓栞)

エツニ

江戸 新田武藏國豐島、葛飾、荏原の三郡に亘れる地○今の東京(附)古は武藏野の内なりし由は、諸記紀行の類にも載せたり、故に其境域詳かならず、然れども昔武藏野と呼びしは十郡に跨りて、西は秩父郡、東は江海、北は河越、南は向、岡

都築ヶ原に及ぶと云へり、現今東京の境域、東は南葛飾郡當代嶋村に及び、西は北豐島郡根葉村に至る、南は荏原郡羽田村に達し、北は北豐島郡根葉村に至る、以てその如何を知るべし(附)西北連岡起伏し、東南は平低にして東京灣に臨む、江戸と稱するは、此地大江に臨み船の泊る所より、江戸と唱へたるが如し、即ち入江の口の義にて、江の門戸といへる約語なり、又江戸を在土と書き、在の多く生じたる地にして、荏原郡などいあるも、亦之に因めるなど唱ふるは疑はし、又中古は江戸を中武藏江戸とも稱す、古人江戸は庄名なるべしといひ、或は郷名なりともいへり(附)孝德天皇の時、豐島荏原の郡を置かれたること國史に見えたり、江戸の名見えれば、其創建詳かならず、鎌倉の頃、武藏七黨系圖に、秩父重弘の子重綱、始めて江戸太郎と號すと見えたり、これれものに見えたる始めなるべきか、その子江戸太郎重長源頼朝に仕へたること、吾妻鏡に見ゆ、爾來江戸氏は南北朝時代まで此地に土着し、館舎は後ちの江戸城附近の地に當れり、いま諸家系圖、義經記等によりて考ふるに、當時重長は、江戸、木田見丸子、小日向、柴崎、飯倉、遠谷、高田、石濱等を領有せり、されば江戸なる庄地は僅に麻内(の)地にて、範圍の大ならざりしを見るべきなり、降て建武四年の文書(圓覺寺所藏)には、武藏國江戸郡内前島とあり、應永六年の文書(龜岡八幡所藏)に、豐島郡小具郡内江戸とあり、永正十年の銘ある小日向金剛寺開山基碑には、武州江戸庄小日向金杉村とあり、以て江戸が豐島郡に屬せしこと、郷とも稱し、庄とも稱し、時により變遷ありしことも知るべし、室町時代には、上杉氏の領有にて、其部將太田道灌長祿元年に江戸城(エドシャウ)を築きて、これに居りしが、大

エド

永四年北條氏の有に歸す、而して其檢地帳によれば、江戸川崎、江戸板橋等の名散見す、江戸地域の遠く諸郷村に及ぶを知るべし、天正十八年徳川家康封を此地に移すに及び、江戸城を以て柳屋となしたれども、當時の江戸城下には、僅に八代洲河岸と廻町の附近に、百餘戸の百姓町家ありしのみにて、西北は武蔵野に接して蒼茫たる原野なり、東南は内海に臨みて、今の下町は一面に潮入の野地に、蘆茅繁茂して滿目蕭然たる有様なりしが、先づ城廓の修理、番町の開拓、續いて常盤橋外へ町割を爲し、や、面目を改められたれど、なほ商賈の徒は多からざりき、既に天下の大権家康に歸するに及び、江戸は富と權力とを集むるに至りしかば、市街も狹隘を感ずるに至れり、故に慶長八年結城秀康以下の諸大名に命じ、神田駿河臺を崩して、其前面なる一帯の蘆原を埋立て、三十餘町の平地を得、市街を開きしもの即ち今の下町なり、これを後世古町と唱へ、其町人は年頭拜謁等種々の特典を有したりき、尋で慶長十三年江戸城の改築、寛永十三年總曲廊の築造ありて、邸宅、寺院、町家等の移轉せるものも尠ならず、明暦三年江戸大火ありて、府下の大半焼亡せり、茲に於て松平伊豆守信綱の計畫に依り、市區改正の事業あり、延て寛文中に及ばし、これが爲め府下の形勢殆ど一變す、寛文二年に至り、町奉行の支配地を東は今川橋、南は高輪、北は坂本(西は詳ならず)を限りとなしたりしは、蓋し府下の廣まりしが爲めなるべし、其後天和二年大火の後また多少の改革あり、元禄元年本所の地を開きて旗本二百四十餘家を移す、十年に又麻布、赤坂、青山、千駄谷、大久保、四ッ谷、小石川、駒込、本郷、淺草、本所等の地を開き、旗本をして移轉せしむ。

エトウ

正徳三年江戸廻りなる百姓町家を町奉行の支配に屬す、深川、本所、淺草、小石川、牛込、市ヶ谷、四ッ谷、赤坂、麻布にて二百五十九ヶ町あり、從來の六百七十四ヶ町に加へて、府下の町數、九百三十三ヶ町となれり、享保四年本所深川を町奉行の支配と爲す、茲に於て府内の地は、隅田川を隔て、其東に及び、爾來府下は益々繁華を極め、天保年間には町數千六百七十九ヶ町に及び、人口も十五年には、凡五十六萬人ありき、但し此統計は、武家及び其家來、他支配の町人、能役者、僧尼、修験者、盲人、巫祝、新吉原の遊女等を除きしものなれば、全體を總計すれば、僅に百五十萬を數ふべし、かくの如く盛なりし府内も、明治維新の變亂に際し、一時衰頽に歸したれども、明治元年七月七日江戸を東京と改稱し、聖駕東幸ありて、帝都と定めらるるに及び、再び繁榮の地となりて、以て今日に及び、(御府内備考、江戸名所圖會、古今要覽稿、江戸人口小記、東京地理沿革誌、東京地學協會會報)

エトウ エドウ

し、五年司法制となり、頗る司法制度を整正する所あり、即ち改定律例を制定して新律綱領に代へ、或は全國司法事務の統一を企て裁判權の獨立を計り、或は、人身賣買を禁じたり、六年參議に任ず、時に征韓の議あり、新平亦之に賛す、終に其議行はれず、職を辭し野に下る、尋で民選議院建設の建白をなす容れられず佐賀に歸る、此時佐賀藩士政府に懺悔たらざるものあり、政府兵を出して鎮壓せしむるに會す、新平島義勇等と共に勢に擁せられ終に兵を擧ぐ、之を佐賀の亂(サカノラン)と稱すといふ、新平戦ひ敗れ鹿兒島に走り西郷隆盛に説き、去て宇和島に到る、政府新平を索むること甚だ殷、新平等高知に赴きて林有造等に説き、更に中國に赴かんとし終に捕はれ、明治七年四月十三日刑に處せられ、斬罪の上臈首せらる、年四十(南白遺稿)

エトウタイシ

慧燈大師 蓮如(レンニョ)を見よ。

エドウチ

江戸氏 姓は平氏、其先は村岡良文二男忠頼より出づ、其子將常武藏守となり、殊父氏を稱す、將常の曾孫重綱の四子重氏武藏江戸の地に居し、江戸四郎と稱す、子孫依て氏を稱す、其子江戸太郎重長治承四年一族葛西河越島山と共に源頼朝に従て功あり、其子太郎忠重、喜多見小二郎重重、四郎重通、七郎重宗同じく従ひ勢あり、子孫世々鎌倉幕府に仕ふ、其裔跡重初め北條氏に仕へ、後徳川家康に仕ふ、家康江戸に入るに及び、江戸を改めて喜多見氏と稱す、又支流の裔高繼後守と稱し、長尾氏の内執事となり、上野國新田郡、下野國足利縣谷郡等の地を食む、其子高政徳川家康に召され、江戸氏を改め小野氏と稱し、世々江戸幕府に仕ふ(吾妻鏡、系圖纂要)

エドウ エドコ

○重繼 重長 忠重
重方 重持 泰重 長門 高重 康重
重隆 重廣 又六郎 定重 信重 重廣
重行 重光 重房 重兼 兼忠 忠高
重高 高繼 高政(小野氏) 高盛 高幸
門重 常光 頼忠 朝忠 勝重 重恒
重政

エドウチ 江戸氏 姓は藤原、秀郷より出づ、秀郷五世の孫公通の子通直常陸に至り、那珂郡河邊郷に居す、其子通實始めて那珂氏を稱す、八代通幹官軍に屬して戦功あり、延元元年六月、北島の別將と金沙城を攻めて利あらず戦死す、其子通泰逃れて足利尊氏に降る、後ち功を以て那珂東郡江戸郷を食む、子胤通始めて江戸氏と稱す、元中五年其子通景川和田に城を築き徙り、佐竹氏に仕へ常陸守護たり、應永三十四年通房水戸城を襲取り遷居す、六世重通の時、天正十七年佐竹義重の爲めに襲はれ城陥り、江戸氏亡ぶ(系圖纂、新編常陸國誌)

○胤幹 通幹 通泰 胤通 通勝 通景
通房 通範 勝道 通泰 忠道 通政

エドエ 江戸繪 錦繪(ニシキエ)を見よ。
エトキビクニ 繪解比丘尼 歌比丘尼(ウレヒクニ)を見よ。
エドコヨミ 江戸曆 曆の一種、江戸時代江戸にて作りし曆○小宮山綴介の曆書治平に、江戸には昔より曆屋と稱するもの、其曆用途出雲寺等々

エドコ

首として數人あり、毎年京都の曆本に據て開版し、府内は云に及び諸國へも賣弘むるなり、此曆屋むかしは二十八人ありしに、元禄十年に其内十七人を廢し、殘る十一人を以て永く曆屋と定められたり、世に之を曆版行屋といふ、其元本は毎年八月天文方より新曆七巻を政府へ呈し、政府より町奉行へ下げらる、を寫本といふ、是を町年寄へ渡せば、其内二巻を留置て控本となし、殘る五巻を曆屋十一人へ下げ渡すなり、十一人は之を大小六種に分て印行す、折層、大形綴層、小形綴層、大柱層、小柱層、懐中曆是なり、新板の曆已に成れば天文方へ差出して検査を受け、其上に町奉行の檢閲を経て、始めて賣出を得るなり、仍て毎年十月に町奉行より、曆屋十一人の外は一切賣買を許さずとの令あること例なりといへり、**エドコロ 書所(繪所)** 所在四宮記は、式部門内東殿御書所の北とし、拾芥抄は、建春門内東殿御書所の北、園林坊の内となす、(國朝御書所)等の事を掌る、(別當五人あり、多くは五位藏人頭之に補して預る、是を繪所といふ、(國朝御書所)城天皇大同三年正月畫工司を内匠寮に合す、初めは、内匠寮の雜工等騎射騎射などの的の畫、或は節會の泥障板の繪などをかきたるものみに止まりたるが如し、後ち畫所となりしと見え、延喜式に、(國朝御書所)板方三丈、行幸之前二日、令畫所繪ことみえたり、長曆の頃宅間爲成繪所の長者となり、降りて寛治の頃土佐氏の祖隆能繪所に補せられてより、子孫相繼ぎ此職に補せらる、文明九年十三代の孫光信の時、繪所預争論の事あり、更に勅裁にて任ぜらるるに至る、光信の卒去後、野野元信繪所預となり、若し土佐家に其人なき時は代りて預となる、土佐家の子孫世襲して、明治維新に至る(扶桑叢人傳、國朝繪所

エドコ エドコ

預家)
エドコロアツカリ 繪所預 書所(エドコロ)を見よ。
エドサキシヤウ 江戸崎城 關原常陸國信太郡江戸崎町城山○高八十尺、面積五六千坪、(國朝御書所)弘安中土岐師親信太莊の地頭たり、其孫秀成足利持氏を討て功あり、信太莊及び信濃上田莊、上總の地等を加賜す、因て本郡に移り、信太總綱政所と稱す、孫景秀本城を修築し子孫世襲す、天正十八年豊臣秀吉關東の諸城を攻略せし時、景秀九世の孫治綱城を棄て逃る、佐竹義宣弟隆盛を匿く、慶長七年五月徳川家康松平信一に命じて此城を守らしめ佐竹氏を抑へしむ、七月信一に命じて水戸城番を勤めしむ、其子信吉をして當城を警衛せしむ、後ち遂に之を廢す(廢城考、新編常陸國誌)
エドサコバン 江戸座小判 江戸時代に用はれし小判の一種、江戸にて作るを以て名あり、慶長江戸坐小判、元禄江戸坐小判の二種あり、ケイチャウコバン、ゲンロクコバンを見よ。
エドシフリシハウツ井ハウ 江戸十里四方追放 江戸時代の刑名、追放の一種、日本橋より五里四方以外に放逐し、再び立ち入るを禁するをいふ、江戸市外及び各直轄地の者にして、此刑に處せらるれば、又其居村をも合せ加ふ、而して犯罪の性質利慾に關せるは、田島家屋敷を沒收し、年貢の未達あらば家財をも沒收せり、(シキハウ) 參看(御定書百箇條、徳川政制史料)
エドシヤウ 江戸城 關原武藏國豐島郡江戸○舊徳川氏の居城、今は皇居、周圍二十町十五間、本城の面積十五萬五千三百九十三坪餘、西九の面積八萬二千二百八十七坪餘、吹上の苑十萬三千八百六十

- 右の圖は、江戸會舘所載のものにして、圖中の符號を示せば左の如し。
- | | |
|----------------|---------------|
| (一) 新御門 | (三) 新御門 |
| (二) 冠木御門 | (四) 御廣敷御門 |
| (三) 御成口臈木御門 | (五) 中仕切門 |
| (四) 御長中門 | (六) 梅林御門(御太鼓) |
| (五) 西丸御廣敷御門(元) | 仕切トモ云フ) |
| 伏見御城大手門ト | (七) 五十三間戌亥の御 |
| 云フ) | 多門 |
| (六) 御切手御門 | (八) 中御門 |
| (七) 御廣敷御門 | (九) 喰違門 |
| (八) 大ッ御門 | (一〇) 櫻番所 |
| (九) 御成御門石橋御門 | (一一) 大番所 |
| (一〇) 御寶藏御門 | (一二) 櫻掛 |
| (一一) 埋御門 | (一三) 辻番所 |
| (一二) 上埋御門 | (一四) 東照宮御廟 |
| (一三) 御書院御門 | (一五) 台徳公同 |
| (一四) 新御門 | (一六) 大猷公同 |
| (一五) 中御門 | (一七) 殿有公同 |
| (一六) 御長屋御門 | (一八) 常憲公同 |
| (一七) 二ノ丸御門 | (一九) 文昭公同 |
| (一八) 二ノ丸御長屋門 | (二〇) 有徳公同 |
| (一九) 御成門 | (二一) 渡明公同 |
| (二〇) 御廣敷門 | (二二) 孝恭公同 |
| (二一) 御見御門 | |

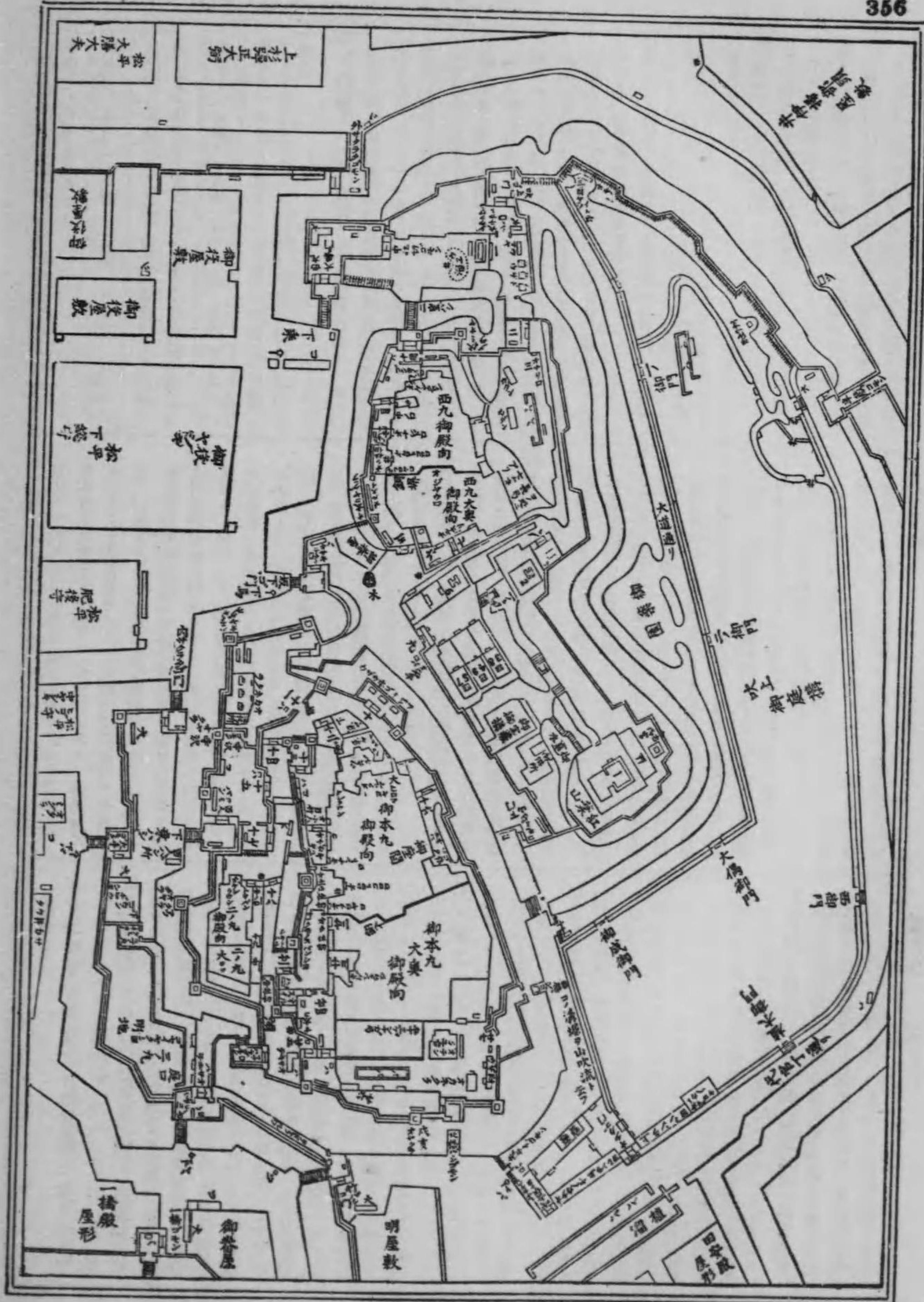
九坪餘、總計二十九萬五千四百九十九坪餘とす、又現今の宮城は、總建坪一萬二千七百三十三坪餘、内、表宮殿向二千二百十坪餘、宮内倉千九百四十七坪餘、近衛三百五十五坪餘とす。【西】後花園天皇康正二年鎌倉管領上杉定正の家臣太田持資入道道灌、武藏國豊島郡江戸に地を相して城を築き長祿元年に功成る、之を江戸城といふ(北條五代記に、鎌倉山内管領上杉憲忠の家臣太田道真、長祿元年始めて城を築き、其子持資入道道灌相續て居城と爲すと)文明十八年七月、持資上杉定正の爲めに殺さる、定正の子朝真其執事會我兵庫頭を川越城に置き、曾我豊後守を城代とし江戸城を守らしむ、永正二年、山内顯定川越城を圍む、朝真和を乞ひ出て、江戸城に歸入す、大永四年正月、上杉氏の老臣太田資高其子資真俱に江戸城に在りて、小田原北條氏綱に内應す、資高は資長の子なり、氏綱豆相の兵を率ゐて江戸を攻む、城主朝興(朝真の子)敗走して川越城に入る、氏綱江戸城に入て修築の功を加へ、本丸に富永四郎左衛門、二の丸に遠山四郎兵衛、月亭に太田父子を置く、永祿四年の頃、太田三樂城を棄取り北條等と屢々戦ふ、後北條氏の有に歸し修理す、時に天正五年なり、其後上杉太田北條諸氏皆滅亡し、天正十八年徳川家康關東八州を領し江戸城に入る、尋で幕府を創め譜第諸侯を近郊の居城に置き、江戸城の護衛に備ふ、而して當時江戸城の有様を見るに、落穂集に云、「遠山時代の城は、石垣など築きし所なく皆芝土居にて、土手には竹木茂れり、本丸、二の丸、三の丸ありて、から堀甚だ多くありしを、入國(徳川氏)の際之を埋め、本丸の内廣きを以て、しきりの石垣などを作り、殆ど昔の跡を存せず、當時外構の大手門は、只今の百人御番所の門にて、その時代に只今の内

堀田大手御門の邊より、三の丸平川口までの間には、かきあげ土居の横なる總構への形あり、土手には竹木おひ茂り、四五箇所ばかりに海苔た出入せり、又堀き木戸門もあり、その内に遠山が家中の侍どもの居屋敷あり、後皆内曲輪になり、大手内櫻田等の門築かれて、其内に老中方諸役人衆の居屋敷などあり大猷院様御代までの義なり」と、以てその一斑を知るべし、その後屢々諸侯に謀して修築する所ありて、その規模完備を見るに至りしは、元和十三年家光の時、總曲輪を造營したる後であり、然れど大災に罹ること五回(享保十六年八月十一日、明暦三年正月十九日、弘化元年五月十日、安政六年十月十七日、文久三年十一月十五日)その度毎に諸侯をして修築せしむ、斯くて徳川氏相繼ぐこと十五世三百七十九年の久しきに及ぶ、慶應三年に至り慶喜政権を朝廷に奉還す、明年有栖川權仁親王大總督となり東下し、江戸城に入り城中に鎮將府を置き、明治元年十月今上天皇江戸に幸し、左の詔勅を發し給ひて江戸城を皇居とし、東京城と稱し給ふ、

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎮、四方輻湊の地、宜く親臨以て其政を見るべし、因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕の海内一家東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ、

六年五月六日皇城矣上す、後ち功を起し二十一年に至り城を、翌年一月十一日遷御し給ふ、尋で宮城と改稱すべき旨を達せらる、江戸(エド)參看、

【西】徳川氏の隱居所と爲す、本丸の南西に位し、今の二重橋門内は此地なり、前將軍並に世子等これに住す、創建の年月詳かならず、家忠日記に、文祿元年三月二十九日御書請、御隱居城堀當り候」とみえ、



エドジ

又坂下書記、慶長五年九月朔日、四丸出御の注に、此時は御座居曲輪と諸人申候とあるを見れば、文録の頃より在りしものか、又落堀集に據れば、關東入國の節、野山にて江戸中貫殿の遊山所となせり、後ち家康隱居所を築かんとて外構の堀及び石垣を作り、屋形を立揃へ御新堀と稱せり、關ヶ原戰爭以後廢府を隱居所となせしを以て、新城を曲輪内となし、紅葉山下と坂下兩所とに門を設けし、本丸と一橋内となすといふ、其略の沿革を知るに足る、

【大奥】徳川氏御座所、今千代田城大奥に據れば、居間の名左の如し、御休息間、切形間、御化粧間、御納戸、十疊間、御清間、大納戸、御小座敷、御座間、御小座敷、寫間、上下御給座下、御中藏所、御對面所、宇治間、御佛間、吳服間、溜間、北御部屋、御膳所、奥御膳所、三ノ間詰所、御石筆詰所、御末間、使座敷、御廣座敷、御表使詰所、御鏡口詰所、長局、御半下部屋等あり○孰れも挿繪參看(御府内備考、北條五代記、小田原記、鎌倉九代後記、徳川實紀、江戸城建築考、法令全書、東京地理沿革誌)

エドジャウノタマリ 江戸城溜 警中詰所(エイチュウノツメシヨ)を見よ、
エドツ井ハウ 江戸追放 江戸十里四方追放(エドツフシハウツキハウ)を見よ、
エドテンマヤク 江戸傳馬役 名義江戸城内の用度雜物の運轉に従事する常傳馬及び常人夫を云ふ、宮邊氏世襲して、その總務を行ふ傳馬元祿二年四月、傳馬役に命じ江戸開府以來出所所傳馬駄馬の事項を陳せしめたるものに據れば、其從事する職務の一斑を窺ふに足る、曰く、將軍上落及び日光廟拜、夫人千代子及び鶴子の用事、日光廟祭典名代及び上使、日光廟器修葺、日光廟跡旅行、東叡山

エドノ

法用及び佛事、日光監察及び消防司の交番、朝廷の御用及び婚嫁家用事、宇治茶室運送、二條大阪驛府城諸士及び三崎走水船解諸士の交代、諸國上使の往復、諸侯に賜はる將軍手獵の鳥及び酒肴、監察の巡視、諸國普請奉行、諸檢使、寺社造營奉行及び其被官工人等、台命を奉じて派遣する醫員、代官、遠近醫師、奥州小金府中諸牧の公用及び驛傳に付して選送する諸高札、知恩院入院、遊行上人巡國、琉球人歸國、流人囚人及び罪人の首級運送等の爲めに皆之を出すと、(驛遞志稿)

エドノジャウモン 江戸城門 江戸城に入る口々の門をいふ、門に内外の曲輪門あり、外の曲輪門は、淺草門、筋違橋門、小石川門、牛込門、市谷門、四ノ谷門、赤坂門、虎門、山下門、幸橋門、御寄屋橋門、鍛冶橋門、吳服橋門、常盤橋門、神田橋門、一橋門の十六門、内の曲輪門は、和田倉門、馬場先門、日比谷門、外堀門、牛藏門、田安門、蓮子橋門、竹橋門、清水門、大手門の十門と内堀田門、四丸大手門となり各城門には番所を置きて之を守衛す、各條に就きて其詳細を見るべし、

エドノハカリサ 江戸秤座 江戸時代關東三十三箇國の秤の事を掌る所、守國彦太郎之を掌る(在國華万葉記に、日本橋南四丁目寶曆十四年の武鑑に、京橋具足町、慶應二年の武鑑に、日本橋はくや町とあり)三河後風土記に、天正十八年九月十二日(中略)其頃甲州にて秤賣賣せし守國彦三郎といへる者、關東御入國と聞き、早速甲州より江戸に來り、多門傳八郎にゆかりあれば、傳八郎を頼み、井伊直政へ願ひ、關八州權衡を掌らん事を申出る、神君、彼はるく甲州より早速參たるを御稱美にて、直に願の通御免有て、御朱草をぞ下され

エドバ

けるしと見えたり、承應二年より東國三十三箇國守國之を支配すること、なれり(守國由緒書)
エドバクフ 江戸幕府 徳川家康天正十八年江戸城に入りて居住す、慶長五年關ヶ原戰後兵馬の權を握り、八年遂に征夷大將軍となりて政を行ふ、子孫相繼ぎ十五代二百六十五年間に及び、慶應三年慶喜職を辭す、これを世に江戸幕府、又は徳川幕府といふ、幕府大政の出づる所を御用部屋と稱し、大老、老中、若年寄此に會同す、大老は將軍に次で政務を總ぶ、文書を掌るもの奥、表右筆と稱し、訴訟を裁斷する所を評定所といふ、財政を掌る所を勘定所といひ、勘定奉行之を總ぶ、大名の糾弾、諸役人の非違を監察し、旗下以下諸士の非禮を糾すべき目付所ありて大目付、目付等あり、寺社の事を掌るを寺社奉行、江戸府内の事を掌るを町奉行といひ、勘定奉行と併せて三奉行と稱す、最も重職となす、其他各々に奉行ありて之が長となり事を掌り、その下に與力同心恩吏あり、後房を大奥と稱し、老女、上臈、中臈、表使等の女中及び廣敷用人、廣敷番頭等あり、地方の職には、京都に所司代、二條、大阪、驛府に城代、定番、加番、樞要部會の地に郡奉行、長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀に奉行、各地公料に代官等を置きて政を行はしむ、詳しくは各條を見よ、

エドバラヒ 江戸拂 江戸時代の利名、追放の一種、品川、板橋、千住、本所、深川、四ノ谷大木戸以外に放逐し再び立ち入るを禁するをいふ、江戸市外及び各直轄地の者にして此刑に違へば、又其居村をも合せ加ふ、罪の重き者は殿の附加あり、而して其犯罪の利慾に關するは、田島家屋敷を沒收し年貢の未達あらば家財をも沒收せり○此刑を行ふには奉行白洲に於て申渡す時、諸郎同心、犯罪人庶人ならば

エドマ

羽織を脱し、鍵締にて後手に縛り、士ならば襟側より砂利へ引卸し、肩衣の前をばれ、鍵締を輪にかく、斯くして吟味方與力は、御搦狀と唱ふる書付を讀み聞かせ、追放の場所を示して本人へ投げ與ふ、御搦同心之を取て本人の懐中に差入る、而して年寄同心、若同心附添ひて、最寄の曲輪外へ護送し、士ならば其場にて大小を渡し追放す、ツキハウ(參看(御定書百箇條、御仕置類例集、刑罪詳談))
エドフシ 江戸節 淨瑠璃節の一種、江戸半大夫なる者、説經祭文に巧みなりしが、江戸屋前大夫に就きて淨瑠璃を學び、諸流の長所を和合して一家を成し更に一派を創めたる節をいふ、貞享元祿の頃最も其名著はれ、江戸節と稱するに至る○半大夫は幼名半之丞、後年剃髮して坂本樂奏といふ(聲曲類纂)
エドボリギンシチアサツ 江戸堀銀七分札 江戸時代の紙札にて、元和申、江戸堀開墾のときに、用ひしものと云、札の表面に、攝州大阪江戸堀河銀札、萬民用之、永代重寶也とあり、背には、結屋屋左衛門、紀伊國屋藤左衛門の印記あれど、塗抹の痕あれば蓋し交換を経ならん、今尚ほ結屋の子孫山科某の家に傳ふるよし、是等は皆民間に於て、私に制して、通用したりしもの也(近代紙幣考)
エドマス 江戸樹 樹の一種、江戸にて造りし樹の名、樽屋藤左衛門支配の下にありて、東海、東山、北陸の諸道及び、丹波、丹後、但馬の諸國都合三十三箇國內にて之を使用す、寛文九年二月、江戸樹は、一般京樹の如くに改め、明和撰要集に、其寸積を六十二箇半と爲せり、即ち宜官樹なり、寛文に至て一般の制に従ふ、マス(參看(牧民金鑑、大日本租稅志))
エドマチトシヨリ 江戸町年寄 (名義)

エドマ

俗に御役所と稱す、是れ町奉行の番所に對する名なり
エドマツギヤウ 江戸町奉行 江戸幕府の職名、老中の支配に屬し江戸市内の行政、司法及び警察に關する一切の事を掌り、寺社奉行勘定奉行と並びて三奉行と稱せらる、評定所に列し、最も重要な職なり、席次は芙蓉間詰とす、處吏に與力同心等あり、奉行の指揮を受けて、大小庶務に従

エドマ

事す、又三年寄以下町役人は、奉行の監督の下に在りて、市の民政を行ふ(其役所を町奉行所と稱し俗に御番所と云ふ)起 創設の年代詳かならず、江戸町奉行目録には、慶長五年板倉勝重市中の仕置を勤めたることを記し、仕置格義には、慶長九年始置とせり、蓋し江戸市内の市原次第に稠密と爲りし爲め慶長六年、内藤清成及び青山忠成を任ぜしに起因す(慶長十三年八重洲河岸及び道三河岸の兩所に奉行所を設けて南北に分ち、上層橋右衛門を南に、米津助兵衛を北に任じ、奉行二人を置く、寛永元年一人となし、吳服橋内に一箇所を置く、八年又二人に復し吳服橋内を南番所と爲し、常盤橋内に北番所を新置す、明暦三年奉行所焼失の後、一人に更めしが、寛文元年亦兩奉行所を建て、二人と爲す、元祿十五年更に一人を加へ、鍛冶橋門内に奉行所を新置して中番所と稱し、南北中の三奉行所を置く、其後奉行所の移轉ありしが、享保四年正月坪内定鑑役を免ぜられてより二人に復し永く鍛冶橋常盤橋の南北兩奉行所と爲る、八年祿高三千石に定む、初め寛永以前往々萬石以上に達むことを得、其後も五六千石に達するを得たりしが、茲に至りて定まる、慶應三年開市場を市内に設くるや、二人の兼勤者を任じ、一時四人となる、明治元年五月之を廢し、市政裁判所と稱す、七月廢す、今左に其任免を表に示す(明貞帶録、武家名目抄、徳川禁令考、法令全書、江戸會誌)
關東入國の時
同 彦坂小利部
慶長六年 青山常陸介忠成
同 内藤修理亮清成
慶長九年 土屋權右衛門由政
慶長十八年—寛永八年 島田彈正忠守利

エハツ

日恵方陽幹とは、甲丙戊庚壬なり、十幹の陰陽配合し、一年の間萬物を生ずる徳ある方とて、年徳とも云ふなるべし、恵方とは「キノエ」、ヒノエなど云へる「エ」にて、兄弟なり、エトは兄弟なり、しかれば恵方と書は誤也とあり、其縁は、開田耕筆に見えたり、左に示す。

甲巳歳は甲方 寅卯間 乙庚歳は庚方 申酉間
丙辛歳は丙方 巳午間 丁壬歳は壬方 亥子間
戊癸歳は丙方

エハツ

而して正月元旦にその年恵方に當りたる神佛に参詣するを恵方詣といふ。
衣鉢 名義禪家にて、佛の心法を授受する遺物として傳へたる金襴の袈裟と應量器といふ、後ち轉じて佛法世法を通じて師資の間其心法を授受すること用ふ。釋迦より、迦葉尊者に、迦葉より阿難に傳へ、是より展轉相承して南和修、優婆塞者、富那夜奢、馬鳴、迦毘摩羅、龍樹、迦那提婆、羅摩多、僧迦羅提、迦那舍多、鳩摩羅多、闍夜多、般若多羅等二十八傳して菩提達磨に至る、此間衣法並傳ふ、之を天竺の付法相承となす、達磨、梁の武帝大通元年支那に來り、慧可、僧曇、道信、弘忍と次第に相承して衣鉢を傳へ、一系更に分岐なし、忍の下始めて二派に分る、即ち六祖慧能(大通禪師)は正統にて衣鉢を傳へ、南宗を開き、神秀(大通禪師)は傍出にして北宗を創む、後衣鉢は争鬪の本と爲るを以て、大庾嶺の石中に納め、慧能より以下傳へず、是れより、單に正法授受のみいふに至れり(佛教各宗綱要)

エハツ

衣鉢侍者 禪宗にて住持の錢帛を掌るもの、住持の資具錢帛の有る所を衣鉢閣

エハラ

と云ふ、是れ資錢を貯るは僧の本志にあらず、故に露骨に言ふを忌みてかく名づく、多くは叢林老成の僧を以て之に補す(釋林叢書)

エハラノコホリ

起原 延喜式に始めて見えたり、和名抄、蒲田(カマダ)田本(タモト)蒲田(マンタ)荏原(エハラ)覺志(カ、シ)御田(ミタ)木田(キタ)櫻田(サクラダ)の八郷郡あり、後世御田櫻田二郷は豊島郡に入り、爾後變遷なし(郡名異同一覽、關郡沿革考)

エビガラゴク

海老殼具足 手輕く腕を付けたる具足をいふ、自分の卑き者之を著用す。○落穂集小十人衆の事の條に、小十人方の御借具足と申は、世俗に海老から具足と申ならはし置て、手輕くおどしたるにて候へば云々とあり。

エビサヤマキ

海老鞘巻 刀の鞘を海老の殼の如く、さざみめを付けたる刀をいふ、軍用記に、鞘を海老の殼の如く、刻み目を付けて朱塗にするなり、是には必ず飛鳥女下緒を付くるなり(中略)小尻は海老の腰をかやめたる形にして、尾の形をも作る、かやめに緒を下げて丈まきと云ふなり、と見えたるが、後松日記に、白石の説を駁して、ふるき世の物ともみえず、大かた足利の末の世に其名聞えたるものならん(中略)思ふに色は黒漆にてもあれ、小尻は海老の尾の如くならん、さざみ鞘のうれたちたるが、海老の形にかよひたるによりて、鞘塗などのいひ出たる名なりけらし、云々といへり。

エビヤウラフ

海老上臈 江戸時代に流行はれたる兒童の遊戯、飯の目を頭とし、いろ／＼の紙衣をさせ、ひいなりにつくりたるを云ふ、寛永の頃既にありしと見え、寛永十二年の諸譜三つ物に、うら白や海老上臈のしたかされと見えたり(骨董集)

エビゼ

海老責 江戸時代に行ひし榜問の一種、世傳五代將軍綱吉の時、火附盜賊改中山勘解由之をばむ(方法)石抱(イシダキ)參看)の榜問にて白狀せざる因人に行ふものにして、まづ胡床をかき、手を背後になし、體を屈げ、兩足首を一つに結び、右足首より首へ繩をかけ段々寄せて、兩足と顔と密着せしむるまでに縛す、かくして半時も経過せば、總身眞赤になり、冷汗流れ出づ、それより一時も過ぐれば次第に紫色に變じ、又暗紫色となり、更に蒼白色を呈す、蒼白に變する時は死に近づきたるなれば縛をとく、かくして白狀せば、陳述を聞き白狀書を作りて押印せしめ、白狀せざれば釣責に行ふ、榜問(カウモン)參看(法曹後鑑、



凡て外國を夷と云ふを以て然か云ふか○吾妻貞貞三年二月二十九日の條に、去年冬比高麗人乗船流寄于越後國寺泊浦、仍今日式部大夫朝時、執進其弓箭以下具足於若君御方、則覽之、奥州以下詳參、弓二張(假令如當但願短似夷弓、以皮爲弦)とあり、又參考太平記直冬上洛の條に、足利直冬は内宮跡大極殿の額門の跡に敷皮布きて座し給ふに、鉦弓征矢なば龍崎に持せられ、我身は黒革腹巻に夷弓持ちて、草鞋に着單皮を著せらるるとあり。

エビス

恵比須 七福神の一、大黒天と共に祀記して崇敬す、此神像は、左に鯛を獲へ、右に釣竿を持し、無目龍を傍に置くに尻をかけたたり、古來より姪兒を以て夷三郎と云へり、神皇正統記に、姪兒は西宮大明神にて夷三郎と云へり、蓋し西宮は攝津國廣田社の末社或社を云ふなりと、神社啓蒙に、西宮者姪子神也、俗號夷三郎非也、姪子天照大神弟也、夷者別一氣神也、其在釣磯、則號夷、蓋河伯名焉、夷亦相似、非謂夷是河伯也、と、神代傳受記に、西宮夷社は即太田の所變也、蓋乘三姪兒吟心而忽現、漁翁云々、これば火々出見尊の海濱にさまよひし時に、事跡神亦名は鹽土翁と現出せし事あり、此説古記にあればにや、大黒を猿田彦命なりと云ふ、猿田彦を事跡神なりと云ふ説あるに依て、恵比須大黒配合の本據とせるなるべしとみえたり、宗鏡記に、解按るに、中葉より夷の神と唱ふるものは姪兒と彦火々出見尊とこれ(中略)日神は第一にをばし、月神は第二、姪兒は三郎なり、故に夷三郎と稱す、さて姪兒を「エビス」と稱する由は、此神冠弱不具にて三歳になるまで脚の立給はざればなり、總て物の異なるを指して「エビス」といふ、此神、天磐櫻標船に乗られて順風放棄られ、遠き島峯を宿とす、其標、同胞の神だちには異なる故に「エビス」と申さんも亦其由あり、姪兒の釣を好み給ふといふ事は紀に見えれども、既に海濱に漂流し給はば、又海の幸を獲給ひ、且冠弱不具なるによりて、早く世を遊給へば、榮枯得失につきて一切煩ひなし、是眞の福神にあらずや、云々とあり、山本時亮恵比須に就き辨じて曰く、姪兒魚を釣る事所據詳ならず、大國神の子事代主神、魚を釣る事を以て大國神の兄の事代八十神とするは、其名等を以てなり、恵比須大黒につきて説四あり、一、

エビス

刑罪大祓、徳川政利史料) 刑罪大祓、徳川政利史料) 刑罪大祓、徳川政利史料)

エビゾ

エビゾ 葡萄酒、染色の名、薄紫に染めたるものを云ふ、延喜雜式に、綾一疋紫草三疋、酢一合、新四十斤、帛一疋紫草一斤、酢一合、灰二升、薪二十斤とあり○織色の名、経糸、練薄紫なるを云ふ○織の色目の名、表紫、裏赤なるもの、又表裏芳花田なるものをいふ、冬より春にかけて是を着用す、訪抄に、嘉祿四年三月二十八日春日行幸、翌朝、左大将實經、立片舞、着薄紫染下重(黃圖文)と見えたり(名目抄、源氏裝束抄、裝束集成、重色目)

エビド

江人 御厨子所膳部の役人にて、御用の魚類をとるものを云ふ。

エビメ

愛比賣 伊豫國を云ふ、古事記傳に、兄弟の女子を兄比賣弟比賣と云へば、女子の始の意にて兄比賣か、又宜島の意にて愛は宜き意か、比賣は比古に對て女を美て云ふ稱、比は産葉日の日、賣は女なりと云へり、伊豫國(イヨノクニ)參看、

エビラ

籠 武器の名、箭を盛る器を云ふ、もと胡籠、籠と書きて共に「ヤナケヒ」と呼びしが、其形ち「エビラ」と稱する體澤に似たる故に、俗に「エビラ」と稱したるより、遂に本名の如くなれり、古今要覽稿に、東大寺寶物の聖武天皇の籠と稱するもの、外二三種の圖、及び平家物語の竹ふびらとあるを引きて、籠とは全く別物なりとし、且つ此の籠は胡籠より輕きを以て、山野を負ひ行くに便よければ、遂に常に用ひなれしより、「ヤナケヒ」をも「エビラ」と呼び、もとの籠は竹籠と稱するに至りしなるべしと云ひて、籠と云ふ一種の武器ありしが如く云へども、確證なきを以て、今一説として存し置くのみ(起原)上代の籠(ユキ)參看)より出でしものなり、中古以來籠の名は、官人の名に殘りて朝

赤になり、冷汗流れ出づ、それより一時も過ぐれば次第に紫色に變じ、又暗紫色となり、更に蒼白色を呈す、蒼白に變する時は死に近づきたるなれば縛をとく、かくして白狀せば、陳述を聞き白狀書を作りて押印せしめ、白狀せざれば釣責に行ふ、榜問(カウモン)參看(法曹後鑑、

エビスカウ

恵美須講 江戸時代民間年中行事の一、毎年十月二十日、各商家にて姪子の像を祀り、宴を開きて商賈繁盛を祈るを云ふ、正月十日に祭るを、十日夷と云ふ、蓋し姪子は福神たるを以てなり、起原詳ならず、其行事は、江戸に於ては、前夜即ち、十九日大傳馬町通り旅籠町の往來にて、姪子講に用ふる道具及び澤庵を商ふ市立つ、之をベントラ市と云ふ、此市今に繼續して、當夜の雜沓實に名狀すべからず、當日には床の間に姪子の懸軸をかけ、鯛、御酒、饅頭、其他柿栗等を供へ、賓客を集めて盛宴を張る、又座中の器具何にまれ假りに百兩、千兩、萬兩など、價を附して賣れば、客快く之を語し、一座拍手して賣買取極むる眞似をするなり、之れ當夜の縁起なりとぞ(江戸年中行事、江戸歳事記)

エビスガミ

恵美須紙 隅の裁切殘したる紙をいふ、三養雜記に云、十月には、いづくの神々も皆出雲國へ行きたまふよし、世にいひつたへて此月を神無月といひ、出雲國にては神在月といへるなど語にもいふに、恵比須講は、此月にするなれば、あびす神ばかりは出雲に行きたまはれば、「かみ(神)のたち(立)のこり(紙の裁ち残り)」といふこゝろにてあびす紙とはいふとかや。

エビスユミ

夷弓 外國の弓を指して云ふ、

エビス

エビス 葡萄酒、染色の名、薄紫に染めたるものを云ふ、延喜雜式に、綾一疋紫草三疋、酢一合、新四十斤、帛一疋紫草一斤、酢一合、灰二升、薪二十斤とあり○織色の名、経糸、練薄紫なるを云ふ○織の色目の名、表紫、裏赤なるもの、又表裏芳花田なるものをいふ、冬より春にかけて是を着用す、訪抄に、嘉祿四年三月二十八日春日行幸、翌朝、左大将實經、立片舞、着薄紫染下重(黃圖文)と見えたり(名目抄、源氏裝束抄、裝束集成、重色目)

エビゾ

エビゾ 葡萄酒、染色の名、薄紫に染めたるものを云ふ、延喜雜式に、綾一疋紫草三疋、酢一合、新四十斤、帛一疋紫草一斤、酢一合、灰二升、薪二十斤とあり○織色の名、経糸、練薄紫なるを云ふ○織の色目の名、表紫、裏赤なるもの、又表裏芳花田なるものをいふ、冬より春にかけて是を着用す、訪抄に、嘉祿四年三月二十八日春日行幸、翌朝、左大将實經、立片舞、着薄紫染下重(黃圖文)と見えたり(名目抄、源氏裝束抄、裝束集成、重色目)

エボシ

一門に遺跡三郎源光と云者、呼寄て元服せさせ
て烏帽子子とす、父盛光が盛と、烏帽子親源光が遠
と名を取て、盛遠と名を付、父が跡を追て上四門院北
面に参、遠藤武者盛遠とぞ云けるしとあり、伊勢家用
來冠禮口訣書に、古は武士我心に頼思ふ人を頼て、烏
帽子親とし、其親髪をとり揚、烏帽子を着せ、我一
字を頼て實名を付たると也とあり、元服(ゲンブク)

エボシコ 烏帽子子 烏帽子親に對し、元
服を加へし人ないふ詞、元服(ゲンブク)を見よ、

エボシナ 烏帽子子名 元服の際に附する名、
元服前は幼名を稱し、何丸何若等いへども、此時よ
りこれを廢し、新に何太郎何次郎の如き通稱を名乗
るなり、始めて烏帽子をかぶる時の名なるによりて
かく云ふ(貞丈雜記)

エボシナホシ 烏帽子直 直衣に立烏帽子
を着けたる装ないふ、攝家は小諸眉、諸家は十六以
前諸眉、以後は左眉なり、壯年は立烏帽子、老年は
折烏帽子を用ふ、社人如木の雜色等は立烏帽子なれ
ども、是は柳佐比と稱するを用ふ(四三條裝束抄)

エボシハシメ 烏帽子始 元服(ゲンブク)
を見よ、
エマ 繪馬 名馬を畫きたる額にて、神社
佛寺に奉納するもの起原沿革其始め詳かならず、
本朝文粹に據れば、寛弘九年六月大江匡衡北野天神
供物の文中に、色紙繪馬三匹、走馬十列とあるを以
て、當時既に繪馬ありしこと明なり、もと神社へ奉り
たる馬を神馬といひしが、神馬を獻ること能はざる
者、木にて馬を造り之を獻る、尙ほ力の及ばざるも
の、神馬の形を繪に畫きて獻す、是れ繪馬の起りたる
原因なり、後世馬のみならず鳥獸人形其外種々の物

エマキ

を云きて奉ることいはなりぬ、武者繪を奉ること
は古く建曆中よりあり、又太平記にも人形をかきて
寺社に納めしこと見えたり、近世に至り、射人の金
的(是を星といふ)を射揚げて、是に矢一雙を添へ其
産土の神社へ奉納するもあり、或は砲術の人其體を
畫してかけ、銀術鎗術の旗、竹刀、木刀をかくるもあ
り、終に古の本義を失ふに至る(朝野群載、今昔物語、
貞丈雜記、倭訓栞、神社啓蒙、閑齋雜筆、南嶺遺稿)

古今著聞集に、後白河院の時年中行事の繪を畫かせ
て御覽ありしこと見えたり、鎌倉將軍源實朝の時
最も盛なりき、即ち將門合戦繪、奥州十二年合戦繪
等あり、吾妻鏡に、承元四年十一月二十三日丁未奥
州十二年合戦繪、自京都被召下之、今日御覽(源
實朝)仲業依仰讀申其詞云々とあり、室町時代
に至り、公卿以下繪物を弄ぶこと益々流行して、江
戸時代慶長中に及べり、然るに印刷術進歩して之を
版に上せ、街談巷説等を繪巻物とせしを以て、品位
下として又昔時の如くならず、今現在して國寶と
なりたるものを左に示す(燕石雜志、大倭畫名巻、
横井博士著日本繪畫史、國寶目録)

Table with columns: 繪巻物, 名, 繪畫筆者, 卷數, 所藏者. Lists various scrolls and their authors and locations.

エマコ

エマコジラウ 江馬小次郎 北條義時(ホ
ウテウヨシトキ)を見よ、
エマタラウ 江馬太郎 北條泰時(ホウテ
ウカストキ)を見よ、
エミ 笑 刀又は鐵の名所、刀は鐵の事、鐵は
鳩むれに三つの隆起を有せるもの、即ち中高く、左
右ひろく、又其左右高き所を云ふ、詳しくは「カマ
ナ」及び「アブミ」を見よ、
エミシ 夷 蝦夷をいへる古語、夷は凡て身に
長き髪多きを以て、蝦にぞらへて名づけたりと云
ふ、後には延昆須と云ひ夷の字或の字をのみ訓みて
蝦夷をばエシとのみ訓するに至れりと古事記傳に云
へり、今昔物語に「エシ」と見え、新古今集源賴朝の
歌に「みちのくのはいでしのふはえぞしらわかきつ

くしてよつばの石ふみなど見えたり、エシ參看、
エミノオシカツ 惠美押勝 藤原仲慶(フ
ヤハラノナカマロ)を見よ、
エンエイタウ 延英堂 大内親豐樂殿九堂
の一、儀門外の東に在り、故にまた儀門外東堂
ともいふ、大さ九間、招徳堂と相對す、射禮の時參
議以上の座とし、大嘗會の時北の第三四間は、親王
以下納言以上の座、五六間は參議の座、第五間以南は
辨以下の座とす(大内親圖考證)

エンオウ 延應 名義 四條天皇御宇の年
號、曆仁二年二月七日改元す、天變に因てなり、二年
にして仁壽と改む(開闢文選に、藤原惟清、後人は是
延應應嘉聖とあるに據る、文章博士經範朝臣之を
勳進す(元祿別錄)

エンガ

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガクシ 圓覺寺 關原相模國鎌倉郡
山之内村○山城瑞鹿山○臨濟宗、鎌倉五山第二
の名刹なり(開闢弘安五年草創、開山佛光禪師願元、
開基北條時宗、初め時宗佛を尊信し、一寺を建立せ
んとし、道隆と共に此地を相し役を起す、二年工を
宋國に遣はして諸堂の制を見せしめ、彼制に擬して
此堂を建つ、五年成りて願元を招請して開祖とす○
圓覺とは此地を開く時、圓覺經を撰譯せし奇瑞に因
り、瑞鹿とは、開堂の日白鹿群來聽法せしを吉徴と
し山號となす(開闢弘安六年七月北條時宗當寺を幕
府の新願所とし、尾張上總二國內の地を賞用に充つ、
爾來佛事用途の料地を獻すること屢なり、正安三
年八月北條貞時、住僧西洞と請して巨鐘を鑄る、延
慶元年十二月勅して定額寺と爲し、且つ伏見上皇宸

エンガク

エンガ

筆の額を下す、康安二年五月後光嚴天皇勅して、開山に開滿常照國師の臨誡を賜ふ、應安七年十一月二十三日出火して堂宇灰燼となる、永和二年義堂遺教奉行入等と請し、十州管内棟別錢及び鎌倉中の課役を以て速に功を終らしむ、四年佛殿成る、至徳三年將軍足利義滿京鎌倉五山の座位を定む、當寺第二位たり、其後後小松天皇宸筆の扁額を賜ふ、應永十四年十一月、二十八年十一月、再度焼失す、永正十二年、天文十一年北條氏令して公役を免す、永祿六年十二月又同様の災あり、是より諸堂焚燬する年あり、然れども今猶山門佛殿以下の堂宇宏大なるもの十數字あり、山門の額は花園天皇の宸筆、佛殿は寛永二年の建築にかゝると云ふ、元和三年寛永十三年の兩度、江戸幕府より寺領の朱印を賜ふ、塔頭、正倫院、萬年山と號す、北條貞時建立、建武二年後醍醐天皇勅して開山塔となす、舍利殿、佛牙の舍利を收む、北條貞時の造營する所、今特別保護遺物となる、開山塔、舍利殿の後にあり、伏見天皇の宸筆勅臨佛光禪師の額あり、開山佛光の木像を安置す、黃梅院、傳衣山と號す、徑山傳來の法衣、當院の什寶たり、續燈菴、萬富山と號す、文中足利尊氏佛滿の爲に創建し師を開祖とす、中興の開基今川範國、大永四年今川氏親再造す、後、古河義氏新願所となす、佛日菴、北條家の祠堂、越後を中興開祖とす、雲頂菴、開山塔の號なり、中興の開基長尾忠成入道、傳宗菴、文保元年の創建、僧士靈開祖、臥龍菴、舊二字あり山上を洞香、山下を臥龍と稱す、開祖大川、歸源菴、開祖是英、僧奇文中興の祖、北條氏康中興の開基、龍隱菴、開祖大雅、中興の開基尼幸春、法珠院、應永中の創建、開祖芳隆、瑞光菴、開祖天外、寶物に、北條時宗時貞の眞蹟、足利尊氏自筆の法華經、道隆祖

エンガ

元一山の墨蹟、道隆正念、石等の畫像は、何れも天下の絶品にして、其外古文書、什器歴史上の參考となるべきもの頗る多し、左に歴代を示す(新編相模國風土記稿、國寶目錄)

○祖元(備前) 正念(大徳) 覺圓(備前) 德悟(備前) 道然(備前) 子最(備前) 一寧(備前) 圓範(備前) 昭元(備前) 惠日(備前) 士雲(備前) 首隆(備前) 惠輪(備前) 巧安(備前) 疎石(備前) 正澄(備前) 道通(備前) 惠宗(備前) 志高(備前) 居中(備前) 妙環(備前) 通川(備前) 禪鑑(備前) 正因(備前) 士盛(備前) 水環(備前) 智越(備前) 可允(備前) 印元(備前) 法忻(備前) 安潤(備前) 友丘(備前) 契閑(備前) 士啓(備前) 光一(備前) 妙謙(備前) 銀辨(備前) 是英(備前) 善政(備前) 祖龍(備前) 大圓(備前) 妙在(備前) 契光(備前) 慶芳(備前) 全快(備前) 妙積(備前) 海壽(備前) 識桂(備前) 道欽(備前) 德俊(備前) 存圓(備前) 通妙(備前) 有承(備前) 奥伊(備前) 藏珍(備前) 性珍(備前) 元勝(備前) 周應(備前) 周潛(備前) 圓方(備前) 文昇(備前) 知春(備前) 得哲(備前) 典忻(備前) 祖松(備前) 中興(備前) 正隆(備前) 妙佐(備前) 敬忠(備前) 全用(備前) 梵興(備前) 僧可(備前) 等敬(備前) 了善(備前) 中樹(備前) 長會(備前) 總輝(備前) 妙冲(備前) 水旭(備前) 淨淨(備前) 中季(備前) 惟中(備前) 中决(備前) 聖嗣(備前) 見機(備前) 友修(備前) 法部(備前) 球珍(備前) 宗光(備前) 中哲(備前)

エンガ

德聰(備前) 巨幢(大徳) 天松(備前) 曾妙(備前) 純乾(備前) 梵松(備前) 心奥(大徳) 梵淳(備前) 嵩一(備前) 心水(備前) 天哲(備前) 省音(大徳) 同爾(備前) 繼道(備前) 一峯(備前) 存香(備前) 英宵(備前) 祥政(備前) 中曇(備前) 本雄(備前) 飯才(備前) 長旭(備前) 昌猷(備前) 昌薫(備前) 景芳(備前) 正安(備前) 妙薫(備前) 周南(備前) 法勤(備前) 芳洋(備前) 周有(備前) 梵輝(備前) 用尊(備前) 心林(備前) 心正(備前) 士倫(備前) 純清(備前) 中和(備前) 德瑛(備前) 妙訓(備前) 光温(備前) 中蓮(備前) 守旭(備前) 正文(備前) 德荷(備前) 法紹(備前) 省菊(備前) 長全(備前) 德然(備前) 周顯(備前) 妙然(備前) 妙積(備前) 奥徳(備前) 德華(備前) 中淳(備前) 中恩(備前) 紹俊(備前) 法養(備前) 正心(備前) 禪傳(備前) 省輔(備前) 周隨(備前) 梵精(備前) 禪才(備前) 法鏡(備前) 昌伊(備前) 昌圓(備前) 妙意(備前) 支端(備前) 是恩(備前) 昌登(備前) 妙輝(備前) 碩林(備前) 梵千(備前) 昌俊(備前) 中圓(備前) 碩芳(備前) 昌泉(備前) 是倫(大徳) 昌波(備前) 昌裕(備前) 碩然(備前) 碩柳(備前) 昌宣(備前) 是倫(備前) 周法(備前) 碩隆(備前) 周幹(備前) 周瑞(備前) 周棟(備前) 周朴(備前) 周雍(備前) 是鈞(備前) 周朝(備前) 梵仲(備前) 法教(備前) 法如(備前) 碩朝(備前) 周輝(備前) 周古(備前)

エンガ

音堂(備前) 梵俊(備前) 開禪(備前) 是興(備前) 碩見(備前) 法重(備前) 昌峻(備前) 昌琦(備前) 梵心(備前) 是垣(備前) 惠通(備前) 宗品(備前) 周密(大徳) 碩完(備前) 周泉(備前) 宗支(備前) 宗演(備前) 宗海(備前) エンガクジウタイジン 圓覺寺右大臣 藤原良相(フナハラノヨシスケ)を見よ、 エンガクジハ 圓覺寺派 臨濟宗の一派、無學祖元禪師を祖とす、祖元(ソクン)禪宗センシユウ(臨濟宗(リンゼイシユウ)を見よ、 エンガクジフキヤウ 圓覺寺奉行 室町時代の職名、鎌倉圓覺寺の事を掌る、室町記永和元年五月二十二日の條に、布施彈正大夫入道爲圓覺寺奉行と見えたり、 エンガノサ 垣下座 朝廷及び公卿等の家にて要宴の時、正客の外の人の相伴する座を云ふ、又地下座とも云ふ、凡て其役にあらずして座に列する者を垣下と云ふ、故に相伴人を「エガノ人」とも、カイモトとも云ふ、又「カイモトアルツ」とも稱す、源氏物語勾當の條に、しん殿の南のひさしにつれのこ、南むきに中少將つさわたり、北むきにむかへて、えがのみこたち上座部の御座あり」と見え、細流抄に、垣下也、請伴の心也、孟津抄に、垣下をふかともむ也、花鳥餘情、庇の座、中少將は奥の方につき、親王公卿は端につき、是をば垣下の座と云ふ、中少將を請伴する請伴の心也、のり(眞丈雜記、安齋隨筆、建武年中行事略解)

エンキ

元一山の墨蹟、道隆正念、石等の畫像は、何れも天下の絶品にして、其外古文書、什器歴史上の參考となるべきもの頗る多し、左に歴代を示す(新編相模國風土記稿、國寶目錄)

○祖元(備前) 正念(大徳) 覺圓(備前) 德悟(備前) 道然(備前) 子最(備前) 一寧(備前) 圓範(備前) 昭元(備前) 惠日(備前) 士雲(備前) 首隆(備前) 惠輪(備前) 巧安(備前) 疎石(備前) 正澄(備前) 道通(備前) 惠宗(備前) 志高(備前) 居中(備前) 妙環(備前) 通川(備前) 禪鑑(備前) 正因(備前) 士盛(備前) 水環(備前) 智越(備前) 可允(備前) 印元(備前) 法忻(備前) 安潤(備前) 友丘(備前) 契閑(備前) 士啓(備前) 光一(備前) 妙謙(備前) 銀辨(備前) 是英(備前) 善政(備前) 祖龍(備前) 大圓(備前) 妙在(備前) 契光(備前) 慶芳(備前) 全快(備前) 妙積(備前) 海壽(備前) 識桂(備前) 道欽(備前) 德俊(備前) 存圓(備前) 通妙(備前) 有承(備前) 奥伊(備前) 藏珍(備前) 性珍(備前) 元勝(備前) 周應(備前) 周潛(備前) 圓方(備前) 文昇(備前) 知春(備前) 得哲(備前) 典忻(備前) 祖松(備前) 中興(備前) 正隆(備前) 妙佐(備前) 敬忠(備前) 全用(備前) 梵興(備前) 僧可(備前) 等敬(備前) 了善(備前) 中樹(備前) 長會(備前) 總輝(備前) 妙冲(備前) 水旭(備前) 淨淨(備前) 中季(備前) 惟中(備前) 中决(備前) 聖嗣(備前) 見機(備前) 友修(備前) 法部(備前) 球珍(備前) 宗光(備前) 中哲(備前)

エンキ

れた、ゆゑに垣下舞と云ひけるにや、後世の俗謬に據るの舞と云へるは即ちこの垣下舞を誤りたるなるべし(嬉遊笑覽、夏山雜談)

エンキ 延喜 醍醐天皇御宇の年號、昌泰四年七月十五日改元、甲子革命及び老人星に因てなり、改元曆記に、辛酉爲革命、甲子爲革命とあり、此年に當る毎に改元するは延喜康保より始まる、國史或書に、萬葉文云延喜とあり、に據る、三善清行之を勸進す(元祿別錄)

エンキ 縁起 佛敎にて因縁生起の義、因と縁と相應じて萬法の生起するを云ふ、縁起説とは、小乘に所謂業縁縁起、中乘に賴耶縁起、大乘に眞如縁起にして、此等の說皆萬有の大元を論究する節目なり、大日經に從因縁起、有二心性相生、俱舍論に有情縁起、又明三本縁起と見えたり(佛敎いろは辭典)(二)佛敎の縁起より起りて神社佛閣の由来を云ふ、又轉じて其由来を著したる書籍卷物の額を云ふ、或は故實を記せるものをも云へり、藤原に「神社佛閣の故實を記せるを俗に縁起と云ふ縁起起れる事を記せるにや、縁起の字は佛書に出でたり、楞伽經に佛説三縁起とあり、俗説辭に、神社由来を記したるを縁起と云ふは非なり、縁起は佛家より出でたり、法華經方便品に佛種從縁起とあるを考ふべし」と云へり(國語)我國にて縁起の尤も古きは、聖武天皇天平十九年二月十一日法隆寺大安寺等より奉りし伽藍縁起并流記實財帳とす、全文は大日本古文書二に收められたり、就て見るべし、

エンキウ 延久 後三條天皇御宇の年號、治暦五年四月十三日改元、代始を以てなり、五年を経て承保と改む、國史或書に、我以道惟安寧、王之徳欲延久也とあるに據る、式部大輔藤原實綱

エンキ

之を勸進す(元祿抄)

エンキウセシジマス 延久宣旨辨 辨の一種、後三條天皇延久四年九月二十九日、斗升法は一條天皇長保の例に適用すべき由を下知せられたるものを世に稱していふ、古事談に、延久善政には先器物を作られけり、資仲頼藏人頭にて之を奉行せり、辨を召よせて、とり、御覽じて慶を折て寸法などさ、せ給けり、米をば穀倉院より召寄せて殿上小廳にて眞首以下藏人出納など檢知して小舎人玉たすきして量けり、米米をば紙屋紙に巻て持参りたりければ、數覽有て勅封を加へられてぞ御持備の許などへつかはされける、辨器は方なる櫃を差す、石をく、り下ておもしにして二またの水に懸て穀倉院にして國々の米をば納られけり、仍何石とは石の字を用なり、件器石等子今穀倉院に有といへり」と見えたり、然れども當時は只に量の器りを正し給ひしのみにて、量法を改められしは、堀河天皇の寛治中にあり、宣旨辨(センシマス)辨(マス)參看(扶桑書記、古今要智稿、宣旨斗考)

エンキウタウ 延休堂 大内裡八省院十二堂の一、大極殿の西方北より第一の堂にて、龍尾道の南にあたり、長さ七間とす、朝堂の座者は、親王にして、一品は北階より、二品以下四品以上は、中階及び南階より昇降し、北を以て上と爲す(大内裡圖考證)

エンキウノマツリ 圓丘祭 郊祀(カウシ)を見よ、

エンギカウタイシキ 延喜交替式 交替式(カウタイシキ)を見よ、

エンギキヤク 延喜格 卷十二卷、今は類聚三代格に收む、内九十一、十三缺、國史大系十二卷に收む、國史或書に、延喜七年に至る迄の格を集めたるものなり、延喜格序に、弘仁格

(安通志)

エントウジ

大澤村○大澤山成漢院と號す。百淨土宗、名越派の祖は、肥前守藤原忠朝(下野國誌)とす。寺田六十石を領す(下野國誌)

エントウタイオウコクシ

圓通大應國師 紹明(セウミヤウ)を見よ。

エントウタイシ

圓通大師 寂昭(シヤウ)を見よ。

エンテイ

淵底 事物の根源をいふ。下學集に、淵底窮事義也とあり。古今著聞集に、昔今をかながみて、その淵底をあらがらせ給ふに云々」とあり。

エンドウウチ

遠藤氏 東氏(トウウチ)を見よ。

エンドウウサウ

豌豆糖 「ハウサウ」を見よ。

エンドウモリトホ

遠藤盛遠 名國出家して文覚と號す。父を左近衛將監茂遠と云ふ。手願功にして親を喪ふ。飄々壯大、驍悍武藝に精はし。上西門院の北面となり又院の武者所となる。年十八、親を源渡の妻殺害を殺し、痛恨の餘髪を削りて僧となる。勤修勇猛、盛夏隆寒を避けず。山林に露臥し飛泉に凝立す。名山大川古刹淨刹に至らざるなし。高雄神護寺の傍に居し。梵字の韻致を嘆きて營繕し、父母の冥福を祈らんとし、遂に化疏を作りて普れく淨捨を求め、また一日後白川法皇の御所法住寺殿に至りて奏請す。法皇時に群臣と宴せるを以て左右通せず。文覚大に怒り殿庭に入り高聲疏を讀み、檢非違使を殺し、法皇を慢罵す因て之を縛して廷尉の獄に下す。後ち赦に達ひて



(集賢掛基編料史) 藏所寺護神都京

出づると雖も、意氣少し挽ます。益々諷刺して顯傳する所なし。終に伊豆に流す。即ち奈古庵寺に居し。自ら善相人と稱す。遠近頗る歸嚮す。時に源頼朝亦請せられて伊豆にあり。一日寺に至りて文覚を訪ふ。文覚見て謂て曰く、吾曾て四方に周流して、源氏諸族を見るに、皆大事を濟すに足らず。今公を見るに心操平穩將帥の器あり。公誠に大事を興さば、公の爲めに盡さんと。乃ち急に福原に赴き、後白川法皇の院宣を得て還る。豫め頼朝期するに、事もし成らば丹波、播磨、土佐、豊後之地十三ヶ所を神護寺の寺田と爲す。べきことを以てす。既にして頼朝大將軍となり兵馬の權を握るに及び、龍を恃み勢を市り頼朝威權を弄し、終に神護寺及び東寺を修す。而して頼朝の禮遇日に隆なり。平氏滅するの後、北條時政京師にありて、平氏の子孫を捕ふるや、平維盛の子六代また被られて當に斬られんとす。文覚頼朝に請うて之を助く。姓假根老いて止まず。正治元年頼朝の薨後不軌を圖る。顯

れて佐渡に流さる。文覚顯隆萬雲をせずして死す。年八十八(大日本史)

エントク

延徳 後土御門天皇御宇の年號。長享三年八月二十一日改元。三年を経て明應と改む。開國孟子に、開延道徳とあるに據る。菅原長直之を勳進す(元祿抄)

エントクサキ

圓徳院 三千院(サンセン)を見よ。

エント

圓頓 天台宗の教法、即ち法華の妙法を云ふ。此妙法は、圓滿に頓達に成佛することを得る法なる故に名づく(法華は、梵語薩婆勝鬘陀利修多羅、譯して妙法蓮華經と云ふ。即ち十界十如相實の法、微妙不可思議なるを妙法と云ふ。之を蓮華の華果同時なるに譬へて以て稱實同體の妙法を彰はすなり)圓とは、不偏を義とし、圓滿無礙、圓滿具足して眞法を隨てす。迷悟無礙として言語道斷なる者、之を圓教と云ふ。頓とは、初頓直頓の義にて、對機利根なれば漸次誘引の方便を用ひず。佛成道の當初發直に中道の實理に依る。深高の法門を頓説する者之を頓教と云ふ。即ち天台宗は法華の一念三千の妙理を頓悟し、迷悟染淨淨穢不變の旨を證知し、未來際を盡して自他の功徳を滿足するにあり。故に其宗を圓頓宗、戒を圓頓戒、戒壇を圓頓戒壇と云ふ(佛教各宗綱要)

エントシユウ

圓頓宗 天台宗を云ふ。宗祖智者大師天台山に入て苦行し、法華經に由て一貫圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修むるを以て天台法華圓頓宗と云ひ、又單に圓頓宗とも云ふ。『テンドウイシヤウ』、『エント』參看(佛教各宗綱要)

エントシカイ

圓頓戒 天台宗の戒を云ふ。『エント』參看。

エントシユウ

圓頓宗 天台宗を云ふ。宗祖智者大師天台山に入て苦行し、法華經に由て一貫圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修むるを以て天台法華圓頓宗と云ひ、又單に圓頓宗とも云ふ。『テンドウイシヤウ』、『エント』參看(佛教各宗綱要)

エントシノカイタン

圓頓戒壇 天台宗の戒壇を云ふ。大衆圓頓戒を授くる故に名づく。嵯峨天皇弘仁十年僧最澄、表を奉りて戒壇を建つる事を請ふ。天皇諸寺に降して之を許せしむ。元興寺の護命、東大寺の欽深皆之を斥く。然れども翌十一年春、請を入れ建立を許す。是より先戒壇は奈良東大寺、下野薬師寺、太宰府觀世音寺の三戒壇なりしが、茲に至り四戒壇となる(元亨釋書)

エニニチ

緣日 佛神に有緣の日を云ふ。倭訓栞に、佛菩薩降誕日示現或某神誕辰降現飛升等の日と云ふ。道書並月令廣義などに見え侍る。是我俗に云ふ緣日也」とあり。櫻陰廣談に、相傳有二説、一謂、昔於日本、造觀音或藥師寺之殿堂、用初致遷宮之日。習來爲其緣日。一謂、緣日具名。婆娑有緣之日。若再用、尊之初現。釋迦說經座之日。爲其緣日。平、久來但有此兩説、更無全取決之證と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども心あればさもあるべし。太平記雲客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引なけるか云々とあり。

エンニ

延任 地方官の一定の赴任年限を延べて、久しく其國を治するを云ふ。官職難儀に、一任四ヶ年を又四ヶ年任するを重任といふ。四ヶ年の内を一年にても、又二ヶ年三ヶ年にても、のべてなされる。をば延任と申す也」といへり。文武天皇大寶元年の制に任期は六年なりしが、後ち屢々沿革して仁明天皇承和元年七月諸國は四ヶ年、陸奥出羽太宰府は六ヶ年と定めらる(合義解、三代格、有職小説)

エンニ

圓仁 淳和天皇天長八年七月慈覺大師と號す。姓は壬生氏。其先は崇神天皇の皇子豐城入彦命より出づ。下野都賀郡の人。

性聰明、貌溫雅、幼より佛理を好む。初め下野の大慈寺僧智廣に從て學ぶ。大同三年叡山に至り、最澄の弟子となる。澄、仁の器宇の凡ならざるを見て之を受し、止觀文義の骨髄を指授し、一蓮經論の關鍵を領知せしむ。七年具足戒を東大寺に受く。承和五年七月入唐法を求む。宗叡に悉曇を學び、全經に從て密教を解し灌頂を受く。後ち諸國を巡視し、五台山に遊ばんとす。普慈院志遠法師に摩訶止觀を受く。大興善寺元政阿闍梨に金剛界の大法を學び、五瓶灌頂を受け、背能寺義眞の胎藏界灌頂場に入り、毗盧遮那經中の眞言印契を學び、十四年歸朝し、太宰府に入る。傳ふる所の經書法具を朝廷に奉る。明年京師に入り、千僧供養を行ひ、五台山の念佛三昧法を諸徒に授く。嘉祥元年内供奉となる。齊衡元年天台座主となる。三年三月天皇冷泉院に兩部灌頂を受く。後ち又菩薩戒を受け、皇后亦同く受く。貞觀六年正月十三日弟子常濟獨りを内床に召入れ、口に眞言を誦し、印契を濟に授く。次夜阿彌陀を念じ、諸門人をして同唱せしむ。子の時手に印を結び、口に咒を誦し、首を北にして逝く。年七十一。腰四十九(金剛頂蘇悉地二經疏共に七卷、顯揚大成論八卷、元亨釋書)。

エンニ

延年舞 名義、圓家の舞。延年とは、庭訓往來に、詩歌管絃者、選齡延年方也」とある意なり。○吾妻鏡要目集成に云ふ、延年は少年の法師二人髪頭として白き袈裟にて包み、赤き袍を着し、白き大口をつけ短刀を背に指し、中啓鼻高香を用ふ。又舞の中に、如此なる立烏帽子を着る。唱方は六人一同、袍赤五人、白一人、五條袈裟、纏帽子、中啓、鼻高香等なり。各一行に進出て唱ふ。舞畢て舞方唱方一同に退去。僧徒天下安全の爲めに



(圖一第)



(圖二第)

エンミヤウジ

圓明寺 根来寺のこと、いふ、ネゴテラを見よ、エンミヤウジドノ 圓明寺殿 藤原實経

エンミヤウジニフダウサキノクワンバク 圓明寺入道前關白 一條家経(イナテウイヘツネ)を見よ、

エンミヤウホフ 延命法 普賢延命法(フゲンエンミヤウホフ)を見よ、

エンメイモン 延明門 大内禮堂院十九門の一、又東面外の大門ともいふ、豊樂院の外門、朝堂院の章義門と相對す、大さ五間、極間南北一丈四尺、東西一丈一尺、章善門及び不老門の結構に據る、内裏式(七日會)に、左右馬寮引馬、入自延明門とあり(大内禮堂院考證)

エンメイリウ 圓明流 武藏流(ムサシリウ)を見よ、

エンモン 延文 後光嚴天皇御宇の年號、文和五年三月二十八日改元、五年を経て康安と改元す(開元漢書に、延文文學儒者數百人とあるに據る、文章博士藤原忠光之を勳進す(元祿抄))

エンヤカカサ 鹽谷高貞 關西出雲の人、隆慶守佐々木義清の支孫、父貞清始めて鹽谷と稱す(傳記) 高貞檢非違使五位下出雲守に補せらる、元弘三年後醍醐天皇隆慶にあり、富士義綱をして高貞を招く應ず、既にして天皇船上にあり、近國の將士皆從ふ、高貞終に官軍に屬す、建武元年千里の馬を獻す、尋で隆慶守となる、二年尊良親王に從て足利尊氏と竹下に戰ふ、高貞叛して尊氏に屬す、延元三年初め天皇宮人を高貞に賜ふ、尊氏の執事高師直其姿あるを見て數々挑む、遂に高貞を殺して葬

エンユウ

はんとし、謀叛を以て諱す、高貞尙に逃る、師直尊氏に告げ人を遣はして山崎に至て之を殺す、首を京師に傳ふ(大日本史)

エンユウ井 圓融院 圓融寺(エンユウジ)又は三千院(サンセンケン)を見よ、

エンユウ 仁和寺の近傍に舊址あり○又圓融院とも云ふ(延慶) 永觀元年三月圓融天皇御願寺圓融寺を建立し七佛樂師を安置して供養す、御齋會に准じて壯嚴を極む、東寺長者寛朝僧正供養導師たり、もと此地は寛朝の住室なりしが、並に至り大伽藍となり、寛和元年九月圓融上皇堀河院より圓融院に遷御して住み給ふ、明年十二月一條天皇行幸し給ふ、永祿二年三月五重塔を建て五智如來を安置して供養す、正暦二年二月上皇崩御、圓融寺北原に葬り奉る、後世漸次衰頽して廢寺となる(紀略、扶桑略記、山城名勝志)

エンユウジノキタノミササキ 圓融寺 北原 一條天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口春日谷原山の官林中に在り○堀河天皇の御陵と相違ふ、天皇遺詔して御骨を此に藏めしむ、群臣方忌を避け堀河に圓融寺に置く、後一條天皇寛仁四年六月此所に遷す、光城周圍八十七間九分、土壇隆崇、雜木林立す、諸陵考に據れば、郡中龍安寺の東北に在りて、高六尺許、周六十三丈許、其他春日谷といふと見たり(左記、陸奥一覽、平安通志)

エンユウテンワウ 圓融天皇 名號御名守平、御諡金剛法王、葛野村上天皇の第五皇子、冷泉天皇の同母弟、第六十四代天皇(傳記) 康保四年九月冷泉天皇の皇太子となり、安和二年八月十三日襲芳宮に於て受禪、九月二十三日大極殿に於て即位の禮を行ふ、在位十五年にして、永觀二年位を華山

エンラ

天皇に譲り、寛和元年制髮、圓融院に御す、院に在ること七年、正暦二年崩す、壽三十三、圓融寺の北原に火葬し、御骨を村山院の側に藏す、後村上院と稱す、天皇讓位の後、紫野に幸し、子日遊をなし、又大井川に幸し、詩歌管絃の三船を分ちて遊樂し給へり、風流文雅後世之を稱す(大日本史)

エンラウ 閻羅王 圓融(エンラウ)を見よ、

エンリンダウ 圓林堂 山城國葛野郡下桂村桂離宮の庭苑に在る堂宇をいふ、方凡三間また中島に在り、親王家歴代の影像及び靈牌を安せし佛龕にして、智恵親王の代に新造する所なり、無量品の、圓林諸堂閣、種々寶莊殿の語を取りて名づけし者なり、堂名三字類は後水尾院の宸筆、本尊楊柳觀音畫像は寶鏡寺本覺院宮の筆、離宮と爲るに及びて、靈牌等親王家に屬するものは、相國寺慈照院に移されたり(平安通志)

エンリヤク 延曆 桓武天皇御宇の年號、天應二年八月十九日改元、代始に因てなり、二十四年を経て大同と改む(開元漢書に、八月己巳詔曰、今者宗社降靈、幽顯介福、年穀豐稔、微祥仍臻、恩與萬國、嘉此休祥、宜改天應曰、延曆元年、とあり)

エンリヤクカウタイシキ 延曆交替式 交替式(カウタイシキ)を見よ、

エンリヤクジ 延曆寺 所在 近江國滋賀郡坂本村比叡山上○比叡山と號す、又比叡山寺とも、一乘止觀院とも云ふ、世に山門と稱す、又單に略して山とも云ふ(傳記) 天台宗、總本山(傳記) 延曆四年七月僧最澄、比叡山に登り、草庵を構し、法華金光明等の諸大乘を讀み、大願を發す、七年桓武天皇の奉爲に根本中堂を建て、比叡山寺と號す、後

エンリ

ち一乘止觀院と改む、二十年正月勅して年分度者を給ひ、毘盧遮那摩訶止觀兩業を試む、弘仁二年七月法華堂を建つ、九年左大辨大伴古麻呂を遣はして寺地を檢知し、四至を定む、十四年二月改めて延曆寺と號す、天長元年六月始めて僧徒を以て天台座主に補す、二年近江國正稅二萬束を賜ひ、四年五月勅許により戒壇院を建立す、承和十三年八月定心院を建立し、近江國正稅三萬束を賜ひ、十四年始めて定心院十師を置き、毎日大般若經を轉讀して、闍あらば才行を撰で禮せしむ、貞觀十八年八僧を實德院に置く、元慶五年大浦莊二十八町を寄せ、文珠樓の七福大觀文珠并に五佛の燈油修理料となす、七年實德院別當を置き、院中の雜事を掌らしむ、仁和二年正稅二萬束を出舉して、子錢を以て西塔院の燈油料となす、延喜二年宇多法皇本寺に御幸あらせられ、滋賀郡勅旨田七町を佛舍利會料に、三町を法華三昧料とし、後ち又四萬五千束を定心西塔二院の料に、二萬二千束を文珠會及び造院料となし給ふ、二年四月宇多法皇再び幸して舍利會を設く、天慶二年七月尊勝法、三年正月大藏總法、八月五壇法、天曆元年三月于僧供を修す、三年正月根本中堂災に罹る、康保三年又火災に逢ふ、一條天皇永延二年行幸して灌頂戒を受け給ふ、本寺は歴代の尊崇厚く、所領多く財政豐なりしを以て、僧兵を養ひ、山法師と稱して、少しく意に滿たざるものあらば歌詠を企て、暴力を以て事を遂げたり、其橫暴の狀に平家物語源平盛衰記等の諸書に詳かなり、鳥羽法皇山法師を以て三不如意の一としたるを見て其一斑を知るべきなり、天長十年天台座主義真寂するや、修圓を替補せんとす、大衆聽かず、爭擾す、朝廷止むを得ず圓珍を罷む、後ち珍三井寺を中興し天台の別院となす、後世

エンリ

三井寺獨立して戒壇を置くや、延曆寺之を稱す、相攻伐す、これより歴世相争うて亂亂絶えざりき、元弘元年後醍醐天皇に從ひて、關東軍を防ぐ、延元元年正月後醍醐天皇行幸し、二月京都に還御し給ふ、五月楠木正成淡河に破れ、足利尊氏京都に入るを以て再び行幸し給ふ、正平元年山徒神興を中堂に移し、天龍寺の供養を妨ぐ、應安元年八月神興を奉じて京都に亂入し、僧祖師の配流を訴ふ之を聽す、二年南禪寺の樓門を破却す、この後屢々強訴する所あり、後ち諸堂廢棄するもの多し、永祿六年八月輪旨を下して、諸國に勸進して修造せしむ、幕府皆其請を許す、元龜二年淺井朝倉二氏と力を競せ、織田信長を討んとす、信長之を聞き、兵數千を分ち、山下より火を放て進軍す、僧徒は少長となく之を殺す、並に於て滿山數千の堂塔、日吉山王二十一社皆灰燼に歸し、三千の大衆殆ど殺戮せらる、其他延曆寺末寺の諸國にあるもの、兵を分て之を燒く、並に於て天台宗の古刹舊院悉く蕩盡し、山門の勢ひ全く地に委す、天正十三年豐臣秀吉、寺領千五百七十三石を寄せ、再興を謀り、十七年山門始めて成る、徳川家康秀吉の志を繼ぎ、再興を謀り、下坂本三千四百石餘を寄附す、慶長十三年七月秀忠寺領五千石永代寄附の朱印を賜ふ、寛永七年家光の功により諸堂宇悉く成り、稍々舊觀に復す、今存する所の中堂釋迦堂以下皆是にして、現今特別保護建造物に屬す○延曆寺の門跡は、輪王寺を除き、妙法院、青蓮院、圓融院、曼珠院の四とす、座主法親王は最靈法親王保元元年補せしを始めとす○寺域、昔時は比叡山大界三十六町周山四方各六里に餘り、歷時に三塔(東塔止觀院、西塔寶輪院、横川楞嚴院)九院(止觀、定心、總持、四王、戒壇、八部、山王、四塔、淨土)十六院等を初めとし

エンリ

て三千餘坊ありしと云ふ、今左に著名のものを示す、東塔、東塔院の義、南、東北、無動寺、五谷に分れ、四十六坊餘あり、根本中堂戒壇堂、大講堂、法華堂、文珠樓等皆此中にあり、一山の中央に位す○根本中堂 當山草創最初の建立にして、所謂一乘止觀院なり、最澄等身の樂師を安置して本尊とす、初め樂師堂、文珠堂、經藏三字ありて、樂師堂は中間にありし故に根本中堂と名づく、延曆十三年供養す、後ち幾多の變遷を経、現今の堂宇は寛文七年の造立にして、桁行十九間二寸、梁行十二間三尺七寸、軒の高五間一尺、今特別保護建造物となる、中堂寶前常燈は最澄手づから燈を續り點する所三燈あり、淳和天皇弘仁元年十月勅して油料を充て置く、天祿三年僧慈惠三火を統べて一燈とす、承平五年三月中堂災燒の時も、常燈滅せず、天正十三年再興の後、出羽立石寺より傳へ來りて今に滅せず、立石寺の常燈は本と此の燈火を分ちたるものなりと云ふ、中堂の前に竹台あり、北にあるを新儀と云ふ、南にあるを舊儀と云ふ、最澄支那天台山の竹を持ち歸り給うる所なり○大講堂中堂の西南七八間高き所にあり、桁行十七間五寸、梁行十間四尺、軒高六間三尺五寸、天長元年九月嵯峨上皇の御願により、義真建立す、本尊大日如来、勝土左彌勒、右十一面觀音並に梵天帝釋四大天王あり、別に文珠を東方に、桓武天皇の像を壇上四方に安置す、康保三年災し、元久二年、文永元年、永仁六年、元亨二年等屢々災し、元龜二年僧長の爲めに燒かれ、現今の寛永二年徳川家光の建つる所、現今特別保護に屬す、此堂は大衆集會の所にて、一山事ある時は、庭の塔樓に聚る、建立以來二季の廣學暨義を執行し、勅使臨みしが、近來は五年に一度廣學暨義の勅會を執行して、天台宗學生唯一の經歷法と

エモン

寺家は、正長の頃既に断絶し、文明六年より山科家其傳を受けて事にあづかりし以來代々に傳へ近代に至り、斯くて高倉山科の兩家は衣文の事を掌りて代々に傳へしが、貞和以來山科家は御服調達の事を主に司り、高倉家は若御の事を奉行し、又調達の儀をも兼ね司り、明治維新に至りては、高倉家は高倉家にて衣文の事を掌る、徳川氏は、天正慶長の頃は勤修寺家にて掌り、元和の頃は山科家なりしが、寛永三年以後専ら高倉家の掌る所となれり、正保二年四月徳川家綱元服の時、江戸に参候して衣文の事を掌りしより、將軍宣下、轉任兼任の度毎に参候することとなり、若し故障ある時は、樋口家(高倉庶流)参候の事もあれど、装束は必ず高倉家より調達せらるゝよしなり(續世繼、古今要覽稿)

エモンノタイフ

衛門大夫 衛門の討にて五位に叙せられたるものを云ふ、

エモンノチン

衛門陣 建春門、及び宣秋門を云ふ、左衛門の陣は建春門内に、右衛門の陣は宣秋門内にありし故にかく名づく(拾芥抄)

エモンフ

衛門府 名詞又朝貢府と云ふ、唐名金吾、また監門と云ふ、宮城の外門を守る職、諸門の警衛、出入を管し、禮表、時を以て所部を巡檢して不法の徒を戒め、并に半人、門籍、門榜の事を掌る、被管に半人司あり、一督一人正五位上(桓武天皇の時從四位下とす)佐一人從五位下(桓武天皇の時從五位上とす)大尉二人從六位下、少尉二人正七位上、大志二人正八位下、少志二人從八位上、醫師一人正八位下、門部二百人、物部三十人、使部三十人、直丁四人、衛士(即ち原宿衛)衛門の事は上世大伴久米二氏の掌る所、初め二氏の祖先天押日命、天押久米命天石坂を以て、弓矢を執り、天孫を護衛す、

エモンノエラコ

其部兵を天初貞と云ふ、子孫世々其職を掌る、久米氏良ふるに及て大伴佐伯兩氏並ひ掌る、皇極天皇の時、衛門府の名始めて見えたり、文武天皇の朝、舊制に從ひ朝貢府と名づい右の職員を置く、平城天皇大同三年廢して左右衛士府に合併す、嵯峨天皇弘仁二年十一月左右衛士府を左右衛門府と爲す(書紀、續紀、後紀、合義解、令集解)

エモンフノタユヒ

衛門府手結 衛門佐が左近府の廳に於て射禮の練習を爲すを云ふ、荒手結眞手結の二あり、王朝時代の行事なり、年中行事抄抄に、左右衛府手結事、射禮之前行之、正權佐參入、此間書手結、手結上、以紙押之、正權佐爲前、前後頭と見えたり、尙ほ詳しき、とは江次第にあり、

エヤミ

役病 流行病にて後世の熱病なり、疫病、疫疾等とも書す、一に、度岐乃介と云ふ、説文に、民皆病也とあり、役は、延とも延陀知とも云ひて役立なり、即ち人毎に病が、恰も役に差されて立に似たる故に名づけしなるべし、或は云ふ、役を、エと云ふはもと字音にて、神氣ある病なればカミノイアキと訓むべしと云へり、古事記崇神天皇の條に、疫氣と見え、書紀崇神天皇五年國內多疫疾、民有死亡者且大牛矣、欽明天皇紀に、國行疫氣、民天疫、久而愈多不能治療、とあり○又、このことをも云ふ、和名抄に、穢、俗云衣夜美、一云和真波夜美、と見えたり(和名抄、古事記傳)

エラコレズミ

惠良惟澄 名詞小太郎と稱す、肥後の人、宇治惟時の子、元弘中惟時と令旨を得て賊を撃つ功あり、延元元年瀨田武敏に隨ひ少貳氏を撃つ、後醍醐天皇の京師に遷るに及び、所在の官軍皆賊に反附す、惟澄はまず甲佐に據り

エリ

賊を撃つ、是より先瀨田武重賊の拘扼を脱して義兵を擧るや、惟澄河内義直と之に應ず、茲に於て尊氏一色範氏をして來り攻めしむ、惟澄奮戦大に破り範氏の弟賴行を斬る、朝廷五辻宮をして九國の兵を總管せしむ、其將三條少將範氏と戦ひ將に破られんとす、惟澄奮闘して範氏を走らす、三年小貳頼尙兵を以て尾城に迫る、惟澄僅に三十餘騎にて防ぐ、尋て日向の野尻小國二城を抜く、小國城に居す、與國中征西大將軍徳貞親王至り、惟澄を賞して肥前豐後諸郡に據り、惟澄等打て之を隔る、正平の初頼尙河内義直を八代城に攻め之を拔く、惟澄小河城に在り撃つて賊を走らし、頼尙を攻めて八代城を復し、義直を城に入れしむ、三年功を以て肥後權守となり、日向の吏務を兼ぬ、十三年朝廷阿蘇大宮司となし一家の宗となす、後、數年にして卒す(大日本史)

エリ

襟 衣服の頸を圍みて前にて打交ふ處を云ふ、唯心院裝束抄に、公卿より衣服二襟、殿上人は一襟なり、但束帯の時は公卿も一襟なり、私云、中古迄は親王たる御方も勅定あり、二襟を若御し給御參云々と見えたり、

エリ

影 矢の名所、ヤシを見よ、

エリン

惠林院殿 足利義種(アノカガコシヤ)を見よ、

エリンジ

惠林寺 所傳山城國葛野郡、天徳寺の北野宮東北の間○尼寺五山の一、(國朝) 義宗(起原) 永享九年に創立す、永享日蓮に、永享九年八月嵯峨の舍利を獻せられ惠林寺建立の事披露の由見えたり(山城名勝志)

エリヤク

撰役 江戸幕府の時、儀座の役名、丁銀或は小玉銀の善惡を撰擇すること、を掌る、銀座

おを

の手代之を勤む、先づ出來の丁銀の善惡を撰び、三枚宛銅盆に並べ、大算役へ渡し、小玉銀の善惡を撰び盆に入れて銀座典書へ相渡すべきことを行ふ、(ギンザ) 參看(金銀吹替次第)

ヲアサツマワクコノハクネノスメラミコト

雄朝津間稚子宿禰天皇 九恭天皇の御名、イニギヨウテンノウミヲを見よ、

オアツケニン

御預人 江戸幕府の時、罪ありて諸大名の家に禁錮せられし大名旗本等をお預(アツケ)參看、

ヲアネノキミ

小姉君 大臣蘇我稻目の女、欽明天皇の妃となり、茨木皇子、葛城皇子、穴穗皇子、及び崇峻天皇を生む(大日本史)

オイカケ

綏(老懸) 名詞武官の冠の兩耳の上に着くる飾物、毛を以て作る、形は菊花を半切したるもの、様なり、和名抄老懸の註に、和名冠之手、一云保々須介、又云於以加計、或説云老人髻落、以此懸冠使不墜、故名老懸也、今不論老少、武官皆用之とあるは、老懸の義なり、或は、於以加計は、オホホカケルなりとも、又、オキカケルなりとも云ふ、何れも髻の上に置き懸くるよりの名なり、一名保々須介とは、類スガなり、すげとは穴に糸を通すを云ふ、類の上にすげたる意、(古) 古は老人髻落して、冠を止むる法なきを以て、冠の縁へ緒の端を結び付け、其端を菊の如くせしが、武官は常に運動の烈しければ、何日しか老少とも、冠

ヲアサ

ヲアサ 御出奉行 武家の職名、將軍出行の時、供奉人の交名を定め、路次の行列を整へ、其他出行の事總て掌る、(原) 鎌倉時代のには御所奉行之を兼任す、承元元年八月始めて、この職を置く、室町時代に至りて御所奉行の兼任を停めて、更に奉行人中より撰て二人を定め置く、織田豊臣二氏の時中絶し、江戸時代には、慶長八年家康參内の時、所司代板倉勝重御出奉行を命ぜられしが、臨時の者にて常置の役にあらず(吾妻鏡、康富記、當代記、武家名目抄)

オイタ

御祝方 「イハヒカカ」を見よ、

オイハヒカカ

御祝方 「イハヒカカ」を見よ、

オイハヒフギヤウ

御祝奉行 「イハヒフギヤウ」を見よ、

オイヘリウ

御家流 伏見天皇の皇子青蓮院圓法親王の始たる入木道の一派、青蓮流、御家様ともいふ、梅屋敷記に、當時の書家に御家様と云事有り、(原) 梅屋敷記に、當時の書家に御家様と云事は家様といふ也、舊院様より後圓融院家様をあそばし、改めて勅筆額をいかにも風流に遊ばし出し諸家に學之とありしといへり、今左に、天朝聖蹟によりて系圖を示す、

尊圓親王

祐助親王 尊道親王

慈濟大僧正

道圓親王 義圓准三后

義快准三后

尊應准三后 尊傳親王

オイヌ

御犬小供 江戸幕府大奥の職員、各詰所に五六人宛詰り居り、お給口詰り以下お三の間までの雜用を爲す者、云ふ、譬へば小性の御臺所に於ける、お三の間の年寄以下におけるが如し、若し用を命ぜんとして居合はざれば、廊下に立ち出て、「來やれ」と呼ぶを常とす、尤も御三の間より奥へ行くこと叶はず、年寄は十五六より二十二三に多し(千代田城大奥)

オイノリ

御祈 天災地妖又は兵亂等ある時、禁中にて御持僧をして祈禱せしむるを云ふ、昔時は佛像を造り讀經するを祈とし、鎌倉時代以後は多是修法及び星神等を祭るを祈とす(禁抄抄、同釋註)

オイノリアギヤウ

御祈奉行 「イノリアギヤウ」を見よ、

オイハヒカカ

御祝方 「イハヒカカ」を見よ、

オイハヒフギヤウ

御祝奉行 「イハヒフギヤウ」を見よ、

オイヘリウ

御家流 伏見天皇の皇子青蓮院圓法親王の始たる入木道の一派、青蓮流、御家様ともいふ、梅屋敷記に、當時の書家に御家様と云事有り、(原) 梅屋敷記に、當時の書家に御家様と云事は家様といふ也、舊院様より後圓融院家様をあそばし、改めて勅筆額をいかにも風流に遊ばし出し諸家に學之とありしといへり、今左に、天朝聖蹟によりて系圖を示す、

尊圓親王

祐助親王 尊道親王

慈濟大僧正

道圓親王 義圓准三后

義快准三后

尊應准三后 尊傳親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

尊親親王

オウエ

大友島津二氏謀を通じて隠はず、了俊一族を派して...

オウエ

せらる(應永記、野史、續本朝通鑑) 應圓滿院 近衛基熙...



(收莫樹基編料史)藏所院定華蓮伊紀

オウケ

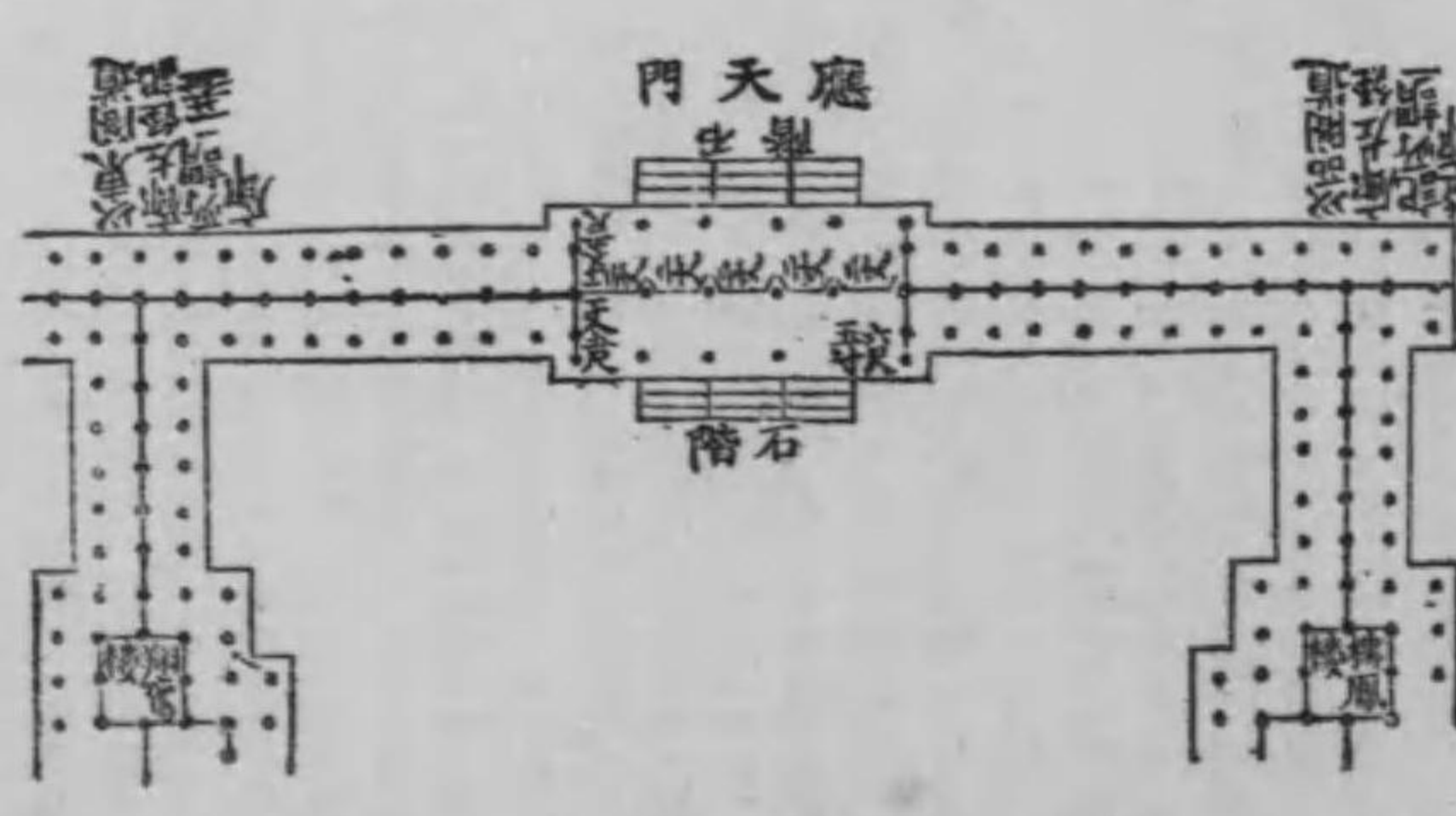
御請 室町幕府以後請取りたる由を記せる證書を云ふ...

オウセ

オウセイシヤ 應請者 請の取扱を受くべき資格を有するもの...

オウテ

師空海の手、應天門の三字あり、弘仁中書く所、一説に敏行中將の筆ともいへど誤なるべし...



オウテ—オウニ

顛倒す、十九日諸國に命じて西二階廊十七間を修造せしむ。元日即位審客人朝等の大儀ある時は、官人三人、史生二人、卒大衣二人、番上軍人二十人、今來軍人二十人、白丁軍人百三十二人、門外左右に分陣し、群官入るの後、今來軍人吹奏を發する事三聲、但し審客人朝の時吹奏を發せず、只陣列す、天皇の臨御なき時は其儀なし(三代實錄、宇治拾遺、大内禮園考證)

オウテンラク

應天樂(應殿)

樂、黃鐘調二十一曲中の一、新樂にて中曲也(原田實朝)仁明天皇の大嘗會の時、大戶清上樂を作り、尾張濱主舞を作て、之を應天門下に奏せしより名づく、源氏重親王の始めて拜謁の際、之を御前に奏す、舞ありしかども後世絶えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

オウトク

應徳

白河天皇御宇の年號、永保四年二月七日改元、甲子革命に依てなり、三年を経て寛治と改む(白虎通)、天下泰平、符瑞所三以來至者、以爲三王者、承統、順理、調和、陰陽和、萬物序、休氣充塞、故符瑞并臻、皆應徳而臻とあるに據る、文章博士藤原有綱之を勳進す(元祿抄)

オウニ

應仁

名義後土御門天皇御宇の年號、文正二年三月五日改元、二年を経て文明と改む(出雲維城典訓)、仁之感物、物之應仁、若影應形、猶三聲致響とあるに據る、菅原朝臣繼長之を勳進す(元祿抄)

オウニキ

應仁記

從合戰部三百七十六に收む(内侍後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せるものなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義就政長亂亂に至れることを記し、卷二には、細川勝元の兵蜂起せしこ

オウニ

とより山名氏と所々の戦を記し、卷三には、應仁二年より文明五年細川山名の死去に至るまでを記せり(原田實朝)詳かならず(應仁記)

オウニノラン

應仁亂

天皇寛正五年十一月足利八代將軍義政三十に至て子なし、弟淨土寺門主義尋を遺俗せしめ義視と稱し、職を譲らんとす、細川勝元執事たり、六年十一月夫人富子男義尚を生む、備となすに忍びず、日夜涕泣嗣となさんとし、密に山名持豊に囑して彌子を授けしむ、持豊之を誦す、山名氏、國大に族強く、時照持豊父子權要に參與し、其勢力細川氏と相當る、持豊極愛して宗全と號す、初め宗全女を以て勝元に妻す、子なし、宗全の子是豊を養ひて嗣となす、已にして子を生み是豊を廢す、持豊憐れず、又勝元赤松氏の邑を復す、宗全依て義尚を立てて執事となし、勝元を傾げんとす、是より先島山政長、義就兄弟河内に相闘ぐ、義政共に之を救す、既にして義就を逐ひ政長に命じて討す、勝元之を援く、義就吉野に走る、宗全義就を援けて京師に入らしむ、時に管領新波氏嗣なく、族人義敏を立つ、家宰服せず、幕府の奏者貞親に因て義敏を廢し、義廉を立つるを請ふ、之を許す、義廉は持豊の女婿なり、已にして貞親義敏の妹を妾となす、故に亦請て義敏を立つ、貞親亦義敏を護して義廉を援くとなし、義視を殺さんとす、勝元持豊怒りて貞親義敏を攻む、二人皆出奔す、並に於て京師始めて兵亂起り、近畿の民黨蜂起す(應仁元年正月宗全政長を黜け義廉を管領となし、悉く勝元の黨を逐んと謀る、並に於て島山氏の政長義就兩黨京師に戦ふ、義政命じて二人惟決闘せしむ、勝元政長をして吉野に逃れしめ兵を聚むる十萬人、室町の第を擁護す、政長、義敏、京極持清、武田國信、赤松政則等之に

オウニ—オウニ

屬す、宗全亦黨を聚むる九萬人、族教孝、敬清、及び新波義廉、島山義就、義純、六角高頼、一色義直等黨之に屬す、宗全幕府の西に陣す、諸國の守護地頭兩黨の破裂に乘じ、封疆を争ひ故地を復せんとして各自全の計を爲し、貢租を納れず、幕府の號令復た行はれず、京師には東西兩軍市内に戦ひ、邸宅寺院に放火し煙燄絶えず、義政義視をして西軍を伐しめんとす、夫人富子之を沮む、勝元復貞親を納て採償となす、義視伊勢に奔る、人心稍離る、勝元遂に天皇太上帝を室町第に迎ふ、大内河野兩族來て宗全に附す、西軍強盛なり、勝元上皇に迫り宗全追討の院宣を受く、宗全義視を其軍に迎へて人心を屬す、義政終に義視と絶て義尚を嗣とす、宗全又小倉宮の王孫を奉じて南朝の徒を誘ふ、兩軍相持して戦ふ數年、文明二年少貳數頼對馬より歸りて其國を復するを謀る、大内政弘走て周防に歸る、四年義統東軍に降り小倉宮行く所を知らず、義政越中能登を賜ふ(應仁元年三月持豊病で卒す、五月勝元亦卒す、十二月義政致仕し子義尚嗣ぐ、政長管領となり尋て義純代る、九年十一月西軍悉く解て國に歸り、義視美濃に往て土岐氏に依る、東軍亦解く、京師戰場となる凡十一年、内裏を始め天龍相國寺公卿の第宅莊園、異朝の書籍寶物等大抵灰燼となる(應仁記、應仁別記、應仁略記、野史)

オウニベツキ

應仁別記

應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書類從合戰部三百七十八に收む(應仁別記)

オウニリヤクキ

應仁略記

應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、詳書類從合戰部三百七十七に收む(應仁略記)

オウニノホリ

意宇郡

所在出雲國也(原田實朝)

オウヘ—ヲエノ

○郷あり、戰國の時、郡の西境邑郡美馬郡に入る、正保元陸園以後皆麻植に作る、明治九年以來麻植に

ヲエノコホリ

麻植郡

開闢太古天日靈命の孫鞍馬を此地に殖ふしを以て郡名となると云ふ、續紀稱徳天皇神護景雲二年七月の條に始めて郡名見たり、和名抄に、吳島(ケシマ) 尾部(イムベ) 川島(カハシマ) 射立(イタチ) 等

オウリヤウキ

應量器

僧侶の托鉢の器をいふ、略して應器ともいふ、僧侶の食量は此一鉢の分量を限りとなすといふことより起れる名なり、

オウワ

應和

付上天皇御宇の年號、天徳五年二月十六日改元、革命及び後宮の回祿に因りてなり、三年を経て康保と改む(國朝年號譜)

ヲラ—オカグ

改む(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲラ

唯々

唯々、應答の詞、口を開けたるまゝに聲を出し、口を漸々に閉きて去聲にいへり、文選注に、唯々、謙也と見えたり、又晉書に、唯々、呼ぶ、玉聲也とある、世俗淺深抄に、唯々、口、晉書に、唯々、呼ぶ、玉聲也とある、故に、唯々、口といへり云々といへり、侍中詳要に、稱謂其詞、唯々、見ゆ、或説に、晉書に、唯々、呼ぶ、玉聲也とあり、神武紀に、唯々、稱謂に、唯々、トマスとあり、源氏物語に、唯々、とあら、か、と見え、枕草紙に、唯々、と目うちひさぎとあり、詳しくは伴信友の應答考に見えたり、

オカクモンジヨ

御學問所

天皇御講學の所をいふ、平安皇居小御所の北に在り、長廊を以て之に通じ、此より又長廊ありて御三ノ間御殿と常御殿とに通ず、殿は、南北、東面、檜皮葺、檜木造り、其北を上段とし、床並に途棚あり、次を中段とし、二重櫓あり、次を下段とす、各十二帖半、上段の西に菊御間あり、東に途棚あり、次に山吹の御間、次に雁の御間あり、三方に内櫓あり、廣一間其外に外櫓あり、高欄を施し、東南二方に木階あり、西は長廊に接す、其遠地沙土泥引彩色、上段には、十八學士登

オカグ

御神樂

神を祭る時に用ふる舞樂、カケラ、又は、ミカケラを見よ、

オカゲマヅリ

御蔭參

參詣することにて、もと、マケと參りといふ、御蔭參とは、一錢も無くして人の蔭に依り、參詣を爲すことを得るに因り名づくといふ(應仁略記)何頃より起りしか詳かならず、傳へいふ、伊勢國桑所の武家の下人大神宮を信じ、主に暇を備はずして參詣す、主人怒り歸るを待て斬殺し其屍を埋む、然るに其後發されたる人の立歸り居れるを、主人見て驚きしが、只今大神宮より下向せりと云へるを怪く思ひ、彼屍を掘り起して見るに、大神宮の祓の大庭に刀疵つきて有り、大より伊勢參宮をわけ參りといひ、時々流行せりといふ、後おかげ參りといふ、別に定まりたる時日なし、寶永二年頃より流行したるが如し、武江年表に據れば、閏四月上旬(寶永二年)の頃落中落外童男童女七八歳より十四五歳に至り貧富を論せず、披參りを致す事多し、難波樂樂を始め畿内一時にいひはちかして妻子從僕其主に暇を乞はず家を出で參詣す、一日二三萬より四五萬人或は六七萬人といへり、時に洛中有福の人神威を敬ひ或は米金錢或は布木綿の小袋種種菅笠を懸へ五橋三條の橋詰に持出て披參の男女に與ふ、然かのみならず近江膳所(城主報恩の爲め船を出され、又伊勢路の所々には貧窮人の所勞の宿、旅籠等を設ける、又秋七月に至ては諸國遠國よりの參詣路を討ふべからずといへり、その盛なること推して知るべし(玉露問、嬉遊笑覽)

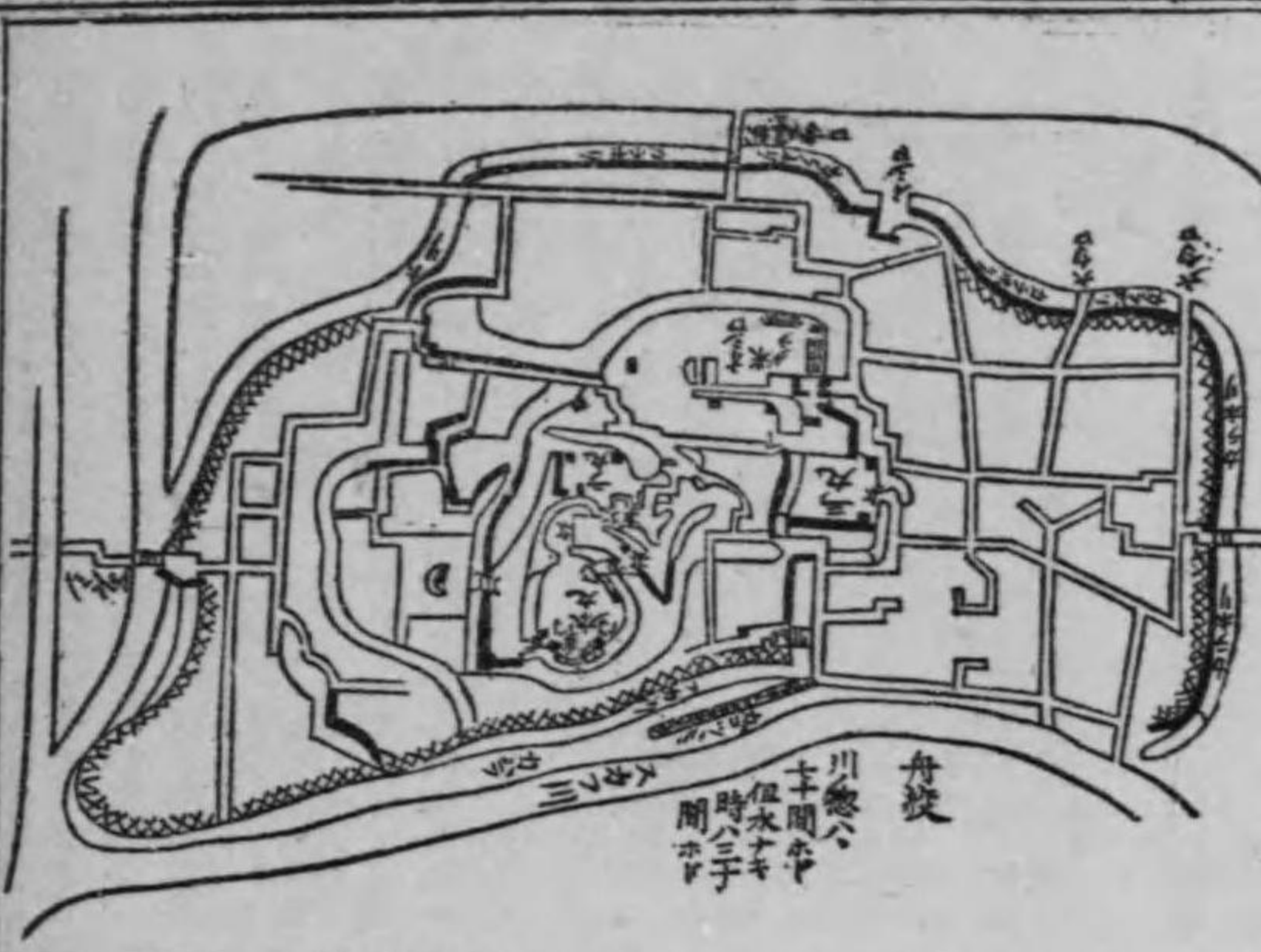
ヲカサキウチ

岡崎氏

姓は藤原、中御門大納言經繼十三世權大納言尙良の二男宣持始めて岡

ヲカサ

崎と稱す、子孫依て氏を稱す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(知譜撰記、華族譜)
○宣持 國久 國廣 國榮 國成 國均
國房 國有 國貞



ヲカサキヤウ

岡崎城 三河國額田郡岡崎町字菅生町
後花園天皇享德元年大草の城主西郷彈左衛門、菅生の龍頭山を相して築城す、是を岡崎城となす、其形龍の蟠るが如く、尾か頭かと遂に岡崎と號すといふ、或は曰く岡阜の靈(尾參寶藏、主圖合結記、明治政覽)

ヲカサ

頭たれば岡崎と、又曰く古昔海水滲入して海角たり、岡阜の海角故に岡崎と稱す、然れど築城以前に地名なし、故に第一説當れるならん、西郷氏三代此城に居り、永正五年松平清康(徳川氏の祖)に讓る、夫より七代に傳ふ、天正七年信康死後城代を置、天正十八年徳川氏關東に移るに及び、豊臣氏田中兵部少輔吉政に五萬石を與へ、岡崎を居城とせしむ、慶長五年より本多康重代て治す、尋で水野忠善(正保二年より七代)松井康福(寶曆十二年九月より)各之が城主たり、明和六年十一月本多忠勝の子孫忠勝之に封ぜられ、子孫相繼ぎて城主となり、明治維新に至る(尾參寶藏、主圖合結記、明治政覽)

ヲカサ

ことにいひ、元祿御行の姥にまよなきやうにいへり、是一端すたれたるを大蔵に記して、都をかざき等のかばりをひきいだし再び興りしことありしかとみえたり、
ヲカサキベツ井 岡崎別院
城國上京區岡崎町 眞宗大谷派、本尊阿彌陀佛
起願治 享和中此地宗祖幽栖の舊地なるを以て、堂宇を創建し、岡崎御坊と稱す、明治九年岡崎別院と改む、院中に鏡池あり、宗祖北越左運の時、此池水に姿を寫したるを以て、姿見の池といふ、又林泉亭あり、其側に學館を設け新門主修學の所と爲せり(平安通志)

ヲカサハライツサイ

小笠原一齋
肥前紀伊の人、天明中根竹彫刻を以て世に聞ゆ、其刀痕の細密なること人工の及びがたき手際なりといふ、殊に象牙鏡等の彫影に妙を得、當時無雙の名人なりと云ふ(工藝鏡)

ヲカサハラウチ

小笠原氏(豊前小倉)
姓は清和源氏、新羅三郎義光より出づ、義光甲斐守となり、子孫世々甲斐に居住す、三代遠光の次男長清小笠原館に居す、高倉院の時、奏請して居所に依て、小笠原氏と稱す、源頼朝に仕へて伴野庄地頭となる、祖義光以來相傳へて弓馬の道に通ず、其子長住甲斐守阿波守護職となる、後醍醐天皇の時眞宗弓馬の師範と爲り、從三位に叙し昇殿を許さる、又武者所となる、後足利尊氏に仕ふ、其子政長同じく尊氏義隆に仕ふ、依て子孫足利氏に仕へ、所領甲斐上總陸奥讃岐等にて二十ヶ所の多に至る、應永中政康上杉謙秀の亂を討平し、永享中持氏春玉安王等を攻めて功あり、天又二十一年、長時没落して越後に赴く、後ち上京して三好氏に據る、永祿中三好の亂

ヲカサ

にて會津に赴く、其子貞慶天正十年本國深志に入り、一本城を築く、後ち徳川家康の旨に違ひ、没落す、同年家康了秀政に下越古河三萬石を賜ふ、慶長六年二月三萬石加賜信濃飯田城に移る、忠修の時十八年十月松本城八萬石に移封、元和三年父秀政、及び兄忠修の戦死したるを以て、大學頭忠貞に四萬石を加賜せられ、封を明石城十萬石に移封、更に忠修の長子長知に播磨野城六萬石を賜ふ、寛永九年十一月五萬石加賜豊前小倉城に治す、前封合せて十七萬石寛文三年十二月九州探題となる、十一年忠雄、豊田一萬石(豊前千束)を弟人眞方に分封す、爾來子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、宗家は伯爵を分家は子爵を授けらる(家譜、藩翰譜、徳川加除封録)
○義光 義清 清光 遠光 長清 長住
長忠 長政 長氏 宗長 貞宗 政長
長基 長秀 政康 持長 清宗 長朝
貞朝 長棟 長時 貞慶 秀政 忠貞
忠雄 忠基 忠雄 忠苗 忠固 忠徹
忠義 忠幹 忠忱 長幹
○眞方(眞方) 眞通 眞顯 眞温 眞哲
眞謙 眞嘉 眞寧 眞正 眞規 眞長

ヲカサ

治す、寛永五年六月信長城主格を賜はり、新に城を築きて之に居す、爾來子孫世襲し明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録)
○宗康 光康 家長 定基 貞忠 信貴
信敬 信之 政信 眞信 信辰 信成
信胤 信房 長教 長實 長守 長育
一動
ヲカサハラサタムネ 小笠原眞宗
肥前功名豊松、彦五郎と稱す、藤原時泰山(一に月山)と云ふ、曾て開善寺を信濃に創す、世呼びて開善寺入道と號す、開善寺の僧、長清六世の孫、父は信濃守宗長、從五位下右馬助治部大輔信濃守となり、遠江飛騨の國事を管領す、元弘の役初め高時に應じ、後ち歸順す、建武二年新田義貞に従ひ足利尊氏を撃ち、尋で尊氏に従ふ、義貞太子を奉じて金崎城に據る、眞宗往戦利あらず、北畠顯家の鎌倉を破りて西上するや、眞宗兵を發して追ひ、美濃に至りて大敗す、身を脱して歸る、此家世々射藝騎乘の法を傳ふ、眞宗に至り尤も精妙を極む、後醍醐天皇爲めに昇殿を聽し之を師として習ふ、又射法を受て謂らく其騎射の巧なるは天に得たりと、書を賜ひ褒めて武人の師表とし、王の字を以て其族に銘せしむ、後ち妻に改む、初め天皇大迫物に生類を殺害するを以て廢す、眞宗光明院に請うて之を復す、晩年自ら家譜を著はし、序を作りて子孫を誡め、弓馬の術を失念すること勿らしむ、子孫遺訓に従ひ、其術を以て世に顯はる、眞宗又今川伊勢某と議して武家禮節を定め一書を成す、三儀一統と云ふ、諺法を崇信す、正平五年没す(大日本史)

ヲカサ

ヲカサハラサタヨシ 小笠原貞慶
肥前功名小倉丸、元服して喜三郎、後ち右近大夫と稱す、法名大隆寺以清宗傳、開善寺の僧、長時の子、開才智人に秀て、家傳の射藝禮法悉く受く、永祿四年武田信玄に敗られ、父と共に京師に逃る、八年織田信長に従ふ、天正十年武田氏亡び、幾干もなく信長試せられ、甲信亂る、貞慶擊て深志城を取り松本城と號す、爾來力獨立する能はず、或は上杉氏北條氏に従ひしが、後ち終に徳川家康に歸す、十二年家康に反き豊臣秀吉に通ず、十八年秀吉小田原を征す、貞慶罪を得て色を奪はる、後ち家康其子秀政に古河城を賜ふ、文祿四年五月古河城に卒す、年五十(野史)
ヲカサハラサタヨリ 小笠原貞頼
肥前彦七郎、又七郎と稱す、長時の子、父を長元といふ、開善寺信濃深志城主、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に歴仕す、文祿二年朝鮮出征の時、軍檢使となる、同年家康の旨を受け、南海に航し、新に島を發見す、之を小笠原島と稱す、毎年航して利を收む、小笠原島(ヲカサハラウチ)を參看、
ヲカサハラジマ 小笠原島
肥前小笠原貞頼の發見にかゝるがゆゑ名づく、人無島、實無人島、無人島の通稱あり、歐米人は「ガニン」、清人は波寧といふ、又「アルジビス」とも唱ふ、關東東京府の管轄に屬し、伊豆の南端々東、凡二百里、北緯二十六度三十分、起り、二十七度四十五分に到り、緯度東經百四十二度に時し、中、南、北の三群を爲し、中を父島、南を母島群嶼と爲す、開文祿二年(四曆千五百九十五年)信濃深志領主小笠原貞頼、徳川家康の旨を受け、伊豆下田より出帆してこの島を發見したるを始めとす、因て小笠原島と名づく、其後貞頼

ヲガサ

豊島中に來往して木標を二所に立て、一に日本國天照皇大神宮地島長瀬家康公幕下小笠原四位少將民部大輔源貞頼朝臣、一に、日本國天照皇大神宮地島長瀬家康將軍幕下小笠原民部大輔源貞頼朝臣と書せり、寛永二年に到り、外交の嚴禁と海路の遠慮なるに因り渡海止む、元禄中に至り、再び渡航せんことを乞ふ者ありと雖も許されず、承應中紀伊橋南船難風に遭ひ此島に至り、歸帆して上言す、延寶三年閏四月五日長崎住島谷市左衛門外三十八人、記章賞給を賜はり出帆、同五月五日着船、巡見の上地圖を製し地名を附し、島中に天照大神、春日、八幡の三神を勧請し、六月二十二日下田港へ歸帆す、享保十二年六月、貞頼末孫小笠原宮内より渡海を願ひ、由緒分明によりて願を許され、人家無きに於ては、追々民家を引移すべきを命ぜらる。元文元年江戸濱町船持善助等七人至る、四年正月細江町船持善八等十八人至る、天明五年三月土佐赤浦商人等七人至る、七年十二月大阪北堀江米商等九人至る、寛政元年六月薩摩の商人八人至る、天保十年十一月陸奥氣仙郡の漁人難風に遭ひ正月漂着、同年三月下總銚子浦へ歸帆、其他五六年十一月十七八年、或は二十年在留し、領風を得て歸國す、弘化三年に至り幕府此島を開くの論起りしが、其後外國人來往すると聞き、終に文久元年九月に至り外國奉行水野忠徳、目附服部歸一等に命じ、此島を開かしめ、十一月其旨を英米等の公使に告ぐ、茲に於て忠徳等十二月父島に著し、島人に開拓殖民の意を諭す、島人我政府の保護を領受すべきの證據を出す、依て明年正月定書、港則等を制す、然れど幕末國難の多端に因り復中絶す、明治六年大藏省の建言に據り開拓の舉に及ばんとすれども未だ果たさず、明治八年六月に至て文久の制を斟酌し諸制

ヲガサ

を定む、爾後今日に至り外國人のカリホルニヤ沿岸、及び布哇等より廣東地方に往來する者、概れ此航路に由らざるはなし、今來往の沿革を見るに、文政二年甲比丹「ペーサー」此島に至り「アルソビスタ」の名を命ず、英の船卒二人爰に止る、後サントーイスに越き米人二人デンマルク人一人「オメハメハ」三世の巨男五人女十人を移住す、文政八年英の甲比丹「ヒューナム」此島に至り英の所領とす、土人之を嫌ひ、此の地の頭取なる者政事を行ひ、英法に従ふを惡む、翌年魯の甲比丹「リユック」此島に至り領地とせんと計れり、又西班牙人の至りし時は「アルゲビソボ」と名付たり、天保元年米及び歐人サントーイス島の男女數人を伴ひ到れり、翌年英の捕鯨船中より九人こゝに住み、天保三年米の船難難し此島に上り止る者あり、嘉永六年四月合衆國水師提督「ペリ」我國定泊中甲比丹「シヨロロアボット」に命じ、此島を檢査せしめ、又書を本國の海軍省に寄せて汽船の定泊所とせんことを述べ、且つ此島を領すべし國は日本にて此地を發見最も早しと爲し英人の早く此島を發明せしといふべからずといへり(後理日本紀行、小笠原新島誌、小笠原島誌) 小笠原流 小笠原家にては外向と云ふ、専ら大的、小的、草鹿、流捕馬、笠掛、犬追物其外弓馬の故實、御殿より外の禮法を掌りし故に名づく(地誌) 起原につき異説あり(一)彌尻に、大江匡房より源義家、義家より新羅義光に傳へ、小笠原家に傳ふといひ(二)黨軍文集に、文徳天皇の長子能有射法を研め、其法を貞純親王に傳へ、子基相承けて朝廷の守護となり、滿仲、頼光、頼信、頼義、義家、志を繼て事を遂ぶ、新羅三郎義光父兄に從て深く此道を研め、

ヲガサ

一流の宗となると云ひ(三)武藝小傳に、義光の遺裔小笠原貞宗、後醍醐天皇の師範となる、武田信元に傳へ、信元貞宗の子政長に傳ふ、長基義滿の師範となり、爾來子孫相繼て幕府の師範役となる、射獵の一切の事を掌る、長時の時將軍義輝三好の爲めに殺され奥州に逃る、其子貞慶の時信濃に歸り、深志城を攻取り之に居す、秀政徳川家康に仕へ下總古河に居す、次で信濃松本城に移り、代々弓馬の藝を傳ふと云へり、系圖は、小笠原氏(ヲガサハラウザ)の條、豊前小倉の部を見よ。 小笠原流 小笠原氏隆の創めたる兵學の流派○氏隆は宮内大輔と稱し、小笠原大膳大夫頼氏に從ひて其奥旨を極め、遂に一派を開く、後世上泉流(又は氏隆派と稱す)の一流起る(武術流祖錄) 根本正次(小笠原) ○小笠原氏隆 岩室泰廣 中村盛世 岡 盛名 上泉信綱 岡 秀胤 大戸直光 長野樂親(上巻) ヲカシヤウ 岡城 豊後國直入郡竹田町○竹田城ともいふ(豊後國) 文治元年緒方惟實、始めて壘を築く、後に大友能直の弟八郎能備、大野志賀を領して此に居る、遂に氏と爲す、續孫貞朝建武中舊壘を修築し、之を岡城と稱す、世々茲に在り、天正中大夫義統國除かる、日、城主志賀親次之を棄てて去る、文祿二年中川秀成播磨の三木より移りて之に治す、後世之を繼襲して明治維新に至る(豊後國誌、明治政覽) 岡田 備中國下道郡岡田村 起原諸藩 元和元年七月伊東長實地一萬三百石を備

ヲガサ

中及び美濃に封ぜられ、備中國岡田に陣屋を置きて治す、子孫相繼て明治維新に至る(徳川加除封録、明治政覽) 尾形光琳 尾形光琳 名は惟富、字は伊亮、號を方説、道榮、寂明、彌齋、長江軒、青々堂といふ、通稱雁金屋藤十郎(尾形東福門院御所奥服御用商人尾形主馬(實名は宗謙、治書と號す、本阿彌光悦に從ひて書法を學び、別に一家を爲せり)の子、其祖先は日向鹽田村の人、緒方惟義の裔、主馬の祖父道相(通稱新三郎)の時、京都尾形社に奉仕し、緒方の字を尾形に改めしと傳ふ(尾形染物を業とす、後ち江戸に出て狩野常信に從ひて書を學ぶ、又古土佐に書を學び和畫の名手となる、尋で本阿彌光悦を慕ひ、書畫添作蒔繪に至る迄悉く之を學ぶ、後ら新意を出し、漆器中に鉛錫青貝を嵌入し、風流のものを製して一派を立て大に著る、又金銀泥を用ふるに巧なり、花鳥山水草木人物悉く金銀泥を混へて彩色し頗る麗美なり、世人光琳蒔繪といふ、終に法橋に叙せらる、また茶事を長休宗佐に學び、巧に假山をも造りしと云ふ、享保元年六月二日歿す、年五十九(或は七十六)京都小川頭妙顯寺中本行院に葬る、後ち文政二年十一月雨華卷抱一ために一碑を建て、題して長江軒青々光琳墓といふ、後人名畫を集めて光琳百圖を著はす(扶桑畫人傳、工藝遺考) 尾形乾山 尾形乾山 名は惟元、通稱を権平といふ、深省、尙古、陶隱、紫翠、玉堂、瀛海、逸禪、習靜堂等の號あり(尾形乾山) 子、光琳の弟(尾形) 學問及び茶事を藤村庸軒に、書を狩野安信に學ぶ、獨り陶器を洛西鳴瀨村に築き、陶器を製し、種々の繪を畫き、自費を加ふ、頗る一種の雅致ありて人にもてはやさる、樂保院宮公親親王の

ヲガサ

厚遇を受く、宮に從ひ江戸に出で入谷に寓し、陶器を製す、每品裏面に、紫翠乾山或は紫翠深省の落款あり、其造る處のもの、器械を以てするあり、又手頭を以て捏造するあり、共に樂燒に類す、寛保三年六月二日歿す、年八十一、宮、坂本の薬王山善養寺に葬り、碑をたて給ひしと云ふ(工藝遺考、工藝志料) 緒方決庵 緒方決庵 名は公職、初め三平と稱し、後に決庵と改む(尾形) 惟因の三千(尾形) 世々備中國足守の藩主木下氏に仕ふ、年十五父に從ひて大阪の藩邸に祇役す、人となり倅岸にして弱く、武人たるに適せざるを以て、始めて醫學に志し、洋醫中天津に從學すること四年、當時翻譯の書は、殆ど閱讀し畢る、思へらく、洋籍を讀まざれば、竟に一層の隔ありと、即ち江戸に遊びて坪井信道の門に入り、刻苦勉勵、學漸く進み、擧げられて其塾長となる、また旁ら宇田川玄眞の教を受くること六年にして長崎に赴き、親しく蘭醫に就きて、研究すること三年に及べり、かくて再び大に版歸りて開業し、決庵と稱す、時に年二十九、これより名聲漸著、生徒雲集し、治を請ふもの常に門に滿つ、而して諸大名の東觀して大阪を經るもの、疾に罹れば必ず診を求む、尋で木下侯召見して俸八人扶持を給ひ、藩の侍醫と爲す、文久二年幕府徵して侍醫と爲し法眼に叙し、兼れて醫學館の事を督せしむ、翌年六月十日歿す、年五十四、本郷駒込高林寺に葬る(尾形) 病學通論、扶氏經驗遺訓、虎狼痢治準等(洋學大家列傳) 御徒 「カチ」を見よ、 雄勝城 所在出羽國雄勝郡湯澤城○古の雄勝城なりと云ひ、或は雄勝郡大澤村字天下屋敷、その舊跡ならんと云ふ(肥前) 淳仁天

ヲガサ

皇天平寶字三年九月勅して之を作らしむ、蓋し蝦夷防拍の爲めなり、據紀に、天平寶字三年九月己丑勅遣陸奥國桃生城出羽國雄勝城とあるものはなり(學藝志林、雄勝城考) 雄勝郡 所在出羽國今羽後國 聖武天皇の天平五年十二月始めて之を建つ、或は又小勝とも書す、淳仁天皇天平寶字三年十二月雄勝城を築く、和名抄に、雄勝(ヲカサ) 大津(オホツ) 中村(ナカムラ) 餘戶等の郷あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考) 御徒十目付 「カチメツケ」を見よ、 岡引 江戸時代目明のことをいふ、盜賊方の役人の手先に使はれ、案内差口等を爲す者にて、今の探偵の如きものなり(官中要録) 岡寺 所在大和國高市郡高市村大字岡○龍蓋寺と稱し、東光寺とも號す、寺傳に境内の小池に龍神を招請し、大石を以て龍穴を蓋ひしより名づくと云ふ(尾形) 眞言宗○本尊如意輪觀音、三十三所の第七番(尾形) 天智天皇二年後岡本宮を捨て、寺となし、僧義滿に附す、天平寶字六年勅して越前山背郷五十戸を施入す、弓削道鏡弘法大師亦本寺に住せしことあり、後世數多の變遷を経て大に衰ふ、徳川氏に至り寺領五十石を寄す、今本堂、方丈、開山堂、樓門等の數字あり、本堂の如意輪(國寶)は文六の製像にして空海の作と傳ふ、開山堂には自作と稱する乾漆の義滿正座像(國寶)及び釋迦涅槃像を安置す、樓門は室町時代の建築とす、寶物に如意輪觀音小銅像(傳稱文作) 天人浮刺磚(共に國寶)等あり(元亨釋書、拾芥抄、大和題、地名辭書) 遠賀郡 所在筑前國世羅

ヲガサ

ヲカノ

上代國縣の地、神武天皇東征の時、甲寅年十一月始めて崗水門に至る、或は瑪珂と書す、後ち遠河に改め、又遠賀とす、聖武天皇天平十二年九月遠河郡あり、延喜式以後遠賀となす、和名抄に、埴生(ハニフ)恒前、山鹿、宗像(ムナカタ)内浦、木夜等の郷あり、室町時代御牧郡と稱す、大内家壁書に見えたり、正保圖之に仍る、寛文四年舊名に復す、後ち之に仍る、天保郷帳之を「チンカ」ともむ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲカノヤドノ

岡屋殿 近衛兼經(コノエカネツネ)を見よ、

ヲガハゴシヨ

小河御所 所在京都一條南油小路小川殿町○足利氏の邸宅(肥後國)文明六年新に造る、もと高松政光卿の亭にして、室高水寺殿之に住す、繼で足利義政、同義倫の將軍、の邸に在り、宣胤日記に、小川御所准后(義政公)同所也、細川左京大夫勝元遊覽所也、亂中有御所望、時々令後給、花御所炎上已後、爲三斷之御所とみえ、又、後土御門天皇里内裏とし給ひしとみえ、長興齋院記に、文明八年十一月行幸於小川新造御所、内侍所同渡御とあり(山城名勝志)

ヲカバシヨ

岡場所 名後江戶時代、江戸市に於ける吉原以外の遊里をいふ、大概如電の説に、岡といふ語は、岡目八目の岡と同意にて、當局者にあらぬものをいふなり、遊里は新吉原を本場所とし、其他にあるを岡場所と呼ぶ、といへるにて其義を知るべし(肥後國)江戶幕府の政策は、吉原を以て江戸唯一の遊里と定め、これと共に一切他の花街を禁じたりしが、後干もなく禁令緩みて承應年間より別に遊里に類するものを生じたり、されど初めは品川千住等の宿驛なる遊女町二三箇所過ぎざりし

ヲガハ

が、次第に増加して元禄中には、護國寺創建の時、音羽町に起り、正徳中根津神社新築の後、こゝもまた遊女町となれり、享保以降は淺草田原町の邊より、下谷筋邊の邊、本所深川までに推し及ばし、芝三田、赤坂田町、麻布市兵衛町、四ツ谷、谷中、數ふれば數十箇所にも及ぶべし、かく岡場所の數多かりしが内に、全盛を吉原と號ひしものを深川とす、此地江戸の巽に當れりとして、人呼びて辰巳の里といふ、文化文政の頃最盛なりき、幕府は屢々令して其迹を絶たんとしたれども、未だ曾て功を奏せず、天保十三年水野忠邦の改革の時、嚴令を發して、一切の岡場所を取拂はしめたるより、一時其勢を壓したれど、日ならずしてまた各地に生じ、延て明治年間及ぶ(岡場所考、藤岡氏著日本風俗史)

ヲガハバウジャウウチ

小川坊城氏 坊城氏とも稱す、姓は藤原、權中納言勳修寺定實の二男俊實始めて氏を稱す、名家の一なり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(家譜、華族譜)

○俊實 俊冬 俊任 俊繼 俊國 俊秀 俊顯 俊名 俊昌 俊隆 俊直 俊完 俊廣 俊清 俊將 俊逸 俊親 俊明 俊克 俊政 俊章

ヲカフジャウ

岡豐城 所在土佐國長岡郡岡豐村大字八幡○豐岡城とも云ふ(肥後國)長曾我部氏代々に居る、其起り詳かならず、文明十年一條兼良の子教房、文策に迎へられて、この城に入り、二年を經、國中の領主意向して領に繁華を致せり、兼序の時、吉良大平木山の兵來り攻めて遂に之を陥い

ヲカベ

る、後ち兼序の子國親之を復して居住す、廢城詳かならず(古城傳承記、南略志)

ヲカベウチ

岡部氏(和泉岸和田) 姓は藤原、參議乙麻呂末裔、遠江守爲憲より出づ、其六代清綱駿河權守となり、同國岡部郷に居住す、依て氏とす、子孫世々駿河國に住して今川氏の被官たり、正綱の時今川氏眞、武田信玄の爲めに攻られ、諸城陥る、正綱小兵を以て武田と戦ひて屈せず、信玄之を招致す、天正十年武田氏亡び、織田氏尋で亡びし後、徳川家康に仕ふ、天正十一年正綱卒し、其子長盛繼ぐ、長久手の役、上田城の攻略共に大功あり、十六年上總下總の地一萬二千石を賜ふ、關原伏見役等の功により、丹波龜山に三萬二千石に封ず、大阪役の功にて元和七年八月五萬石に同國福知山に移封、寛永九年美濃大垣城に移る、十年宣勝播磨野城に、十三年攝津國高槻城に移る、十七年九月一萬石加賜、和泉國岸和田城に治す、寛文元年十月五千石を次子高成に、二千石を三子豊成に分封す、元文五年二月長著の弟長晴を三千石に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、徳川加除封録、華族譜)

ヲガム

長和 長敬 長著 長住 長修 長徳 長寛 長和 長敬 長著 長住 長修 長徳 長寛

ヲカモ

再拜を重ねるを八度拜と云ふ、上代は普通一般の禮にも行ひしが、後には神拜にのみ用ふる事となれり、古事記垂仁天皇本幸智和氣事波幸の條に、故其御子令拜其大神宮と見え、書紀神功皇后十三年二月の條に、命武内宿禰從太子令拜角鹿筒飯大神と見えたり、拍手(カシハテ)參看(倭訓栞、古事記傳、神道名目類聚抄) 法起寺(ホフキジ)を見よ、

ヲカモトノタウ

岡本堂 所在山城國愛宕郡賀茂社の以東一里許の所(肥後國)賀茂の神戶百姓等賀茂大明神の爲めに建つる所なり、天長中檢非違使之を毀つ、仁明天皇勅して、神威佛力相須つ尙し、今本源を尋ねるに事神分に縁る、宜しく彼堂宇を改め建つべしと、終に之を再興す(山城名勝志)

ヲカモトノニフタウサキノクワンバク

岡本入道前關白 近衛家平(コノエイヘヒラ)を見よ、

ヲカモトノミヤ

岡本宮 飛鳥岡本宮(アスカカモトノミヤ)を見よ、

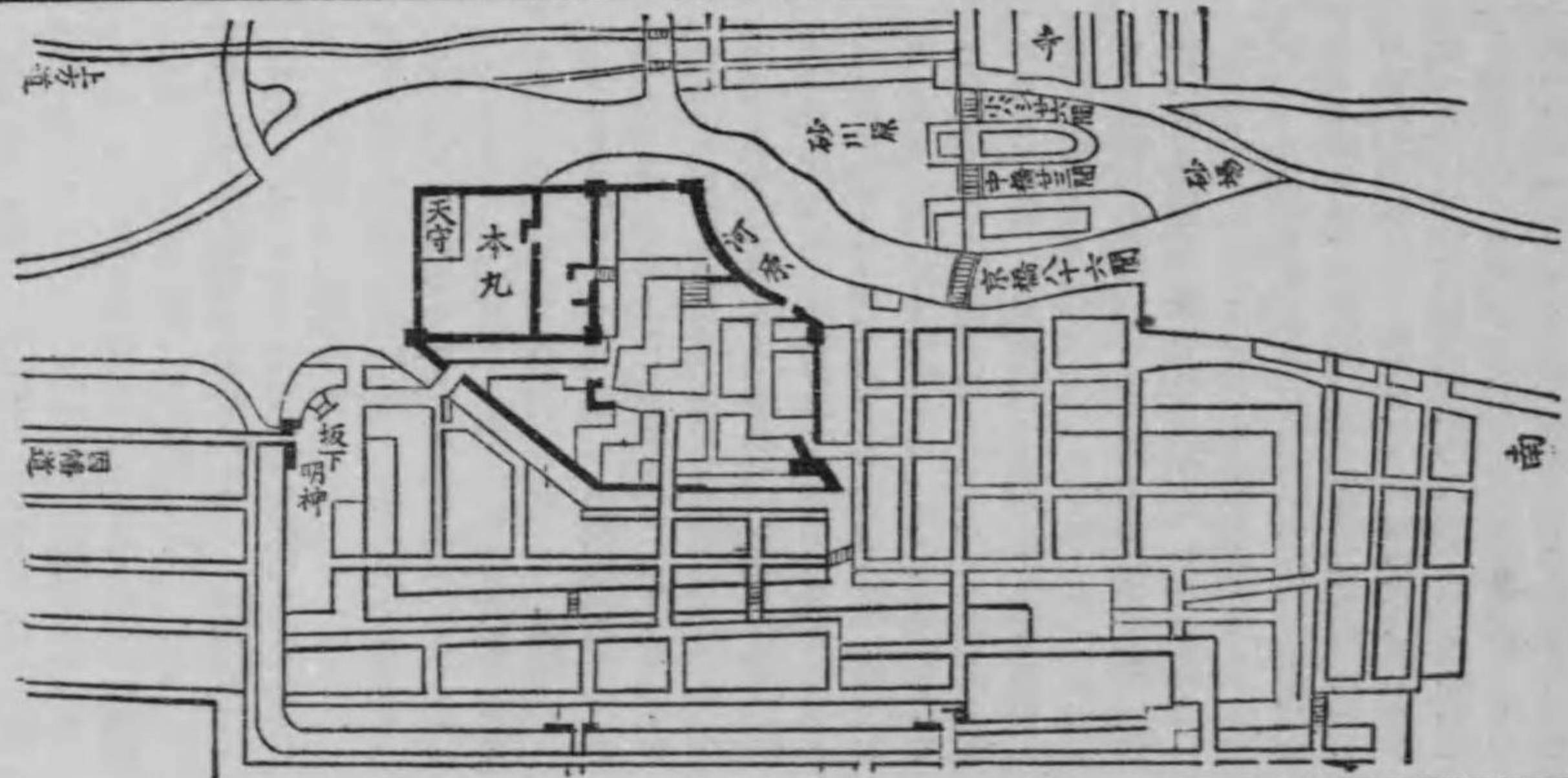
ヲカモトノミヤノスメラミコト

宮天皇 草壁皇子を追尊していふ、ウカサカモノワツシを見よ、

ヲカヤマジャウ

岡山城 所在備前國御野郡岡山市の北信○一に島城と稱す、姫路の懸城に對し、城樓の黒塗したるを以て名づく(肥後國)天文永祿の頃、金光宗高此に城を構へ石山城と稱す、天正の初めより宇喜多直家金光氏を討じ、之に城廓を築く、是岡山城と爲す(岡山の起りは今の城山の巽南の山麓に巨石ありて小祠あり、時の人之を岡山殿と云へるに起るが如し)直家死後其子秀家之に居す、

ヲカヤ



ヲカヤ

慶長五年關ヶ原の役、秀家利あらず終に没落す、徳川氏小早川秀秋(五十一萬石)を封じて治せしむ、八年正月池田輝政に備前三十一萬石を加封せらる、因て輝政を岡山に置きて治す、十八年五月輝政の二子忠繼分封せられしが城主となる、尋で弟忠雄之を承け、其子光伸の時因幡に移封せらる、寛永九年六月輝政の嫡孫光政此地に封せられ、夫より子孫相繼ぎて城主となり、明治維新に至る(和氣綱、吉備前傳、主國合誌、徳川加除封録、明治政覽)

ヲカヤマハンノガクカウ

岡山藩學校 所在備前國御野郡岡山中山下(肥後國)寛文八年十二月池田光政、假學館小なるに因り更に岡山中山下新講寺圓乘院の舊地にて學校を經營し、泉八右衛門、津田重二郎に命じ之を督せしむ、九年閏十月に至つて落成す、別に名を附せず、十年三月射圃を設け、七月調馬場を設く(長七十三間)貞享三年三月南方村の薬園を改めて菜園と稱す、十一月之を寺封信濃守政言に付與し、學校下屋敷を廢す、寶曆十二年正月城北の閑地八畝餘を更に學校に付屬す、元治元年六月新に演武場を校門内奉行邸宅の東に設け、武揚館と號し、生徒修文の餘暇、武技を勉勵せしむ、明治二年に至り學政及び職制を改革す、廢藩に及びて廢す(日本教育史資料)

オキカヘシ

起返 江戸時代、荒蕪の地を回復するをいふ、享保六年將軍吉宗、永荒の地引高の内勅力せば起返るべし、然るに其地主の力のみにては起返期し難く、徒に年月を過すの聞えあり、右等の分其村中協力して起返すべし云々と達し、爾後屢々督責の令あり、因て荒蕪の田地大に起返るもの多し(大日本租稅志)

ヲキジヤウ

小城城 所在備前國小郡郡

オキマ

家康に仕へ、家康の陣代となる、功を以て大給新田千五百石を領す、依て氏を稱す、天正十二年尾張墨江の役奮戦す、天正十八年上野三之倉の地五千石を賜はり、其子一生近正伏見戦死の功により五千石加賜、下野國都賀郡板橋に所替へ、右近將監成重、元和元年大坂陣の功により同三年一萬石加賜、參河國幡豆郡四尾城に移る、七年二千二百石加賜、前封合せて二萬石、丹波國桑田郡龜山城に移封、忠昭の時豐後國龜川中郡留、高松等に轉封、明暦四年二月豐後府内城を賜はり子孫相襲きて封を受け、明治に至り華族に列し、子爵を賜はる(藩翰譜、徳川加除封録、家譜、華族譜)

松、字は茂綱、通稱右衛門、祖徠、藤間、赤城翁等の號あり、本姓物部たるを以て、また物徠とも稱す(系統方巻(名は萬、字は支甫)の二子、物部功にして技藝、五歳字を識り、十歳能く文を屬す、延寶元年父の事に坐して江戸を逐はれ、上總に墮居す、居ること十二年、赦に逢うて父と共に江戸に歸る、父もと幕府の醫師にして法眼たり、此時再び召出されて醫官となり、三子親を以て嗣とす、茲に於て徠徠を芝浦に下し、教授自ら給す、柳澤吉保其聲名を聞き、徴して俸十五人扶持を給ふ、尋で累進して五百石に至り、番頭格に進む、是より先伊藤藤村古學を平安に



(集菟掛葉國科史)藏所氏彦文楓大

○眞次 乗次 乗成 乗眞 盈乘 乘輝
乗友 乗尹 乗奏 乗利 恒(有兼)
ヲギフソライ 获生祖徠 名號名は雙

唱へ、力めて程朱を排す、徠徠即ち藤間藤華を著はして程朱を辯護せしが、既にして李王の書を讀むに及び、忽ち感發する處あり、盡く舊學を廢して古文辭を修む、之を復古學と稱す、名聲藉甚一世を賞譽し、文藝爲めに一新す、徠徠人となり英氣高邁、卓犖不羈、眼一世に空しくし、推す所あること罕なり、而して其學汪洋浩博、雅樂象管より、軍旅法律等に至るまで精該せざるはなし、又書を能くす、文を作る縦横馳騁、問

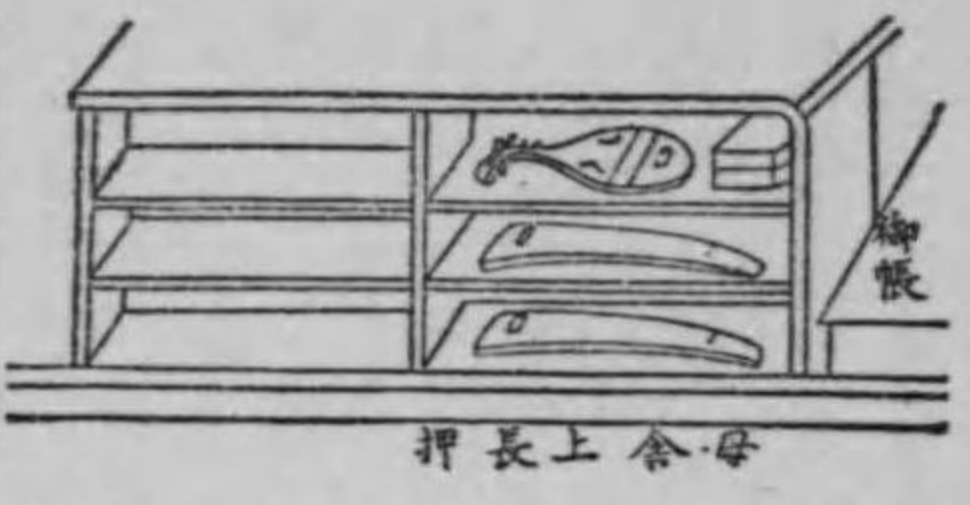
オキマイ 置米 江戸時代、地方の小役人等

物衣

享保六年將軍徳川吉宗の命により、六諭衍義を和譯す、十三年正月十九日

々、遊怪に涉ることありと雖も、豪放快蕩一世に冠たり、時勢を論じ、法令を議するものまた多し、少時兵事を精習す、故に其仕途に就くまた兵學を以てせり、晩年復た専ら武を談す、初め五代將軍徳川綱吉の屬々柳澤邸に臨むや、徠徠常に携はれて經書を遊講せること多し、後ち歿す、年六十三(或云六十五)江戸三田長松寺に葬る、
○大宰純、服部元喬、安藤東野、山縣周南、平野金華、成島鳳朝、大内子純、高野蘭亭、釋方庵、木下公達、字佐美子、雄、宇野士朗、皆谷甘谷、篠崎東海、釋元皓等名あり、
○蘭語辨義、辨名、學庸解、論語微、孟子別譯、韓非子、孫子、吳子、素書國字解、譯文筆路、經子史要覽、南留別志、度量考、鈴錄、政談、太平策、古文矩、文變、文野、管子考、經濟總論、藏園錄稿、樂律篇等數十種(近世大儒列傳、儒學源流、近代著述目録)
○オキフミ 置文 遺書を云ふ、後世の書置なり、書き殘し置くの義、武家名目抄に、置文は後代をして其事を専らしめんが爲に記し置くないふ、又死後おのが意を人に告げんが爲め書き置くないふ、といへり、○吾妻鏡永元四年五月廿五日の條に、陸奥國平泉保加監等與陸事、故右幕下御時任三木願、基衡之例、可致沙汰之旨、被殘置置文之處云々と見え、延應元年五月廿六日の條に、今日被定置文云々とあり、又雜太平記に、義家の御置文に云ふ、我が七代の孫に吾生れかけりて、天下を取るべしと仰せられしはと見えたり、

オキメ



に給與する米を云ふ、舊幕府治略略に、口留番所小道中に大小關所を置く、口留番所は、即ち(小關門を云ふ)番人又は御林守と稱するもの、其他居村民中より採用する此種の小役人に給與する扶持米、及び官費堤防修繕に要する人夫の賃米等に充て、租稅米金の内、該村若くは附近村落へ預け置き、所要の時々支出するものを云ふと見えたり

オキメ

次の重に和琴(鈴鹿)置たり云々古樂書に、置物御厨子、長六尺古代の定也、後に七尺許に造改められたり、宗と置る、等和琴の長より定めらる、也、又上古には琴を置し事有とぞ、夫をば第一層の上に置る、事人しらす、秘藏の事也、云々と見えたり、山機記治承四年二月二十一日讀位の條に、五條亭曰、置物御厨子二脚(注云)件御厨子一脚立御帳後立之、予仰藏人、令置東間、管絃具未渡、此殿儀以左管、右、可置西御厨子也、御前宮可置第二層西方、圓層東方可置支案、頭方可置西、第三層可置鈴鹿、以東可置上也、絃者彈便置之、笛宮者可置御所方云々とあり、今茲に、古樂書厨子の圖を示す、
○オキモノノビヤウアブキヤウ 置物屏風 奉行 室町時代、將軍大名の第に赴く時、諸大名家にて臨時に置く役名、座席の裝飾の事を掌る、屏風を立て連れ、茶席の器物等をばしめ、其餘の諸道具を飾り立つ、多くは同朋衆又は禪僧等主人の寄託によりて行ふ(武家名目抄)

オキメ

金砂子に金泥にて畫を畫きしものなり、佛間の東に横あり、南の東に杉戸あるの外は總て貼付壁にて、機は襖、貼付天井小壁を通じて白地に銀泥にて水、金にて松を畫きしものなり、又杉戸は黒塗漆なりと知るべし、大なる御清の間の南に接して別に開ける御清の間の六疊敷なり、にも佛間あり、裝飾は大なる御清の間のものに同じ、天井は御下段に同じく雲形風風なり、(二)第一の清間の西なる大納戸の廊下を経て溜間あり、其西に御清間あり、所要は第一の清間に同じ、平生明部屋なり、二間あり、北なるは八疊にて南なるは四疊なり、八疊の間より西及び北へ出張りたる戸棚及び四疊間の西方なる御位牌所とも明間なり、溜間の中間及び東方に横あり、餘は皆張付壁なり、江戸城(エドツキヤウ)の挿繪大奥の部室看(千代田城大奥)

オクイ

○オクイウヒツ 奥右筆 關西江戶幕府の職名、老中年寄の下に於て文書を掌り、祕書政事の取調を行ひ、老中理務の顧問となる、奥とは、江戸城中の一區内にて、將軍平常註に在りて政を聞く所、今の祕書官に相當す、
○置物御厨子 内裡清涼殿の御帳の後と、第四間の奥とに据ゑたる御厨子棚を云ふ、二脚ありて上中下三段とし、上は支案、中は鈴鹿、下は笛の宮(海部を毒く)、小水籠笛二ツ(狛犬)拍子四を置く、又禁裏秘抄に、西うしろの障子にそへて、三間に置物の机をたつ、北の机を立、北の机には樂器を置く、上に琵琶(支上)其端に北方に笛の箱、

オクイ オクジ

となる、又同時に奥右筆を置く、天明八年十二月見習四人を置く、右筆(イワヒツ)表右筆(オモテイワヒツ)左筆(サダヒツ)表左筆(オモテサダヒツ)...

オクコゼンシヨ 奥御膳所 江戸幕府江戸城大奥の居間の名、溜所の北に在り、將軍大奥へ御成の時、御膳所を調進する所、彼の中奥より送り越す料理の品を此所にて受取り、獻立して膳部を調進し將軍に進む、江戸城(エドヅカ)の掃掃大奥の部参看(千代田城大奥)...

オクコゼンシヨイドコロガシラ 奥御膳所御膳所頭 江戸幕府の職名、大奥の御膳所にて御膳の事を統へ掌る、若年寄の支配にて高二百俵、役料百俵を給す、席は焼火間とす、其支配の下に組頭あり、其組のものを統へ掌る、高持扶持七十俵、役金十兩を給す(明良帶録)...

オクコゼンシヨ 奥御膳所 江戸幕府江戸城大奥の居間の名、溜所の北に在り、將軍大奥へ御成の時、御膳所を調進する所、彼の中奥より送り越す料理の品を此所にて受取り、獻立して膳部を調進し將軍に進む、江戸城(エドヅカ)の掃掃大奥の部参看(千代田城大奥)...

オクダ

め特に此職を置かず、明暦以来、林氏世々奥詰を以て侍講を攝す、享保中、奥坊主成島信通文學あり、侍講の命を承く、曾孫直直まで此職を襲ぐ、二人あり、二百俵高にして、役料二百俵を給す(官制沿革考史)...

オクダヒラノアマサ 奥平信昌 通稱九八郎、初名定昌、後信昌と改む、美作守と稱す、真能の子、もと今川氏に屬す、天正元年父と共に徳川家康に歸し、爾來家臣となる、長祿城を賜ひて之に居す、三年武田勝頼大兵を率ゐて來り圍みしも、信昌能く城を守りて居せず、故に於て長祿の戦あり(ナガシノノヤカヒ)...

オクダヒラノアマサ 奥平信昌 通稱九八郎、初名定昌、後信昌と改む、美作守と稱す、真能の子、もと今川氏に屬す、天正元年父と共に徳川家康に歸し、爾來家臣となる、長祿城を賜ひて之に居す、三年武田勝頼大兵を率ゐて來り圍みしも、信昌能く城を守りて居せず、故に於て長祿の戦あり(ナガシノノヤカヒ)...

オクダ

萬石に封す、同年十二月家昌十二萬石を下野守部宮城に封す、元和五年其子千福一萬石加賜、下總古河城に移る、八年八月字部宮に復す、寛文八年三月昌能二萬石を削られ、出羽山形城に移封、貞享二年六月昌幸又字部宮に治す、元祿十年二月昌春丹後宮津城に移封、享保二年二月昌成一萬石加賜、豐前中津城に移封、合せて十萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(藩翰譜、系圖要、徳川加除封録、家譜、華族譜)...

昌昌 昌能 昌章 昌成 昌教 昌鹿 昌男 昌高 昌暢 昌猷 昌服

昌昌 昌能 昌章 昌成 昌教 昌鹿 昌男 昌高 昌暢 昌猷 昌服

オクチ オクツ

四日本す、年六十一(徳川實紀野史) 奥女中 江戸將軍家及び諸侯の奥向に仕へたる婦人をいふ、御殿女中ともいふ、家々に因りて女中の役名及び人員異なるが、今書分の記せば左の如し、千代田城大奥(大奥女中) 上 萬三 御年寄、七 中年寄、二 御寄會釋、五 御中萬、八 御坊主、四 御小性、二 御鏡口詰、二 表、七 御次頭、二 御次、七 御給筆頭、二 御給筆、五 御鏡口米、七 御鏡口助、二 御切手、四 奥服ノ頭、一 御三ノ頭、一 奥服ノ頭、一 御廣座敷詰、一 御三ノ頭、一 御末頭、二 御三ノ頭、一 御仲居、六 御六ノ番、一 三 御使番、一 三 御末、五 御大小供、二 〇 (以上御目見以下)...

オクニカフキ 於國歌舞伎 慶長の初年、出雲國の巫女お國といふ者の興行せる歌舞伎をいふ、歌舞伎(カフキ)参看、ラクニノジンジャ 小國神社 所傳遺江國周智郡一宮村五用〇小國天神といふ、本國の一宮、今は國幣小社に列す、大穴幸運神(原) 飲明天皇十六年本宮此地に出現、幼帯使を遣はして新宮を建て、小國宮と稱す、文武天皇大寶元年二月十八日舞樂十二段を授く、爾來毎年此日幼帯を奉じ、神事を勤め舞樂を行ふ、仁明天皇承和七年六月從五位下、清和天皇貞觀二年正月從四位下、十六年二月從四位上を賜ふ、後醍醐天皇建武の年幼帯の例廢す、元龜三年九月徳川家康神廟によりて堂宇を燒き、武田信玄と戦て大勝を得たり、後家臣に命じて新に造營せしめ、天正十一年十二月成りて遷宮す、其後歳月を経て、社殿大破す、元祿中に至り徳川綱吉の命により、本社社社を再建す、神領は昔は五ヶ郷なりしが、慶長八年田五百九十石の朱印を賜ふ、明治六年六月國幣小社に列す(神祇志料、遠江風土記傳、官國幣社一覽)...

オクノテ 奥手 左の手を云ふ、萬葉集に、香妹兒はくしろに有なん左手の奥手に纏ていなましを、古事記傳に、左の御手纏になれる三神には奥と云ひ、右の御手纏になれる三神には邊と云ふとあり、後世俗に祓禊を云ふ、蓋し劍術の奥の手より轉ぜしものならむ、信世の句に、山々は奥の手を出す處かなとあり、オクパウズ 奥坊主 江戸幕府の時、奥向の雜事に給使す、皆剃髮にて世襲とす、其數百三十人、二十俵二人扶持高、役料二人扶持〇組頭二人あり、坊主を支配し、高五十俵を給す(明良帶録)...

オクチ オクツ

オクド オクヌ

オクノ オクム

オクヤ オクラ

紅粉漆画、浮輪（遠景の奥深くみゆる様に描きたりといへば、按ずるに洋式を用ひしなるべし）等を過ぎ始めたり、明和五年二月十一日歿す、年七十九（浮世繪類考、扶桑名畫考、人忌辰録）

オクヤマジヤウ

奥山城 所在遠江國引佐郡奥山村字奥山○郭外三方溝を構へ、中央の地方凡そ三十歩、原田源元中元年奥山次郎朝藤の築きし處、子孫世々に居住す、延元元年宗真親王のこの城に據る、足利義隆の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陥る（遠江風土記傳）

オクヤマネリウ

奥山念流 修験者光明院行海が創めたる劍術の流派をいふ、念流より出づ、念流（ネリウ）を看す

オクヨコメ

奥横目 江戸幕府の職名、奥勤する人の事務を監察することを掌る、「ヨコメ」を看す、

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣西園寺公経より出づ、公経の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官稱中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、梅宮大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分脈、家譜、華族譜）

○公維

實教 公衡 實名 公種 實右 季種 公右 季藤 公根 實爲 實起 公連 實朝 照季 季水 宜季 實季 兄季 實季 輔季 長季 英季

オクララサメゼニカタ

御倉納鏡方 又納鏡一家と稱す、一は市の意、國司室町幕府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出納を知り、市店の貨物を沙汰し、兼て大名諸家の禮儀（代替其他の事につき、柳營へ獻する錢を云ふ）、國役錢をも取納す、納鏡の僧形にて、長を正實坊と云ふ、玉泉坊、定泉坊等代職となることあり、法師の倉庫を預り沙汰せるは中古以來の例にて、源平盛衰記四光、西景が事を記したる條に、信西平治の亂に討れし時、武人共に出家して、左衛門入道は西光、右衛門入道は西景とぞ申ける、二人ながら御藏の預にて猶召仕はれり」とあり、室町幕府は、これに倣ひしなるべし、後世豐臣氏の藏奉行、及び甲州の藏前衆にも法體の者多し、慶長の頃にも、僧侶が年貢取納を承し、こと見えたり、關原藏倉幕府の時、正和申日吉神輿を改造す、京師の土藏一字に稅錢七百五十四を課す、又元亨四年觀山火あり、客人飯宮以下英に罹る、又土藏に課して作る、室町幕府納鏡方の職掌並に胚胎す、建武以來式目追加、永享二年九月の令に、酒屋土倉關所事若者、如此關所、可被付納鏡方一焉」とあり、納鏡方の始めなり、明應中には、朝廷内侍所の御神樂、又節會の費用等、御倉玉泉坊より納る由、宣胤卿記に見ゆ（嵯川親元記、武家名目抄）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（コドネリ）を見よ、

ラグラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、もと兼明親王の居所なりし小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明德三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

ラグラノシンワウ

小倉親王 兼明親王（カネアキラシンワウ）を見よ、

ラグラノミササキ

小倉陵 嵯峨小倉殿（サガノナガラノミササキ）を見よ、

ラグラノミヤ

小倉宮 「ナガラヤマ」を見よ

オクラ

ラグラ

ラグラノミヤ

小倉宮 國司實名詳かならず、居處によりて小倉宮、小倉殿、小倉皇子等と稱す、後龜山天皇の皇子、南南北北合一の際、父天皇に從ひて嵯峨にありしが、正長元年稱光天皇大漸に及び、將軍足利義持が、兩統遺立の特約に背きて後花園天皇を擁立せるや、宮は其皇子教導を立つるの意ありしがゆゑ、大に違約を憤りて、伊勢に走り、北島滿雅に頼りて恢復を圖る、滿雅皇子を奉じて兵を擧げしも、利なくして戦死し、皇子は成を乞ひてまた嵯峨に歸る、將軍義教（是より先義持歿す）これを厚遇し、費用として年三萬疋を給與し、且つ其王子を嫡子と爲して出家せしめ、勸修寺に入らしむ、教導是なり、其以後の歴史詳かならず○小倉宮の誰なるかは、今なほ疑問中であり、或は長泰親王なりとも、或は泰成親王なりとも稱し、いまだ定説を見ず、按ずるに、諸門跡教導の傳に、南方小倉宮（後村上天皇孫、後龜山天皇皇子）男とあれば、小倉宮宮（後村上天皇の皇子たるは疑なれば、泰成親王なり）との説は信じがたし（親王は後村上天皇の皇子なり）而して長泰親王なりとの説も、亦的確なしと雖も、起立系譜、南朝紹運圖、南山小譜、南山巡狩錄等皆此説に従へり、速断し得ざれども、小倉宮を以て、長泰親王に擬せんこと或は當れるに近からんか（後龜、野史、南朝の末路）

オクラモント

御藏門徒 名江戶時代に於ては、法を修むる故に此名あり、原田源元一向宗御藏相傳と唱へ、京阪の間に大に行はれ、尋て江戶にても此法行はれて明和二年以後盛に廣まる、當時江戶上横町に鍛冶方御用達小細工次郎兵衛といふ者あり、法義の爲

ラグラ

ラグリ

ラグリウチ

小栗氏 姓は平氏、大兼重幹の四子重宗、小栗五郎と稱し、常陸新治郡小栗保に築き居す、依て氏とす、三代重成、源頼朝に仕へて功あり、

ラグリヤマ

小倉山（小椋、雄藏） 山城國葛野郡嵯峨村の西、二尊院の上、大井川の東、龜山に隣りたる所に在り○此地に兼明親王、藤原定家等の山莊ありて其名高し、兼明親王の居所は小倉宮、雄藏殿とも稱し、名勝志に、土人云、舊蹟二尊院南、常寂寺の邊とあり、本朝文神免表賦に、余龜山下、卜一廟居、辭官休息身、欲終老於此○山亭起請序に、東樓霞殿、西雄藏山、中有三茅茨、松柱三間、排霞封霞、無漏無闕云々、祭龜山神文に、兼明年齡衰老欲三休閑、爰尋先祖聖皇嵯峨之墟、請地於栖霞觀、占此靈山之麓とあり、定家の居所は中院と稱し、清涼寺の西、二尊院の北、愛宕山路の北傍に在り、其庵を厭離庵、一名時雨亭と云ふ、其子爲家に傳ふ（山城名勝志、山州名勝志）

オクリアシ

送足 江戸時代に、貴人の前に出づる時の足道を云ふ、貞丈雜記に、其足道は、太刀、目録、又盃、其外何にても持ちて參る時、御前の數居際までは常の如く歩み來て片足を上げ、數居を越えさうにして越えす、其足を引きてふみなほして扱敷居を越ゆるなり、是を送足と名けて専ら種古する人あり、古は無き事にて、近來のはやり事なり、右の送足の體、貴人の方を足上げて齧る様に見えて甚だ無禮なり云々と見えたり、

ラグリヤウチ

小栗氏 姓は平氏、大兼重幹の四子重宗、小栗五郎と稱し、常陸新治郡小栗保に築き居す、依て氏とす、三代重成、源頼朝に仕へて功あり、

ラグリヤマ

小倉山（小椋、雄藏） 山城國葛野郡嵯峨村の西、二尊院の上、大井川の東、龜山に隣りたる所に在り○此地に兼明親王、藤原定家等の山莊ありて其名高し、兼明親王の居所は小倉宮、雄藏殿とも稱し、名勝志に、土人云、舊蹟二尊院南、常寂寺の邊とあり、本朝文神免表賦に、余龜山下、卜一廟居、辭官休息身、欲終老於此○山亭起請序に、東樓霞殿、西雄藏山、中有三茅茨、松柱三間、排霞封霞、無漏無闕云々、祭龜山神文に、兼明年齡衰老欲三休閑、爰尋先祖聖皇嵯峨之墟、請地於栖霞觀、占此靈山之麓とあり、定家の居所は中院と稱し、清涼寺の西、二尊院の北、愛宕山路の北傍に在り、其庵を厭離庵、一名時雨亭と云ふ、其子爲家に傳ふ（山城名勝志、山州名勝志）

オクラ

ラグラ

ラグリヤウチ

小栗城 常陸國眞壁郡小栗村○一大圓丘にして面積大約四千坪、養川を貫ふ、土壘あり東北三重、南方五重、本城址方五六十間坪、大接重義始めて小栗の地を食ひ築き居す、滿重に至り上杉禪秀に與し地を失ふ、子助重嘉吉の役功あり舊地を復す、康正元年上杉時朝太田景仲、定利成氏と戦ひ破れて本城に據る、成氏自ら將として攻め之を陥れ、宇都宮綱家の臣をして守らしむ、天文二十一年結城政勝攻めて之を取り、多賀谷

ラグリヤウチ

建武中重貞足利尊氏に仕ふ、應永中滿重、上杉禪秀に黨す、戦ひ破れて持氏に降り、多く領地を削らる、依て之を怨み鎌倉にて叛を謀る、漏れて城に據る、持氏之を討す、二十八年滿重若松天用餘黨を以て兵を擧ぐ、爲めに下野常陸大に亂る、二十九年持氏上杉憲賢等の兵を率めて之を攻む、城兵支ふる能はず、城遂に陥る、滿重子助重と參河に逃れ其族貞重に依る、滿重並に至て食邑を失ふ、後助重陸奥に往き鎌川滿貞に依る、時に將軍義教持氏と善からず、助重因て書を上杉長能に致して舊地を復せんことを乞ふ、長能幕府に薦む、管領書を與へて殊功を建る、ことを助めしむ、助重復て小栗城に歸り兵を出さんとす、然るに持氏敗死せしを以て十二年持氏の二孫春王安王を結城城に攻めて之を陥れ、幕府依て舊邑を復す、康正元年上杉持朝足利成氏と小手差原に戦て敗れ小栗城に保す、成氏之を攻めて陥れ小栗氏終に亡ぶ（新編常陸國誌、系圖纂要）

○重宗

重義 重成 重信 朝重 重躬 滿重 助重 助正 忠幹

ラグリヤウチ

小栗城 常陸國眞壁郡小栗村○一大圓丘にして面積大約四千坪、養川を貫ふ、土壘あり東北三重、南方五重、本城址方五六十間坪、大接重義始めて小栗の地を食ひ築き居す、滿重に至り上杉禪秀に與し地を失ふ、子助重嘉吉の役功あり舊地を復す、康正元年上杉時朝太田景仲、定利成氏と戦ひ破れて本城に據る、成氏自ら將として攻め之を陥れ、宇都宮綱家の臣をして守らしむ、天文二十一年結城政勝攻めて之を取り、多賀谷

ラグリヤウチ

氏をして守らしむ、永祿三年宇都宮廣朝に歸す、小室尚時をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ城廢す、時に慶長二年なり（新編常陸國誌）

ラグリヤウチ

小栗宗丹 助重と云ひ、小二郎と稱す、宗堪とも書す、出家して宗丹と號し、又自教と號す、關原交滿重常陸小栗城に據り足利持氏に叛す、應永三十年持氏師を率る來り攻め、一色詮秀城を屠らんとす、滿重勢屈して助重をして從者と認めしめ、自殺す、助重鎌倉権現堂に隱る、賊あり助重を殺し旅費を奪はんとす、故照女私に隱謀を告ぐ、助重逃れて藤澤湯場に入る、永享六年幕府に訴へ、詮秀を殺し、賊を屠り、照女を賞す、後ち京師相國寺に入り僧となる、晚年大徳寺に住す、好みて書を作る、牧溪、玉潤、夏珪、馬遠の畫風を研究し終に深趣を得、畫く所山水人物草花鳥獸設色富麗共に秀潤鮮明、大に宋人の風あり、特に山水に長ず、煙雲變滅林泉點綴天成の趣あり、人物を畫くや、筆を用ふる磊落、花鳥を畫くや色を設くる稍々粗、筆蹟稀なるを以て、世人の珍翫周文に過ぐ、僧雪舟と名を齊くす、狩野正信就きて畫風を學ぶと云ふ、寛正五年正月歿す、年六十七（野史、扶桑名畫傳）

ラグリヤウチ

小栗宗順 名義通稱剛太郎、また又一といふ、名は忠順、叙爵して豊後守と稱し、後ち上野介と改む、關原忠高の子、關原安政四年使番となり、六年目付に轉じ、外國奉行新見正興、村垣範正と共に米國に航し、水條約を交換す、萬

ラグリヤウチ

氏をして守らしむ、永祿三年宇都宮廣朝に歸す、小室尚時をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ城廢す、時に慶長二年なり（新編常陸國誌）

ラグリヤウチ

小栗宗丹 助重と云ひ、小二郎と稱す、宗堪とも書す、出家して宗丹と號し、又自教と號す、關原交滿重常陸小栗城に據り足利持氏に叛す、應永三十年持氏師を率る來り攻め、一色詮秀城を屠らんとす、滿重勢屈して助重をして從者と認めしめ、自殺す、助重鎌倉権現堂に隱る、賊あり助重を殺し旅費を奪はんとす、故照女私に隱謀を告ぐ、助重逃れて藤澤湯場に入る、永享六年幕府に訴へ、詮秀を殺し、賊を屠り、照女を賞す、後ち京師相國寺に入り僧となる、晚年大徳寺に住す、好みて書を作る、牧溪、玉潤、夏珪、馬遠の畫風を研究し終に深趣を得、畫く所山水人物草花鳥獸設色富麗共に秀潤鮮明、大に宋人の風あり、特に山水に長ず、煙雲變滅林泉點綴天成の趣あり、人物を畫くや、筆を用ふる磊落、花鳥を畫くや色を設くる稍々粗、筆蹟稀なるを以て、世人の珍翫周文に過ぐ、僧雪舟と名を齊くす、狩野正信就きて畫風を學ぶと云ふ、寛正五年正月歿す、年六十七（野史、扶桑名畫傳）

ラグリヤウチ

小栗宗順 名義通稱剛太郎、また又一といふ、名は忠順、叙爵して豊後守と稱し、後ち上野介と改む、關原忠高の子、關原安政四年使番となり、六年目付に轉じ、外國奉行新見正興、村垣範正と共に米國に航し、水條約を交換す、萬

ラグリヤウチ

氏をして守らしむ、永祿三年宇都宮廣朝に歸す、小室尚時をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ城廢す、時に慶長二年なり（新編常陸國誌）

ラグリヤウチ

小栗宗順 名義通稱剛太郎、また又一といふ、名は忠順、叙爵して豊後守と稱し、後ち上野介と改む、關原忠高の子、關原安政四年使番となり、六年目付に轉じ、外國奉行新見正興、村垣範正と共に米國に航し、水條約を交換す、萬

ラグリヤウチ

氏をして守らしむ、永祿三年宇都宮廣朝に歸す、小室尚時をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ城廢す、時に慶長二年なり（新編常陸國誌）

ラグリヤウチ

氏をして守らしむ、永祿三年宇都宮廣朝に歸す、小室尚時をして守らしむ、子高春に至り、宇都宮氏國除かれ城廢す、時に慶長二年なり（新編常陸國誌）

オクリ

延元年降朝し、其十一月外國奉行となる、文久二年露人が對馬に上陸して占領の事を行はんとするや、命を受けて之と交渉談判する所あり、事畢るの後兩國に派遣を命ぜられしが、故ありて之を辭す、二年六月勅定奉行となり勝手方を勤む、爾來數回の罷免昇進枚舉に暇あらざれども、明治元年の春に至る六年の間は、常に勅定奉行勝手方を以て、町奉行、陸軍奉行、軍艦奉行等を兼任せり、明治元年の春職を辭して、采邑上野國群馬郡榑田村に歸り、農兵を訓練して、實に幕府の爲めに成す所あらんとす、事畢にして官軍の捕ふる處となり、同年四月六日斬らる、忠順最も理財のことに長じ、殊に意を海陸の軍備に注ぎ、府庫耗竭の時に拘らず、巨萬の財を投じて奇む所なく、或は機須賀に造船廠を設け、或は佛國士官を聘して洋式に倣ひ、三兵を組織したるが如きは、皆其計畫せる所なり、又兵賦金納の制を創む、之を旗無無縁の士に課して徵求せしなど、衆怨の歸する所となるをも顧みず、一意汲々として、國家の爲めに盡したるの功は、決して没すべからざるなり(幕末名士小傳)

オクリナ

證 その人の死したる後に、追贈する名をいふ、又「イミナ」とも云ふ、大鏡に見えたり、蓋に、國風と、漢風と二種あり、又天皇と臣下の別あり、天皇の國風は、文武天皇大寶三年、持統天皇を、大倭根子天之廣野日女尊と稱するを始めてす、文武、聖武、光仁、桓武、平城、淳和と合せて七帝に過ぎず、孝謙天皇天平勝寶八年、聖武太上天皇崩す、勅して太上天皇出家佛に歸す、更に益を奉らず、是より國風の號號す、漢風は、文武天皇大寶元年に制定す、漢土の制に倣へるを以て今日よりてかく名づく、公式令に、蓋、義解に生時の行迹を累て死後の稱號となす、即ち天地を經緯するを文となし、

ヲケリ

亂を振き正に反すを武となす類を云ふとあり、天平勝寶三年十一月、淡海御船、神武天皇以下を擁び奉りしを始めとす、而して靈號を奉りしは、神武天皇以下桓武天皇迄(孝謙天皇を除く)まじり、文明、光孝、崇徳、安徳、順徳(後鳥羽天皇の初號)順徳、仲恭、光格、光明天皇の五十九帝なり、此内靈號奉るを明記せしもの、聖武、光仁、崇徳、順徳、順徳の六天皇又此内安徳以下の三天皇は、院號の慣例に准じ、院號とも云ひて、普通の者と異なり、弘文、淳仁、仲恭は明治三年追上せられし所、又一帝二號は、皇極天皇の再許に齊明と稱せしが如し、孝謙天皇の再許に、稱徳の號あれども、生前の尊號にて院號にあらず、宇多天皇以後院中絶す、孝格天皇天保十一年十二月之を再興し、先帝を尊て仁孝天皇と號す、

ヲケリノナイシ

送内侍 先帝の内侍にして、更に新帝に奉仕するものを云ふ、凡て内侍は源代の時には廢せらるゝものなるに、その内一兩人は新帝へ遣はし置きて、假置を新帝へ參する時に、此

オクリ

オクロ

内侍等、手づから取りて近衛の申將に渡さる事は、定まれる作法なり、之を送内侍といふ、此内侍は再び歸參して宮仕するを得ず(禁秘抄)

オクリアミ

送文 物を送り届ける場合に、其旨を記して送り主に與ふる狀を云ふ、また送狀ともいふ、吾妻鏡建久二年十一月二十二日の條に、公文所送文と見え、同三年十二月二十日の條にも、相模國吉田御庄御年貢送文事と見えたり、いま續寶簡集によりて、年貢送狀の體裁を左に示す、

ヲケルマノニシキ

小車錦 錦の織文の名、黒地に黄糸を以て車を織り出したると、黄地に黒糸を以て車を織り出したるとを云ふ、昔記に云へる車形の錦は、即ちこれなり、新千載集、續古今集、夫木集などには小車の錦と見えたり(安房國志)

オクロド

御黒戸 内裡の居間の名、大鏡に、藤原上御局の黒戸、永昌記に、黒戸上御局に作る、清涼殿の北、萩戸の北、瀬戸の西に在り○光孝天皇即位の後、この間に於て佛事を修めらるゝ所となす、徒然草に、黒戸は小松の御門位につかぜ給ひて、曾た人におはしまし、とき、まさな事せさせ給ひしを忘れ給はで、常にいとなませ給ける間也、御辭にすいけたれば、黒戸といふとぞと見えたり、其居間の名の起知るべし(拾芥抄、徒然草、大内親國考證)

ヲケガハドノヨロヒ

桶皮胴鏡 鏡の一種、桶皮胴は鏡の打ちのべにて桶の如く、袖草摺等なく、胴ばかりなるものを云ふ、後世は、袖、草摺等を付けて鏡に拵へて桶皮胴鏡と云ふ(貞丈雜記)

オケシヤウノマ

御化粧間 江戸城大奥の居間の名、御寮所が毎朝御化粧を爲す間なり、されども此處は、御化粧道具を以て壘塞せられ、實際御納戸にて御化粧せらるゝといへり、京間にて二十疊敷なり、西方は床、北及東方は襖、南方は障子を建て切る、床は長さ九尺、奥行三尺、薄疊を敷く、床柱には赤松を用ふ、邊欄は黒檀にて、金地に梅の墨繪の小襖あり、疊は高麗紙にて襖及び小壁の貼付は金沙子地に金銀泥にて二葉葵を畫きしものなり、江戸城(エトシヤウ)の掃給大奥の部參看(千代田城大奥)

ヲケタルヤク

桶樽役 江戸幕府の時、江戸町町課役の一種、桶樽職に課したるものなり、昔は關八州の桶樽職のものには、一般に國役を勤むる定めなりしが、其時には桶樽井戸ヶ輪の類を數多持ち出し、府下に賣捌く故、府下の桶樽營業の障となり、困難を來せし故に官に乞ふて國役に府下に居住するもの負擔し、國役に停められしなり、其後天和中に直役を廢して役錢となり、表店は一貫二百文、裡店及び手間取は六百文、弟子は三百文と定められ、その職のものに二十七組に分ち、組頭を置いて役錢を取收め、桶樽の用は組頭之を辨じたり、然るに寛政六年組頭を廢して、役錢は上納となり、桶樽類は惣て買上と改めらる、其後天保十三年又役錢を廢し、昔時の如く直役と定められたり(江戸會誌)

オケノワウ

億計王 仁賢天皇の御名、ニケンテンノワウを見よ、

ヲケノワウ

弘計王 顯宗天皇の御名、ヲケノワウを見よ、

ヲケガハ

ヲケハザマノタカヒ

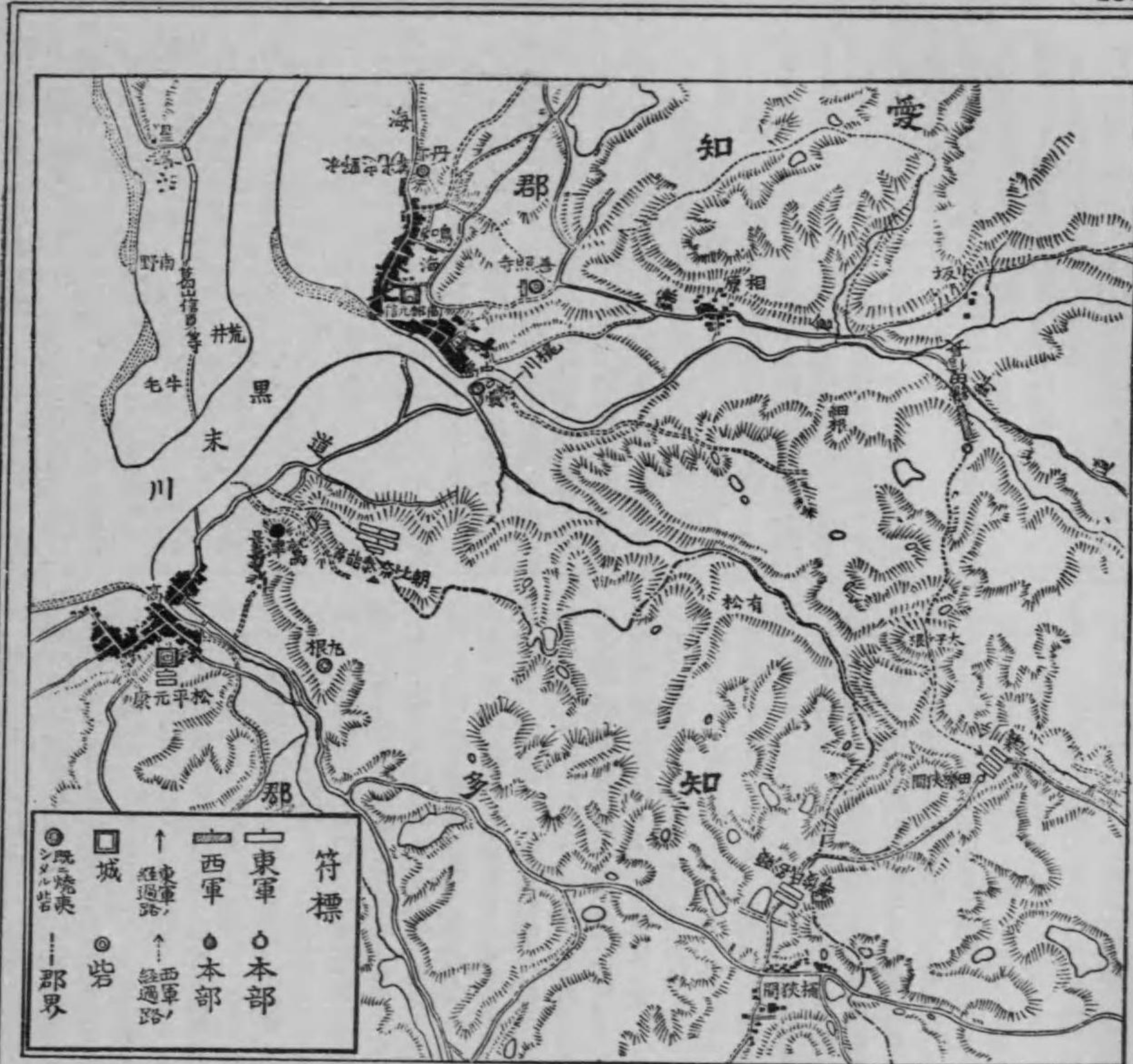
桶狭間戰 關原戰を経て、尾張國知多郡有松町に處し、鳴海より大高を経て、參河以東に通ずる道に在り、南方稍々開闢なりと雖も、他の三面は皆丘陵起伏の地なり、其東北に田樂狭間(愛知郡大腸村の内、今屋形狭間と稱す)と稱する處あり、延表僅に一町内外に過ぎざる低地なり、桶狭間戰の勝敗を決したるは、この地なり、西南部陸を越えて桶狭間より大高に通じ、西は中島に、東は郎陵間を経て沓掛に通ず(起原)正親町天皇永祿三年五月、今川義元、駿河遠江參河を併せ、勢甚だ盛なるを以て、京師に詣り足利將軍に謁して威名を揚げ、且つ沿道を併さんと欲し、兵を率ゐて發す、是より先、織田信長は今川氏の爲めに領色の蠶食せらるゝを憂へ、鷺津以下の諸砦を築設して侵入に備へたり、同十九日義元の軍進で丸根(佐久間盛重之を守る)鷺津(織田信平之を守る)の諸砦を陥る、初め信長諸砦の急を聞かざり、將士を清洲城に會して方略を謀す、老臣林通勝等曰く、東軍兵數四萬、我兵三千に満たず、城に據りて拒き、平野に戦ふべからずと、信長肯かすして曰く、宜く出て國境に戦ひ、此城に鬻すべけんや死生は命なり、余が志決す、余と志を同うする者は從へと、十八日夜半、直に馬に纏うて城を出づ、從ふ者近臣僅に數人、熱田神宮に參して戰捷を祈り、出で、其兵に告げて曰く、今祠殿に金革の音あり、蓋し神明の我を助くるなりと、衆爲めに大に奮ふ、善照寺等に至りて三千人許を得たり、時に信長の將佐々政次、千秋季忠等、鳴海に於て今川の爲めに殺されしと聞き、大に怒り、直に本軍を以て敵に當らんとす、林通勝、池田信輝、柴田勝家等之を諫む、信長肯かす中島に移らんとす、適々梁田政綱の謀者來り告

ヲケハ

ヲケハザマノタカヒ 桶狭間戰 關原戰を経て、尾張國知多郡有松町に處し、鳴海より大高を経て、參河以東に通ずる道に在り、南方稍々開闢なりと雖も、他の三面は皆丘陵起伏の地なり、其東北に田樂狭間(愛知郡大腸村の内、今屋形狭間と稱す)と稱する處あり、延表僅に一町内外に過ぎざる低地なり、桶狭間戰の勝敗を決したるは、この地なり、西南部陸を越えて桶狭間より大高に通じ、西は中島に、東は郎陵間を経て沓掛に通ず(起原)正親町天皇永祿三年五月、今川義元、駿河遠江參河を併せ、勢甚だ盛なるを以て、京師に詣り足利將軍に謁して威名を揚げ、且つ沿道を併さんと欲し、兵を率ゐて發す、是より先、織田信長は今川氏の爲めに領色の蠶食せらるゝを憂へ、鷺津以下の諸砦を築設して侵入に備へたり、同十九日義元の軍進で丸根(佐久間盛重之を守る)鷺津(織田信平之を守る)の諸砦を陥る、初め信長諸砦の急を聞かざり、將士を清洲城に會して方略を謀す、老臣林通勝等曰く、東軍兵數四萬、我兵三千に満たず、城に據りて拒き、平野に戦ふべからずと、信長肯かすして曰く、宜く出て國境に戦ひ、此城に鬻すべけんや死生は命なり、余が志決す、余と志を同うする者は從へと、十八日夜半、直に馬に纏うて城を出づ、從ふ者近臣僅に數人、熱田神宮に參して戰捷を祈り、出で、其兵に告げて曰く、今祠殿に金革の音あり、蓋し神明の我を助くるなりと、衆爲めに大に奮ふ、善照寺等に至りて三千人許を得たり、時に信長の將佐々政次、千秋季忠等、鳴海に於て今川の爲めに殺されしと聞き、大に怒り、直に本軍を以て敵に當らんとす、林通勝、池田信輝、柴田勝家等之を諫む、信長肯かす中島に移らんとす、適々梁田政綱の謀者來り告

ヲケハ

々、義元方に大高に移らんとし、桶狭間に向ふと、又一人來り告て曰く、義元方に田樂狭間に駐屯せりと、政綱乃ち信長に勸めて曰く、東軍陣に乘じて敵を、兵を潛めて其不意に出で、本軍を突かば、元を獲る必せりと、信長之を善とし、兵若干を此所に留め、潛に二千許を率ゐて近路を取り、義元の麾下に向ふ、此時信長令して曰く、名を揚げ、家を興す此一戰にあり、衆それ努力せよ、但全軍の勝を期し、謀すべし、必ず首級を擧ぐべからずと(關原戰)是より先義元は、沓掛より大高に向ひ、丸根鷺津の捷を聞に及び、桶狭間の北方、即ち田樂狭間に休憩し在りしに、鷺津の諸隊又西軍の一部を擊退し、三十の首を致せるに會ひ、大に喜で曰く、我族の向ふ所鬼神も亦之を避く、時に四近の副官備來りて酒肴を呈し軍を煽ふ、乃ち杯を擧げ、鬪を急る、正午前信長義元の陣に近かんとして、黒雲限に起り暴風驟雨至る、信長の軍此に乗じて噴噴し、太子ヶ根、愛知郡鳴海村を下り、直に敵勢を衝く(關原戰)東軍風雨の爲めに、敵の近づきしを知らず、大に驚き或は叛者とし、周章狼狽措く所を知らず、信長の士服部忠次槍を揮ひ義元に迫る、義元刀を抜き槍を断ち、併せて其膝を斬る、毛利秀高義元と相搏ち、遂に之を誅し、大呼して兩軍に示す、東軍益々潰ゆ、東軍の部將松井宗信井伊直盛奮闘して死し、全軍殆ど盡き、死者二千五百に達すと云ふ、信長敢て尾撃せず、兵を間米山(愛知郡大澤村の近傍)に集合して軍を收め、二十日清洲に凱旋し、從軍の將士を賞し、梁田政綱に沓掛城及び三千貫の采地を與ふ、其他者々賞賜を受く、是より織田氏大に著はれ、今川氏の勢衰ふ(信長記、日本戰史)今大頁に、日本戰史所載の戰圖を示せば、就て見よ、



ヲコエ 嗚呼繪 臥蓋の一種、比叡山無動寺の僧義清阿闍梨、嗚呼繪に巧みなりき、今昔物語に、此の阿闍梨は、嗚呼繪は筆つき□□に書けども、其は皆嗚呼繪の氣色なし、此阿闍梨の書たるは、筆差なく立たる様なれども、只一筆に書たるに心地の懸す見ゆるは、可咲き事限なし、然れども更に□□にては不書す、態と紙織で書する人有れば、只物一つ許をぞ書ける、亦人書せければ端に弓射たる人の形を書き、奥の筆に的をなむ書たりける、中には箭の行形と思し、て、墨をなむ細く引渡しける云々と見えたり。

オコサシキ 御小座敷 江戸城大奥の居間の名、三箇所あり、(一)、御休息及び御清の間の北に在り、御審所が若君姫君と御對面ある所にて、二間あり、東御小座敷の西の間は、御審所の御用場なり、(二)、大納戸より廊下を経て一の廊あり、其東方に在るもの將軍御審所の式日祝日に出張する所なり(三)第二の御小座敷の南廊下を曲折して十八間計の廊下を傳ひ、又西に向ひて行き詰まり處に一構あり、其中央に御小座敷あり、將軍御成の節、御審所若くはお中儀と御輕なる處なり、御次の間は當番の女中の控(處なり、江戸城(エドジャウ)の挿繪大奥の部参看(千代田城大奥))

オコシタテ 御興立 「コシタテ」を見よ、
オコシヤウ 御小性 「コシヤウ」を見よ、
オコソデコバンシユウ 御小袖御番衆 「コソデコバンシユウ」を見よ、
オコタリフミ 怠文 怠の過を諒ぶる旨を記して、人に送るアヤマリ讀文を云ふ、又怠賦とも書く、字治拾遺に、かやうにみやぶにおこたりぶみをもへて云々とあり、(「タイシヤウ」を見よ)、
オコトヲサメ 御事納 事始(コトハジメ)

ヲコトテン 平古止點 點圖(テンブ)を見よ、
オコトハジメ 御事始 物事を始むること、鎌倉時代には、幕府御事始、造幣御事始、御所御事始などと、その始むべき物の名をつけていひたりしが、室町時代の中頃より、單に御事始とのみいふに至れり○又年中行事にもこの名あり、(「コトハジメ」を見よ(武家名目抄))
オコナンド 御小納戸 「コナンド」を見よ、
オコビト 御小人 「コビト」を見よ、
オコビトメツケ 御小人目付 小人目付(「コビトメツケ」を見よ)、
オコフシノトリ 御拳鳥 江戸時代、御拳鳥(鷹場の内にて將軍親しく臨む所)にて得たる鳥をいふ、享保中より御拳の鶴を京都へ獻上し始めたりといふ、又御家門共に松平加賀守へは、三年目位にて御拳の鳥を遣はされ、連枝方、溜詰、譜代大名へは、七年目位に御拳の鳥の料理を賜はるといふ(青標榜)

ヲコホリノミヤ 小郡宮 孝德天皇の皇居、又大郡宮と書す、所屬攝津國東成郡大阪安國寺坂の北邊、天武天皇大化三年三月、此地に都す、書紀に、是歲壞小郡宮、天皇處小郡宮、而定三禮法こと見えたり、四年を経て、白雉二年十二月、新宮難波長柄豐崎宮に遷る(書紀、首府沿革論)
オコリ 瘡 瘡(ワラハヤミ)を見よ、
ヲサ 譯語(通事) 通譯官を云ふ、倭訓栞に、通事譯語などをよむは、もと韓語と見えたり、書紀に、百濟の人名に曰佐分屋と云ふあり、姓氏錄番別に、上曰佐、下曰佐等の姓あり、又修辭の義にや、書紀に譯語田と見えしを、和名鈔に他田と書しは他國の語を通するに據たる成るべし、他戸親王などのよみも同じ、今は通事を、音を以てつうじとよべりといへり、推古天皇十五年小野妹子を唐に遣はし、時較作福利を通事となす、弘仁六年正月、太宰府に新羅譯語一人を置きたり、後漢語師、漢語生を置きたり、江戸時代には通事(通詞とも書す)と稱す、其支那語を通譯する者を唐通事といひ、慶長九年馮六を始めて之に任ず(書紀、延喜式、和漢密文、長崎志)
オサカツキタイヲリフギヤウ 御盃臺 折奉行 「サカツキタイヲリフギヤウ」を見よ、
オサカノウチノミササキ 押坂内陵 舒明天皇の御陵、大和國磯城郡城島村大字忍坂に在り、光城東西九町、南北六町、陵戸三廻(延喜式、陵墓一覽、山陵志)
オサカノハカ 押坂墓 舒明天皇の母君田村皇女の墓○大和國磯城郡城島村大字忍坂、押坂内陵の域内に在り、守戸なし(延喜式、陵墓一覽)
オサカベノシンワウ 忍壁親王 名號、續紀に刑部に作る、天武天皇の第九皇子、事法壬申の亂に天皇に從ひて東國に入る、九年詔を奉じて帝紀及び上古の事を撰す、十三年淨大參を授けられ、朱鳥元年封百戸を加へらる、文武天皇の四年勅を奉じて藤原不比等と律令を撰定し、後親王と爲り三品に叙せらる、大寶三年知太政官事となり、慶雲二年越前國の野一百町を賜はり、五月薨す(書紀、帝紀、律令等(大日本史))
オサカベヒラメ 刑部平目 平目を重ねてその上に漆を塗り研き出したる蒔繪をいふ、徳川四代將軍の頃、刑部太郎なる者の發明したるものなり、因て此名あり、其人の傳詳かならず(蒔繪師傳、

オサキテガシラ 御先手頭 御先手組の頭をいふ、「サキテガシラ」を見よ、
オサキテグミ 御先手組 「サキテグミ」を見よ、
ヲサキマサヨシ 尾崎雅嘉 名號、字は有魚、通稱春藏、華陽、龍月、傳古知今堂等の號あり、關西大阪の人、幼より學を好み諸家に就て學ぶ、最も漢學に精し、好て著述を爲す、博覽洽聞にして詠歌に名あり、其家書籍を贈ぐを業とす、故に和漢の詳書悉獲せしといふことなし、雅嘉人と爲り謙遜篤實、苦學あり、平常人に謂て曰く、近年學者の弊として先達の説を辯駁するを主とし、唯自己の學識を世に示さんとして、諷りに新説を爲すこと將た如何や、余は然らず學に志さんとするに階級あらんことを欲すと、されば氏の著す處凡て世に有益、常に學者の座右を去らず大に遵讀せらる、又其和歌の如きも一家の風をなせり、文政十年十月三日歿す、年七十三、大阪口繩坂春陽軒に葬る(續群書類一覽、和漢詳書作者目録、續群書類一覽、皇朝事物博探、和歌のそと、古今集部言、掌中題林抄等(古學小傳、近世世六家集傳傳、浪華草、慶長以來諸家著述目録))
オサクジハジメ 御作事始 事始(コトハジメ)を見よ、
オサクノカカムリ 御幘冠 大嘗會、神嘗會、神今食等の神事に用ひ給ふ天子の御冠をいふ、裝束拾要抄に云、御神事の時は、御幘として白き絹を以て無文の御冠の巾子を結ばせ給ふ云々、無文とは、羅



オサケ

に形なきを云ふ、御領の時は、圖の如く、標を冠の後より巾子の上を引こし、前にて上に折かへし、白き絹布にて結ぶなり(儀束拾要抄、冠帽圖會、安齋)

オサケカク 御酒方 「サケカク」を見よ、
オサケアギヤウ 御酒奉行 「サケアギヤウ」を見よ、

オサシ 御指 乳を上る人を云ふ、足利將軍以來此役あり、又公卿の家にもありしと云ふ、貞丈雜記に、御さしと申す女房の事、舊記には此の名目所見なし、御さしと云ふ役名、堂上にも有り、當時御誕生の節御乳人御さしと云ふ人有り(御年寄の上なり一人役)御乳の人とは御出生の小兒をだき申す人也、おさし(人数定りなし)とは、御乳を上ぐる人なり、生人の人に御さし申す人あるは、已前小兒の時乳を上げし人にて、生人迄めし置かる、故、生長の後も御さしと申して有之事なり(おさしとは、若君様御ちいめし上らるゝに抱へ不申候ひて、御寝ならせしにて、御ちいめし上ぐる故の名也)とあり、

オサシ 御匙 江戸時代、大名の侍醫を稱していふ、醫者は匙を以て藥を盛り置るより敬ひていひしなり、尙ほ又與醫師の出頭人をもいふ(柳營勤役録)
ヲサダノサキタマノミヤ 譯語田幸玉宮 名 敏達天皇の皇孫 大和國城上郡太田村 敏達天皇の四年、海部王の家地と蘇井王の家地とを占ひ、其た吉なるを以て宮を造り、幸玉宮と稱し、百濟大井宮より遷居す、十年を経て、天皇此宮に崩す(書紀、首府沿革論)
ヲサダノミコト 譯田 敏達天皇の御名「ビダツテンアラウ」を見よ、

オサタ

オサタメガキヒヤクカデウ 御定書白簡條 江戸幕府の法律、但し評定所の定書として、只其筋々の役人の心得に定められたるものにて、天下に公布したるものにあらず、幕府の初め頃は、別に法律を定めず、公事訴訟等は、總て其掛りの奉行の任意にて行ひ來りしが、寛永中町奉行島田正が、其多年裁判せし所の例書を作て、之を後の奉行の心得に殘し置かんことを伺ひしに、時の將軍秀忠、之を停めて作らしめざりき、降りて寛保二年四月、寺社奉行牧野越中守、町奉行石河土佐守、勘定奉行水野野馬守等、八代將軍吉宗の旨を奉じ、公事方御定書を制定す、令八十一條之を上巻とし、律百三條之を下巻とす、世に御仕置百簡條、又は御定書百簡條と稱するは、この公事方御定書の下巻に名づけたる別稱なり、青標帶所載の百簡條は、これなり、尋て寛政年間に至り、更にこの律條の全文に就き増損更革して、百ヶ條なるものを定む、之を世に寛政律といふ、今、其目錄を左に示す、詳しくは本書に就て見よ(青標帶、江戸會誌、古代法典、古事類死法律部)

- 一目安養書初判之事
- 裁許繪圖裏書加印之事
- 御料一地面地頭違出
- 入並跡式出入取割之事
- 無取上願再訴並筋違願之事
- 評定所前箱え度々訴狀入候もの之事
- 諸役人非分私曲有之事
- 旨訴並裁許仕置等之事
- 公事吟味録々宅にて仕候事
- 重御役人評定所一座領知出入取計之事
- 重御役人之家來御仕置に成候節其主人差扣何之事
- 一用水墨水並新田新堤川除等出入之事
- 一論所見分並地改遺候事
- 一論所見分何書繪圖等に書載候品之事
- 一裁許可取用證據書物之事
- 一寺社方訴訟人取扱之事
- 一出入換願取上ざる品並換日限之事
- 一誤置文押て取問敷事
- 一盜賊火附致證議方之事
- 一舊御仕置之事
- 一裁許並裁判不請もの御仕置之事
- 一關所を除山越いたし候もの並關所を忍通候者御仕置之事
- 一隠し鐵砲有之村方告之事
- 一御留場にて鳥殺生いたし候もの御仕置之事
- 一村方戸ノ無之事
- 一村方出入に付江戸宿雜用並村方割合之事
- 一人別帳に不加他之の指置候御仕置之事
- 一賄賂指置候もの御仕置之事
- 一御仕置に成候もの關所之事
- 一地面對強訴其上致徒黨逃散之百姓御仕置之事
- 一身代限申付方事
- 一田畑永代賣買並離地いたし候もの御仕置之事
- 一賈地小作取割之事
- 一賈地米金日限定之事
- 一倍金銀取割之事
- 一同取扱日之事
- 一同分散申付方之事
- 一家買並船床焚結床書入證文取割之事
- 一重買二重書入二重賣御仕置之事
- 一船荷物出賣出買並船荷物致押候もの御仕置之事
- 一倍金並白紙手形にて金銀貸借候もの御仕置之事
- 一偽之證文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事
- 一讓屋敷取割之事
- 一本公人請人御仕置之事

オサタ

- 一帯刀いたし候百姓町人御仕置之事
- 一新田地え無斷家作いたし候もの告之事
- 一御仕置に成候もの關所田畑押候もの告之事
- 一御仕置に成候もの之恃親類え預置候内出家願いたし候もの之事
- 一年買請役村入用帳面印形不取置村役人告之事
- 一輕き惡事有之もの出牢之上不及告之事
- 一名目重相問候共事實に於ては強て人之害にならざるは罪科輕重格別之事
- 一吟味事之内外之惡事相問候共惡御定之外は不及相糺事
- 一詮議事有之時同類又は加判人之内より早速及白狀候もの之事
- 一御仕置仕形之事
- 以上

オサタ

- 一欠落奉公人御仕置之事
- 一欠落いたし候者之儀に付御仕置之事
- 一捨子之儀に付御仕置之事
- 一養姫遊女奉公に出し候もの之事
- 一賣賣女御仕置之事
- 一密通御仕置之事
- 一縁談候儀と不義いたし候もの之事
- 一男女申合相候もの之事
- 一女犯之僧御仕置之事
- 二三島派不受不施御仕置之事
- 一新規之神事佛事並奇怪異說御仕置之事
- 一變死之もの内證にて葬儀寺院御仕置之事
- 一三笠附傳奏打取退無意御仕置之事
- 一盜人御仕置之事
- 一盜物質に取又は買取候もの御仕置之事
- 一惡黨の訴人之事
- 一倒死並捨物手負病人等有之を不訴出もの御仕置之事
- 一拾もの取計之事
- 一人勾引御仕置之事
- 一謀書謀判いたし候もの御仕置之事
- 一火札幟札捨文いたし候もの御仕置之事
- 一巧事かたり事重きれだり事いたし候もの御仕置之事
- 一申掛いたし候もの御仕置之事
- 一毒藥並似せ藥種賣御仕置之事
- 一似金銀辨候もの御仕置之事
- 一似稱似辨朱墨辨候もの御仕置之事
- 一火事に付ての告之事
- 一火付御仕置之事
- 一人殺並並付候もの御仕置之事
- 一相手理不盡之仕方に下手人に不成御仕置之事
- 一疵被附候もの外之病にて相果疵付候者之事
- 一怪我にて相果候もの相手御仕置之事
- 一婚禮之節石を打候もの御仕置之事
- 一あばれもの御仕置之事

ヲサナ

- 一酒狂人御仕置之事
- 一亂氣にて人殺之事
- 一拾五歳以下のもの御仕置之事
- 一科人為立退並住所を隠候もの之事
- 一人相書を以御尋可成もの之事
- 一科人欠落尋之事
- 一携問可申付者之事
- 一遠島之者再犯御仕置之事
- 一牢拔手鎖外御構之地え立歸候もの御仕置之事
- 一辻番人御仕置之事
- 一重科人死骸隠詰之事
- 一溜預之事
- 一無宿片付之事
- 一不練の妻を理不盡に奪取候もの御仕置之事
- 一書状切解金子遺捨候飛脚御仕置之事
- 一買物出入取割之事
- 一煩之旅人を宿送りいたし候告之事
- ヲサナナ 小字 「ヲラハナ」を見よ、
- オサヘ 押 戰陣防備の名、一隊の後に在りて、備の散亂を整ふるもの、又は、敵國防禦の爲めに、

オサヘ

國境などを守護するをいふ。○信長記に、標山の龍々御巡見有て、此城には押を置、淺井父子が居坂小谷へ押寄近邊を放火し、淺井に一人付て其後標山の城を攻むべきとて、標山の城の押へには、堀次郎、水野下野守、織田上野助、丹羽五郎兵衛尉を殘し置、天正記秀吉は向柴田軍配の條に、仙石權兵衛四國の押としてあはらへ是をいふなど見えたり、

オサヘ 押 江戸時代、足輕にて、諸大名等行列の供方、仲間小者等を支配する者をいふ、一人を片押と云ひ、二人を兩押といふ、持高三千石以上の人、及び小性組番頭(四千石高役人)以上の押は將を著し、其他三千石未満の押は將なし、又兩押は五千石(役高とも)以上の人より召具する定則なり(徳川盛世錄)

オサヘダイコヤク 押太鼓役 江戸時代、軍陣の節に軍鼓をうつことを掌る、且役と同じく、其打方を傳へて世襲す、三人にて目付の支配に屬し、百俵扶持高、席次焼火問詰とす(徳川盛世錄、寛永十八年六月始めて之を置く(明良帶錄、史微))

オサヘノシンワウ 他戸親王 仁天皇の第四皇子、母は井上内親王(初親親王)となり、寛龜二年正月立て、皇太子となる、三年五月、是より先母皇后淫縱にして、天皇を弑し、太子を立てんことを謀る、茲に至り詔して太子を廢し庶人と爲す、明年皇后及び他戸を、大和國宇知郡没官の宅に幽す、六年四月薨す(大日本史)

オサンジヨイウヒツ 御産所右筆 産所奉行(サンジヨアギヤウ)を見よ、

オサンジヨアギヤウ 御産所奉行 「サンジヨアギヤウ」を見よ、

オサンノマ 御三之間 江戸幕府奥女中の職名、もと居間の名なるが、其所に詰むるより名づ

オサヘ

オサン

け、一の職となる、日々三の間以上の居間の掃除をなし、或は毎朝の湯水を差上げ、火鉢、煙草盆等を取扱ひ、又は年寄、中藏等の詰所の雑用を用達し、時に鳴物狂言の催しあらば、お次の女中と共に扱ひ出さる、故に遊藝一通を心得置かねばならぬ極めて多忙なる役儀なり、藤高三石二人扶持、栗銀六十匁、お三の間頭ありて三の間の取締を爲す、藤高七石三人扶持、合力金二十兩、栗銀七十匁を給す(千代田城大奥、江戸會談)

オサンノマコテン

御三間御殿 京都皇居内の御殿の名、御學問所の北、常御殿の西南角より長廊を経て西し、右の所に在り、東西四榮、檜皮葺、檜木造り、南面す、東を上段とす、十二帖半、南面あり、外縁あり、高欄を施し、中央に木階を設く、東西及び北並に廊あり、襖地、總雲取砂子泥引極彩色にして、上段には大極殿朝賀の圖を寫す、其他賀茂祭、群參、駒引、花鳥人物等の圖あり、梁行五間半、桁行九間半、屋根葺下し、一間アハラ木舞物、兩妻破風等なり(安政造營誌、平安通志)

オサムラヒシユウ

御侍衆 サムラヒシユウを見よ

ラサムルツカサ

治部省 「ラサムルツカサ」を見よ

ラサメ

長女(長目) 王朝時代、禁中にて雑用に使役せる婦人ないふ、卑しき役なり、うつほ物語嵯峨院の巻に、われらいかねれば、なせまかはやうどのしりにたつらんとはらたつと見えたり、

ラサメツクルツカサ

修理職 「ラサメツクルツカサ」を見よ

ラサメドノ

納殿 後世の納殿と同じ、金銀、

オシ

衣服、調度等のものを納れ置く所をいふ、禁中にては宜陽殿の内に入り、枕草子に、おさま殿に火燒屋をしてとり入るこそおかしけれ、夫木葉悲願の歌に、納殿のくるゝの妻月押明て七夕つめにかすものやなにと見えたり、納戸(ナンド) 参看(拾芥抄、家屋雜考)

オシ

御師 神職の名、祈禱のこゝを専ら掌る、御師は御祈師の意にて、もと僧侶の祈禱者、師の坊又は御師と呼べるより轉じたるなり、伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、日吉、祇園、北野、吉田、御靈、今宮及びその他の諸社に各々御師あり、伊勢の御師は、多くは太夫と呼べり、其名は、吾妻鏡壽永三年正月三日の條に、依爲三年來御祈師師、被付禰福宜光親神主、云々、古今著聞集に、賀茂の社司藤原重澄の賀茂神の社の師なること見え、弘安元年公卿勅使記に、御師と見えたる等尤も古きものなり(遊遊笑覽、碩風漫筆、古事類苑神祇部)

オシ

押機 和名抄に、風琴一云、風琴、於之と見えたり、今云ふ、オトシナリ、踏めば覆り隨入て壓れて死する様を構へたるものなり、古事記神武天皇見磯城を征する條に、作押機待時云々、押見打而死と見え、書紀には踏機而壓死と見えたり、

オシヤユ

押帖 貼のひものを云ふ、王朝時代元日の儀式に用ふ、貼を年魚とかけけるより、年の始めに用ふるものなりといへり、江次第にも、元日押帖一坏など見え、延喜式などにも見えたり、大諸禮に、押物何合などいへるも、押帖の類なるべし(倭訓栞)

オシイタ

押板 床の間のいまだなかりし時代に、三具足、料紙、短冊等を載せんが爲めに、書院の一隅に設けたる臺をいふ、其形色々あり、後世是より變化して床の間なるもの出来たり(家屋雜考)

オシイタシ

押出 女房の座席の座下の外

オシウ

に、衣の袖を出したる裝を云ふ、古記に、御慶の中央の左右より袖を出す、建武年中行事賀茂祭の條に、中宮のぼらせ給へば、うへの御局のお出しひるのまなり云々と見えたり(倭訓栞、安齋隨筆)

オシウミイヒトヨアヲノテンワウ

忍 海飯豊青天皇 飯豐青尊(イヒトヨアヲノミコト)を見よ

オシオキ

御仕置 仕置(シオキ)を見よ

オシオキスマシチャウ

御仕置濟帳 「シオキスマシチャウ」を見よ

オシオキヒヤクカデウ

御仕置百箇條 御定書百箇條(オサダメガキヒヤクカデウ)を見よ

オシラケ

押桶 王朝時代、胞衣を入れて土中に埋むる用に供する器をいふ、曲輪にて凡高八寸、廣七寸、胡粉にて塗り、雲母にて松竹鶴龜等を畫く(御産之規式、伊勢家祕書誕生之記)



オシオシ

於止於止 警蹕の聲を云ふ、イヒツを見よ

オシカキ

押書 張文を云ふ、張紙を押紙と云ひ、張紙を押紙と云ふが如し、大内家壁書に、押書案文、赤間關わたしもの事、御せいさつより外にくわんたい、仕もの候は、開たて候て則可申上候、少も無沙汰申候は、やがて御ざいくわに相成可申候、恐惶謹言、文明十九年四月二十日、太左衛門、次郎左衛門、次郎三郎とあり、

オシガキ

押書 鎌倉時代訴訟上の文書の名

オシカケ

押掛 面髪(オモガキ)を云ふ、常照恩草に、おしかけとも、おまがとも見えたり、オモガキを見よ

ラシカハ

章 熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

ラシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシカ

熱皮を云ふ、カハ、參看

オシガミ

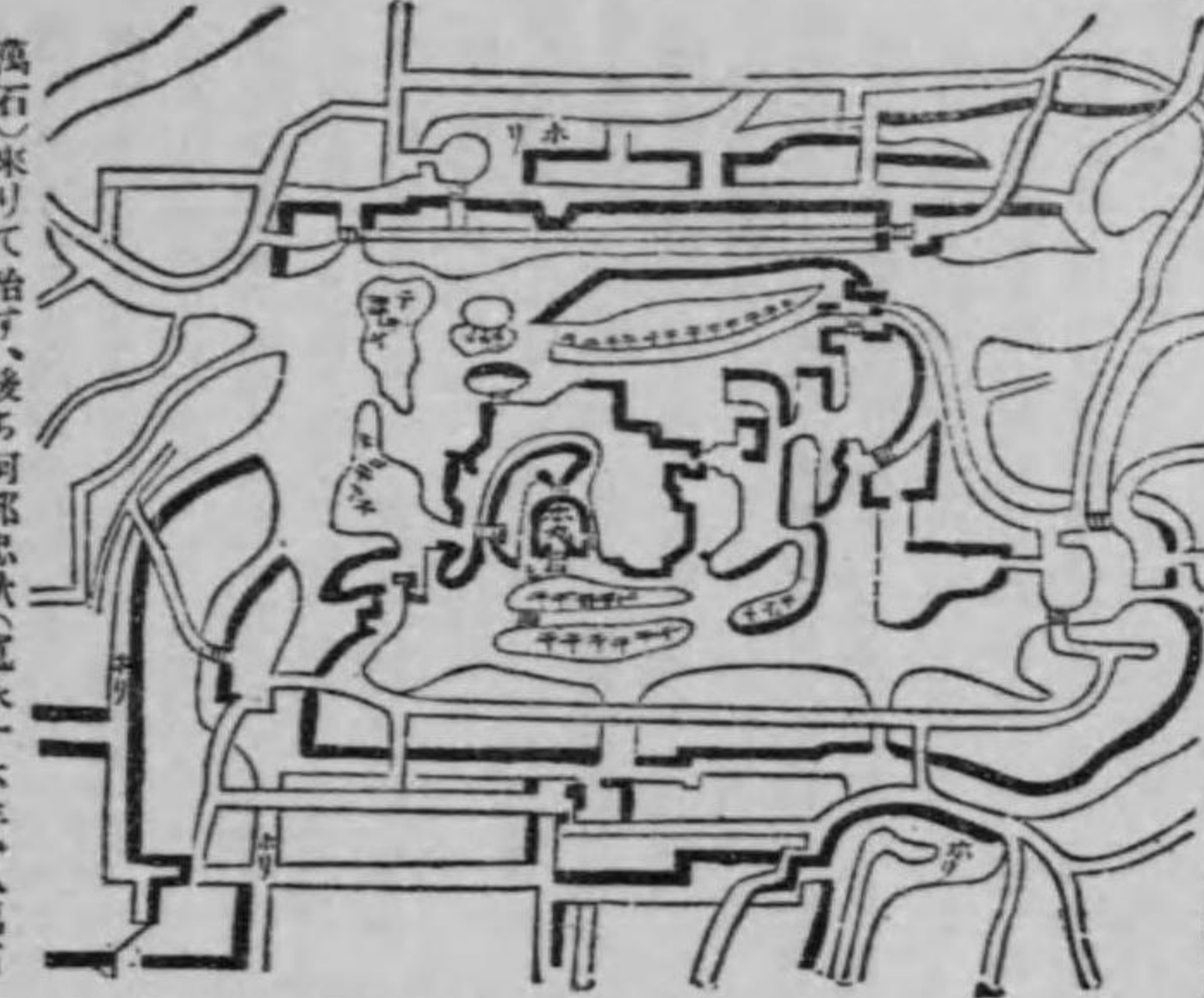
押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ラシキ

折敷 細き木を折りまはして織としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ラシキの略語、ラシキは、檜を折り曲げたるを云ひ、ラシキは、物の下に敷きて蓋にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家條に、ちうせいのしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の違れるなりと云ふ(蘭語) 足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカマある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)かんむり折敷、又、カナテとも云ふ、かんむりなかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

オシシ

公方勘定前引負多シ之、則改ニ易其身、被推一男、無別事、過、親兄如、此間二男も同被押籠、など見



オシチリ 御七里 江戸時代、御三家の飛脚

オシツ

をいふ一時間に七里をありといふ意より出づ、オシツケノイタ 推付板 甲の背の名所

オシシ 印、手形、印章などをいふ、押手

オシノウミノコホリ 忍海郡 和國原宿領書紀類宗天皇の條に、於戸農瀬と見

オシホシヤウ 小鹽城 郡置藤原前川の東畔山上〇藤之丸城とも云ふ、城址は高百五十間許、惣廻三十二町、本丸二十二間、

ヲシホ

勢衰へて振はず、天正八年、孫則房豊臣秀吉に降り、阿波に徙されて城遂に廢す(姫路御領書留、古城記)

オシホリビキ 押掘引 江戸時代、租税免除法の一、大雨等にて川堤破壊し、又は川流の水溢

オシマツギ 小島頓宮 美濃國小島村における後光厳天皇の行宮、今揖斐郡小島村の

ヲシヤウ 和尙 佛家の師を云ふ、釋宗及び淨土宗にて、ヲシヤウ又和上、律宗にて、ワウヤウ

ヲシヤ

和尙 僧位を云ふ、貞觀六年二月僧位を定めて法印大和尙位を僧正の位とし、法眼和尙位を僧都の位とし、ソウキト參看(拾芥抄、佛事志)

ヲスケ

家老共の罷上り候には及び不申候間、誰にても外の侍にても被差出、候様にと有之、初めの程は家中

オスエ

オスエ 御末 家屋の居間の名、中居の次の間、後には此間に詰める女の役名となる、一説に婦人食を調ふる所と云ふ(家屋雜考)

オスヒ

オスヒ 意須比(襲) 上代の衣服の一種、男

ヲセミ

女共に面鏡を隠す料に用ふ、其狀詳かならず、皇大神宮儀式帳に、帛意須比八條、長各二丈五尺云々、また、大神宮式に、帛意須比八條、長各二丈五尺、廣二幅云々、大神宮儀式解元祿調進式目に、帛織物意須比、長二丈五寸、廣二幅、今もたがはずとあれば、其帛などの大きさを知らるべし、服色管見に、衣裳にはあらで、衣裳の具なること知らる、且つ比禮長五尺五幅とあるを以て見れば、意須比は領巾の如にて、唯長き物なり(中略)意須比は、オサハの心にて、衣を風に吹るるを押ふるよりいで、専ら後の飾なりけりといへるが、古事記傳に、此名は意須比と通ひて、隠ひ覆ひを約めたるなり、さて其狀は一幅にまれば、二幅にまれば、幅の隨にいと長き物なるを、後世の婦人の被衣の如く頭より被て衣の上を掩ひ、下は裾まで垂ると見ゆ、其著る様を試に云はば、中央の處を頭に當て蒙り、左右へ下して帯のあたりにて遺途へて腰にまとい、前へ回らして結びて、端は肩へ垂るなるべしといへり、然るに黒川春村の説に、古書中、押比、押日、忍比とあるを見るに、意須比と訓むべき文字遺ならず、必ず意須比と讀みて、オシナベの「オシ」にて頭より福に押及ぼすの義なるべく、比は覆の省語にて押覆の義なり、一運聖人繪卷に、熊野權現出現の儀見ゆるを、身には淨衣を着給ひて、頭に一幅の布を覆ひ、左右に垂れて裾に曳ける頭巾は、蓋し上古の意須比の遺風なるべしといへり、上代八千矛神、高志國の沼河比賣を婚せんとして幸し時、其家に到りて歌ひ給へる歌に、意須比の事みえたり、

御側御用人 「ソバゴヨウニ」を見よ、
御側衆 「ソバシユウ」を見よ、
オリバツツキ 御傍續 小直衣の一名、コナホシを見よ、
オリバツツキ 飯の事をいふ、もと蓋として、飯、汁物、菜等を載せたる蓋をいひしが、後ち變じて飯のことをいふに至り、今俗に、御膳と云て飯のこと、爲すに同じ、儀訓案に、俗に碗飯をいへり、加賀越中武藏に飯をいへり、榮花物語、増鏡などにも見えたり、江次第に、御厨子所供、御蓋二本といひ、雲圖抄に、小御蓋二本と見えたり、唐に盤を蓋と稱する事、新唐書五行志、山谷詩集注に見えたりといへり、
オダイクワン 御代官 將軍の代官を云ふ、「ダイクワン」を見よ、
オダイクワンマ井リ 御代官參 「ダイクワンマキリ」を見よ、
オダイドコロカシラ 御臺所頭 「ダイドコロカシラ」を見よ、
オタウチ 織田氏(羽前天皇) 姓は平氏、清盛の孫資盛より出づ、文治元年十二月北條時政、源頼朝の命を奉じて平氏の子孫を求む、時に資盛の妻孕む、潜に逃れて近江津田郷長の宅に匿れ一子を生み、終に其妻となり數子を擧ぐ、一子は後ち越前の朝臣織田某に養はれ、長じて親賢と名づく、通稱樞大夫、津田先生と號す、子孫相繼ぎて越前にあり、常呂の時斯

オリバ

オタク

波義重の召により尾張に行く、信定の時管領義隆の三奉行の一つに加はる、信秀の時古渡城に移り、威を隣國に振ふ、其子信長弘治元年清洲城に徙る、永祿三年五月今川義元を桶狭間に仆す、七年八月美濃を攻め齋藤氏を滅ぼし岐阜城に移る、後ち又淺井朝倉二氏を滅ぼす、近江に移り、官右大臣大將從二位となる、天正十年其臣明智光秀に弑せられて薨す、是より織田氏頼に衰ふ、二子信雄、徳川家康に從ふ、元和元年七月大和國宇陀郡三萬石、上野國甘樂、多胡、碓氷三郡内二萬石を賜ひ、大和國松山に治す、嫡子信長早世せしを以て、嫡孫信昌繼ぐ、幼なるを以て出雲守高長之を後見す、後ち自ら宇陀郡三萬石を領し、信昌には僅に上野の地二萬石を與ふ、甘樂郡小幡に治す、世々四位常任を賜ひ、國持の家格に准す、明和四年八月信邦の時、四位常任國持家格を襲はれ、封を羽前國置賜郡高畑に移す、文政十一年五月信美陣屋を同國村山郡天童に移す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)
○清盛 重盛 資盛 親賢 親基 親行
基賢 常昌 常勝 教廣 常任 勝久
久長 敏定 信定 信秀 信長 信雄
信真 信昌 信久 信就 信右 信富
信邦 信浮 信美 信學 信敏 信恒
オタクチ 織田氏(大和芝村) 大和國式上郡芝村の織田氏は、信秀の十一男、信長の弟長益より出づ、慶長五年關ヶ原の戦功により徳川家康采地三萬石を大和に賜ふ、元和元年大和芝村一萬石を四千左衛門佐長政に、大和柳本一萬石を五男大和守尙長に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、兩家共に華族に

オタク

オタク

オタク

列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)
○長益 長政 長定 長明 長清 長弘
長亮 輔宣 長教 長字 長恭 長易
長猷 長純
○大和柳本一萬石
○長益 尙長 長種 秀一 秀親 成純
秀行 信方 秀賢 長恒 信陽 信成
信及 秀賢
オタクチ 織田氏(丹波柏原) 織田信雄の五子高長より出づ、高長嫡家信昌を後見し、自ら宇陀郡三萬石を領す、元祿七年二月信休父信武の故を以て封を削られ二萬石を賜り丹波國水上郡柏原に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)
○高長 長頼 信武 信休 信朝 信誓
信翠 信守 信古 信貞 信教 信民
信親
ヲタクチ 小田氏 姓は藤原、關白道兼より出づ、其孫宗圓下野子野宮にあり氏となす、宗綱の二子知家八田氏と號す、保元元年源義朝に從て京師に職ふ、美和元年源頼朝に從て志太義廣を常陸に攻む、知家功あり、義廣の故地を賞與す、依て知家筑波郡小田に移り城を築き居す、依て小田氏と號す、文治二年常陸國守護に任ず、後ち小田に老、知家十子あり、伊志長、茂木、共中、中條、小田、高野等の諸氏皆之より出づ、後醍醐天皇元弘三年六代治久官軍に屬し、藤原藤房に從て入京す、舊邑を賜ふ、後ち足利尊氏に屬す、子孫相繼ぎて鎌倉管領に仕ふ、關東亂るゝに

及びて、享徳三年義教の子義政を京師に迎へて關東の主となす、氏治の時北條氏康に屬す、永祿六年氏康見兵と國府塞に戦ふ、里見氏敗績し、里見連合の石築城主太田三傑出奔して常陸に逃る、氏治世譽を以て之を攻む、三傑敗卒を集めて之を拒ぎ、小田氏の兵を敗り、小田城を奪ふ、氏治自刃して小田氏終に亡ぶ(系圖、新編常陸國誌)
○知家 知重 泰知 時知 宗知 貞朝
治久 孝朝 氏知 治朝 持家 朝久
成治 治孝 政治 氏治 守治 善治
オタクウラクサイ 織田有樂齋 織田長益(オタナガマス)を見よ、
ヲタクオウヘンリウ 小田應變流 刀術の流名、小田義久の創めたる劍術の流派(義久は享保頃の人にして、通稱を東太郎といへり、小田流を學びて抄機に達し、遂に一派を開く、臨機應變の技に至れるを以て名づく、小田流(チャタリウ)參看(武術流祖録)
ヲタカシヤウ 尾高城 尾高伯耆國西伯郡大高村大字尾高岡成の地堺に其舊址存す、○一帶の丘陵に三高處ありて、北を本丸とし、中を二丸とし、南を天神丸とす、(尾高)永正大永の頃行松氏之に居りしを、大永三年尼子經久に追落さる、永祿五年行松正盛毛利氏に依りて之を復し、が、七年正盛病死せしを以て、毛利氏の有に歸し、其部下杉原盛重をして守らしむ、元龜二年二月尼子氏の將、平野加兵衛久基來り攻めしも、抜く能はず、盛重の子元盛、次之を守る、慶長五年毛利氏討せられし時、其手を離れ、六年中村氏米子入城の際遂に發却せらる(伯耆志)
オダギウチ 愛宕氏 姓は村上源氏、中院通純の男通福、愛宕氏を稱す、諸家稱説滋濃に、岩倉

具境の末子彦山の産主有清の男通福に出づと云ふ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(知諸譜記、系圖)
○通福 通晴 通賢 通敏 通直 通典
通祐 通致 通則
オダギテラ 愛宕寺 山城國京都市松原通建仁寺町東北側○六道珍皇寺とも云ふ、後世は愛宕念佛寺とも單に念佛寺とも云ふ、等覺山と號す、(愛宕)舊は眞言宗、後ち天台宗延暦寺末となる○本尊千手觀音、左右の脇壇には毘沙門天、地藏尊を安置す(尾高)河海抄に、桓武天皇平安遷都の時、愛宕の地を諸人の葬所と定め、珍皇寺を建つと云ひ、蝦江入楚、古事談には、空海の師慶後僧都の建つ所とし、以呂波字類抄、今昔物語は、小野篁の建立とせり、以呂波字類抄に又云ふ、空海幼少の時、師慶後に從て此寺にありと、善愛宕都愛宕郡にありしを以て寺號とす(尾高)保安四年四月火災に罹り灰燼となる、以呂波字類抄には、承久中焼失となす、その後再興せしと見え、承安三年寺内三重塔を供養したること百練抄に見えたり、後ち願成せしが、延暦寺の僧千親再興す、千親は不退の念佛者にして、口に佛號を絶つことなし、故に世人稱して念佛上人と云ひ、終に念佛寺と稱すと云ふ、現今の本堂即ち是にて、文保年間の修補に係る、五間四方單層にして其檜木細紐天井等の如きは方今絶無のものにして、特別保護建造物たり、二王門あり、左右に安置する二王は運慶流慶の作なりと云ふ(寶物中滋海作と傳ふる不動明王は優等のものにして、今國寶となる(山城名勝志、京華要誌、國寶目錄、名勝地誌)
オダギノコホリ 愛宕郡 山城國

オタギー オタチ

起原 清和天皇十一年始めて郡名見ゆ
 儀名抄に、奥倉(マテクラ)栗野(クルスノ)上栗田(カ
 ミアハダ)下栗田(シモアハダ)大野(オホノ)小野
 (チノ)錦部(ニシヨリ)八坂(ヤサカ)島戸(トリベ)
 愛宕(オダギ)上下出雲(イノモ)賀茂(カモ)等の郷あり、
 後ち上下栗田、八坂、島戸、上下出雲、錦部の七郷
 は京都市區に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オタギノハカ 愛宕墓 嵯峨天皇皇女源深
 姫の墓、山城國愛宕郡に在り○光城東二町、南一町、
 西一町五段、北一町五段、守戸一畑、後世荒廢して其
 所在詳かならず(延喜式、陸奥一覽)

オタサンホフシ 織田三法師 織田信忠
 (オホノブシマ)織田信秀(オホノブヒマ)の小子、各
 條を見よ、

ヲタジヤウ 小田城 所在 常陸國筑波郡
 小田村、方凡一町許、陸奥垣桑の迹存す 起原 國郡沿革考
 治の頃八田知家始めて築く所と云ふ、宇孫代々之に
 居る、元弘二年北條高時、藤原藤房を常陸に配し、八
 田治久をして監せしむ、延元三年北條親房、結城宗朝
 と共に義真親王を奉じて陸奥に入らんとす、路暴風
 に遇ひ常陸に漂到す、治久之を迎へて關城に納る、興
 國三年足利尊氏、高師冬を遣はして關城を攻む、治久
 賊軍の盛なるを見て出て降る、其後足利氏に屬す、足
 利持氏の時、關東八館の一に列す、兵治の時、北條氏
 に歸す、永祿六年太田三樂の爲めに破られ、城陷る、
 太田氏城主となる、天正十八年豊臣秀吉、佐竹義宣に
 命じて常陸を統領せしむ、三樂の子美濃守、佐竹氏の
 附庸たり、乃ち美濃守を陸奥植田城に遷す、小田城終
 に廢す(新編常陸國誌)

オタチコソジヤウ 御太刀獻上 ヲマテ
 コソジヤウを見よ、

オタツシ

御達 江戸時代、一部分に示すべ
 き公文をいふ、御沙汰、又は申渡ともいふ、

オタナガマス 織田長益 名諱字は源香
 (或は源五郎に作る)制置して有樂齋と號す、法名正
 傳院如華、關西國織田信秀の十一子、信長の弟、關西
 天正十年信濃に木曾義昌を援け、高島及び深志城を
 守る、兄信長の被せらるゝに及び、豊臣秀吉に仕へ、
 十三年七月從四位に叙せられ、侍從に
 任じ、幾干もなく制置し、食邑を攝津島
 下郡に賜はる、關ヶ原の役徳川氏に從
 ふ、功を以て大和國三萬石の地を食む、
 慶長十九年大阪に在り、豊臣氏の諸將
 等推して謀主と爲す、東西和成るに及
 び、京師に遷居し、點茶を事とし、樂む、元和七年十二月
 三日京師東山に卒す、年七十、長益初め茶道を千利
 休に學びその道を研め一派を立て有樂齋と稱す、利
 休後宗匠と稱せらるゝ、又禪を修む(野史、茶人系傳)

ヲタニシヤウ 小谷城 所在 近江國東淺
 井郡小谷村の北嶺、高田(起原)永正十三年、淺
 井亮政、小谷山に城を築き居る、久政長政相繼ぎて三
 代に及び、天正元年八月織田信長の攻め落す所とな
 り、長政父子自殺す、城終に廢す(近江輿地誌、淺井
 三代記)

ヲタノコホリ 小田郡 所在 舊陸奥國、
 今陸奥國遠田郡の中 起原 陸奥國、
 建つる所なりと云ふ、天平勝寶元年二月黄金を出す、
 延暦十八年三月登米郡を本郡に合す、後ち之を分置
 す、和名抄に、小田(チホ)牛甘(ウシカヒ)石毛(イシ
 モ)賀美(カミ)餘戸等の郷あり、戰國の時遠田郡に合
 して廢せらるゝ、正保元陸奥共に本郡の名見え(郡名
 異同一覽、國郡沿革考)

ヲタノコホリ

小田郡 所在 備中國起原
 治 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、實成
 (ミナリ)拜慈(ハヤシ)草壁(クサカベ)小田(チホ)甲
 斐(カフ)魚積(イホスナ)藤家、出部(イツベ)等の
 郷あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オタノフナ 織田信雄 名諱前名具豐、
 後ち、信雄と改む、小字茶釜丸、又三助ともいふ、制置
 して常眞と號す、法名德源院實嚴、善庵隨筆に、信雄
 の訓は「ノブカツ」を正しとすといへり、今通俗に從
 ふ 起原 信長の次子、信忠の弟、關西國初め北島具教
 の養子となり、北島氏を討つ伊勢國船江城に居る、元
 龜二年婚を納め、三年大河内城に移る、天正二年七月
 舟師を率ゐ、桑名より發して長島一揆を攻む、是歲從
 五位下に叙せらるゝ、三年具教に代て國司となる、四年
 信長、具教異圖を懼くを以て之を
 殺す、五年六月從四位下に爲る、八
 年伊賀を伐つて之を平ぐ、信長以
 て信雄を封す、十年六月信長の異
 變あるや、運舟師を發せず、豊臣秀
 吉の遣を報するに及び、僅に封内
 の土寇を撃て平ぐ、信忠の遺孤三
 法師立つや、信孝と共に補翼し、事を攝す、信雄、尾、伊
 の北方及び江田の地百萬石の地を領し、清洲城に居
 る、信雄信孝年月を同して生れ、常に和せず、權を争
 て隙あり、十一年正月兵を以て篠山を圍みて拔き、四
 月岐阜城を攻む、信孝内海に奔りて遂に自殺す、十
 一年六月長島城に移り治す、十二年正月群臣安土に行
 き質正す、秀吉至らず、信雄之を含み、遂に隙を構ふ、
 信雄援を德川家康に乞ひ、小牧山(コマキヤマ)ノ
 マカヒ(參看)に秀吉の軍を敗る、後ち互に隙あり、
 尋で秀吉和を行ふ、十三年三月權大納言に越任し、從

オタノ



(押花 信雄)

三位に叙し尋で正三位に進む、尋で正二位内大臣と
 なりて清華の上に在す、十八年小田原征伐の役に從
 ふ、後ち秀吉の旨に忤ひ那須に
 放たれ二萬石を食む、尋で出羽
 秋田に移る、明年秋に遇つて伊
 勢朝熊に歸居す、秀吉の薨後伏
 見に逃を賴す、關ヶ原役舊臣
 に據せられて西軍に應ず、事平
 定の後罪を宥されて問はず、京
 師に遷る、後ち淀君信雄を大阪に迎へて善く遇し、事
 を擧げんことを謀る、信雄京師に奔る、元和元年七月
 松山小幡五萬石に封す、寛永七年四月薨す年七十三
 (野史)

オタノフタカ 織田信孝 名諱字は三七
 耶、法名功嚴、徳虎、信長の三男、信雄と同年月に
 生ると云ふ、神戸氏を繼ぐ 起原 天正五年兄信忠に
 從て雜賀を伐つ、是歲從五位下に叙し侍從に任す、十
 年五月阿波讃岐等四國に封せらるゝ、信孝從父弟信澄
 等と紀伊に入り、光佐を伐つ會々本能寺の變に接し、
 急に兵を返へし大阪に次す、衆潰亂し、信澄亦叛く、
 信孝討て之を殺す、六月豊臣秀吉中
 國より上り、尼崎に至て大阪に報す、
 信孝大に喜び之に會し、共に山崎に
 戰て明智光秀を滅ぼし、信忠の子三
 法師を擁立し、信雄と共に事を攝し、
 岐阜城に居る、後ち信雄と權を争ひ
 釐あり、柴田勝家と謀り、信雄と秀吉とを除かんと謀
 る、事漏れて秀吉の攻むる所となる、信孝懼れて和を
 請ふ、十一年四月再び兵を擧げ、柴田佐久間等の軍に
 應ず、秀吉怒り、信孝の生母を殺し、信孝を攻む、信孝
 勝家の敗亡を聞き、力屈して支ふる能はず、内海に奔



(押花 孝信)

オタノ



(集賢館書料史)藏所院雲大都京

野間正法寺に入り、辭世の歌、昔よりしうをうつ
 みのうらなればむくいをまてよはしはちくせんしを
 詠じて自殺す、年二十六(野史)

オタノフタカ 織田信忠 名諱小字奇妙
 丸、また三法師と稱す、元服の後九郎と改稱す、
 法名大雲院仙巖、信長の嫡子、母は夫人生駒氏
 起原 弘治三年に生る、元龜三年正月元服、同七月始
 めて軍に從ひ敵首二百餘級を獲、天正
 二年四月從五位下に叙せられ、三年出
 羽介に任ぜられ、尋で正五位下に進み
 秋田城介と爲る、信長尾張の地を割て
 與ふ、四年從四位下に叙し岐阜を治む、
 五年正月正四位下に進み左近衛少將た
 り、二月雜賀の賊を紀伊に攻め、九月松永久秀を大
 和に征して之を陥る、信長喜で曰く、久秀老賊なり



(押花 忠信)

オタノ



(押花 長信)

べきなりと、十月從三位に叙し、左近衛權中將に任
 す、六年豊臣秀吉の後援となりて播磨附近の地を征
 す、十年甲斐武田氏を攻めて滅す、信長大に悦で曰
 く、旗鼓三句にして巢穴を覆し敵軍を取る、信忠の偉
 動なりと、依て黄金銀馬を贈て賞す、五月信長に從ひ
 て京師にゆき妙覺寺に歸す、六月二日信長本能寺に
 て弑せらるゝと聞き馳せて之に赴く、及ばず、還りて妙
 覺寺の門を鎖して守る、遂に賊の圍む所となり、時た
 ずして自殺す、年二十六、左大臣を贈る(野史)

オタノフナカ 織田信長 名諱小字吉法
 師、三郎と稱す、法名初は天徳院、後に總見院奉嚴と
 號す 起原 姓は平氏、平重盛の後裔、備後守信秀の二
 男 起原 天文三年五月古渡城に生る、側室大志あり、
 少時養無狀、壯時侯を好み士
 を養ひ、細部に拘はらず、勇にし
 て斷あり、天文十九年元服、名を
 信長と改む、十八年父卒す、信長
 日夜武事を習ひ、國務を見ず、平
 手清秀謀めて自殺す、信長漸く
 信稱し、假然天下を平定する志あり、永祿三年今川義
 元の大軍を、三千餘の寡兵にて桶狭間(ウツクサマ
 ノマカヒ)參看)に敗り、義元を獲殺す、茲に於て信
 長の威名天下に振ふ、五年十月正親
 町天皇密に使を遣はし、撥亂反正の
 事を以てす、信長大に喜び、七年美濃
 を降し、十一年足利義昭を助けて京
 師に入る、從五位下正忠に任す、十
 二年三好黨の亂を平じ、義昭の爲め
 に二條を経營す、元龜元年正四位下に叙す、此年淺井
 朝倉二氏を姉川に破る、(アネガハノカタカヒ)參
 看)、二年延暦寺を屠り僧兵を盡くす、是より先、信長

オタノ

朝儀の衰頹を憂ひ、皇居を造營す、此年成る、信長供御の田を置き、舊典を復す、紀綱頗る張る、天正元年將軍義昭を河内に放つ、二年三月従三位に叙し參議に任す、奏請して東大寺の黃熟香を剪り、諸士に分與す、三年七月入朝、清涼殿に於て天蓋を受け、諸將の功勳者を叙爵せしむ、十一月權大納言と爲り、尋て右近衛大將を兼ね、四年正三位内大臣と爲り、五年右大臣に任じ、六年正二位に累進す、十年正月伊勢兩大神宮を修築し、數百年間廢れたる舊制を復す、三月徳川家康と共に武田勝頼を討て殺し、甲信を平ぐ、六月豊



(集菟園編國史)藏所院雲大都京

臣秀吉毛利氏を攻め援を信長に請ふ、信長、明智光秀をして先發せしめ、尋て親ら赴かんとて京都本能寺に宿す、是より先明智光秀、信長を恨めることあり、茲に至り關に命を拜して、私に異圖を藏し、急に起つて本能寺に夜襲す、(ホンノウツノヘン)參看)信長從兵と共に血戦し、遂に天野源左衛門の爲めに刺されて薨す、年四十九、時に六月二日、太政大臣從一位を贈る、信長政を行ふに嚴酷ならずと雖も、命令行はれ、吏民法を奉す、殊兩の森も容れず、國內盜なく外戸閉さず、亂世の一奇と爲す(信長記、野史)

オタノ

オタノアヒデ

織田信秀 名諡法名萬松院桃庵道見、織田敏定の子、信長の父、勇武智謀ありて衆に優れ、新波氏に仕へ三奉行の一と爲り、彈正忠と稱し備後守と改む、勝幡城に居る、享祿中今川氏豊名護屋城に住み、信秀清須奉行たり、常に聯歌を好み氏豊と互に詠句を往来して親交す、後氏豊信秀を城中に移し共に娛樂す、天文元年三月氏豊の不意を襲ひ、遂に之を奪つて居城となす、茲に於て威名近國に震ふ、四年徳川氏を襲ひ勝つして成を行ふ、十一年八月今川義元と小豆坂に戦ひ大に之を破る、十三年親ら將として安祥城を攻めて拔く、十四年再び參河の地を侵し利あらずして還る、十六年美濃を侵し利あらず、十七年今川徳川の軍と戦ひ互に勝敗あり、同年十一月齋藤道三と盟約し、信秀の子信長にその女を配し和を結ぶ、未幾城に往居す、十八年三月卒す、年四十二、十二男七女子あり、信秀早くより志を皇室に存し、天正十三年資四千貫を獻じて内裡の築地を修理す、假威勢ならず、因りて女房奉書を賜ひて之を賞し、且つ古今集などの下賜あり、また伊勢神宮の衰頹せるを嘆き、資を獻りて假殿を造營す、當時皇室衰へ、人またこれを説くものなきの際、此舉ありしは、蓋し異數と稱すべきなり(多聞院日記、宗牧東國紀行、野史)

オタノ

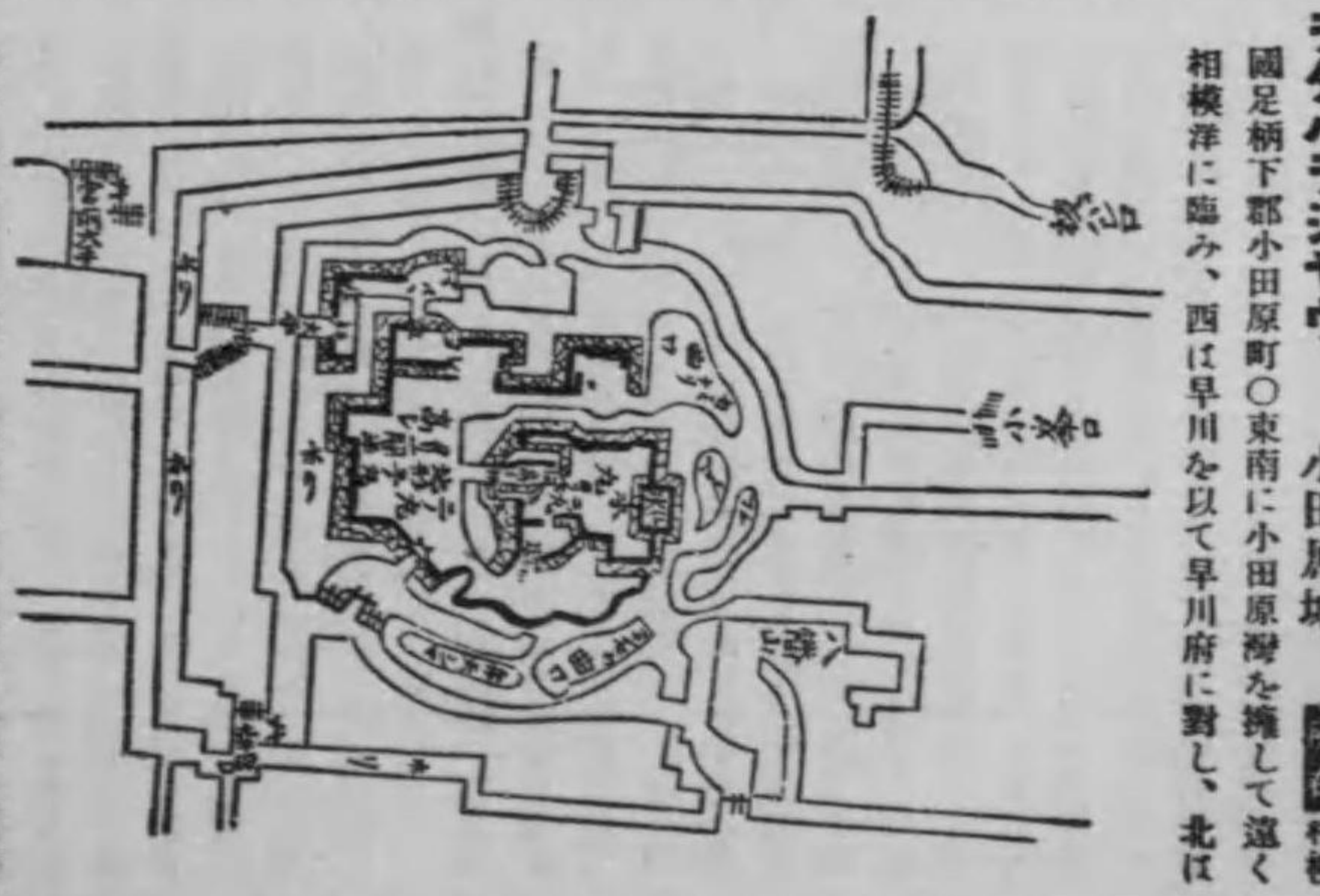
オタノ

小田原小判 相模國小田原にて鑄造せる銀貨、表に菊紋ある故に名づく、(註)六種あり(一)重四匁三分、小田原北條氏之を造りて關東に行はしむ、一枚を以て永一貫文に準すといふ(二)重四匁、もと十六葉菊小判といふ(三)重四匁二分(四)重四匁五分(五)六葉菊小判、形狀印等は大幅第一に同じく、只菊紋の形少く異なるのみ(金銀圖録)

オタノ

オタノ

小田原小判 相模國小田原にて鑄造せる金貨、表に小田原座の極印あるを以て名づく、重六匁、金位上(金銀圖録) 小田原笹小判 相模國小田原にて鑄造せる金貨、重四匁二分五厘、金位中の上、諸に、小田原にて鑄造し二百年前通用すといへども詳かならず(金銀圖録) 小田原城 所在相模國足柄下郡小田原町○東南に小田原灣を擁して遠く相模洋に臨み、西は早川を以て早川府に對し、北は



尹子二川酒匂の諸村に隣接す、東海道甲州街道熱海街道等に通する要路に在り(相模國志)何時頃始めて

オタノ

築きしか詳かならず、初め鎌倉管領足利氏此地を領し、持氏の頃土肥氏之を守りしが、上杉輝房に奪せしを以て、之を大森頼頼に與へて守らしめ、世襲して藤原に至り、北條早雲の爲めに取らる、北條氏五代相繼ぎ、關東に威を振ふ、天正十八年豊臣秀吉に滅さる、徳川家康關東八州を領するや、大久保忠隣に此地を與へ城主と爲す、尋て忠隣除封せられてより幕府の直轄となる、元和六年阿部正次封せらる、尋て武藏岩槻に移るや又幕府の直轄となる、寛永九年稻葉正勝(十萬石)之を領す、貞享三年正月大久保忠朝(七萬五千石)故封に移して領せしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(新編相模國風土記稿、主圖合誌記、神奈川縣志、徳川加除封録、明治政覽)

オタノ

オタノ

小田原征伐 天正十三年豊臣秀吉關白と爲り、威天下に振ふ、諸侯來り服する者多く、天下殆ど其下に歸せざるはなし、只北條伊達等のみ未だ服せず、秀吉屢々使を遣はし上洛を勧む、北條氏政狐疑して果さず、茲に於て秀吉兵を率ゐて兵政を攻む、時に天正十八年三月とす、天正十七年十一月諸國に令を發し、明春征討に參せしむ、十八年三月一日京都を發し、小田原に向ふ、北條氏亦諸城を修築し、兵備を整へ、此に防禦す、四月三日秀吉沿道の壘壁を陥れ相模の平地に入り、小田原の四周を包圍す、尋て小田原の臣松田憲秀人を遣はし款を通す、秀吉因て石垣山に登り陣營を築かしむ、是より先、前田利家、上杉景勝、眞田幸村等命を奉じ、信濃路より軍を碓氷峠に進め、四月七日松井田城を圍む、秀吉軍に命じて持久長圍の策を施し、専ら遊戯を事とし敢て戦はず、小田原方亦酒宴を張り、詩歌を樂みて持久の策に相對す、然れども人心相離れ、内通する者日に多し、松田憲秀長子笠原新六郎

オタノ

オタノ

オタノ

と既に款を通じ、將に兵を入れんとして謀露はれ誅せらる、六月二十四日秀吉使を遣はし和議を爲さしむ、北條氏規亦葦山より小田原に來り和議をす、七月五日、氏直城を出で、羽柴輝利につき、自ら代りて氏政以下士卒の死を宥さんことを請ふ、秀吉、氏直の死を宥め、氏政、氏照及び老臣大道寺政繁、松田憲秀四人に死を命ず、氏直命を受け城を致さんことを約し歸る、(註)六日氏直出で、家康の陣に入り、脇坂安治、片桐直倫等奉行として城を收め、七日より九日までに城内の士民を出さしむ、十一日氏政氏照醫師田村安清の宅に於て自殺し、氏直高野山に放たる、秀吉小田原城に入り諸將を封じ、徳川家康に北條氏の領關東八州を與ふ(小田原記、北條記、小田原征討史) 小田原菱小判 相模國小田原にて鑄造せる金銀貨、表に菱形の極印あるを以て名づく、(註)金小判の重三匁三分(是模造のものなりといふ)、銀小判の重三匁二分及び四匁、四匁三分の三種あり、三匁二分及び四匁の銀貨は、菱の郭三重にて形象刻印共に、金貨の分に異ならず、四匁三分は、もと小倉小判と名づけ、菱形の極印異なり(金銀圖録) 小田原評定 俗に評議して決定せしことを云ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征せし時、北條氏直愚將にして物に決断なく、群臣をして評議せしむれど、空しく座談のみにて其實用ふる事能はず、遂に廢滅せり、世に之を評して不成の評議を小田原評定といへり(松屋筆記) 小田原彫 相模國小田原にて製造する彫木の器物をいふ、鎌倉彫に比して淺しといふ、其起り詳かならず、按ずるに、北條氏茂明

オタノ

オタノ

オタノ

應四年此地に據り、關東數國を領せしが、自ら關東の都會となり、來集する所の工人、鎌倉彫に擬し之を製出せしものならん、天正以後多く之を製出せず(工藝志料) 御旅所 祭禮の時、本宮より出だす神輿を、假に鑪座せしむる所をいふ、旅宮、御旅宮社ともいふ、百練抄に、祇園旅所、稻荷旅所境亡の事見え、明月記に、女房等祇園の旅所に參ること見えたり(神道名目類聚抄) 織田秀信 名諡小字三法師、通稱三郎といふ、法名大善院主嚴松貞、信忠の子、母は未詳、(註)天正十年六月信長信忠の試に遇ふや、秀信時に福原坂に在り、前田支以之を扶けて清須に遷る、豊臣秀吉等明智光秀を誅し、秀信を立て、主と爲し安土に居らしめ、信雄、信孝の二叔父之を援く、近江の田三十萬石を領す、前田支以長谷川丹波之が傳となる、後信雄信孝互に權を争ふ、秀吉信雄を扶けて信孝等を討ち、岐阜城を奪ふ、十二年岐阜城に移り、秀吉の諱字を受け秀信と改め、從四位下侍從と爲り、尋て左近衛權少將に任じ、文祿元年正月參議に進む、同年六月朝鮮を征し二年に歸る、慶長元年五月權中納言從三位に累進す、秀信荒遊者を極め、慶長五年東征の命を受けしも、國用乏く師を成さず、石田三成の甘言に欺かれ老臣の諫を用ひず、西軍に應ず、終に戦に破られ、高野山に入る、慶長五年九月八日薨す、年二十一、茲に於て信長の遺業終に廢す(野史)

オタノ

オタノ

オタノ



(押花信秀)



(押花信秀)

ヲツリガシラ

る目安の事也、調律二品の用拾有之口傳と云へり、式目抄に、越訴に度を超えて申すと、次を越えて申すとの二あり、度を越とは、一度まけて其境を越えて又訴るなり、次第を越とは、四等の官あるを越すして申なり、此なるは次第を越るなり」とあり(沙汰未練書)

ヲツリガシラ

越訴頭 越訴奉行(ヲツリガシラ)を見よ、

ヲツリガシラ

室町兩幕府の職名、本奉行の裁判選滞し、或は偏頗の慮置ある時は、控訴せしむべき爲めに設けたる職なり(國原)宗尊將軍の文永元年、北條時宗執權の時、評定衆北條實時、安達泰盛を以て、始めて此職に補す、蓋し當時奉行等、其職を世々にせしより、其任に堪へざる者も事を行ひしにより、訴人或は冤枉あるを免れざる故に、此職を設け、奉行人の私曲を壓せしものなり、此奉行を越訴頭とも稱せしは、或は引付頭人たる者之を帶せしによりてなり(國原)室町幕府の時、創置詳ならず、評定衆の内よりこれに補す、奉行人の越訴を覆動する、必ず越訴奉行の議を経て後にこれを行ふ、奉行行政を聽くに偏私あり、下民を抑屬する時は、越訴するを許す(官制沿革略史)

オツテ

追手 江戸幕府の時、罪人を捕ふる爲めに、出で向ふ役人をいふ、逃る人を追ひかけて行く故に名づく、

ヲツテンラク

越天樂(越殿樂) 樂の名、唐樂、大饗曲にて、平調二十五曲の一、新樂にて申曲、安城樂を以て破と爲す、本曲は急にして、破二帖、急十二帖、並に各十二の拍子あり(國原)傳來詳かならず、村上天皇の御宇、侍臣退出音聲の奏樂に之を用ひ、堀河天皇以後、般涉調に小曲なきを以て

ヲツテンラク

越天樂(越殿樂) 樂の名、唐樂、大饗曲にて、平調二十五曲の一、新樂にて申曲、安城樂を以て破と爲す、本曲は急にして、破二帖、急十二帖、並に各十二の拍子あり(國原)傳來詳かならず、村上天皇の御宇、侍臣退出音聲の奏樂に之を用ひ、堀河天皇以後、般涉調に小曲なきを以て

ヲツニ

此樂を般涉調に入る、後世舞絶(體源抄、樂家錄禮樂志) 越任 官を一段越えて昇るを云ふ(假令大納言より内大臣右大臣と次第に昇るべきを大納言より直に右大臣に昇るを云ふ(貞丈雜記、安齋隨筆))

ヲツニ

越任 官を一段越えて昇るを云ふ(假令大納言より内大臣右大臣と次第に昇るべきを大納言より直に右大臣に昇るを云ふ(貞丈雜記、安齋隨筆))

オツヤノラン

乙夜覽 天皇の讀書せさせ給ふをいふ、漢書儀に、五夜者、甲夜、乙夜、丙夜、丁夜、戊夜、衛士甲乙相傳、五更とあれば、乙夜とは二更のことにして、今の午後十時頃なり(國原)貞觀政要の劉洎が上書に、乙夜觀書、事漢高帝(光武帝)馬上披卷、動過魏王(文帝)陛下自勵如此而令太子優遊業、日不習圖書、臣所未諗云々とあるより出づ、

オテウシヒサゲフギヤウ

御銚子提奉 行 「テウシヒサゲフギヤウ」を見よ、

オテウツノマ

御手水間 「テウツノマ」を見よ、

オテナガ

御手長 宮中女房の役名、御書を御次の間迄持行き、御宮仕の人に渡すことを掌る(貞丈雜記)

ヲテラクワンベエ

小寺官兵衛 黒田孝高(クロダゴウシヤカ)を見よ、

オトギ

御伽 江戸幕府の職名、將軍の傍に侍して御伽を勤むるものをいふ、目見以上の役に、役料三百俵なり、十六歳以下の者には役料なし(掌中大概題)

オトクニテラ

乙訓寺 所在山城國乙訓郡乙訓村字今里○法皇寺とも號す(宗廟)眞言宗、護國寺末に屬す、本尊十一面觀音、佛起原、推古天皇の御旨を奉じ、聖德太子之を創建す、爾後荒廢せ

オトクニ

しを以て、弘仁二年冬、僧空海を乙訓寺の別當に補し、眞言を修せしむ、宇多天皇脫離の後、本寺を再興し行宮となす、由て更に法皇寺と名づく、幾百年を経て衰廢す、室町時代寺僧争論を爲す、將軍義隆南禪寺の僧伯英に命じて之を聽かしむ、兩僧争ふ所共に曲なり、因て之を逐ふて寺を伯英に興ふ、是より禪宗となり金地院に屬す、其後東山の文珠院と交換して眞言宗に復す、應仁文明の兵亂に寺資を失し、漸次廢損して今は僅に大師堂一字を存して、其遺址を留むるのみ(山州名跡志、山城名跡志、平安通志)

オトクニ

乙訓郡 國(國原)原國重仁天皇の時、竹野媛與より墮て死せしにより、墮國と名づく、後ち弟國といふは訛なりと、繼體天皇此地に都す、延喜式に始めて郡名見ゆ、和名抄に、山崎(ヤマザキ)新開(トモチカ)長井(ナガキ)大江(オホエ)物集(モノヂ)訓世(クンセ)榎本(エノモト)羽東(ハブカシ)石作(イシヅカシ)の諸郷あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オトクニ

弟國宮 繼體天皇の皇居山城國乙訓郡乙訓村今里の東、明星野は其舊址なりと云ふ、書紀に、繼體天皇十三年戊戌遷都弟國と見えたり、

ヲトコエ

男繪 男の姿をかきたる繪をいふ、榮花物語に、琵琶などひかせ給ふ、繪などかかせ給ふ、を、繪など畫師はづかしう書かせ給ふ云々とあり、

ヲトコガナ

男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字とも、男手ともいふ、土佐日記に、彼の國人さ、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまをかき出して云々」とあるは書に見えたる始めなり、云々

ヲトコエ

男繪 男の姿をかきたる繪をいふ、榮花物語に、琵琶などひかせ給ふ、繪などかかせ給ふ、を、繪など畫師はづかしう書かせ給ふ云々とあり、

ヲトコガナ

男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字とも、男手ともいふ、土佐日記に、彼の國人さ、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまをかき出して云々」とあるは書に見えたる始めなり、云々

ヲトコエ

男繪 男の姿をかきたる繪をいふ、榮花物語に、琵琶などひかせ給ふ、繪などかかせ給ふ、を、繪など畫師はづかしう書かせ給ふ云々とあり、

ヲトコガナ

男假字 眞字(漢字)をいふ、平假名を女文字といふに對しての語、また男文字とも、男手ともいふ、土佐日記に、彼の國人さ、知るまじく覺えたれども、事の心を男文字に、さまをかき出して云々」とあるは書に見えたる始めなり、云々

ヲトコエ

男居 禁中平物侍の部屋をいふ、東四十間南北五間あり(故實拾要)

ヲトコウカ

男踏歌 「ヨウカ」を見よ、

ヲトコダテ

男立(男伊達、俠客) 名、江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を輕んじたる任侠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御國入の朝、曲家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、(國原)源治郎男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其もの起原と稱すべきを以て、今願を述べて之を述ぶべし、旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基き、一は所謂奴と稱せるもの、轉化に基き、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云は、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふくと、五人三人づゝ、觸れて廻りけること、其風俗が異形異類にして、大の男のつらつき、まなざしいかめしきが、頭は牛頭にて爛乾うはひげあくまでむくつけき、ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、刑組、皮務組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

ヲトコエ

男居 禁中平物侍の部屋をいふ、東四十間南北五間あり(故實拾要)

ヲトコウカ

男踏歌 「ヨウカ」を見よ、

ヲトコダテ

男立(男伊達、俠客) 名、江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を輕んじたる任侠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御國入の朝、曲家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、(國原)源治郎男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其もの起原と稱すべきを以て、今願を述べて之を述ぶべし、旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基き、一は所謂奴と稱せるもの、轉化に基き、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云は、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふくと、五人三人づゝ、觸れて廻りけること、其風俗が異形異類にして、大の男のつらつき、まなざしいかめしきが、頭は牛頭にて爛乾うはひげあくまでむくつけき、ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、刑組、皮務組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

ヲトコエ

男居 禁中平物侍の部屋をいふ、東四十間南北五間あり(故實拾要)

ヲトコウカ

男踏歌 「ヨウカ」を見よ、

ヲトコダテ

男立(男伊達、俠客) 名、江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を輕んじたる任侠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御國入の朝、曲家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、(國原)源治郎男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其もの起原と稱すべきを以て、今願を述べて之を述ぶべし、旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基き、一は所謂奴と稱せるもの、轉化に基き、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云は、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふくと、五人三人づゝ、觸れて廻りけること、其風俗が異形異類にして、大の男のつらつき、まなざしいかめしきが、頭は牛頭にて爛乾うはひげあくまでむくつけき、ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、刑組、皮務組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

ヲトコエ

男居 禁中平物侍の部屋をいふ、東四十間南北五間あり(故實拾要)

ヲトコウカ

男踏歌 「ヨウカ」を見よ、

ヲトコダテ

男立(男伊達、俠客) 名、江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を輕んじたる任侠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御國入の朝、曲家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、(國原)源治郎男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其もの起原と稱すべきを以て、今願を述べて之を述ぶべし、旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基き、一は所謂奴と稱せるもの、轉化に基き、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云は、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふくと、五人三人づゝ、觸れて廻りけること、其風俗が異形異類にして、大の男のつらつき、まなざしいかめしきが、頭は牛頭にて爛乾うはひげあくまでむくつけき、ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、刑組、皮務組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

ヲトコエ

男居 禁中平物侍の部屋をいふ、東四十間南北五間あり(故實拾要)

ヲトコウカ

男踏歌 「ヨウカ」を見よ、

ヲトコダテ

男立(男伊達、俠客) 名、江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を輕んじたる任侠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御國入の朝、曲家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、(國原)源治郎男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其もの起原と稱すべきを以て、今願を述べて之を述ぶべし、旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基き、一は所謂奴と稱せるもの、轉化に基き、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云は、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふくと、五人三人づゝ、觸れて廻りけること、其風俗が異形異類にして、大の男のつらつき、まなざしいかめしきが、頭は牛頭にて爛乾うはひげあくまでむくつけき、ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、刑組、皮務組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

ヲトコ

武者と名付、旗本仲間を友とし、其人々は加々爪甲斐守、(萬石)坂部三十郎(五千石)晝を夜とし、夜を晝とし、夏を冬といひて、仲間出合には戸を開き障子を建て、屏風を引廻し、大火鉢にあたり、客も小袖を三ツ四ツ着るを手柄に致し、馳走には熱へかへる温純を喰、冬は庭前に水をうち障子を一面に開き、客は帷子を着し、扇をつかひ、水を望みて呑、馳走には冷多素齋を出す、料理献立には、土籠の汁、蒸の鱈、鼠の渡しやう、蛇の蒲焼、刺の鹽辛、蛇の吸物の類を手柄とする様成出會友也、夜中に戸外を歩き、酒に酔て大道を搦はず騒る、天下の夜廻り辻番改めと申は、御書院御小性組にて相勤、各小縁の衆にて、白銀提灯に棒二本持せ廻らる、是を下々に悪口に棒ふり衆と異名を付たり、右之廻り衆、往還に騒て居るは何者成と咎むれば、我々こそ棒振虫を食ふ金魚也と答へ、強く咎むれば喧嘩にして切り殺す、兎角馬鹿者には搦はぬが勝也と、皆人往還開き通しける、其頃の落首に、夜更に通るは何者ぞ加々爪甲斐かどるぼうか扱は坂部の三十か、かやうにいへり、右の外水野が手下の神祇組何十人が有之、山手組、淺草組、芝組と分れてあはれ歩きけり」とあり、又我衣は其風俗を述べて、風俗は髪を手一束に切、たぶさをとれぬ用心し、冬紺縮緬白大縮一ツ帯も白く三重に廻し、袖に大きく、丈は三里の少し下へ下る程に短かく、長さ大小を帯し、柄糸下緒何れも白しといひ、嬉遊笑覧には、旗本の面々病と稱して引籠り、月代をそらす、之を長く延ばし、長き刀を門指にし、小唄を歌ひつゝ、當時流行の丹前風呂に遊ぶ、之を六法風とも、丹前風ともいふといへり、前は白柄組のこと、後は六法組を指したるなれど、一般に通じてかゝる奇装を喜び、意氣がけりしなりき、

ヲトコ

旗本奴は畢竟するに、無頼の旗士の集合にして、其悪習を社會に留めたるは憎むべしと雖も、其然諾を重んじ、義(假令不合理なり)としてもの爲めに生命を輕んずる精神に富みしが如き、亦多少愛すべき點なきにあらざりき、かく旗本奴が勢力を占め、市井を横行し、庶民を苦ましむるに當りては、所謂江戸兒は決して之を黙視する能はず、熾然として之に反抗せるもの即ち町奴なり、播磨院長兵衛、唐大權兵衛等は其代表者にして、箕輪組、鐵棒組、鶴龜組、唐大組等の團體あり、皆市民の爲めに萬丈の氣焔を吐きたるものとす、而して八十翁物語に、涙人或は町人にも若き器量あるもの、浦山しく思ひ町奴杯とて有之歟」とありて、町奴の發生を以て、旗本奴を蔑みて撰擬したるに歸せるは、唯かに半面の眞態をうがてるものなるべし、蓋し町奴の起るは、旗本奴の暴に對する反抗が主動なること、市井の男立が旗本の士を擧みて闘争し、武人の横暴を挫きたること多きを以て知り得べきなれども、然も其寛濶なる氣性、優艶なる風俗は、恐らくは江戸平民の喜びし處なるべければなり、故に町奴發生の原因を以て、旗本奴に對する反抗なる主因と、これを淡みし副因とに歸するに至るをとおもふ、而して其風俗は如何なりしかといふに、其振舞人に見くることを附しとせず、或は菓子や酒や茶や等にて、空腹の節は入て食之、持合なき時は、今日は拂はぬぞといふ、商人不苦候とて、強強にすればよし、若しあしらひ惡しき時は、六つかし云うて、身上も仕舞ふ程也、然然にすれば一禮を述べて立ち、重ねて五々六々の食物なりとも、此間の代物何程と細かに云はすして、慶長百疋或は一兩も投げだし、先頃は過分なりとて遣はず、つりを上げんといへば却て立腹す、又他

ヲトコ

人にては仲間にては被頼、何卒御加勢奉、頼と只管に頼へば、命を捨て、も反古に不致、只勇道の強を表にして、義を守り節を失はず、ましてあはれ歩くにてもなし、無理なることもせず、無心がまじきことなどは仲間法度也、少しでも人に和み詞を云ふ事を第一に嫌ふ組合也、仲間入する時は、傳手を求めて金銀を出し仲間に入り、もし親兄弟以ての外のことと勘當すれば、仲間にて樂々と少しも不自由をせさせずといふ、我衣の記す處、或人の語りしは、あづまのやつこを見侍りしが、音に聞しに十倍せり、六尺餘りの男大ひげをねぢあげ、先はだには、牛首布のかたがら着、上にも布の塗染に、七八百がのりをかひ、馬の皮のふと帯しつかとせしめ、熊の皮の長羽織、まつぎなる大小文字にさしこしたる氣色、身の毛もよだつばかりに候ひき」とは百物語に記す處なり、問々過褒の言なきにあらざれども、尤も簡にしてよく其要を得たる者とす、それ、彼等の義といひ勇と唱ふるもの、敢て完全なる道理に基き、完全なる理性によりて、行爲せられしものあらす、單に一時の感情よりいでのしにして、士君子の眼より見れば頗る笑ふべきものあり、ことに彼等は社會に於ける一種の遊民にして、博奕を業とし、喧嘩を職とし、茶毒を流したる罪決して赦ならず、況や自分と稱する末輩に於てをや、されど其男を罵り、然諾を重んじ、強者に屈せず弱者を虐げざる、一片氣概の點に至りては、戦國武士と雖も後に後者たるものあり、豈欠點を以て長所を捨てべきものならんや、かくの如くにして男立は市中を横行し、其餘窮も影ながらざりしかば、寛文四年水野十郎左衛門を捕へて之を刑し、其餘黨たる加々爪甲斐守、近藤藤之助、諏訪藤右衛門以下を配流したるより旗本

ヲトコ

奴は全く其跡を絶たれども、町奴は依然其勢力を振ひしが、貞享三年火附盜賊頭中山助解由、其徒二百餘を捕へ魁首十一人を斬に處したるを以て、町奴もまた一時絶えたりといへども、久しからずして、また之を業とするものを生じ、遂に其根本をたやすことを得ず、明治に至りても、なほ新門長五郎の俵名を耳にせり。

ヲトコツカヒ 男使 山城平野祭に、上綱辨内侍を向けらるゝその上綱を稱していふ(俵言葉集)

ヲトコテ 男手 男假字(ヲトコガナ)を見よ。

ヲトコマヒ 男舞 鳥羽天皇の世、藤原通憲の始めし舞の名、徒然草に、多久助が申けるは、通憲入道(信西)舞の手に、興ある事を擇びて、いその禪師と云ひける女に教へて舞はせけり、白き水干に、きうまきをさき、烏帽子を引入れたりければ、男舞とて云ひける、禪師がむすめづかといひける、この藝をつげり、是白拍子の根源なり、佛神の本縁をうたふ、其の後源光行、多のこを作れり、後鳥羽院の御作も有、龜菊に教へさせ給ひけるとぞとあり。

ヲトコミコ 甥 男の星をいふ、カンナギと參看。

ヲトコミヤ 男宮 皇子を云ふ、皇女はなんなみことといふ、榮花物語に、按察のみやす所とてさふらひ給たと、三の宮、女三のみや、うみたてまつり給つ、又この九條殿の女御、なと、四五のみやうまれ給、又宣耀殿の女御、男六八のみやうまれ給へり(中興)還景殿の女御と、七の宮、女六の宮、生れ給にけり、式部卿の宮の女御、女四の宮ぞうみたてまつり給へりける、廣幡御息所、女五の宮うまれ給へり、按察の御息所、なと、九の宮うまれ給など

ヲトコ

して、又九條殿の女御、七十九の宮などあまたさしつゝうまれさせ給て、おほかたなと、みや九人、女みや十人ぞおほしける云々」と見えたり。

ヲトコモシ 男文字 男假字(ヲトコガナ)を見よ。

ヲトコヤマシユゴ 男山守 鎌倉時代の役名、男山八幡を守護することを掌る(吾妻鏡)

ヲトコヤマハチマングク 男山八幡宮 石清水八幡宮(イハシモノハチマングク)を見よ。

ヲトコシ 威 威の威毛にて、ヲトコシとは緒通の意、草及び糸を以て、札(サネ)參看)を貫き綴ちたるものなり、庭訓往來に、綴と記たるは當れり、ケとは札を綴りたる糸、或は草の並び連りたる形、毛をふせたるが如くに見ゆるを以て毛と云ふ

ヲトコシ 威毛の起原明ならず、一條天皇の時始めて見ゆ、續世説新語に、匡衡がやうは、たゞものふの、あけのかはしてひなとしかがやきたる若て、えならぬ胸の足とに乗りて云々」とあり、保元平治物語より以來の軍記物に種々の威毛見えたり

ヲトコシ 威毛は胸の前は袈裟の皮にて包み、後は保呂衣を掛けて見えざるを以て、専ら袖と草摺とによりて名づく、胸の色は地色に隨ふ、地色とは例合は、紅のすまごなれば胸を唯うす紅の二色許にするなり、性質と色とにて種類を分つ、實は草威、糸威、綾威の三種、色は(第一)緋威、黒草威、黒威、赤草威、洗草威、伏綱目威、小櫻威、小櫻威を黄に返したる威、藍地を黄に返したる威、品草威、紫草威、藍草威(以上草威)(第二)綾威には、唐綾、練綾の兩威ありて、色は大草威に同じ(第三)紅梅威、黄糸威、白糸威、黒糸威、赤色威、崩黄威、紫色威、紺色威、藍色威、黄縹威、褐色威、卵花威、深淵威、櫻島威、數目威、色々威、紫雲威、紅

ヲトコ

雲濃、耳袋濃、紺袋濃、黄縹句の籠、崩木句、肩句の籠、肩白の籠、腰取の籠(以上糸威)等あり詳しきことは各條及び挿繪に就きて見よ(四季草、軍用記、鏡色談)

ヲトコシ 威衣 威の裏を包む織物を云ふ、又受裏とも云ふ、又草にて包むを威衣と云ふ(軍用記)

オトジシユウ 乙侍従 歌人相模の本名、サガミを見よ。

オトシフミ 落書 落首(ラクシュ)を見よ。

オトナ 首名 年寄宿老と同じく、年寄にて政務に預る者の稱なりしが、後世重職をうけ給はる者の職號となる、武家名目抄に、古首字を訓讀してオヒトと云ふ、オヒト轉じてオフトとなり、又オウトなど云ふ、是も大人の意なれば、宿老の輩をば、頼てオトナとも稱せるなり、首名また老名の字を用ふるも其義に於て異なる事なし、源平盛衰記頼朝重衡對面の條に、上の六間に高麗様の疊を敷き、三位申將を居え奉る、内侍には國々のおとな大名並居たりとあるを初見とす、室町時代の中頃迄は諸家何も首名の稱あり、御産所日記永享六年二月の條に、オトナは皆々御太刀、御馬、御折紙など進上云々と見えたり、其後何つとなく、普通年寄とのみ稱して首名の稱絶ゆるに至るといへり。

オトナシキヒクワンシユウ 乙名敷被官衆 室町幕府管領家の被官衆を云ふ、管領の被官は、新波氏に、甲斐、織田二宮氏、畠山氏に遊佐、神保、甲斐庄氏、細川氏に香川、安富、内藤、藥師寺等皆大族にして國務を宰制し、幕政にも與かり、將軍其邸に臨み、特に優禮を受く(武家名目抄)

オトホリ 御通 室町幕府臨時の儀式、貴人の面前に召出して酒を給はることをいふ、御目通、御

オニト

食を、先づ嘗め試むるを嘗る役番味すること。鬼吞といへり。略して鬼ともいふ。江戸時代には一般に飲食のことを嘗るものといひ、鬼取役と稱せり。即ち後者の御膳奉行なり。鎌倉年中行事、若宮社務御加持に被_レ参の條に、御酌を或近付或御所奉行の子息先持出、鬼吞をいたし云々。又甲陽軍鑑に、御一家衆家老衆、惣じて大身衆振舞の時、必ず亭主をなを仕り尤なりなど見たり。江戸幕府の時、寛文の頃まで御膳奉行を鬼取といひしも、此鬼を勤むるゆゑの稱なり。名稱につき異説あり。一、倭國菜に、或は浮屠氏の生飯より出たりと云ひ。二、貞丈雜記に、鬼はおそろしくつよきものにて、毒をも何とも思はず取くらふ心にて、毒の試みするをなにかといふといひ。三、南畝養言にも、鬼神を祭るもの故、鬼のものと云ふ。などの説あれど皆非なり。四、世事談綺に、なには小兒にて、江次第に正月、御薬を供す薬子は童女未嫁せざるを求めてこれを用ひ、本方小兒より起る故なり。といへる説は、稍近けれど、童女を小兒としたるは非なり。五、公事根源集釋に、この故事は朝廷にて、昔し元三に女官屠蘇酒を奉る時に、薬子とて未嫁の小女、鬼間より進出て先これを飲むこと、公事根源に見えたり。是れより出たることとし、我郷の青山春夢先生は、はれたりと、いへるは實に然るべし。前の三説は皆據るに足らず、鬼間は壁に白澤王、鬼を斬るの圖を寫されし故にこの稱ありと云へり。大阪の役、伊達政宗茶臼山の御陣に臨り、かゝる懸橋の折は人心計りがたければ、朝夕の供膳など、よく御心付けられれば、然るべからむと申せしに、尤のことありて、是より供膳の度、なにとりの役、立置かれ、後日迄三河以來譜代の者にこの役をあてられしと、是れ江戸幕府鬼取の權典なり。

オニノマ

雨の角、殿上の間より北に當れる間を云ふ。壁に白澤王(禁蔵抄抄、百澤となす)の鬼を切る圖を畫きたる故に名付く。禁蔵抄抄に、鎌倉の像なるべしと云ひ、夏山雜談に、白澤王將軍の事なり、名目はハタキ王假名はハカキ王なりと云へり。禁蔵抄抄に、二間格手也、南間格手不_レ上、有_レ覆屋、卷之、其中南北行立御厨子、置_レ御膳具、南壁白澤王切_レ鬼輪、櫛形者、小障子際、柱有_レ之、禁蔵抄抄に、鬼間の南の壁に百澤王鬼を切るをききたり、鬼の間はとりぬ障子あり、四向同一間格手を降して御前の御厨子を内に立たり、北の間は御座をあぐ、鬼間二間也、台盤所へまゐらぬ人など、喜申の折など、此所へ召て台盤所の障子を上げて、御厨子に出御あり、台盤所の間は布障子也とあり、百澤王は、大明會典に黃帝進_レ東海之時、百澤出_レ物と見えたり、猶清涼殿の圖參看、

オニハヤキ

御庭燒 永樂燒(エイラクヤキ)を見よ、
ヲニフノコホリ 遠敷郡 若狭國 越前國 日本紀光仁天皇皇紀元年七月の條に、始めて見え 天平十九年六月大安寺流記に、平入郡に作る、和天皇の時四郡を割て大飯郡を置く、和名抄に、丹生(ニハ)玉置(タマキ)餘戶、安賀(アカ)野里(ノゾ)神戶(カウ)瓜生(ウリ)志摩(シマ)佐文(ササキ)木津(コツ)阿桑(アサ)等の郷あり、終の三郷は大

オニマル

飯郡にもありて、分郡以前によりて重出せしか、又は郡の兩郡に收れるなるべし、職國の時、私に中郡と稱し、又上中郡下中郡二郡に分つ、後之を廢す(郡名異同一覽、國郡沿革考)
ヲニフノジンジャ 遠敷神社 古へ若狭國一の宮にして、今は若狭産神社と號す、ワカサハコノジンジャを見よ、
オニマル 鬼丸 尊の名義、仁和寺覺澄親王の造られし尊を云ふ、有職中抄に、安元元年正月四日中山内府記云、鬼丸は仁和寺覺澄親王造らる、尊也云々、貞和三年十一月九日風雅集覺澄御遊三位局殿中にて鬼丸を彈する由、中間相國の記に見えたりとあり、

オニマル

時政火鉢の鬼面の小鬼と化け出づるを切り、故に鬼切丸と名付くと云ふ。安齊國書に、栗田口國綱の作にて銘あり、長二尺五寸八分、闊四分一、ひとへ表鳩、裏桐毛形、切羽黒塗八枚、鋸木瓜形、革れりもの縹網黒塗、總て金具仕合其上をしば革に包む、目貫金塗かさ桐柄さや巻、唐糸おびとり、島廣東とあり、太平記には、宗國の作とす。源朝源仲八幡宮に祈請して作らしめたる太刀、長二尺七寸、曾て有罪の者を切て試む時、髪をくはへて切りければ髪切と名付たり、子頼光の時、其臣渡邊綱鬼を切りしを以て鬼丸と改む、後頼基、頼義、義家、爲義に傳へたり、爲義の時、獅子の子と改名す、次で友切と改む、其子義朝に傳ふ、此時頼切の名に復す、之を頼朝に傳ふ、頼朝の後、新田義貞に傳はり、源氏の重寶となる、太平記義貞自害の條に、一振には金を以て銀裏巾の上に鬼丸と云ふ文字を入らる、是れ義兵重代の重寶にて、義貞の方に傳たりと聞ゆれば、

オニヤ

末々の一族共の帯べき太刀に非ず、云々と見えたり、其後足利將軍に傳はり、織田信長より豊臣秀吉に傳ふ、此時大災のまじないにて、木阿彌光徳へ預け、大阪陣役の時、木阿彌光徳徳川家康の計を得て相傳す、後木阿彌三郎兵衛の時、享保三年九月將軍吉宗に獻上すと云ふ(安齊國書)
オニヤラヒ 追儼 ヲツキナシを見よ、
ヲノ 小野 關西播磨國賀茂郡今加東、加西の二郡に分つ。關西播磨國賀茂郡今加東、加西石に封ぜられ、此所に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎ明治維新に至る(進川加除封録、明治政覽)
ヲノウチ 小野氏 皇別、姓は朝臣、左京山城に貫す、孝昭天皇皇子天足彦國押人命の裔米餅搗大使主より出づ、臣姓は山城に貫す、彦國押人七世の孫華命より出づ、雄略天皇の時春日小野臣の大樹あり、敏達天皇の時大徳小野臣妹子、近江國滋賀郡小野村に居す、因て氏となす、天武天皇十二年小野臣に朝臣を賜ふ、其族世朝に顯はる、仁明天皇の時黨文學を以て知らる、初め小野氏祖神社滋賀郡春秋二祀あり、朝廷特に聽して官符を頒す、其社に詣するを許す、社に至り大春日、布留、栗田三氏五位以上、小野氏に准じて之を聽す、其の孫葛城の子道風書道を以て顯はる(ヲノ、ミチカセと參看)第七世孫陸泰武藏守となり義隆を生む、義隆始め相模國横山村に居し、實隆時實を生む、時實猪股氏と稱し、支風是より番衍して横山黨、猪股黨等出づ、所謂武藏七黨なり(氏族志、新撰姓氏錄考證)
敏達天皇 春日皇孫 小野妹子 毛人
毛野 歌見 峯守 葦 葛城 好古 道風

ヲノガフチジャウ

「忠時」時仲 時季 隆泰 義孝
ヲノガフチジャウ 斧淵城 越前國(ツルチカガヤウ)を見よ、
オノコロジマ 磯取島 伊井諸、伊井諸の二神、天浮橋に立ちて、天沼矛を以て、滄海を探り、引上げ給ふ時に、矛先より落つる瀝瀝りて成りし島を云ふ、日本紀私記に、自凝之島也、猶如自凝也とあり、許雲呂許食呂にかき成したる湖の浦りの、自然に積りて成れる故の名、此島の所在地に就ては數説あり(一)私記は今見在淡路島西南角一小島是也、云々俗稱存其名と云ひ(二)私記一説に、淡路紀伊兩國の境、由理驛の西方の小島とし(三)釋日本紀に、淡路國東由理驛の下に在りとし(四)口訣に、淡路西北隅に在る小島とす(五)常盤草(淡路の人の著)には、淡路の東方海中の沼島とし(六)磯取島日記には、淡路島の西北隅の嶺島とし(七)磯取島三所辨には、三原郡下八太村の自凝島古丘舊地なりと云へり(八)新撰龜相記に、淡能番侶島、在_レ紀伊國海部郡、此以_レ四加太浦建_レ加太郡、通_レ淡路津名郡由理驛、其加大驛乾在_レ伴島、此島西南在_レ淡能番侶島島體圓六十町、無_レ有_レ人居、高二十丈許、不見_レ草石、唯有三葉木茂高、相_レ去伴島二三町、亦非_レ人居、兩島同根屬也、湖生通_レ海、凡_レ此三島從_レ長連_レ坤とあり(九)菅政友氏は、伴島の西南は、今云ふ昔島の沖島にて、釋記の由理驛の下に在ると云へるも、此沖島によく當れりしと云へり、然れども年月を去る遠遠にして確證なきを以て何の島と断定するは容易の事にあらず、但し、仁德天皇淡島に坐て、遙に望みて讀みたまへる歌に、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久見禮婆、阿波志摩、於能番呂志摩、阿連摩佐能志摩母美由、佐氣津志摩美由とあれば、淡路の

ヲノイモコ

近海にありし事は確かなるが如し、
ヲノテラウチ 小野寺氏 姓は藤原、鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷の七代首藤助清の次男通綱、小野寺禪師太郎と稱す、子孫小野寺を以て氏とす、通綱源頼朝に石橋山の戦に従て忠を竭す、應永三年籠頼に屬して西征す、文治五年奥州征伐に従ふ、下總古河に居す、孫重通出羽國雄勝郡を賜はり、楯庭城に居す、建武中家道北畠顯家に從ふ、其子植道同國平鹿沼館城に移る(系圖纂要)
家道 植道 藤道 家道 義道
ヲノイモコ 小野妹子 關西播磨國賀茂郡天智天皇押人命六世孫、米餅搗大使主命の後、關西世々近江國滋賀郡小野村に家するを以て氏となす、推古天皇の朝に仕へ、大禮の位に叙す、十五年遣唐使となる、隋人妹子を呼びて蘇高といふ、居る、と歲餘にして歸る、煬帝、後世清をして俱に來りて報せしむ、而して隋よりの報書は、歸途百濟の爲めに奪はれしがゆゑ、將に其罪に問はるべかりしを、隋使の聞かんこと宜しからずとて殊赦せらる、後世清の歸るに及び、妹子再び擧げられて大使となりて隋に赴き、明年九月歸國す、位大德冠に至る(大日本史)
ヲノオツウ 小野阿通 名義法名双林院開室芝蓮大姉、小野政秀の女○按ずるに、阿通の父系は、古來より諸説あり、或は常陸水戸城主武田信吉(徳川)の老臣小野和泉守の女なりとす、或は松平上野介の老臣小野登守が養女にて、實父は久松隆盛守の老臣長沼吉兵衛なりとも稱すれども、近時發見せられたる眞田稔氏(眞田)の分家、信就より出づ、信就の母は阿通の女なり(所藏金葉集に、阿

通自筆の奥書ありて、天正十一年のものとつじの歳四月二十二日書終る、みの、國北方の里小野まさ秀が娘小野つう筆と見え、またおなじく同氏の蔵にかかるとる文書の中に、「通子之父藤原朝臣小野政秀云々」と見えれば、政秀の女たること断じて疑ふべからず。美濃の人、歳いまだ幼弱なるの時、父政秀六條河原の戦に討死したるより、一家離散し、阿通は京都に赴きて、和歌を九條通に學び、勳能の譽あり、また書寫琴瑟をよくせりといふ、後ち豊臣秀次の臣鹽川志保守に嫁したれども、琴瑟和せずして離別し尋てまた渡瀬羽林某に嫁し、女阿伏のち國子と改むを生む、是より先阿通の意居せる時、徳川家康其名聲を聞き、駿府に招きて婦女に禮作法を教授せしめ、織田信長に仕へたりとの説あれど、年代合はざれば信すべからず。秀忠の女千姫の、豊臣秀頼に嫁するに當り、其介添となして大阪に赴かしむ、爾來暫く留りて城中にあり、淀君の信任を得て之に奉仕せりと傳へらる、蓋し此際のことなるべし、而して其後如何なる境遇にありしか、詳かならざれども、渡瀬某に嫁して女を生みしことは、阿伏の年餘より推測して、慶長の末年、元和の初めと見做すべきに似たり、既にして秀忠の女東福門院の入りするや、また擧げられて之に給仕したれども、あまり長くは宮中に在留せざりしもの、如し、寛永年間女阿伏、信濃松代の城主真田信政の妾となりて、松代にありしかば、阿通を其地に迎へんとしたるに、旗捨の山には入らじ名を聞きて車をかへす人も、そあれし、の歌を詠じて辭したりといふ、八年十月六日歿す、年餘葬地共に詳かならず、而して阿通が淨瑠璃十二段の作者たるや否やはなほ疑問なり、されど田

口博士が「種彦一たび守武千句及び宗長日記を引證して織田信長の生前既に淨瑠璃の世に存せしことを證せしより以後、世間之を疑ふもの多し、然れども、これ決して彼女をして淨瑠璃作者たるの名譽を脱せしむるに有力なるものにあらずるなり、彼の曾我仇打の作を見よ、又彼の忠臣蔵の作を見よ、其世に出せしもの一にして足らず、然れども其傳へて今日に至るもの實に後世の作なり、淨瑠璃御前の物語の如きも足利氏の末、早く既に之を記するものありて、小座頭等が之を琵琶にもしくは白拍子に語りたるなるべし、然れども琉球より傳はりたる蛇皮線、變じて三味線となりたるは、決して信長の生前に踏するを得ず、それ淨瑠璃十二段をして三味線に乗らしめたるは、淨住檢校にあらずや、淨住檢校は戸田一四の抱座頭にあらずや、戸田一四は關ヶ原の役に於て、徳川秀忠に従ひたるものにあらずや、秀忠が真田昌幸を上田に攻むるに及びて、之を諫めたるものにあらずや、家康之を聞きて、近江國に三萬石を興へ、膳所に居らしめしものにあらずや、其事凡て關ヶ原以後の事實に關す、然らば焉ぞ知らんや、家康が差向けたるお通と、戸田の差向けたる淨住とが、大阪城内において、淀君の爲めに淨瑠璃を大成し、家康の計畫以上の成功を爲し、にあらざることをいひ、其事が、千姫の介添として大阪に乗込み、淀君に給侍すること、なれる際の際の事なることを論ぜられしは、耳を傾くに足る、博士の論未だ盡きざる處あれど、輕々しく之を非定することは出来ざるがごとし、蓋し阿通に至りて之を大成したるより、鼻祖たる名稱を受けたるものなるべきか、暫く記して疑を存す。阿通の傳記は極めて不明瞭にして、また極めて異説多し、近時田口博士詳籍によりて「小野お通」

なる一論を草して之を考證し、頗る精を極む、載せて三十六年八月の經濟雜誌にあり、讀者よろしく參考すべし(眞田系圖、眞田松氏所藏文書、琴曲類纂、古今史記、小野お通)

ヲノクワウタイゴウ 小野皇太后
藤原敦子(フナハラノヨシコ)を見よ、

ヲノコマチ 小野小町
■藤原朝長眞の女
■藤原朝長眞當代に冠たり、又和歌に長じ、古今集に收録せるもの夥なからず、而して其他の事蹟に至りては詳かに爲しがたし、世に玉造小町壯良書といふものあり、或は空海の著ともいひ、三善清行の著なりとも稱すれども明ならず、書中、小町年老いて道路に乞食することはいへり、後人多くこれを以て小野小町と爲す、十訓抄、古今著聞集の如きみなこの事を載せ、無名抄亦在原業平の體験歌を引ききて、兩小町の兩人なるをいへり、雖も信するに足らず、故に今之を採らず(大日本史)

ヲノタカムラ 小野篁
■名實世に野相公と稱す
■藤原朝長眞の孫、弘仁中守陸奥守となる、篁任に従ひ馳馬を習ふ、後ち京都に還りて學業を事とせず、嵯峨天皇嘆じて曰く、斯人にして猶弓馬の士となるかと、是より懺悔し學に志す、弘仁十三年文章生の試験を受け及第す、天長九年累進して從五位大宰少貳となる、十年三月東宮學士正少弼となる、清原夏野等と合義解を撰す、承和元年正月遣唐副使となり、備前守を兼ね、利部大輔となる、三年紫宸殿に引見して綵帛砂金等を賜はる、既に發して颯風に遭ひ、船破れて還る、四年再び唐に赴く、大使藤原常嗣と船を争ひ、病と稱して乗船せず、嵯峨天皇罪を論じ五年十二月藤原に流す、七年四月召還し、八年閏九月本位に復す、九年陸奥守

東宮學士兼式部少輔となり、十二年正月從四位下、七月藏人頭に補す、十四年冬藤原正朝大納となる、これ天皇の文才を愛するを以てなり、文德天皇即位するや、正四位下近江守を授けられ、明年左大辨となる、歳干もならず病む、天皇之を感み、屢々人を遣はして物を賜ひ、從三位を授け、仁壽二年十二月二十二日薨す、歳五十一、人となり不羈直言を好む、故に當世に容れず、母に事へて至孝、家業を貫し、傳入は皆親友に施すと云ふ、文章當時に冠絶し、草諺は二王の造あり、詩は人皆唐の白樂天に比せしと云ふ(續後紀、文德實錄、公卿和任、大日本史)

ヲノミカド 小野帝
藤原天皇を申す、
「ダイゴテンラウ」を見よ、

ヲノミササキ 小野陵
宇多天皇の皇后藤原胤子の陵、山城國宇治郡山科大字勸修寺に在り、○陵戸五個、東は百姓口分并觀音寺山に、南は小栗栖寺山井道に、西は、極尾山嶺に、北は松尾山尾井百姓口分に限らる、兆域周圍二百六十三間四分、面積九十三坪三合(延喜式、陵墓一覽、平安通志)

ヲノミチカゼ 小野道風
藤原朝長眞の子、篁の孫、好古の弟、讀書を好くし、殊に草書に勳能なり、其遺跡神逸なること古今に冠絶す、醍醐、朱雀、村上の三朝に歷仕し、正四位下内藏權頭に至る、醍醐天皇其書を愛し、醍醐寺を造るに及び、道風をして榜に書せしむ、また命じて行草法帖各一卷を書せしめ、僧寬建をして、持して唐に入らしむ、蓋し其美を異邦に播かんことを欲し給へるなり、其他殿壁題字宮門扁榜等道風の書にかゝるもの極めて多し、晚年中風を患ひ、筆勢や、奇體を生ずといへり、康保三年卒す、年七十一、世に藤原佐理、藤原行成と並び稱して三蹟といふ、左に參考の爲め家系を示す、

猶書道は大師流(ダイシリウ)を見よ(系圖、大日本史)



(載所種十古集)

○道風	道丸	道家	道次	道貞	貞久
貞成	永經	永行	吉風	永光	永俊
吉俊	吉岩	秋久	吉久	吉晴	時久
久秋	久信	久行	久貞	道治	久治
信治	常治	兼治	成治	吉治	貞治

ヲノミヤ 小野宮
惟喬親王(コレマカシシラウ)を見よ、

ヲノミヤ 小野宮
所在山城國京都大炊御門南鳥丸の西(藤原朝長眞)も惟喬親王の邸宅にして、後ち藤原實賴之に住す、世に小野宮殿と稱す、大鏡に、小野宮殿つくりせられたるさまいとめでたし、對霞殿渡殿はれいの事也、辰巳の方に三間四面

の御殿建てられて、めぐり廊はみな供僧の坊にせられたり云々」とみえたり(拾芥抄、山城名勝志)

ヲノミヤウチ 小野宮氏
姓は藤原、關白基經より出づ、基經の孫大政大臣忠平の長子、攝政大臣大政鸞、小野宮に住するを以て家號を小野宮と稱す、長子頼忠關白大政大臣となり、次子齊敏參議となる、其長子實實右大臣となり尤顯はる、世に賢右府と稱す、子孫絶ゆる、二子頼平、官權中納言に至る、長子經通三四世にして子孫又絶ゆる、次子資平大納言正二位に至り、子孫相傳(尊卑分脈)

○實賴 教敏 佐理 經房
頼忠 公任 定頼 經家 公定
實敏 實資 實賴
實平 經通 經季 通家
實仲 經平 通俊 季仲
實房 實平 通俊 季仲
實仲 實平 通俊 季仲

ヲノミヤセツシヤウ 小野宮攝政
藤原實賴(フナハラノサネヨリ)を見よ、

ヲノヨシフル 小野好古
藤原朝長眞の子、篁の孫、道風の兄、藤原朝長眞の同、藤原朝長眞の春宮權小進、右京亮、大藏少輔、中宮大進、右衛門權左等を歷任す、承平中昇殿を認るされ、從五位上に叙し、尋て右近衛少將に任す、天慶の初め正五位下に叙し、近江權介を兼ね、藤原純友の反するに及び、山陽道追捕使となり、また南海道をも兼ね、好古即ち軍船二百餘艘を造り、直に伊豫に赴く、是より先純友等、讃岐介藤原國道の敗る處となりて太宰府に入り、其管内を劫掠す、茲に於て兵を海陸の二道に分

ヲノハ

チ、自ら陸軍に將として筑前博多に着して大に賊軍を敗る、純友軍網にて免れ、尋で境に就き、餘黨悉く平ぐ、功により遂に從四位下を授く、幾干もなくして歸京し、累進して正四位下太宰大貳に至り、應和二年從三位に叙す、康保四年致仕し、安和元年薨す、年八十五(大日本史)

ヲノハ

小野派 小野二郎左衛門忠常の創めたる銀術の流派、後世概一刀流是より出づ○忠常或は忠勝ともいふ、徳川家光に仕ふ、銀を父忠明に學びて其奥旨を極め、遂に一派を開く、寛文五年十二月七日卒す、門人榎新左衛門正直傑出し一刀流を創む、一刀流(イツタウリウ)参看(武術流祖録)

ヲノミナト

雄之水門 紀伊國海草郡に在り○書紀通記に熊野竹坊説、名草郡熊野山有雄町、距三壺山三里許、と見えたり、上代神武天皇の皇兄五瀨命、日下の葦津の戦の時、矢毒を被り痛み甚しく、血沼より紀國の水門に到り慨歎して曰く、傷を患手に被りて死すと、男健を爲して賜す、因て時人水門を號して雄之水門と稱す、是始めとす○紀伊國名所圖會に、雄之水門は今地形大に變ず、亦遠濶と云へり、今日の如き港灣は、元弘年間津浪にて出来たりと云ふ、往昔は、紀の川名草山の麓の方へ流れ、今安原莊の邊までは入江にてありけり、其證は今も、彼近所村々に、古の浦濱の名の残れる所處々にあり云々と見えたり、

ヲノランサン

小野蘭山 蘭名は蘭博、字は以文、通稱は喜内、蘭山と號し、また朽匏齋の別號あり○蘭博蘭名の子、京都の人、幼より草木を好み、年十二の時陳扶搖が秘傳花鏡を手寫せりといふ、後ち松岡支連の門に入り、遂に本草學の大家となる、寛文十一年七月幕府の召に應じて江戸に來

ヲノリ

り、醫學館にて本草學を講ず、因て三十人扶持を給ふ、時に年七十、平生醫學館に出づるの外門を出でず、また人と交らず、只六疊の一室に獨坐して讀書抄録するのみ、人となり沈黙寡言なれども、一度物産のことを問ふものあらば、詳々として教へて倦まず、甚だ懇厚なりといへり、文化七年正月歿す、年八十二(蘭書)花葉、本草綱目啓蒙等(徳川太平記、五月南草紙)



坐して讀書抄録するのみ、人となり沈黙寡言なれども、一度物産のことを問ふものあらば、詳々として教へて倦まず、甚だ懇厚なりといへり、文化七年正月歿す、年八十二(蘭書)花葉、本草綱目啓蒙等(徳川太平記、五月南草紙)

ヲノリウ

小野流 眞言宗の一派、聖賢を流祖と爲す、蓋し聖賢五世の法孫仁海が、聖賢を祖述して始むる處の流派なり、仁海、山城國小野曼茶羅を開きて、之に住せるがゆゑに、地名を取りて派名と爲す、後ち三寶院流、理性院流、金剛王院流、勤修寺流、隨心院流、安祥寺流の六流に分る、之を小野の六流と稱す、シンゴンシユウニンカイ参看、

○聖賢 親賢 淨祐 元果 仁海 成尊



オハウス

オハシタ

御坊主 坊主(バウス)を見よ、御半下 御末に同じ、オハスエを見よ、

ヲバタ

小幡 所在 上野國北甘樂郡小幡村

ヲバタ

武藏七黨の兒玉黨に小幡氏あり、此地に住す、天正の頃小幡氏自立する能はず、岡峰城に移り、小田原の屬城となる、天正十八年徳川氏關東に封ぜらる、や、奥平信昌此地に封ぜらる、慶長七年水野忠清、此地を領す、元和元年七月織田信良二萬石にて之に治す、明和四年八月松平忠恒封ぜられてより陣屋を置き、代々此を領す、明治維新に至る(上野國誌、徳川加除封録、明治政覽)

ヲバタカケノリ

小幡景憲 名 幼字孫七郎、後ち勤兵衛と改む、昌盛の三子、勤兵衛にして徳川家康に仕へ、井伊直政と共に、秀忠の遊伴を命ぜらる、十歳の時始めて武を講じ、兵を修するの志あり、文祿四年髪を載り僧となりて出奔し、武事を甲斐武田氏の遺臣等に諮詢して、蘊奥を極め、自稱して武田流兵學といふ、前田利常其名譽を聞き、召して之を識す、慶長五年石田三成等家康を圍らんとし、大阪伏見の間懸擾するや、常に家康の邸前を徘徊して諷刺す、後ち伴りて大野治長の招に應じて大阪城中



(押花憲景)

延因て命じて養生に准し、出身を隠すことあり、降りて延喜五年朝廷毎歲尾張國より賦する所の武器の數を定めて、大槩五合、中槩五合、小槩(數缺)茶碗二十口、蓋五口、中擊子十口、花盤十口、花形鹽坏十口、瓶十口と爲す、長治元年尾張國に命じて、嶺頭視二十口、瓶二十口を進らしめしことあり、爾來其巧を傳へ、其業を専にする、と、續支那の薩州職州に於けるが如し、後堀河天皇の御宇に至りて同國瀬戸の人加藤四郎左衛門能く陶器を作り、瀬戸窯を開きしより、常滑、御深井、犬山、豊助樂燒等の諸窯相開け、遂に工入業を傳へて今に至る、瀬戸燒(セトヤキ)常滑燒(トコナベヤキ)御深井燒(オフケヤキ)犬山燒(イヌヤマヤキ)豊助樂燒(トオスクラヤキ)燒物(ヤキモノ)等参看(工藝志料)



ヲハツセワカササキノスメラミコト

小泊瀬稚鶴天皇 武烈天皇の御名、コアラツテンアラツを見よ、

ヲバナ

尾花 染色の名、花ス、キに同じ、袴衣などをば此色にて染め、八月着用す、裝束色愛)○製の色目の名、表白、裏薄花田のもの、秋季の染色に用ふ(重色目)

ヲバナアシゲ

尾花草毛 草花毛(アシハナゲ)を見よ、

ヲバナガユ

尾花粥 八月朔日疫病除の爲め、禁中に於て用ふる粥をいふ、此日權司より之を調進す、古へは薄を黒燒にし、粥に合せしを以て此名あり(薄の花は馬の尾に似たる故に尾花といふ)江戸時代の中頃より早稻の黒燒を白粥に交ぜ、又黒胡麻を時に混ぜられしといふ、其起り詳かならず、大内記田原康富日記に、文安五年八月朔日尾花粥の事、その由来何來なるや自然見及ぶかのよし問し返答し畢る、未だ見及ばず、その子細を知らず候よし返答し畢る云々、海人蓬芥に、八月朔小花粥、内裏仙洞以下令用給、眞藥云々、彼粥調法薄黒燒を粥に入合也と見えたり(年中行事故實考)

ヲハツ

ヲバナ

オハナシシユウ

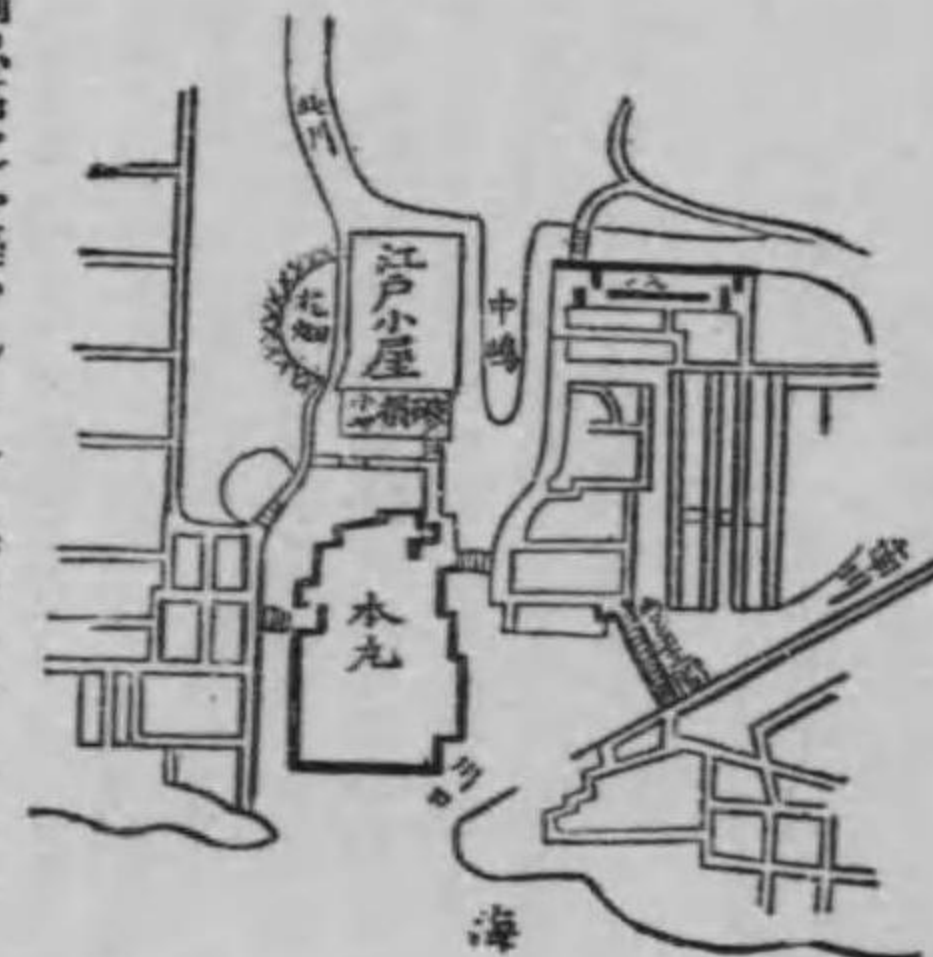
御話衆 安四衆(アンゼイシユウ)を見よ、

オハマゴテン

御濱御殿 濱御殿(ハマゴテン)を見よ、

ヲバマジヤウ

小濱城 所在 若狭國遠敷郡小濱町(尾張國創建の年詳かならず、慶長中京極高次此地に城を築き、雲濱城と號す、世に之を小濱城と稱す、是より先、小濱は武田元光より淺野長政、木下勝俊等數世治城と爲す、故に舊に從て小濱城と稱せし者か、高次未だ天守を築まずして逝く、



ヲハリガマ

尾張窯 名 尾張國にて陶器を製する窯也(尾張窯其始め詳かならず、弘仁六年尾張國山田郡(後ち春日井郡と改む)の人、造器器生三家、人部、乙磨等三人造器を傳習して業成る、朝

オハナ

ヲハリ

ヲハリダ

小墾田(小治田) 大和國高市郡に在り○飛鳥の異名同地なり、飛鳥岡本宮、小治田岡本宮の名あり、日本書紀に、安閑天皇、以小墾田屯倉、與三國田部、給賜紀抄手鏡、又欽明天皇の條に、蘇我稻目宿禰、小墾田家、安置佛像云々、など見えたり、

ヲハリダテラ

小墾田豐浦寺 豐浦寺(トユラテラ)を見よ、

ヲハリダテラ

小墾田寺 豐浦寺(トユラテラ)を見よ、

ヲハリダノマン

小墾田舞 舞樂の一種、排古天皇小墾田宮の朝に、製する所の樂なるが故に、

オホウ

叔父盛見代りて家を繼ぐ、長するに及び、四國の守... 從四位上に叙す、永享四年始めて山田に入部す、嘉...

オホウチヤカウバン

大内夜行番 武家の職名、夜毎に禁内を巡行して、非常を警むる...

オホウチヤマ

大内山 大内裡の別稱、大内山は山城國葛野郡御室の北嶺を云ふ、宇多天皇離宮...

オホウチヤマノミササキ

大内山陵 宇多天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字宇多野字...

大内山に在り、所謂仁和寺の奥池尾山の地にして、土人天皇塚と稱す...

オホウ

しく歸る事、山槐記に見えたり、光城東西十七間八分八厘、南化二十間五分三厘、陵上古松一葉あり...

オホウチヨシオキ

大内義興 名諡幼字は龜壽丸、法名凌雲院從弟義興、政弘の二子...

大内義興、永正五年正月前將軍義隆を奉じて東上す、山陰山陽四海の豪族...



(押花義興)

と爲す、夷人稱して八幡船といふ、三月義隆の奏請によりて從三位に昇る、十五年辭職して歸國す...

オホウ

義興連年之と戦ひ勝敗決せず、茲に至り義隆の命を以て和す、二年安藝を攻め、四年草津仁保島を抜き...

オホウチヨシタカ

大内義隆 名諡幼字は龜童丸、法名龍福寺瑞雲珠天、義興の長子...



(押花義隆)

び、名聲亦頗る重し、茲に於て心漸く慢り、武備を怠り、酒宴に耽り、嬖臣寵を專にする、五年奏請して後...

オホウ



(押花義弘)

つて之を平ぐ、六年十月界浦に據りて密に兵備を整へ、鎌倉管領足利満兼と東西相應じて蜂起し、以て...



(押花義弘)

オホウチヨシヒロ

大内義弘 名諡幼字法師また孫太郎といふ、制髮して有髮と稱す、法名香積院梅道實、國弘世の子、國弘父に繼ぎて周防権介を襲ひ、從四位上に叙し左京權大夫に任ず...

オホウ

オホウ

オホウ

オホウ

オホウ

オホウ

オホウ

オホウ

オホウマシロシ

大馬印 馬印の大なるを云ふ、ウマシロシを見よ、

オホエウチ

大枝氏 神別、姓は朝臣、右京に貫す、天德日命の裔大保度命より出づ、桓武天皇延...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕...

オホエウチ

大江氏 姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕...

オホエウチ

オホエウチ

オホエウチ

オホエウチ

維時 重光 匡衡 舉周 成衡 匡房 維順 維光 廣元 親廣 佐房 佐家(上田通)

時廣(長井通) 季光(毛利通) 忠成(海東通) 重清(水谷通)

オホエウチ

大田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實録を筆して世に傳へたるをばじめとし、引きつゝ、幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエウチ

大田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實録を筆して世に傳へたるをばじめとし、引きつゝ、幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエウチ

大田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實録を筆して世に傳へたるをばじめとし、引きつゝ、幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエウチ

大田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實録を筆して世に傳へたるをばじめとし、引きつゝ、幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエウチ

大田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實録を筆して世に傳へたるをばじめとし、引きつゝ、幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエ

に叙す、元慶元年薨す、年六十七、遺言弘治三卷、群籍要覽四十卷、菅原是善と共に撰定したる貞觀格式等にして其上表及び序は皆菅原の作也(大日本史)

大江廣元 大田原(大枝) 丹波國と山城國との界に在り、天武天皇白鳳八年、始めて殿く、五關の一といふ(書紀、書紀通證)

オホエノヒロモト 大江廣元 名義雄 發して覺阿と號す、關西中納言匡房の曾孫式部大輔惟光の子、幼にして中原廣季に養はる、後ち本姓に復す、關西廣元文典に涉りて器略あり、源賴朝兵を起すや、往て隨ふ、壽永中公文所別當となる、文治元年十一月賴朝、行家、義經連捕を名とし守護地頭を置、實に廣元の議に出づ、賴朝因て尾後山本莊を賜ふ、建久元年賴朝政所を置、其別當となり、尋で從五位下に叙し、明法博士、左衛門大尉、檢非違使となる、三年三官を辭す、幾干もなくして亦兵庫頭に任ず、賴朝の薨後夫人北條政子に重親せられ、賴朝の遺言に預る、時政の比企能員を誅するや、又廣元の謀によるといへり、和田義盛の時を攻むる、廣元實朝を奉じて之を法華堂に遷け、北條義時と協力して將士を獎勵し、遂に義盛を斃す、尋で正四位下に叙し陸奥守に任ず、後鳥羽天皇の義時を討つや、北條氏の爲めに三善康信と鎌倉にありて軍國の事を統理す、故を以て北條氏に重親せらる、嘉祥元年六月十日卒す、年七十八、或は云八十三(系圖、大日本史)

オホエノマサヒヨ 大江匡衡 名義重 光の子、關西七歳書を讀み、九歳詩を賦す、學を祖繼時に受け、長ずるに及び博洽多才、當時能く及ぶものなし、尤も和歌を能くす、天延中文章得業生に擧

げられ、秀才に補す、天元二年對策、尋で右衛門權尉に叙し、檢非違使と爲り、累擧して東宮學士兼式部權大輔と爲り、長和元年卒す、年六十一(書紀、江東部(大日本史))

オホエノマサフサ 大江匡房 名義江 帥と稱す、關西大江匡衡の曾孫、成衡の子、關西源氏絶倫、四歳にしてはじめて書を讀み、八歳にして史漢に通じ、十一歳にして詩を作る、世稱して神童と爲す、長じて文章得業生に補せられ、對策して及第し、式部少丞と爲る、後三條天皇位に即くに及び藏人に補し、尋で左衛門權佐に任ず、寛治年間參議

となり、嘉保元年權中納言に轉じ、承保元年太宰權帥を兼ね正二位に進む、嘉承中納言をやめて再び權帥と爲る、足疾を以て任に赴かず、遂に府務を治す、天永二年大藏卿を兼ね、同年十一月五日病を以て薨す、即夜薨す、年七十一、匡房和歌に巧にしてまた詩文を能くし、才藻翩翩、一時名輩悉く之を稱す、世に藤原伊房、藤原爲房と並び稱して三房といふ(系圖、江家次第二十一卷(系圖、大日本史))

オホエノミササキ 大枝陵 光仁天皇皇后高野新笠の御陵、山城國乙訓郡大枝村大字香掛集家の北山の上の在り、(將城東一町一段、西九段南二町北三町、守戸五畑、封土高三間半、周圍七十二間、面積七百八十七坪一厘、陵上老杉あり(延喜式、陵墓一覽、平安通志))

オホエノモチトキ 大江以言 名義玉 瀧の孫、大隅守仲直の子、初め弓削の姓を習し、後

歳七十七、忠相公事を裁斷する公明、始めて山田に赴きし時に、伊勢紀伊の境界争ひあり、人多く紀伊侯を憚りて曲裁す、忠相敢て憚らず、是非を明斷し紀人を非となす、八代將軍吉宗之を聞き、將軍となるに及び、披擯して江戸町奉行となす、人と爲り明敏果斷にして、市政能く整ひ、特に裁判に能なり、世傳へて明判官と爲す(徳川實紀、野史)

オホオク 大奥 又軍に奥といへり、江戸時代將軍家、諸侯及び旗本等、即ち貴族の家に妻妾の居間を稱して、表に對しての稱、總て錠口を設けて表と奥との間の境とし、奥へ男子一切を入れず、將軍家の大奥は江戸城中の一區域にて西南の方に在り、御臺所の居所、且つ將軍の休息所と爲し、婦女のみ之に仕ふ、江戸城の大奥は、江戸城(エドジャウ)に挿給大奥の部を見よ(千代田城大奥)

オホオミ 大臣 關西上代の職官、臣の姓の統領にて、皇別の人を以て之に任す、大連と共に臣連八十餘緒を引率して朝政を執る、後世左右大臣の如し(原田實録、雄略天皇即位の初、平群眞鳥を以て大臣とせしを始めて、爾來武内宿禰の裔たる許勢氏、平群氏、蘇我氏、葛城氏世々大臣となる、職官志料に、是より先成務天皇三年武内宿禰を大臣となす、と見えたとども、臣姓は眞鳥の時始めて給はりしものなれば、書紀に「オホマヘツギミ」と訓みたる義にて、後の大臣の始めにあらずと云へり、又舊事紀に、懿德天皇の世に、出雲醜大臣命、孝昭天皇の世に、瀛津世襲命を大臣とする由見えしも取るに足らず、物部守屋大連亡びし後は、馬子大臣一人にて朝政を執る、孝德天皇の時亡びて別に左右大臣を置く(書紀、上古職官考、氏族考)

オホカウチウチ 大河内氏(參河吉田) 姓

ち水姓に復す(關西少にして業を藤原爲高に學び、寛弘中文章博士に任ぜられ、式部權大輔を兼ね、從三位に至る、寛弘七年卒す、年五十六、以言詩文を能くし、其雄文麗句世に傳ふるもの多し、當時紀實名、及び從姪匡衡と並び稱せらる、大江匡房近世の才子を論じて曰く、權在列は源順に及びず、順は以言と慶滋保胤とに及びずと、世に重んぜられしこと以て知るべし(大日本史))

オホカウチ 大岡氏(武藏岩槻) 姓は藤原、熊野別當法印長快の二男長憲、康治元年別當となり、鳥羽院御幸の時勳賞により法橋に叙す、其子宗憲新宮の大岡に住し氏とす、其弟法眼行憲、元弘元年笠置討手として討死す、其男大岡八郎左衛門尉長弘三河國八名郡宇利に移住す、七世忠勝徳川清康廣忠に歴仕す、享祿二年同國吉田城攻の時功あり、後ち家康に仕ふ、其子忠政味方原長義長久手等の役に大功あり、天正十九年相模國高座郡堤村三百八十石を賜ふ、後ち加増あり、秀忠に仕ふ、其四男忠吉家康に近侍し、相模の地五百石餘を賜ふ、慶長元和大阪陣に従ふ、後ち寄合衆に列す、千五百石を賜ふ、寛永八年附近の列となる、二代孫忠房家光に仕ふ、五世孫主膳忠光享保九年八月吉宗將軍の小姓となり、十二年從五位下出雲守となる、後ち若年寄となり、累加して二萬石を賜ひ、武藏岩槻城に封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

オホカウチ 大岡氏(參河四太平) 大岡治承四年五月賴政に從つて宇治に戦て死す、其子頼綱幼、母抱きて尾張中島に走り遁る、後ち參河額田郡大河内に移り居す、大河内源大夫と號し、足利義氏に屬す、子孫依て大河内氏と稱す、世々參河國に住す、十一代の孫秀綱、金兵衛と稱し徳川家康に仕ふ、遠江神原の地を領し入道休心と號す、其二子正綱、長澤松平正次の養子となり、松平氏を稱す、慶長八年三月居從番頭に補せらる、九年功によりて一萬五千石を伊豆本目に加賜、元和元年義子信綱小姓となる、九年叙爵伊豆守と稱す、十二月居從番頭となる、寛永四年正月一萬石加賜、七年五千石加賜、十年五月若年寄に補せらる、十二月二萬石加賜、封を武藏國に移され忍城に治す、十一年十二月四千石加賜、十六年正月老中に補せられ三萬石加賜、移て川越城に治す、正保四年七月一萬五千石加賜、前封と併せて拾萬四千石、慶安元年六月相模國甘繩二萬石を弟備前守正信に分封す、元祿七年正月信綱封を下總國古河城に移し、正徳二年七月信綱封を參河國に移され吉田城に治す、享保十四年二月遠江國濱松城に移封、寛延二年十月信復また參河國吉田城に移さる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、家譜、徳川加除封録、華族譜)

○兼綱 顯綱 政顯 行重 宗綱 貞綱 光將 國綱 光綱 直綱 信政 信眞 秀綱 正綱 信綱 輝綱 信輝 信實 信復 信禮 信明 信順 信賢 信守 信古 信好

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

オホエ

に叙す、元慶元年薨す、年六十七、遺言弘治三卷、群籍要覽四十卷、菅原是善と共に撰定したる貞觀格式等にして其上表及び序は皆菅原の作也(大日本史)

大江廣元 大田原(大枝) 丹波國と山城國との界に在り、天武天皇白鳳八年、始めて殿く、五關の一といふ(書紀、書紀通證)

オホエノヒロモト 大江廣元 名義雄 發して覺阿と號す、關西中納言匡房の曾孫式部大輔惟光の子、幼にして中原廣季に養はる、後ち本姓に復す、關西廣元文典に涉りて器略あり、源賴朝兵を起すや、往て隨ふ、壽永中公文所別當となる、文治元年十一月賴朝、行家、義經連捕を名とし守護地頭を置、實に廣元の議に出づ、賴朝因て尾後山本莊を賜ふ、建久元年賴朝政所を置、其別當となり、尋で從五位下に叙し、明法博士、左衛門大尉、檢非違使となる、三年三官を辭す、幾干もなくして亦兵庫頭に任ず、賴朝の薨後夫人北條政子に重親せられ、賴朝の遺言に預る、時政の比企能員を誅するや、又廣元の謀によるといへり、和田義盛の時を攻むる、廣元實朝を奉じて之を法華堂に遷け、北條義時と協力して將士を獎勵し、遂に義盛を斃す、尋で正四位下に叙し陸奥守に任ず、後鳥羽天皇の義時を討つや、北條氏の爲めに三善康信と鎌倉にありて軍國の事を統理す、故を以て北條氏に重親せらる、嘉祥元年六月十日卒す、年七十八、或は云八十三(系圖、大日本史)

オホエノマサヒヨ 大江匡衡 名義重 光の子、關西七歳書を讀み、九歳詩を賦す、學を祖繼時に受け、長ずるに及び博洽多才、當時能く及ぶものなし、尤も和歌を能くす、天延中文章得業生に擧

げられ、秀才に補す、天元二年對策、尋で右衛門權尉に叙し、檢非違使と爲り、累擧して東宮學士兼式部權大輔と爲り、長和元年卒す、年六十一(書紀、江東部(大日本史))

オホエノマサフサ 大江匡房 名義江 帥と稱す、關西大江匡衡の曾孫、成衡の子、關西源氏絶倫、四歳にしてはじめて書を讀み、八歳にして史漢に通じ、十一歳にして詩を作る、世稱して神童と爲す、長じて文章得業生に補せられ、對策して及第し、式部少丞と爲る、後三條天皇位に即くに及び藏人に補し、尋で左衛門權佐に任ず、寛治年間參議

となり、嘉保元年權中納言に轉じ、承保元年太宰權帥を兼ね正二位に進む、嘉承中納言をやめて再び權帥と爲る、足疾を以て任に赴かず、遂に府務を治す、天永二年大藏卿を兼ね、同年十一月五日病を以て薨す、即夜薨す、年七十一、匡房和歌に巧にしてまた詩文を能くし、才藻翩翩、一時名輩悉く之を稱す、世に藤原伊房、藤原爲房と並び稱して三房といふ(系圖、江家次第二十一卷(系圖、大日本史))

オホエノミササキ 大枝陵 光仁天皇皇后高野新笠の御陵、山城國乙訓郡大枝村大字香掛集家の北山の上の在り、(將城東一町一段、西九段南二町北三町、守戸五畑、封土高三間半、周圍七十二間、面積七百八十七坪一厘、陵上老杉あり(延喜式、陵墓一覽、平安通志))

オホエノモチトキ 大江以言 名義玉 瀧の孫、大隅守仲直の子、初め弓削の姓を習し、後

歳七十七、忠相公事を裁斷する公明、始めて山田に赴きし時に、伊勢紀伊の境界争ひあり、人多く紀伊侯を憚りて曲裁す、忠相敢て憚らず、是非を明斷し紀人を非となす、八代將軍吉宗之を聞き、將軍となるに及び、披擯して江戸町奉行となす、人と爲り明敏果斷にして、市政能く整ひ、特に裁判に能なり、世傳へて明判官と爲す(徳川實紀、野史)

オホオク 大奥 又軍に奥といへり、江戸時代將軍家、諸侯及び旗本等、即ち貴族の家に妻妾の居間を稱して、表に對しての稱、總て錠口を設けて表と奥との間の境とし、奥へ男子一切を入れず、將軍家の大奥は江戸城中の一區域にて西南の方に在り、御臺所の居所、且つ將軍の休息所と爲し、婦女のみ之に仕ふ、江戸城の大奥は、江戸城(エドジャウ)に挿給大奥の部を見よ(千代田城大奥)

オホオミ 大臣 關西上代の職官、臣の姓の統領にて、皇別の人を以て之に任す、大連と共に臣連八十餘緒を引率して朝政を執る、後世左右大臣の如し(原田實録、雄略天皇即位の初、平群眞鳥を以て大臣とせしを始めて、爾來武内宿禰の裔たる許勢氏、平群氏、蘇我氏、葛城氏世々大臣となる、職官志料に、是より先成務天皇三年武内宿禰を大臣となす、と見えたとども、臣姓は眞鳥の時始めて給はりしものなれば、書紀に「オホマヘツギミ」と訓みたる義にて、後の大臣の始めにあらずと云へり、又舊事紀に、懿德天皇の世に、出雲醜大臣命、孝昭天皇の世に、瀛津世襲命を大臣とする由見えしも取るに足らず、物部守屋大連亡びし後は、馬子大臣一人にて朝政を執る、孝德天皇の時亡びて別に左右大臣を置く(書紀、上古職官考、氏族考)

オホカウチウチ 大河内氏(參河吉田) 姓

ち水姓に復す(關西少にして業を藤原爲高に學び、寛弘中文章博士に任ぜられ、式部權大輔を兼ね、從三位に至る、寛弘七年卒す、年五十六、以言詩文を能くし、其雄文麗句世に傳ふるもの多し、當時紀實名、及び從姪匡衡と並び稱せらる、大江匡房近世の才子を論じて曰く、權在列は源順に及びず、順は以言と慶滋保胤とに及びずと、世に重んぜられしこと以て知るべし(大日本史))

オホカウチ 大岡氏(武藏岩槻) 姓は藤原、熊野別當法印長快の二男長憲、康治元年別當となり、鳥羽院御幸の時勳賞により法橋に叙す、其子宗憲新宮の大岡に住し氏とす、其弟法眼行憲、元弘元年笠置討手として討死す、其男大岡八郎左衛門尉長弘三河國八名郡宇利に移住す、七世忠勝徳川清康廣忠に歴仕す、享祿二年同國吉田城攻の時功あり、後ち家康に仕ふ、其子忠政味方原長義長久手等の役に大功あり、天正十九年相模國高座郡堤村三百八十石を賜ふ、後ち加増あり、秀忠に仕ふ、其四男忠吉家康に近侍し、相模の地五百石餘を賜ふ、慶長元和大阪陣に従ふ、後ち寄合衆に列す、千五百石を賜ふ、寛永八年附近の列となる、二代孫忠房家光に仕ふ、五世孫主膳忠光享保九年八月吉宗將軍の小姓となり、十二年從五位下出雲守となる、後ち若年寄となり、累加して二萬石を賜ひ、武藏岩槻城に封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

オホカウチ 大岡氏(參河四太平) 大岡治承四年五月賴政に從つて宇治に戦て死す、其子頼綱幼、母抱きて尾張中島に走り遁る、後ち參河額田郡大河内に移り居す、大河内源大夫と號し、足利義氏に屬す、子孫依て大河内氏と稱す、世々參河國に住す、十一代の孫秀綱、金兵衛と稱し徳川家康に仕ふ、遠江神原の地を領し入道休心と號す、其二子正綱、長澤松平正次の養子となり、松平氏を稱す、慶長八年三月居從番頭に補せらる、九年功によりて一萬五千石を伊豆本目に加賜、元和元年義子信綱小姓となる、九年叙爵伊豆守と稱す、十二月居從番頭となる、寛永四年正月一萬石加賜、七年五千石加賜、十年五月若年寄に補せらる、十二月二萬石加賜、封を武藏國に移され忍城に治す、十一年十二月四千石加賜、十六年正月老中に補せられ三萬石加賜、移て川越城に治す、正保四年七月一萬五千石加賜、前封と併せて拾萬四千石、慶安元年六月相模國甘繩二萬石を弟備前守正信に分封す、元祿七年正月信綱封を下總國古河城に移し、正徳二年七月信綱封を參河國に移され吉田城に治す、享保十四年二月遠江國濱松城に移封、寛延二年十月信復また參河國吉田城に移さる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、家譜、徳川加除封録、華族譜)

○兼綱 顯綱 政顯 行重 宗綱 貞綱 光將 國綱 光綱 直綱 信政 信眞 秀綱 正綱 信綱 輝綱 信輝 信實 信復 信禮 信明 信順 信賢 信守 信古 信好

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

○忠勝 忠政 忠世 忠眞 忠相 忠宣 忠恒 忠興 忠移 忠愛 忠敬 忠明

オホカ

オホカウチウチ

慶安元年六月信綱、弟正信を相模國甘藷二萬石に分與す、元祿三年四月正久、三子石を弟秀綱に、二千石を三男正基に分封す、十五年九月參河國植地に移封、十六年二月上總國大多喜に移封、二萬石を領す、享保五年六月正貞、二子石を弟正佐に分封す、爾來子孫世襲して明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○正綱 正信 正久 正貞 正温 正升

オホカウチウチ

大河内氏(上野高崎) 信綱の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月粟米千俵を給ふ、尋で又粟米千俵を加賜す、寛文二年四月父が私墾田五千石を分與せられ、延寶七年七月少老の職に任じ五千石加賜、前封と合せて一萬二千石を領す、天和二年二月常陸土浦に封ぜられ、又一萬石加賜、貞享四年十月大阪城代に補せられ、食邑一萬石加賜、元祿五年十二月輝貞の時、下野國王孫に移封、七年一萬石加賜、十二月從四位大夫となる、八年五月上野國高崎に移封、一萬石加賜、十四年また加封前封と合せて七萬二千石を領す、寶永七年五月越後國村上に移封、享保二年七月また高崎に封ぜられ、安永八年十二月輝高の時、一萬石加賜、所領總高八萬二千石となる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、藩翰譜續編、華族譜)

○信興 輝貞 輝規 輝高 輝和 輝延 輝承 輝徳 輝充 輝聰

オホカ

オホカウチカマ

大河内にて陶器を製出する窯、享保年間、國主鍋島某命じて窯を有田に隣れる岩屋川の地に開かしむ、後ち故ありて大河内に移し、陶工を其藩籍に屬して精製の器を作らしめ、以て幕府に之を獻じ、私に販賣することを禁す、然れども貴族の需めに應じて製する者あり、其茶碗、蓋の加きは高臺に櫛紋狀を附して符號と爲す、世に呼びて櫛手と云ふ(工藝志料)

オホカウチジャウ

大河内城 伊勢國飯沼郡大河内村、關原藩領、關司北島氏の築きて居る所、其始め詳かならず、應永二十一年北島滿雅、足利氏兩統迭立の約を履まざる罪を唱へ、自ら阿坂城に據り、子顯雅大河内城を守り、足利氏と戦ふ、永享元年軍敗れ和を成す子孫之に居る、永祿の末織田信長伊勢を略取し、北島氏城に此地を給せられて餘喘を保つ、後ち終に亡びて城廢す(吉野日記、伊勢兵亂記)

オホカカミ

大鏡 卷八卷、國史大業十七に收む、内宮文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百七十六年間、天皇攝關大臣等の事蹟を部々分ち記せり、假名文にて歴史を書ける始めなり、序文によれば、後一條院の御代萬壽三年雲林院の菩提講に、第二一人参りあり、一人は夏山の翁は公の世繼と云ひて年百五十歳、今一人は夏山の繁樹と云ひて年百四十歳なり、此二翁文德天皇より、後一條院までの實事を語りあひたりしを、題がうち聞くに書きつけたる趣に記されたり、御堂關白道長の事は殊に詳記し、藤氏の内幕を言ひ顯はせり、

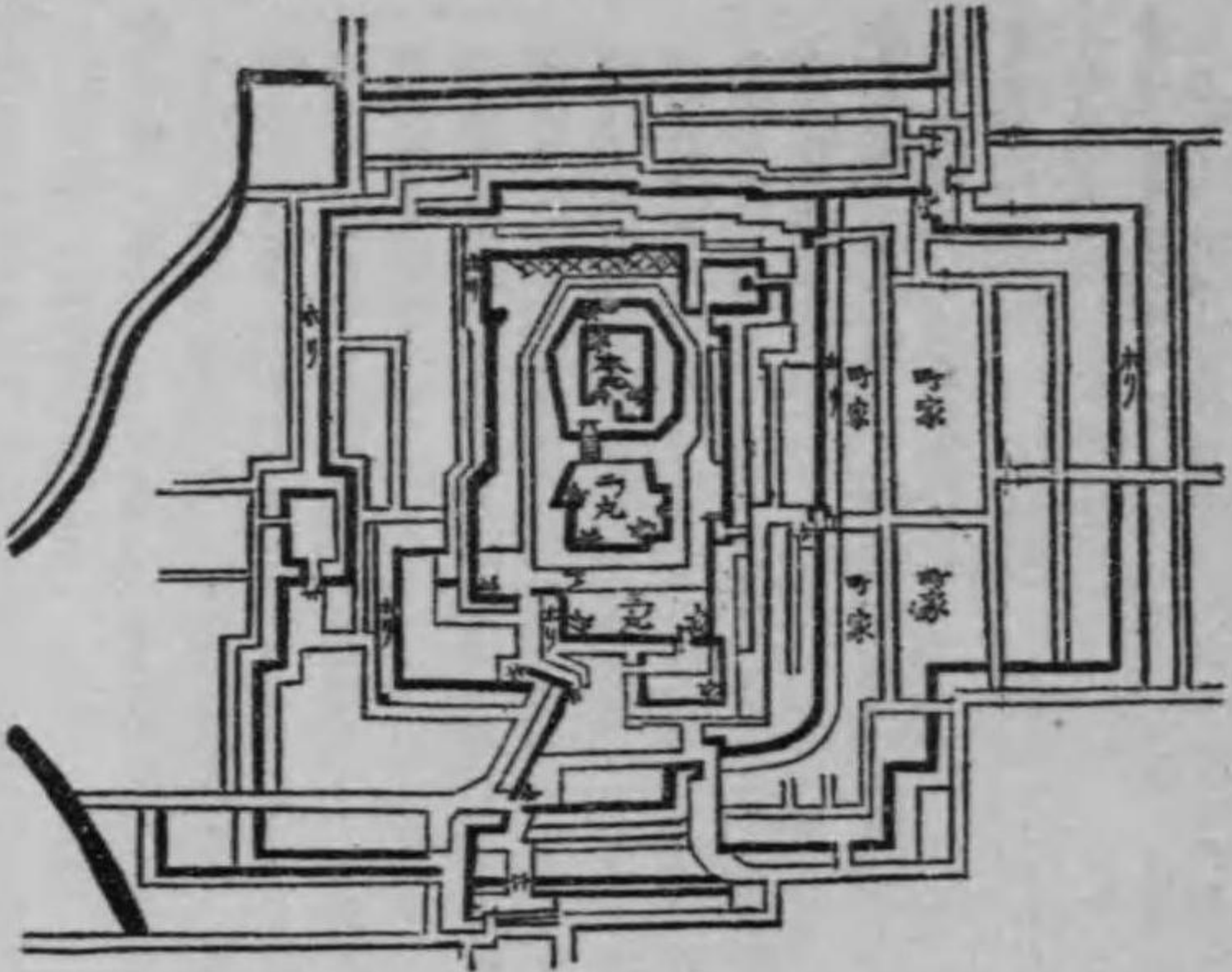
オホカ

當時の事状を知るに榮花物語と共に尤貴重なる史料なり○一に世繼といふ、世繼は一種の名にあらず、歴史と云ふ事なり、古く世繼文など云ひて、御代々のつき／＼を書けるものなればしか云ふなり、大鏡と云ふは、書中世繼翁の歌に「すべらぎのあともつきつきかくれなく、あらたに見ゆるふるかみかみ、又紫樹の歌に「あきらけきかみかみにあへば過にしも、いまゆくすゝみのことも見えけり、とありて、鏡にかけ物の子がたを寫す義にとれるなり(新編御評かならず、尊卑分脈に、藤原爲業の條に、世繼の作者と見えたり(大鏡、群書一覽)

オホカキジャウ

大垣城 美濃國安八郡大垣町、天文四年足利義昭將軍の時、宮川安定命を奉じ始めて城を此地に築き、十餘年此地に居住すと云ふ、もと牛屋村の地に、木丸の橋へ狹かりし故、城の北方より牛屋川の流を要害とし、大橋を廻し郭を廣くしたるより、大垣の城と名づくといふ、其後織田播磨守(天文十三年より十七年まで)、竹越重吉入道道隆(天文十七年より永祿二年まで)、氏家直元(永祿三年より天正十一年まで)、池田信輝(天正十一年より十二年まで)、三好秀次、木下秀長、加藤光泰(天正十三年より十四年まで)、柳伊豆守(天正十四年より十七年まで)、羽柴秀勝(天正十七年より十八年まで)、伊藤祐盛(天正十八年より慶長五年まで)、石川康通(慶長六年より元和四年まで三代)、久松忠貞(元和四年より寛永元年まで二代)、岡部長盛(寛永元年より十年まで二代)、久松定綱(寛永十年より十一年まで)、等相尋で城主となり寛永十一年十一月に至り戸田氏護十萬石に封ぜられ、より、代々相繼ぎ明治維新に至る(新編美濃國誌、主關合誌記、明治政覽)

オホカ



オホカガサ 蓋(大笠) 蓋(キマガサ)を見よ、オホカシハデノツカサ 大膳職「ダイセ」シキヲ見よ、

オホカスガウチ

大春日氏 皇別、姓は朝臣、左京に貫す、又春日朝臣、春日臣、春日倉首、春日部等あり、孝昭天皇の皇子天足彦國押人命より出づ、其孫伴臣命家基た當む、禮を以て婿となす、仁徳天皇其家に臨む、因て誠を禮垣臣と云ふ、後ち春日と改む、敏達天皇の時春日臣仲君の女帝妃となる、天武天皇二年大春日臣に朝臣を賜ふ、文武天皇の時僧辨紀遷俗春日倉首を賜ひ老と名づく、稱徳天皇の時、左京人春日殿毗登常麻呂等二十餘人に春日朝臣を賜ふ、

仁明天皇の時、越前丹生郡の人大學助教春日部雄繼等に春日臣を賜ひ、邊籍を除き左京に貫す、文德天皇の時雄繼大學博士となり、大春日朝臣を賜ふ(氏族志)

オホカクダノ

大方殿 室町時代將軍の寶母を云ふ、文明日々記に、大方殿と云ふこと見えたり(貞丈雜記)

オホカクナ

大刀 腰刀の普通よりは大なるものを云ふ、源平盛衰記五節夜間打條に、忠盛退出の次に、火のほの闇き影におほ刀を拔出して、愛にすはり／＼と引ければ云々と見えたり、後世は、大なる鐔刀を云ふ、建武年間記二條河原落書に、鐔作のおほ刀、大刀より大に、しらへて、前さかりにぞ指はらす云々と見えたり、オホカクナを參看、

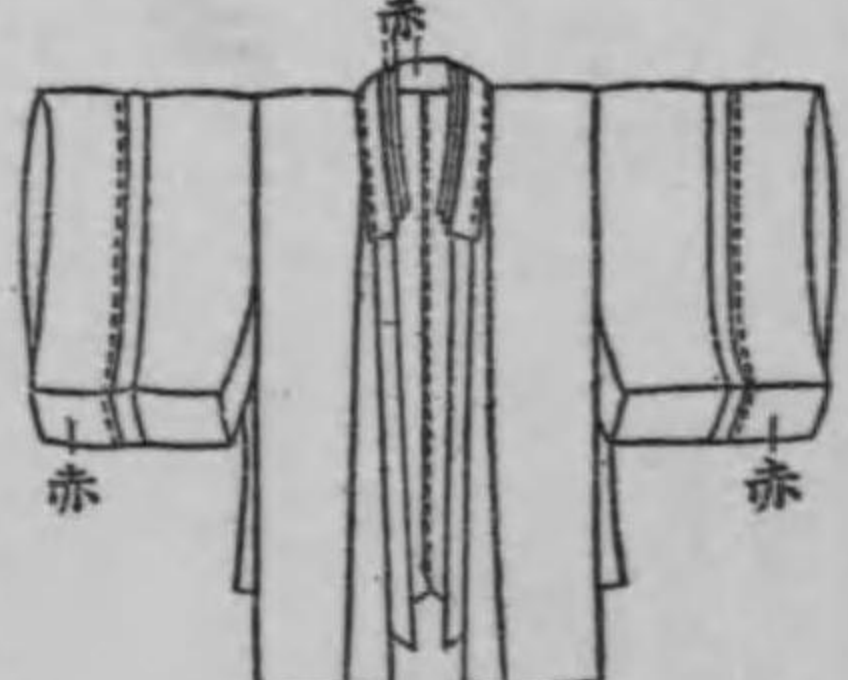
オホカクノコホリ

大縣郡 河内國池原郡とも堅上堅下二郡たりしが、元正天皇養老四年十一月兩郡を合せて大縣郡となす、或は云ふ安寧天皇の御片鹽浮穴宮は、蓋し此地にて、萬葉集の片足羽と同じ地なり、後ち別れて堅上堅下となり、元正天皇の時合併せしならんと、和名抄に、鳥坂トリサカ、鳥取(ト、リ)津積(ツ、ミ)大里(オホサト)巨麻(コマ)賀美(ガミ)等の郷あり、郡名録には、オホカトと訓す、明治二十九年三月丹北、高安、河内、若江、及び澁川と合併して中河内郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホカタノシンジャ

大縣神社 所在 尾張國丹羽郡柳庄二宮村、本宮は眞神山の頂にあり○尾張第二ノ宮と云ふ(關原藩通波縣君の祖大荒田命を祀る、大荒田命は日本武尊三世孫なり(關原藩仁明天皇承和十四年十一月從五位下を授け、文德天皇仁壽元年十一月官社に列り、清和天皇貞觀元年二月從

オホカ



四位上に進め、また神賀を奉り、十五年八月正四位下に叙され、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、尾張姓の族重松氏世々祭祀を掌る、其他神官凡十九人本社に仕ふと云(張州府志、神祇志料)

オホカクビラ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

オホカ

八間と見え、又御門四間瑞垣御門、番垣御門、玉串御門、玉垣御門、内玉垣御門、外玉垣御門、板垣御門等と見えたり(古事記傳)

オホカミヤマノジンジヤ

大神山神社

伯耆國會見郡尾高村大山の大神谷(二宮明神、大山神、又大智明神ともいふ)祭神(大國主神(即大己貴命)皇孫)創建の年代詳かならず、仁明天皇承和四年二月從五位下を授け奉り、文德天皇齊衡三年八月正五位下に進め、清和天皇貞觀九年四月正五位上を加ふ、白河天皇承暦四年六月御下に、大神山神の神事を禊祓する崇あるを以て、使を遣はして社司に中祓を科す、明治四年五月國幣小社に列す、毎年四月二十日祭を行ふ(三代實錄、延喜式、三才圖會、新編志料、官國幣社一覽)

オホカンヌシ

大神主

神職の名、今の神主をいふ、神道寄書に、伊勢大神宮祠官に、祭主、大宮司、禰宜あり、此禰宜を以て神主と號す、上古は、大神主と稱して只一人ありと見えたり(延喜式)垂仁天皇二十六年十月、天照大神を度會五十鈴原河上に遷し奉る時、大體主命(名大若子命)を國造兼大神主に定め給ひしを始めて、雄略天皇の御代、九世の孫大佐々なる者内宮外宮の大神主と爲る、天武天皇即位元年に至り、大神主の職を停め、禰宜職を置く、神主(カンヌシ)禰宜(ネギ)と參看(倭姫世紀、禰宜補任至要集)

オホカラノクニ

意富加羅國 加羅(カラ)及び任那(ミナナ)の條を見よ

オホカリマタ

大雁股

雁股の大なるを云ふ、カリマタと參看(貞丈雜記)

オホキイチアキン

大木一分金 金貨の一種、面は額一分にて、一分の文字あり、背に、丸の中

オホキ

に、大と木の字あるもの二つを印す、權六分五厘、權三分五厘強、重九分弱(大日本貨幣史)

オホキオトド

大臣 「ダイジン」を見よ

オホキオホイキサイノミヤノツカサ

太皇太后宮職

「ダイクラウタコウカクシキ」を見よ

オホキオホイマウチギミ

太政大臣

大い前つ君の音便なり、「ダイシヤウダイジン」を見よ

オホキサイノミヤノツカサ

皇太后宮職

「クラウタコウカクシキ」を見よ

オホキサキ

嫡后

上代天皇の正室を云ふ、後の皇后に當る、總て上代は妃夫人等までキサキと稱せし故に、第一のキサキを殊に尊んで皇后と稱せしなり、後世には、皇太后を「オホキサキ」と云ふ、古事記傳に、古に后とは、一柱に限らず、後に妃夫人など申す班までを幾柱にても申せり、倭建命段に弟橘比賣命を其后とありて、又次に皇太后等云々とあるは、橘比賣命も皇太后と稱せしは、又等と云へるを以て、一柱に限らざること知るべし(中略)さて上代の如く、古へに太后と申せしは當御代の第一なる御妻なり、然るを萬の御制、漢國にならひ賜ふ御代となりては、正しき文書などには、當代のをば皇太后、先代のを皇太后と書る、ことなれり、されど口に言ふ語、又うちとけたる文などには、奈其の、るまでもなほ古の體に當代のを太后、先御代のをば大御后と申せるを、其後遂に常の語にも、當代の嫡后をば「后」と申し、大御后を太后と申す、ことになれりぞかし、東雅に、古語にサキ、サイと云ひしは幸也、上にキといふ詞を加へて、キサキと稱せしは、君の寵幸し給ふの義にや、といへり、「クラウタコウ」參看

オホキ

オホキタノコホリ

大分郡

肥前國上代郡田と稱す、書紀景行天皇十二年冬十月、到額田、其地形廣大亦慶、四名額田也」とあり、神八井耳命の子孫此地に居す、和名抄に「オホイタ」と訓む、河南、植田(ウエダ)津守(ジモリ)在(エタマ)判太、跡部(アトベ)武藏(ムサシ)笠原(カサハラ)等(カムザキ)等の郷あり、正保國大方に作り、元祿國大方に復し、後之に仍る、天保郷帳「テイタ」と訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホキタノマンドコロ

大北政所

所(オホマンドコロ)北政所(キタノマンドコロ)參看

オホキフミヒト

大文人

四分官の主典の大なるを云ふ、「サクラシ」を見よ

オホキマチウチ

正親町氏

姓は藤原、其先は公季より出づ、西園寺の祖通季の曾孫公經の三男山階實雄の男、洞院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々極官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知諸拙記、華族譜)

オホキマチキニアキ

正親町公明

名實(初名、公功、後公明と改む、法名寛空)實連の男、實連延享三年十二月御薨、寛延元年九月侍從に任じ、累進して正二位權大納言に至る、天明五年權大納言を薨す、寛政三年十二月武家傳奏となる、此時に當り光格天皇は生父閑院宮興仁親王に太上天皇

オホキマチササキ

持季

公兼 實胤 公叙 季芳 季俊 實豐 公通 實連 公明 實光 實德 公董 實正

オホキ

皇の尊號を上らんとの叡慮ありて、旨を幕府に傳へられしに、老中松平定信固く執りて不可とし之を拒む、蓋し將軍徳川家齊もまた生父一橋治濟を因丸に入れ、大御所の號を呈するの意あり、定信は之が爲め財政の膨脹を來し、延いて其亂を生ぜんことを恐れ、且つば幕府舊來の慣習に背くのを以て、斷じて反對せる際なりしかば、これと同性實たる太上天皇尊號のことも發同せざりしなり、茲に於て幕府と朝廷との間頗る齟齬を呈するに至れるがゆゑ、定信は當時の武家傳奏たる公明と中山愛親との二人を江戸に召下したり、即ち寛政五年正月愛親は正使、公明は副使として下向し、屢々殿中に於て定信等と會見する處ありしが、三月七日に至り幕府より、尊號御内慮一件取計方不行届、并此度下向之上、御尋共有之處、失三體段候儀、不束之取計、御役柄別而行届儀に思食の故を以て遷延を命ぜられ、愛親は閉門を命ぜられたり、公明は於て同日二十日京に歸り、五月武家傳奏を免ぜらる、享和三年十一月出家、文化十年十月十三日薨す、時七十(正親町家譜、尊號紀略)

オホギマチササキ

正親町三條氏

姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公氏、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家統となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し侯爵を授けらる(知諸拙記、華族譜)

オホキ

公則 實義 實愛 公勝
公豐 實豐 公雅 實雅 公治 實治
公兄 實福 公仲 實有 公高 實昭
公廉 實久 公統 實房 公積 實同

オホキ

二年七月薨す、寛正二年七月出家、應仁元年九月三日薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)
三條實豐 名實(初名、公功、後公明と改む、法名寛空)實連の男、實連延享三年十二月御薨、寛延元年九月侍從に任じ、累進して正二位權大納言に至る、天明五年權大納言を薨す、寛政三年十二月武家傳奏となる、此時に當り光格天皇は生父閑院宮興仁親王に太上天皇

オホキ

二年七月薨す、寛正二年七月出家、應仁元年九月三日薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)
三條實豐 名實(初名、公功、後公明と改む、法名寛空)實連の男、實連延享三年十二月御薨、寛延元年九月侍從に任じ、累進して正二位權大納言に至る、天明五年權大納言を薨す、寛政三年十二月武家傳奏となる、此時に當り光格天皇は生父閑院宮興仁親王に太上天皇

オホキ

稱するに至り、高見王、六孫王と稱するが如し、是を皇孫とも王氏とも稱す、令制にては、五世までを王となす、江戸時代に至り、將軍のこともいひしが、主として外國に對する文書に此稱を用ひたり、六代將軍家宣の時、新井白石の議により、日本國王の稱に代へしが、紛議ありて、幾干もなくして又舊稱に復せり(令義解、有職小説、古事記傳、折橋案の記)

オホキミスガタ

大君姿 直衣姿を云ふ、倭訓栞に、一説直衣に裾をかくるとしどけなき出立とも云ふべければ、それをさして大人の姿など云はんがごとくなるべしと云へり、

オホキミノタイフ

正親大夫 正親司の俗の五位なるを云ふ、今昔物語に正親大夫の名見えたり、

オホキミノツカサ

正親司 又「オホキミ」云ふ、唐名宗正寺監國宮内省の被官、親王諸王の名籍を掌る、宮内式にも、凡親王諸王名籍皆於正親司案記とあり、正一人正六位上、俗一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、史生二人、使部十人、直丁一人、文武天皇大寶元年、之を制定す、後世は五位の王氏専ら其長官に任ぜられ、他氏任ぜらるゝ事稀なり(令義解、後紀、延喜式、職原抄)

オホキミヤツコ

大領 郡領(ケンリヤウ)を見よ、

オホキミヤツカサ

正親司 「オホキミ」ノツカサを見よ、

オホキギレ

大切 甲斐國納稅法の一つ、小切(コギレ)を見よ、

オホクサカノウウジ

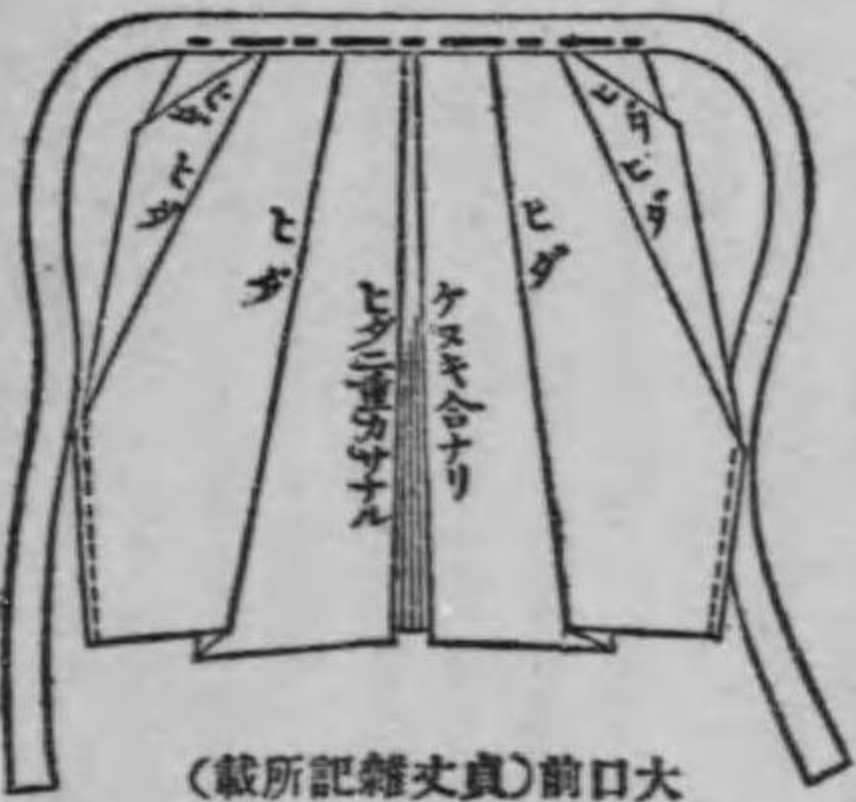
大草香皇子

オホク

古事記に、大日下王に作る、一名を波多咄大郎子といふ、孫仁徳天皇の第五子、母は皇妃日向皇長媛(日向皇女)あり、幡綾皇女といふ、安閑天皇大泊瀬皇子(雄略天皇の妃に納れんことを欲し、根使主をして意を傳へしむ、大草香皇子大に喜び、押木珠綬を奉りて信契となす、根使主密に之を私し、伴りて皇子命を奉ぜずと奏す、天皇大に怒りて皇子を殺し、幡綾皇女を取りて大泊瀬皇子に配し、また自から大草香皇子の妃中帯姫を納れて妃となす、王子を眉輪王といふ、母の故を以て免かれ、宮中に養はる、後ち天皇を父の仇なりとし、遂に弑逆を行ふ(大日本史)とは射手具足とて、射手の持つ道具にて弓矢を云ふなり(貞丈雜記)

オホグチ

大口 袴の一種、大口袴の略稱、束帯の時、表袴の下に着す、又直垂、水干の下にも着す、紅生、平絹或は強絹を用ふ、又後世紅絹好を着す、其裏をつけたるものを裏打の大口といふ、宿老の人は白張絹を着用すること古實なりと云ふ、貞觀儀式に鉦鼓師の服に大口角袴あり、大口の名始めに見ゆ、貞丈

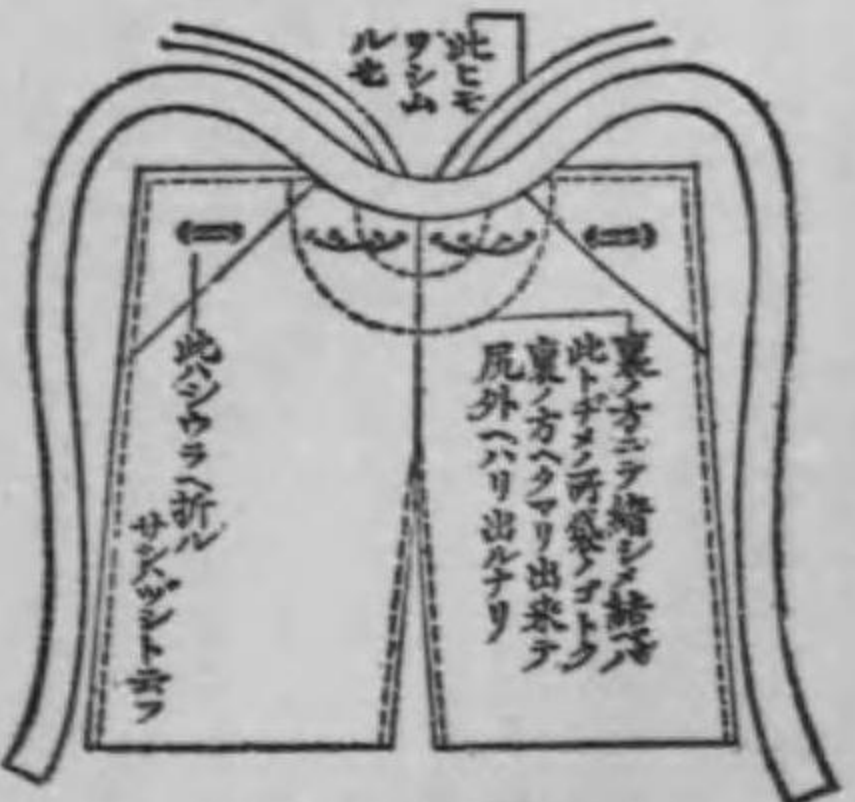


(載所記雜丈貞)前口大

雜記に、裏をつけたる大口と云ふ袴に三品あり、赤大口、前張の大口、此二品は公家衆の裝束に用ひらる

オホク

るなり、古武家にて直垂の時に用ふるは、今も藝樂の能の時用ふる大口の如くにて、裁縫少し替あり、下に圓を出すなり、白き袴好にて作る、後の方より腰の下までは、糸をふとく織らせて、外へ張り出づる也、公家の前張の大口は前をふとく織りにて織り出すなり、武家のほうしるを張り出すは、大口



(載所記雜丈貞)後口大

を切れば、後の方よりはり出て大にちちちくも、赤大口といふ物後代の鳴途にて別に古名あるべし、(長は足の甲迄とく程なり、或は三尺、アイ引七寸、マチ九寸、マチノヒ七寸、四方前後共にヒダ口傳あり、但前張の大口は、組片方に附一筋をとり合せ結ぶ也、前は尋常の袴好にして、後は大袴好にして、是武家に用ふる所也)といひ、又新野問答に、元來大口は四布也、前ふとくおきて後未はそき袴好にて候、仍前張大口名目在之候と見え、又軍中に用ふる大口は袴好にて作り四幅也、丈は其人々の膝口迄とくは



(載所解圖色服)

オホク

ど也、ナモ口にひだなし、上の紐付の中迄ひだあり、大體丈二尺ほど在べし、絹の廣狹其人々に依て長短あるべし、あい引五寸五分ばかりと見えたり(貞丈雜記、服色圖解、歴世服飾考)

オホクニシヤウ

大口城 大隅國伊佐郡大口村(また牛山城、津田口城とも云ふ)に、牛屎氏の始めて築きし所なり、牛屎氏は鎌倉時代ありし族なり、元弘建武の際官軍に屬し、城陷り島津氏の有となる、享祿三年七月相良義朝の二氏之を奪ひ、永祿十年義朝の嫡子に據り、島津貴久と争ひしが、十二年八月貴久の子義久之を圍み、陸奥を降し復た島津氏に歸す、新朝忠元之を守る、其後遂に廢城となる(地理纂考)

オホク

オホクニシヤウ

大國主神 大己貴神、葦原色許男神、八千矛神、國造大神、宇都志國玉神、大國玉神等の名あり、葦原素戔嗚尊の子或はいふ六世の孫なりと、いまた孰れが是なるを詳かにせず、出雲に居住して、類に諸地方を征服し、また少彦名命と協力して國土を經營し、威力山陰山陽の間に振ふ、會々天照大神皇孫瓊杵尊をして葦原中ノ國に君臨せしめ給はんとする意あり、茲に於て武甕槌、經津主の二神に命じ、大國主神に旨を諭して、國土を獻らしむ、即ち避けて出雲の杵築宮に隱居す、今の出雲大社これなり、「イヅモノオホヤシロ」參看(古事記、書紀、出雲風土記)

オホク

大國魂神 社にて六所明神、又六所宮といふ、今は官幣小社に列す、大己貴命、相殿に、素戔嗚尊、伊弉冉尊、瓊杵尊、大宮女大神、布留大神(以上六神を俗に、六所明神と稱す)、天下春命、瀧織津比咩命、稻倉魂大神

オホク

オホクニシヤウ

大國魂神 社にて六所明神、又六所宮といふ、今は官幣小社に列す、大己貴命、相殿に、素戔嗚尊、伊弉冉尊、瓊杵尊、大宮女大神、布留大神(以上六神を俗に、六所明神と稱す)、天下春命、瀧織津比咩命、稻倉魂大神

オホク

オホクニシヤウ

大國魂神 社にて六所明神、又六所宮といふ、今は官幣小社に列す、大己貴命、相殿に、素戔嗚尊、伊弉冉尊、瓊杵尊、大宮女大神、布留大神(以上六神を俗に、六所明神と稱す)、天下春命、瀧織津比咩命、稻倉魂大神

オホク

オホクニシヤウ

大國魂神 社にて六所明神、又六所宮といふ、今は官幣小社に列す、大己貴命、相殿に、素戔嗚尊、伊弉冉尊、瓊杵尊、大宮女大神、布留大神(以上六神を俗に、六所明神と稱す)、天下春命、瀧織津比咩命、稻倉魂大神

オホゴロ

検見と合せ、評議の上取箇を定む、小検見は一たび停めたることありしが享保四年大検見のみにては吟味行届かずとなし、再び小検見を行ふに至れり、(ケミ) 参看(田圃類説、地方凡例録)

オホゴシヨ

大御所 御所(ゴシヨ)を見よ、

オホゴバン

大御番 江戸時代、大番を稱して、いふ詞、オホバンを見よ、

オホコホリノミヤ

大郡宮 小郡宮(チヨホリノミヤ)を見よ、

オホサイ井

大齋院 名號、蓮子内親王

齋院 村上天皇の第十皇女、母は藤原師輔の女中宮安子、(齋院) 圓融天皇天延三年六月加茂齋院に卜定し、花山一條三條後一條五代の間賀茂齋院たり、因て大齋院と稱す、長元八年六月二十二日薨す、年七十三、善く和歌を誦す(加茂齋院記、皇胤紹運録)

オホサイバ

大前張 神樂歌七首の總名、或は能馬樂曲と云ふ、七首とは宮人、木綿志天、難波、前張、陸香取、井奈野、藤母古を云ふ、一説に前張は能馬樂にして、大小の字を加へたるは、詩に大雅小雅などあると同じく、雅樂としらへなしたるを大前張とし、少し風俗の趣あるを小前張とせるならんと云へり(郭曲抄、神樂能馬樂入綾、安齋隱筆)

オホサカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカカ

大阪 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生郡生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥渡介をかたなきに道行もはたぐひてそよまの御製を引き、小坂の名こ、に顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を著へ、

オホサカ

所轄となし、一人を増置して三人と爲す、延享元年二月假役二人及び補助を置く(官中秘策、明良帝録、吏徴)

オホサカカ

大阪御坊 石山御堂ともいふ、石山本願寺(イシヤマホンガンジヤウ)を見よ、

オホサカカ

大阪造幣寮 瑞津國大阪府北區新川町(瑞津國)慶應四年四月、明治政府従来通用する所の金銀貨幣の品位、量目、粗澁紛索を極め、之を歐米各國普通の制に比すれば、劣悪も亦甚だしく、決して萬國對峙通商の世界に行はるべからざることを知り、断然舊制を改革して、更に萬國の真制と、我國の慣例とを折衷して、以て畫一純正の貨幣を新鑄すべきことを議決し、直に香港に在る英國造幣器械を購求し、八月地をこの川崎村舊幕府米蔵の址地に撰卜し、造幣場建築に従事す(瑞津國)明治二年十一月誤りて火を失し、器械大半灰燼に歸せしを以て、又再築の議を決し、三年四月更に英國より器械を購求せしめ、該再築の工事を督し、數月にして經營漸く成功を告げ、同年十月より新貨の鑄造を試み、翌十一月銀貨の鑄造を始め、而して四年二月造幣寮の開業式を舉行し、大藏省の管轄の下に屬す、同十年一月造幣局と改稱し今日に至れり(法令全書、貨幣政要)

オホサカカ

大阪城 所在攝津國大阪府外郭は北淀河の左岸に沿ひ、西は東横堀を以て外堀にあて、高麗橋を正門とし、南は道頓堀以東玉造の北に及び乾濠を控へ周同約三里許、規模宏大に、郭壁堅牢に、水郭無雙の名城と稱す(皇極天文元年、水願寺の僧光教此地に本山を築きて城構と爲し、るに賴興(瑞津國)天正八年八月織田信長之を陥れ、香衆を置きて守らしむ、天正十一年豊臣秀吉、此

オホサカ

地を略し、以て教を弘む、其勢盛にして諸州を風靡す、之れより大阪の名大に著はれ、難波渡邊等をも總稱するに至れり(瑞津國)天正十一年豊臣秀吉石山城を修築し、大阪城を築く後、大に河渠を通じ、土地を高めて益々街衢を開き、且つ伏見堺の商港を移してより、形勢大に改まり、都市の大體を形造れり、元和元年豊臣氏亡びて、徳川氏の有に歸するや、松平忠明を此に封じ、五年忠明大和に移封せられてより、番城となり、内藤正信之を守る、之を城代と云ふ、又京橋玉造の二口に定番を置き、市政を行ふに町奉行あり、東西兩所に分れ、吏寄に與力同心あり、天保以後は御用調役同心支配、目付等數多の職役ありき、豊臣氏の時には東天満、船場、西船場の三郷に分れ、徳川氏は更にこれを北組、南組、天満組と稱し、各總年寄を置き、其事務所を總會所とし、總年寄は世襲にして市政に與り、又總年寄の下に町年寄あり、總年寄の令をうけて町務を執る、明治維新の後、大阪裁判所は元の西町奉行所に設けられて、行政司法の事務を併せ行ひ、總年寄は尙は裁判所に出仕して公務を補助したりき、尋で裁判所は大阪府と改められ、明治二年府廳政の順序略は定まるに及び、總年寄は廢せられ、三郷の稱廢して東西南北の四大組となり、各大年寄を置き、其下に助役中年寄町年寄を置き、明治五年五月年寄の稱を改めて總區長となし、助役を總副區長とす、尋で月長を置き、數多の變遷を経て、明治二十二年特別市制となる、爾後自治區となり、市長、これを統管し、區は行政の一區別として區長を置き、オホサカカカヲ、參看大阪府誌、大阪府誌)

オホサカカ

大阪一分金 名號、江戸時代に行はれたる金貨の一種、大阪にて

オホサカ

鑄造せしを以て名づく(瑞津國)經六分強、横三分五厘、重一匁二分、及び經六分強、横三分五厘強、重一匁一分五厘の二種あり、面に一分、背に光次(の文字)と華押とあり(瑞津國)慶長四年之を作る(金銀圖録、大日本貨幣史)

オホサカカ

大阪金奉行 瑞津國江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪城に收入する金銀出納の事を掌る(凡大阪金藏の金銀は、江戸城の金藏に融通して財計を調理するを以て、大阪市中に爲替役を置き、往復を便利にす)高二百俵、同心各十五人隸屬す、勘定奉行の所管たり(瑞津國)寛永二年始めて置き(或は云十六年三月)深津正吉之に充つ、後ち二人あり、萬治二年以來在職中手當米八十石を給す(官中秘策、吏徴)

オホサカカ

大阪加番 瑞津國江戶幕府の職名、大阪城に交代して中里、中小屋、青屋口、雁木坂の四門を守衛す、又定番と同じ、老中の所管たり、八箇月づ、在勤す、常住にあらす故に加番と云ふなり(瑞津國)寛永三年始めて三人を置く、後ち四人となる(吏徴、御警秘鑑)

オホサカカ

大阪具足奉行 瑞津國江戶幕府の職名、大阪に駐在して城中備付け具足の事を司る、大阪定番之を支配す、役料八十石、同心各十人隸屬す(瑞津國)寛永十六年三月始めて置く、二人あり(官中秘策、吏徴)

オホサカカ

大阪藏奉行 瑞津國江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪に收むる米穀の出納を管す、二百俵高、役料八十石、手代三十人、番番、小揚、杖突之に隸屬す、勘定奉行の所轄たり(瑞津國)元和七年始めて之を置く、二人あり、寛保三年六月勘定奉行の所轄を解きて、大阪町奉行の

オホサカカ

無實之儀申上置有之者雙方各罰堅可被、送御札明事

オホサカカ

一乗物御救免之衆家康利家景輝元隆景井古公家長老出世之衆此外雖大名若年之衆者可爲、騎馬一年齡五十以後之衆者路次及二里、者駕籠之儀被、御免、候於(當病)者及駕籠御免之事右條々於(違犯)之輩、可被、處、嚴科、者也

オホサカカ

御控追加 隆景輝元利家 秀家 家康

オホサカカ

一諸公家諸門跡衆嗜家之道可被、守、公儀御奉公、事

オホサカカ

一諸社之儀守法如、先規、相守專修學問勤行不可致、油斷、事

オホサカカ

一天下領知方之儀以、毛見之上三分二者地頭、三分一者百姓可取、之免角田地不、荒穢に可、申付、事

オホサカカ

一小身之衆者本妻之外遺者一人者可召置、但別に不可持、家雖、爲、大身、手懸之者不可過、一兩人、事

オホサカカ

一隨、知行分限、諸事進退可、相備、事

オホサカカ

一可、致、直訴、儀於、公事、目安者先十人之衆へ可、申十人衆訴、人之儀被、馳走、雙方各寄儀に可、被、聞、申分、以、談合之上御耳へ於、可、入儀、可、被、申上、事

オホサカカ

一衣裳之、紋御救免之外若相不可付、之於、御服拜領、者其御服所持之間は可、着、之、違替別之衣裳に御紋不可、付候、事

オホサカカ

一酒者圍、器、但大河御制禁之事

オホサカカ

一覆面仕來之儀堅御停止之事

オホサカカ

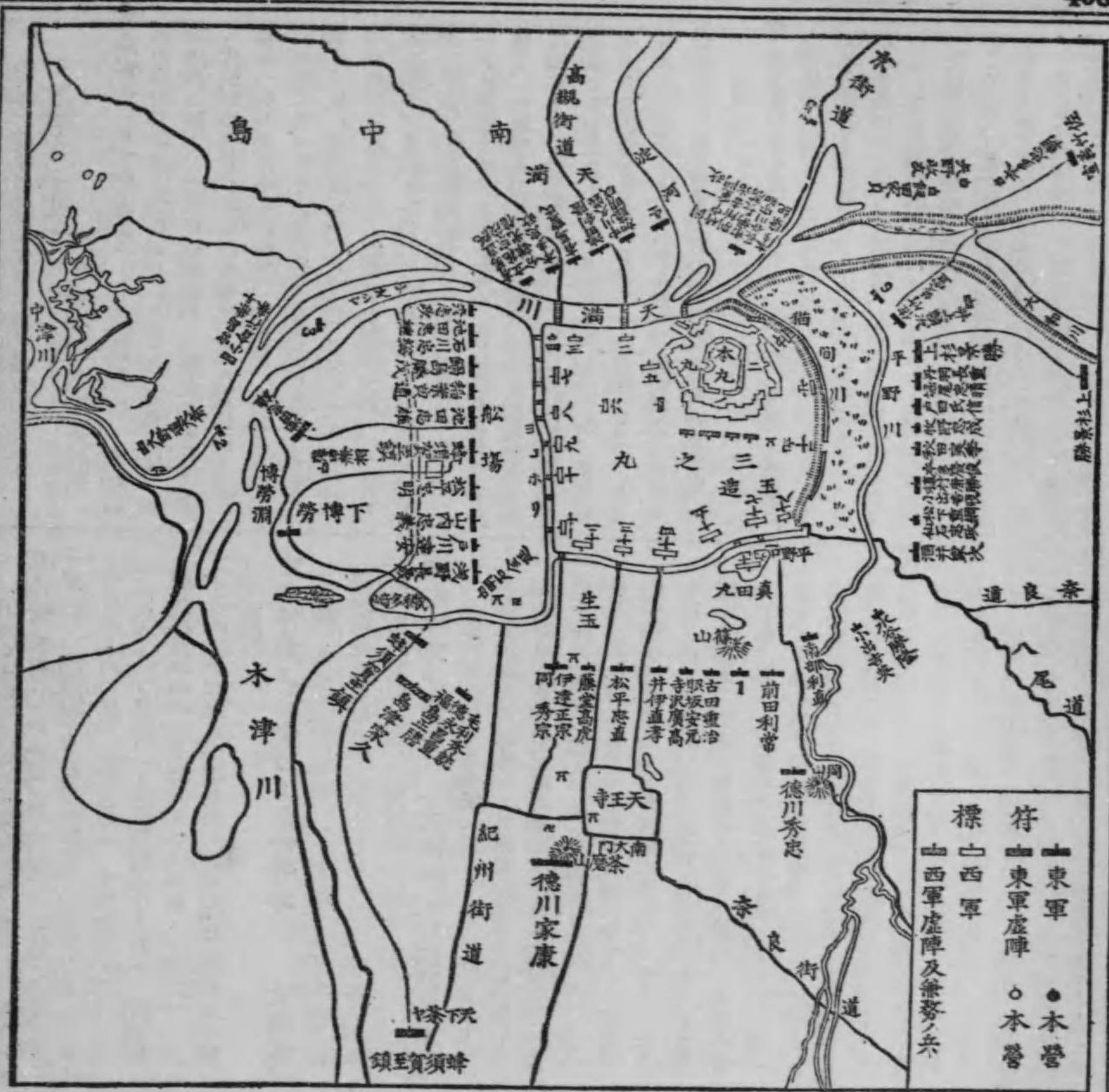
一自然於、喧嘩口論、者致、勸忍、之輩可、屬、運送、止之事

オホサカ

一諸大名縁邊之儀得、御意、以、其上、可、申定、事

オホサカ

一諸大名縁邊之儀得、御意、以、其上、可、申定、事



○四軍

一	評	中	田	島	定	氏	二	評	堀	東	長	正	氏	三	伊	東	長	正	氏	四	伊	東	長	正	氏	五	野	利	治	勝	長	正	氏	六	野	利	治	勝	長	正	氏	七	赤	高	直	和	泉	房	長	永	組	次	組	高	種	組	八	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	九	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十一	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十二	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十三	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十四	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十五	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十六	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十七	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十八	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	十九	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十一	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十二	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十三	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十四	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十五	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十六	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十七	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十八	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	二十九	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十一	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十二	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十三	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十四	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十五	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十六	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十七	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十八	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	三十九	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十一	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十二	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十三	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十四	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十五	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十六	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十七	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十八	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	四十九	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏	五十	大	青	名	野	野	木	島	座	松	崎	野	野	利	治	勝	長	正	氏
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

畿ひ、天子を獲みて天下に令すべしと、治長兄弟離かす、終に城守に決す、家康、藤堂高虎井伊直孝に命じて先發せしむ、四月治房奈長郡山を攻む、又和歌山藩主淺野長晟の和泉に入るを聞き、紀伊の土寇を誘ひ機撃を謀る、成らず、櫻井に戦て敗れ、先鋒瑞直次之に死し、治房城に還る、家康、秀忠相次で京師に至り、方略を定む、五月家康尾田に、秀忠角南に會す、西軍は眞田幸村、毛利勝永天王寺に、基次平野に、木村重成若江に、長曾我部盛親矢尾に陣す、基次遂て東軍の先方水、勝成の軍と小牧山道明寺(河内)紀伊郡に戦ふ、城將薄田兼相之に死す、伊達美濃伊勢諸軍基次を擁護す、基次、矢に當て死す、治長來り援て大敗す、幸村急を聞き馳至る、陸奥の軍を誘て之を破る、渡部尙等と軍を収めて退く、盛親矢尾に伏を設け、藤堂氏の先方を破り、高利長勝を斬る、重成井伊氏の兵と若江に戦ひ、槍を揮て挺進し、三十餘人を斬り遂に死す、井伊氏藤堂氏の兵を合せて盛親を撃つ、盛親破れて幸村等と退て城に入る、家康諸將を部署し、親ら左軍に將となり、秀忠右軍の將とし、左右並進む、城中眞田幸村、大谷吉之等と茶臼山に陣し、森勝永、竹田永應天王寺の南に、治長七隊長と毘金門池の南に、治房御宿政友と岡山に陣す、幸村治長をして秀頼を出陣せしむ、將士皆勇躍す、幸村東軍の先陣徳川忠直の兵と戦て之に死す、吉之、政友相次で戦死す、勝永東軍の將本多忠朝と戦て之を斬り、進で永應を助て小笠原秀政と戦て之を殺す、東右軍岡山に還る、治房撃て之を破り、秀忠の麾下に還る、勝永、永應亦家康の麾下に還る、家康人を遣はして和議を謀せしむ、淀君使を馳せて治長を召す、治長旗を旋して城に入る、諸軍望見し、城中變ありとなす、東軍陣に乗す、城兵爲めに敗る、時に城中内意する者あり

オホサカ

て火を放つ、東軍諸門を破て侵入す、家康茶臼山にあり火を望み、左右を顧て吾復た勝つと、諸將來り賀す、城中烟燭四逼し治長秀頼母子を捕倉中に從し、夫人徳川氏を東軍に送る、家康、井伊直孝、安藤重信を遣はして捕倉を圍む、又本多正純を遣はして秀頼に謂て曰く、罪大と雖も宥して高野に置き、淀君を萬石に封ぜん、秀頼決せず、直孝重信と謀り銃を倉中に放て絶を示す、秀頼母子自殺す、治長以下廿五人皆殉す、秀頼年二十三、淀君三十九、天正十一年秀吉此に治せしより廿七年、豊臣氏亡ぶ、之を大阪夏の陣と云ふ(日本戦史)○今戦史に據り、冬の陣の東西兩軍配置の圖を示す、

オホサカノロケヤク 大阪六役 大阪に於ける所役の名、御小買物役(大阪城中の表用器具等を購入する時、買物奉行に立會ふ)御味噌味噌城内軍用味噌製造の時立會ふ)御金役(大阪城内に在る金藏を支配する御金役に立會ふ)御普請(大阪十一橋、即ち公役橋、役屋敷、半屋、其他公事の土木を取扱ふ)御藏目付(大阪西丸及び難波難波藏米穀出入の際立會ふ)御石(豊臣秀吉大阪築城の時、各諸侯の運送せし石、大阪各所に散在し不便なるを以て、川村瑞賢取除き方を受預ひて其所在の地に掘込み、今猶存するを保護する城内石奉行に立會ふ)の六役をいふ(大阪市制沿革)

オホサカハリノフギヤウ 大阪破損奉 行 關西江戸幕府の職名、大阪に在任し修繕の事を司る、初め村木奉行と稱し、二人あり、大阪定番の支配に屬す、役料八十石、手代五人之に隷屬す(思願元禄十一年十一月始めて三人を置く(史實、明良傳錄))

オホサカヒヤクニチメツケ 大阪百日 目付 大阪目付を世に稱していふ、オホサカメツケを見よ、

オホサカ

オホサカフナテ 大阪船手 關西江戸幕府の職名、大阪に駐在し大阪所在の官船を掌り、軍事警備に供し、兼て商運運輸の船等を檢す、頭一人(五千石高、役料百人扶持を給す)與力六騎、水主、同心五十人、これに隸す、老中の所管たり、諸藩諸詰とす(關西諸藩元和六年始めて置き、小濱光隆を以て之に充つ、寛文五年正月高林直重、大橋與惣右衛門の兩人を任じ、天和三年閏五月亦一人と爲す(明良傳錄、官中統策、吏職、武家名目抄錄))

オホサカマチドシヨリ 大阪町年寄 關西町奉行の命を奉り町内の公事を取扱ふ、初め元禄といふ(關西諸藩)豊臣氏の大坂に市街を興すや、山城國伏見、和泉國堺等の町人を移住せしめ、其中に就き重立ちたる者に命じて、三郷町制を爲さしむ、慶長八年の頃、長崎港貿易品取締に因り取締符人数を定めり、本地に於て其運に當る者二十一一人、皆三郷の市政に與る、呼びて元禄衆と云ふ、松平下總守領地たりし時、二十一人の内にて公事取扱を爲さしむ、大阪戦争後難波の民を招集し、荒地破屋を授けて民家を再營せしめ、且つ幕府に請ひ、伏見の町人二百町餘を郭内の空地に移住せしめ、漸く東堀以東の市街を開く、又元禄等をして各町の年寄を選定せしむ、徳川氏直轄たるに及びて、元禄を改め維年寄と稱す、爾來概れ子孫世襲して連續せしが、安永以後十四人となれり、文中中不都合の所爲あるを以て、野里四郎左衛門、渡邊又右衛門、井岡三五郎の三人を召放たり、慶應三年に至り助手を併せて十七人、北組にて比田小傳次、江川庄左衛門、江川勝太郎、永瀬七郎右衛門、伊勢村新之丞、伊勢村理太郎、川崎次左衛門、南組にて安井九兵衛、安井幹助、井吉三郎

オホサカ

オホサ

兵衛、井吉資三郎、永瀬幾代助、金谷實太郎、天満組にて今井喜左衛門、中村左近右衛門、中村佐源太、比田仁兵衛とす、但し一月の内にて父子共に職を奉ず、故に子弟は助手と稱す(大阪市制沿革)

オホサカマチフギヤウ

大阪町奉行

江戶幕府の職名、大阪に居住し官署を東西二所に置き、市街を管し、訴訟を裁断し兼て攝津、河内、和泉、播磨の民事、刑事を攝す、但し萬般の事城代に稟議して其事を處理す、江戶町奉行の老中に於るが如し、老中の所管にして從五位下に叙す、役高千五百石、役料六百石、席次は美器問詰とす、各與力三十騎、同心五十人にて隸す(肥後國志)元和五年二月始めて之を置き、島田直時、久具正俊之に補す、元禄九年正月一人を増置して、堺奉行を兼ねしむ、十五年十一月又二人となし、堺奉行の兼職を停む(明良帶録、官中秘策、吏職、武家名目抄稿)

オホサカメツケ

大阪目付

府の職名、大阪に在住して市政を監察す、始め上方目付と稱す、老中の所管、十日間京都の二條城へ在留す(肥後國志)寛文元年始めて之を置き、使番より一人、兩番より一人を擧んで之に充つ三年に、一年三次交代期と定む、世に之を百日目付と稱す、翌年閏五月春秋半年交代に變す、元禄十二年使番より二人を任じ、兩番より任ずるを罷む、寛政五年五月一年交代期と改む(官中秘策、吏職)

オホサカユミヤフギヤウ

大阪弓矢奉行

江戶幕府の職名、大阪に在住して城中備付の弓矢の事を司る(肥後國志)寛永十一年三月始めて置く、二人あり、役料八十石、一組同心十人にて屬す、大阪定番の所管たり(官中秘策、吏職)

オホサツ

大札、制札の大なるを云ふ、戦時等

オホサ

に諸兵卒の見安からん爲めに、普通より大なるを用ひしなるべし、太平記小山田太郎高家劉青夢の條に、去年義貞四國の打手を承りて、播磨に下若し給ふ時、兵多くして根乏し、若し軍に法を置ずば、諸卒の狼藉不可絶とて、一粒をも別探、民屋の一をも追捕したらんする者なば、速に可被誅之由を、大札に書て道の辻々に、被立けること見えたり、

オホサツマフシ

大薩摩節

淨瑠璃節の一種、大薩摩主膳大夫と稱する者の創めたるが故に名づく(主膳大夫は通稱善藏、市村竹之丞の弟、薩摩左内につきて、淨瑠璃節を學び、遂に一家を爲す、寛保延享の頃行はる、後には廢れ、長唄にて此節をかね覺え、歌舞伎芝居にて勇士の出場、荒事等の時往々之を用ひるのみにして、一派の大夫なきに至る(聲曲類纂)

オホサトノコホリ

大里郡

肥後國志)延喜式に、郡名始めて見えたり、和名抄に、郡名(ケウケ)楊井(ヤホキ)市田(イチダ)餘戸等の郷あり、後世男妾の東北境の地を併せたり明治二十九年三月縣廢、梓澤、男妾の諸郡を大里に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホシカウチウチ

凡河内氏

神別、姓は忌寸、攝津河内に貫す、大河内とも書す、また連、直、國造あり、天種日命より出づ、神武天皇の時天津根の裔彦己蘇根命國造となる、天武天皇十一年連を賜ふ、文武天皇の時、攝津國造凡河内忌寸石麻呂あり、朱雀天皇の時、主計小庭良尙あり、村上天皇の時攝津日代正茂あり、後世攝津に居するものを廣家氏となす(氏族志)

オホシカウチノミツネ

凡河内躬恒

肥後國志)和歌をよみし、紀貫之、壬生忠岑等と並び稱

オホシ

せらる、寛平中甲斐少目となる、醍醐天皇召して御書所に候せしめ、延喜中御厨所に候す、後ち累歴して和泉大掾に遷り六位(作者部類五位に作る)に叙す、古今和歌集の勅撰あるに及び其撰者たり、曾て醍醐天皇の、月を以て弓弦に比するの義如何歌を以て對へしと御下問ありし時、ける月を弓弦とししといふことは山邊をさして入れはなりけりと詠じ、御衣を賜はる(大日本史)

オホシボカハ

大鍛韋

ひきはたの事を云ふ、しほの大なるを大しと云ふ(貞丈雜記)

オホシホヘイハチラウ

大鹽平八郎

名は後素、字は千起、通稱平八郎、號を中齋、其室を洗心洞と號す(肥後國志)大阪の與力、性學を好み王陽明の學を奉す、剛直敏活吏務に長ず、然れど頗る嚴刻に過ぐ、後ち職を辭し諸生に教ふ、天保七年諸國大雨、米穀豐熟せず、民飢ゆれども幕吏聚斂して賑救せず、平八郎之を憂ひ、翌年二月、上書して官穀を賑せんことを請ふ、町奉行跡部良弼省みず、遂に於て平八郎大に怒り兵を起す、即ち撤を攝津、河内、和泉、播磨等に移し同志と黨を結び、救民を名とし、民兵を擧げんとす、既にして同志の士平山助次郎密告して事露はる、平八郎即ち瀬田清之助、小泉源五郎、吉見九郎右衛門、近藤権五郎、河合左衛門、渡邊其左衛門、庄司儀左衛門等の同志を率ゐ、二月十九日火を市中に放ち城代の家を攻む、城代町奉行等兵を發して之を拒ぐ、遂に於て勢や、沮喪す、平八郎事の成らざるを見、潜に入軒家より舟に乗り、天満橋下に遁れ、夜上陸して衆を散じ、身を京都油掛町の美吉屋五郎兵衛の隱宅に潜匿す、三月二十六日夜捕吏を遣はし之を圍む、平八郎其子格之助を介錯し、自から火を放ちて自殺す、餘黨亦尋で平ぐ、大阪の市

オホシ

阪、兵火に罹るもの一萬八千餘戸、戒倉亦燒失す(大阪一揆録、天保日記、徳川太平記)

オホシマサンザエモン

大島三左衛門

四郡歴盛の一名、サイカワカモリと見え、伊奈郡大島村(肥後國志)元龜二年武田信玄、城を築き日向宗英此に居る、天正十年の役、勝頼武田信綱、安中七郎三郎、小原丹波守等に合して守らしむ、織田信長の信濃に入り飯田以下の諸城悉く陥る、大島城また支ふる能はず、信綱等逃げて甲府に走る、信忠大島に移り、毛利秀頼川尻鐵吉等をして之を守らしむ(廢城考)

オホシマノコホリ

大島郡

肥後國志)古事記伊弉諾伊弉尊島を生み給ふ段に、大島亦名謂大多麻流別とあるもの、即ち、これなり、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、屋代(ヤシロ)美敷(ミヤ)等理等の郷あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホシマリウ

大島流

高賢の創めたる槍術の流派(吉綱は初め加藤清正に仕へ、後ち紀伊頼宣に仕ふ、槍術に造し名あり、高賢(字は雲平、草庵と號す)父の業を繼承して精妙に至り門人多し、世に之を稱して大島流と云(武藝小傳)

オホシマレウタ

大島琴太

高賢の傳説を雪中庵琴太といふ、空庵居士とも稱す、(肥後國志)風雲三世の道統なり、二世吏登翁の命を受けて雪門の棟梁たる日より、門業の爲めに身を雪月花の四時に勞し、東西南北の吟行も三十餘度及び、集を編ること二百有餘部、文章を許す置四十餘人、

オホシ

オホシ

に諸兵卒の見安からん爲めに、普通より大なるを用ひしなるべし、太平記小山田太郎高家劉青夢の條に、去年義貞四國の打手を承りて、播磨に下若し給ふ時、兵多くして根乏し、若し軍に法を置ずば、諸卒の狼藉不可絶とて、一粒をも別探、民屋の一をも追捕したらんする者なば、速に可被誅之由を、大札に書て道の辻々に、被立けること見えたり、

オホサトノコホリ

大里郡

肥後國志)延喜式に、郡名始めて見えたり、和名抄に、郡名(ケウケ)楊井(ヤホキ)市田(イチダ)餘戸等の郷あり、後世男妾の東北境の地を併せたり明治二十九年三月縣廢、梓澤、男妾の諸郡を大里に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホシカウチウチ

凡河内氏

神別、姓は忌寸、攝津河内に貫す、大河内とも書す、また連、直、國造あり、天種日命より出づ、神武天皇の時天津根の裔彦己蘇根命國造となる、天武天皇十一年連を賜ふ、文武天皇の時、攝津國造凡河内忌寸石麻呂あり、朱雀天皇の時、主計小庭良尙あり、村上天皇の時攝津日代正茂あり、後世攝津に居するものを廣家氏となす(氏族志)

オホシカウチノミツネ

凡河内躬恒

肥後國志)和歌をよみし、紀貫之、壬生忠岑等と並び稱

門人三千人に餘れりといふ、後また白隱禪師に參して悟道に入りしといへり、天明七年九月二十七日死す、年七十(俳歌人傳、藝太全集)

オホシヤウコ

大鉦鼓

舞樂に用ひ、普通之を用ひす(肥後國志)鉦石を以て造る、其形鉦鼓に似たり、徑一尺二寸、左右の耳に環を施し、火炎の内の鉤釘に懸く、火煙の木厚四寸許、横三尺許、長五尺許、内輪徑一尺八寸許と爲す、外は火煙の形を爲し、其横左右各六寸許なり、雲葉寶珠、龍或は鳳凰を彫り、外邊に火形を刻す、且つ形を爲し、皆行鉦鼓と同じ、壺の高さ二尺許、横四方三尺七寸許、皆黒漆、中間に火煙を受くる穴あり、高欄高さ九寸許、擬寶珠四隅に各一つ、朱漆處々に金物あり、階なし、直に庭上に立て、之を撃つ、桴の長さ一尺七寸許、太徑三分五厘、桴の頭徑一寸許、長一寸二分許、圓く之を作る、壺を帯ぶる壺、太鼓に異なることなし(樂家錄、樂器考)

オホシヤウヤ

大庄屋

江戸時代、私領地に於ける村役人の一種、領主地頭より帯刀を許し、格式を與へ、多くの給米を租下の村方より差出さしめ、一郡一領の事を取計ふ、國々に據り、割米、惣庄屋、渡斷などいふ、租を分ち、何某租何十箇村として支配し、石高七八千石より一萬四五千石位まであるに至れり、租下の庄屋を支配す、其家を定め置きて子孫世襲せしむ、又諸侯の家により知行或は扶持切米を渡し、家中の士に列して置くも稀にあり、其家に因り大庄屋格式宛行ふ尊卑違へり、然れど家中の者にてなく、在方の者にて居村に田畑屋敷等所持住居する者なり、初め幕府の料所にも有りしが、享保の頃より停止す(地方凡例錄)

オホシヤウラフ

大上臈

禁中又は幕府の

オホス

女官の重職なり、海人漢草に攝家の女なりと見ゆ、(シヤウラフ)參看、

オホス井ギウ

大水牛

名兜の名、黒田長政の用ひしもの(武隆叢話)

オホスカウチ

大須賀氏

姓は平氏、千葉介常胤より出づ、常胤の四男胤信、葛野郡大須賀に居す、依て氏となす、子孫康高徳川家康に仕へ、横須賀城を賜ひ、嗣部田三萬石を受く、其子忠政慶長六年六萬石に封ぜらる、其子忠次元和元年十二月横原康勝の後を繼ぎ、大須賀氏亡ぶ(千葉大系圖、系圖要)

オホス

康高 忠政 忠次

大介 名は年給によりて賜はりたる國、即ち知行國の守、又は權守が職に對する時に稱する名、又、オホイノスケともいふ、大介に就ては古來數説ありて一定せず、五山本庭訓往來抄に、國の介とし、有職問答に介の尊稱とし、新編常陸國誌官職大介の條に、古くは國に事故あるの時、臨時に大介を置て、其の國の事を管領せしむ、蓋し當時の守介其事に堪えざるを以て也、守にあらざる、介にあらざる、然して其司る事守に殊ならず、故に大介と稱す、と云ひ、又朝廷衰へし後、公卿殿上人に給する俸料充分ならざるを以て、關國ある時は其國を申請して知行する事出來たり、自ら大介と稱す、守にあらざる、介にあらざるして其國を受領するが故なりとあれど、皆共に誤なり、蓋し思ふに大介は年給によりて申任せられたる國守の、國符廳宣等によりて署判する場合のみ大介と稱せしが如し(年給によりて公卿が國守を賜はりし時には、其子孫又は其家臣を以て國守

オホス

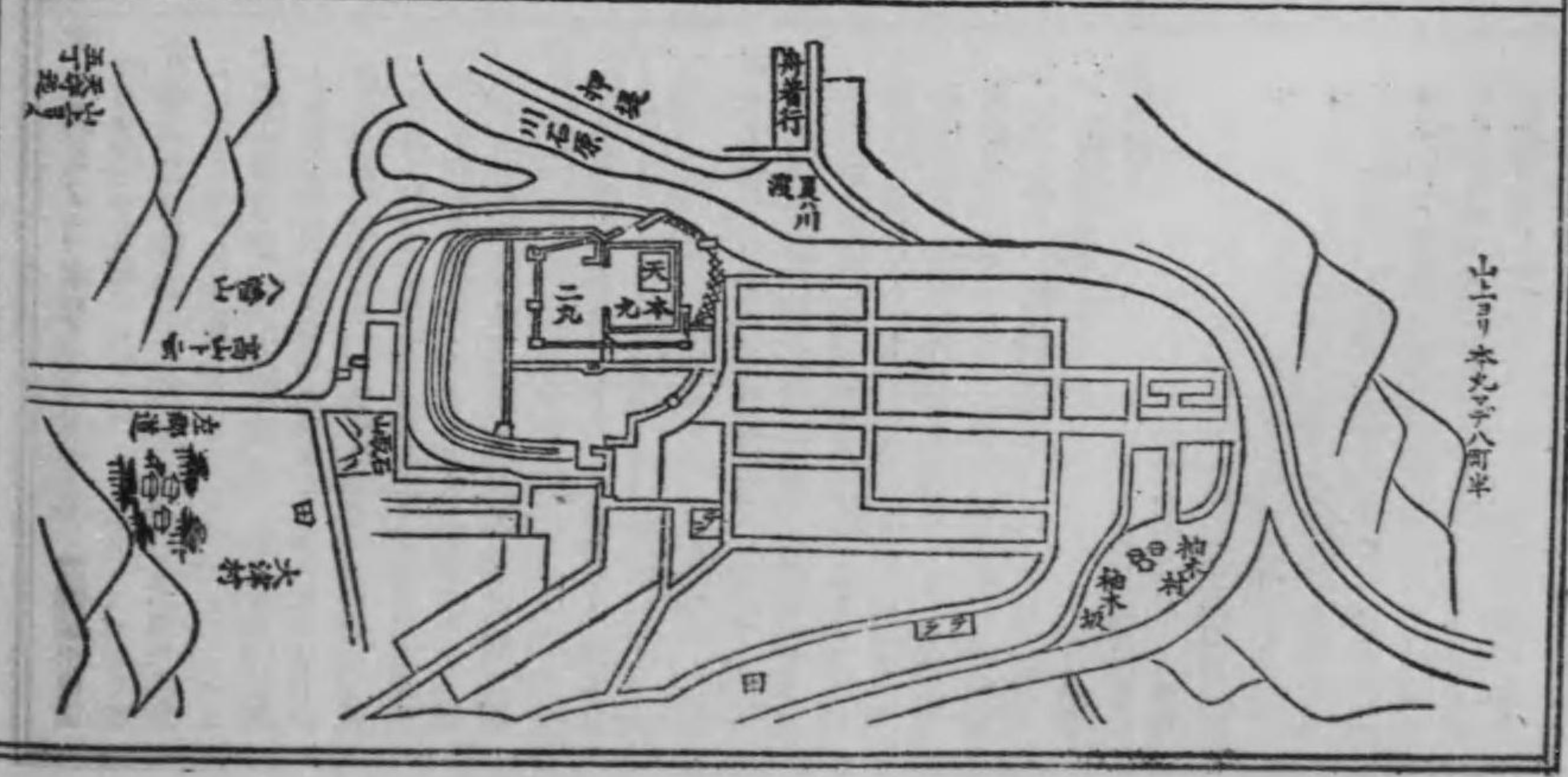
オホス

とし、公卿は國務を知行するを以て、之を知行國とも云ふ。和泉國久米田寺文書文治五年正月十一日の願宣に、右衛門權佐兼大介藤原朝臣と署したるに、文治四年十一月の院廳下文、及び同年十二月攝政(兼實)政所下文、共に右衛門權佐兼和泉守藤原朝臣と署し、玉葉文治三年八月二十一日の條其他にも和泉守長房と署したるを以て好的例とすべし、和泉守は長房なり、長房は文治元年十二月二十九日其父光長和泉國を頼朝の奏請により貰ひ受けたる時に、光長の年給として其子長房を手に申せしなり、吾妻鏡文治二年正月七日の條に、和泉守藤原長房(光長朝臣)とあるに明なり、又壬生官務古文書建長四年九月の讀破國廳宣に、左近衛權少將兼大介藤原朝臣と署し、公卿補任に、參議藤原公實建長四年六月廿二日兼讀破守(權大納言實雄朝臣)とある是亦好的例なり、是れ洞院實雄が、年給として讀破國を貰受けて知行し、其子公實(一族三條實隆の子)を手に申せしに依るなり、其他願宣の文書數十通を閲せしに、皆大介と署したれども、日記記録に至りて、一も大介と署せしを見ず(扶桑略記、源平盛衰記にも見えたるは文書を基として編せしものなれば、會々其まゝ、襲用せしものなるべし)蓋し親王任國の例に倣ひしものならん、親王任國はもと親王の身量かならざるを以て、國の公卿を配分する爲めに起りし者にて、是を大守と稱し、其國の介を大介と稱せり、知行國の守は恰も此の親王任國の介の如く、知行人の命を以て事を行ひしを以て名付しものなるべし、又小山文書には權大介あり、藤原朝臣前に述べたるが如く、大介は知行國の場合に署して、年給より起りしとすれば、年給は寶龜六年八月の詔に端を發し、延暦、弘仁中より起りしを以て、大介も蓋しこの頃より起りしなるべし、

オホス

べし、叙岳要記弘仁四年正月の省符に、從五位上近江大介笠朝臣とあるは、史乘に見えたるもの、最も古きものなるべし(此書は元來誤脱多く、此の省符も文書の體を得ざれば、全く信を置き難し)扶桑略記承平六年六月の條に伊豫大介從四位下紀朝臣淑仁とあるは、正しく大介と見えし始めとす、然れどもこは前に云へるが如く願宣等に介とある史料によりて、其まゝ大介と稱したるものなるべし、村上天皇以後文書に見ゆるもの漸く多し、後醍醐天皇建武中興の時、元弘三年の功によりて、新田義貞、播磨上野越後等の守となり、大介と稱し、北畠顯家も陸奥守となりて大介と稱せし事、太平記、正明寺文書、南部文書等に見えたり、されど此時の大介は親ら其國を知行し且つ實際に國守となりしものにて、鎌倉以前のものと稍異なり、又この外俗に、日本八介と稱する内の三浦大内介とは、大介の一種にあらずして、其祖先たり父たるものが、某國の守たりしを襲用したる自稱に過ぎざるなり、蓋し其門閥を尊び誇りしによるならん、

オホス



オホス

オホスミシヤウハチマン 大隅正八幡 鹿兒島神社をいふ、カゴシマノシヤハチマンを見よ、
オホスミノクニ 大隅國 東は日向、西は薩摩、北は日向薩摩、南は海に至る、東西凡十里、南北凡二十八里、西海道に屬す、東北西三面山嶽回抱し、南方尖長海岸に横出して、西に南海を擁し、遂に二大島と相望む、和銅六年日向の四郡を割て始めて本國を建て、後桑原、兼利二郡を増置す、國府を嘯啞郡に置く(今の國府府中村)天長元年多祇島を廢して其二郡(熊毛、鹿兒島)を本國に歸す、鎌倉の時、薩摩守護島津忠久本國の守護を兼り、子孫多く邑を國內に食む、建武中興忠久の玄孫久久をして守護を兼らしむ、尋で足利氏に應ず、州府付兼重高山城(肝付郡)伴兼貞長元中此城に移る因て肝付氏と稱す、兼重は兼貞七世の孫なり)に居り、獨り官軍に屬し、島津氏と相抗す、正平十八年貞久本國守護を第四子氏久に傳へ、日向諸郡内城に治す、初め平信盛の子時信種子島を領し北條氏と稱し、世々島津氏に隸せず、並に至り時信五世の孫頼時始めて氏久に従ふ、天授中氏久從弟伊久と共に官軍に屬し、弘和の初再び足利氏に降る、應永十一年氏久の子元久本國及び日向守護に補し勢威頗る振ひ、肝付氏(兼重の孫兼元)遂に麾下に屬す、元久の後、三世忠忠の時管内大に亂れ、永正中肝付兼久(兼元の曾孫)再び自立し肝付大隅二郡に據り、日向の伊東氏と相結び島津氏と戦ふ、其孫兼續勢漸く強大にして永祿の初、嘯啞郡山内村廻城を襲ひ取る、九年兼續卒し、其子其兼、兼亮兄弟相繼ぎ、僅に高山一城を保つ、天正八年兼亮の子兼道降を乞ひ、本國永く島津氏に歸す、明治維新、熊毛、鹿兒島二郡は鹿兒島縣に隸し、餘の六郡は郡縣より兼治す、尋で悉く鹿兒島縣より

オホス

兼治す、明治二十九年三月東嘯啞郡と日向國南諸郡郡とを廢し、嘯啞郡を置き大隅に屬し、其他郡合の變遷甚しく、左表に就きて見るべし、

六國史	延喜式(二) 倭名抄(二)	拾芥抄	古圖(一) 元祿帳(二) 寛知集(二)	郡名考 天保郷帳	地誌提要	郡區編制	新郡區編制
桑原	同	同	同	同	同	同	同
嘯啞	同	同	同	同	同	同	同
肝付	同	同	同	同	同	同	同
始羅	同	同	同	同	同	同	同
吾平	同	同	同	同	同	同	同
多祇島	同	同	同	同	同	同	同
熊毛	同	同	同	同	同	同	同
能滿	同	同	同	同	同	同	同
益救	同	同	同	同	同	同	同

オホスミノホリ 大住郡 鹿兒島縣相模國 鹿兒島縣事紀に大屋に作る、延喜式に、始めて郡名見たり、和名抄に、中島(ナカジマ)高來(タカカ)川相(カハアヒ)片岡(カタガハ)方見(カタミ)和太(ワダ)日田(ヒヒタ)大屋(オホウ)櫛崎(クシハシ)縣

オホタ

考、兵院、練兵、開鑄等(續近世叢話、事實文編)
オホタクミ 大匠 匠の長たる者を云ふ、後
世の造宮長官、造寺長官の如し○書紀舒明天皇紀に、
造作大宮及大寺云々、以三書直經爲大匠と見え
たり、

オホタダウケワン 太田道灌 太田持資
(オホタモチスネ)を見よ、

オホタチ 大太刀 佩太刀より長く、五六
尺許にて戰場に用ふるものをいふ、貞丈雜記に、是
は佩くものにあらず、戰場へ出づるに背にわつそく
に(スサカヒ)に負ふヲツツクと云ふかけて負ひて
出て使ふ物なり、足あるは帯取にて、わつそくに負
ひ、足帯取なきは別の緒にて結びて負ふなりとあり、
源平盛衰記には、平四寸長三尺九寸なるを大太
刀と云へり、元弘建武の頃は、五尺六尺に及ぶ太刀多
く出たりしこと、太平記等に見えたり(木村軍器考、
軍器考餘)

オホタチ 大太刀 長巻(ナガマキ)を見よ、
オホタチアゲノスネアテ 大立舉臚當
普通の儀立の臚當と異にして、惣體體を以て臚の骨
肉に合せて作りたるものを云ふ、兩脇にもとなり
の金物ありて開閉自在にし、上下に緒あり、多くは大将
等の威儀をつくるに、又は騎士剛勇の士着せしもの
なり(軍用記)太平記四月三日合戦の條に、長七尺許
なる男の鬚兩方へ生分て昨逆に襲たる上に鐵を置
て着、大立舉の臚當に膝懸懸て龍頭の冑猪頭に着な
し云々しとあり、スネアテを参看、

オホタチウチ 大館氏 姓は清和源氏、新田
政義より出づ、政義の二男家氏、下野新田郡大館に
居す、依て氏となす、其子宗氏、義貞に従て鎌倉幕
村崎にて戦死す、宗氏の孫清伊豆國岡城に居し

オホタ

氏を關國氏と改む(新田系圖)
○家氏—宗氏—氏明—氏宗—氏清—氏隆
氏則—清祐—義實

オホタナンボ 太田南畝 名は單、
字は子耕、南畝は其號、初め四方赤良、四方山人と
號し、後ち蜀山人に改む、又杏花園、晚櫻山人、石楠
齋等の別號あり、直二郎と稱し、後ち七左衛門と更む



(觀所紫萬紅千)

江戶駒込白山本念寺に葬る(觀所紫萬紅千)
一話一言、群言一殺、石楠齋筆、昌平餘事、潤上阿筆、
仰高日録、蜀山餘錄、家傳史料、南畝叢書、流傳馬類

オホタ

オホタフノミヤ 大塔宮 「ダイタツノミ
ヤ」とよむを正と爲す、護良親王(モリナガシノミヤ)
を見よ、

オホタアミ 太田文 國中の田文(マアミ)
(参看)を取集めて一つにまとめ合せて、大帳冊とな
したるものを云ふ、貞應二年北條泰時天下に令して、
太田文を作り、國領並に庄園等の田島を注進せしむ、
今淡路國太田文存す、其末に、右大略注進如件、但
於庄園者、任建立最前立券文之旨、注進仕之間、
有不審、於國領者、付當時文書之旨、今二口注
進者、仍言上如件、貞應二年四月日、散位藤原朝臣
花押、散位凡宿禰花押、散位播磨守宿禰花押、右馬允藤
原朝臣花押とあり、其後屢々上申せしめしと見え、
文永二年若狹太田文、弘安八年常陸但馬太田文、嘉
元二年常陸太田文等皆存せり(但馬、若狹常陸太田
文、桃元問答、農政座右)今左に其一斑を示す、
但馬國太田文 弘安八年注進

オホタ

し名を吉隆と改め兵を聚め、沿道を侵略して九月十
四日赤阪に達す、小早川秀景隠
阪安治等家を家康に納れ吉隆を
攻む、吉隆奮戦能く敗ると雖も
衆寡敵せず遂に自刃す、時に年
四十二、吉隆好く圖畫を能くし、
曾て豊太閤の肖像を畫き、妙心寺南化和尚に贊を請
へりといふ(野史、扶桑名畫傳)
オホタハラウチ 太田原氏(下野太田原)
姓は丹治比、武藏七黨の一、丹原房の後なり、
基房の曾孫實平、武藏横澤郡安保庄地頭となり、世
々居住して安保氏と云ふ、八世の孫康清の時下野郡
須郡に移り、五世の孫實清更に太田原と稱す、或は
云ふ、實清十三代の祖忠清始めて太田原と稱す、
實清の孫晴清の時、天正十八年豊臣秀吉に謁し、備
前守となり所領を受けて太田原城に居す(一萬二千
四百石)後ち徳川家康に仕ふ、大阪の役先陣功あり、
延寶五年高濂致仕し、子備前守長清家を繼ぐ、實は
備田政時の子なり、是より平姓となる、子孫相繼ぎ
て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、
家譜、徳川加除封録、華族譜)
○實清 綱清 晴清 政清 高濂 典清
純清 清信 扶信 友清 庸清 光清
○實清 廣清 富清 一清 實清
オホタハラジャウ 太田原城 備前下
野國那須郡太田原町(肥前國武藏七黨の一なる丹
黨の實平八世の孫康清の時、那須郡に移り、丹治忠
清に至り始めて城を築き居す、十一世の孫太田原實
清の時之を重修す、代々相傳へて之が城主となり、
明治維新に至る(下野國誌、明治政覽)

オホタ

朝來郡 粟鹿大社 定田五十二町四十五歩
常荒流失 二町二反六十歩
佛神田 三十二町六十二歩
人給 十四町五反大
右隣相觸不出註文之間、任建久九百年百姓注進、
押板社 合八町一反
流 八反
神田 三町二反
地頭給 五反
定田 三町六反
室尾別宮 二十二町一反
流 四反

オホタ

佛神田 十五町
人給 一町七反
定田 五町
久世田 十九町八反半
寺田 四反
預所佃 四反
下司給 一町
公文給 五反
井料 四反
徴使給 一反
公田 十六町二反半
興布土莊 五十五町
佛神田 二町二反半
人給 二町二反
雜免 五町五反
赤代并領家預所佃 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀都莊 百四十一町六反二百六十五歩内
(但中分地上下莊惣括ノ内五歩ヲ脱
ス)
上莊 六十八町五反三百歩
常荒流失 一町二反九十歩
佛神田 十一丁八反二百二十歩
定田 五十五町五反百歩
下莊 七十三町三百二十歩
流 十五町六反三百歩
佛神田 十七町三反二百歩
定田 十町八十歩

オホツ

は茂賢字は子煥、支澤又は磐水と號す。素直、芝梁の長子。仙臺藩の人、年十三、建部清庵につき醫學を修め、後杉田玄白の門に入りて和蘭醫學を學び、更に長崎に遊學し、蘭學を研む。時に前野真澤江月において蘭學を以て聞ゆ、磐水師事して教を請ひ、學漸く進む。天明六年仙臺侯召て侍醫と爲す、文化八年五月幕命によ



(集賢録纂編料史)藏所氏彦文槻大京東

りて蘭籍を翻譯し、五月將軍徳川家齊に見ゆ、尋で命ありて白鹿白銀二十枚を賜ふ、九年三月藩主、班を番頭の次に進め、藤三百石を給ふ、文政五年五月、幕府、多年蘭譯の功を賞し、五人扶持を給ふ、十年三月歿す、年七十一、高輪東禪寺に葬る、磐水人となり質直、癖を疾む、と特に甚し、而して子弟を教導するに當りては、諄々として言論時を移して倦まず、人皆其篤實温厚なるに服す、門人數百人あり

オホツ

環海異聞、北邊探事、金城秘鑑、蘭說辨正、癡疹啓迪、厚生新編、海外異聞、蘭學階梯、重訂解體新書、癡疹新書、官能真言、蘭說摘芳、六物新志、蘭學佩觿、蘭說辨惑等(近世先哲叢談、洋學大家列傳) 大津越 人を引居て切るに、左右の臂の上を骨に懸らすして切る切り方、古事談に、大庄司云、切損給ふな、刀はいづれぞと問ひければ、切手云、鬼次郎大夫が大津越と云ければ、然らば心安と云て被り、部類五人同之を切る」と見えたり(武家名目抄)

大津城 近江國滋賀郡大津。天正十年豐臣秀吉坂本城を此地に移して城を築く。十四年城主駒澤雅樂頭、上杉景勝を迎ふ。十八年京極高次此に居城す。關ヶ原の亂起るに及び徳川氏に屬す。戦後若狹國小濱城に移り、戸田左門一四代りて治す。尋で大津の東に移し、膳所(セセジャウ)と稱す(近江輿地誌略、同名跡案内) 大津代官 大津市中の檢断、及び近里の土貢收納の事を司る。佐々木守義たりし時、奉行を置く(オホツアギヤウ)參看(織田信長永祿十一年十月始めて代官の司を置き、市中の檢断及び近里の土貢收納の事を司らしむ、織田氏滅亡の後、明智光秀東坂本に在りて大津を管領せしむ、暫時なるを以て置かざりき、其後京極高次、大津に新城を築きて居城し、家人をして市中の檢断を沙汰せしむ、慶長五年より以後、徳川氏代官を置き職掌織田氏の時と同じ(武家名目抄)

大筒 大砲(ダイハツ)を見よ。 大砲組 近江國江戶幕府の職名、大砲の事を掌る、老中の所管たり(頭目抄) 大坪慶秀 大坪流 大坪慶秀入道道禪の創めたる馬術の流派(オホツボウセン)參看(村上加賀守永幸之傳、齋藤安藝守好之之を繼承して中興す、夫より後世佐々木、上田、荒木等の流出づ(武術流祖錄)

オホツ

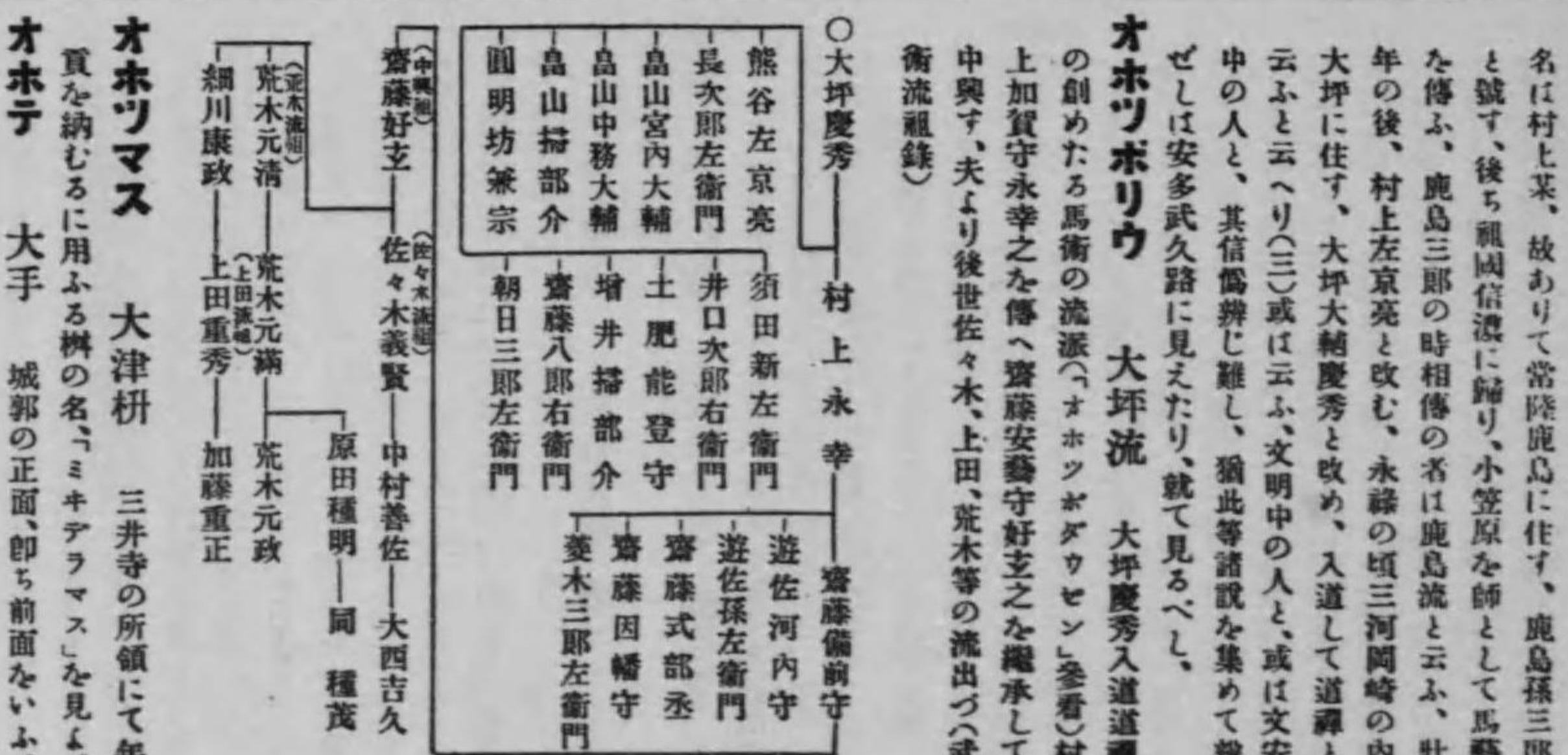
人、高千石、大砲組差圖役頭取、高四百俵の職と爲す、差圖役は役料三百俵、差圖役並は二百五十石を給す。差圖役頭取以下は、陸軍奉行の所管たり(頭目抄) 文久三年正月始めて之を置き、高千石の職と爲す、後に砲兵頭と改稱す、同年二月、大砲差圖役頭取を置く、慶應中、團兵を改定し、佛人に就きて傳習の件は騎兵に同じ(官制沿革略史) 大鼓 樂器の名、今日の太鼓の中の一、兄鼓といふ。木を以て胴となし、兩面革を覆ふ、革面徑一尺八寸、胴の長七寸、桴を以て之を撃つ、大鼓に釣太鼓、大太鼓、荷太鼓といふものあり、鼓(ツツミ)太鼓(タイコ)參看(樂家錄、樂器考)

大筒役 江戶幕府の職名、又大筒方とも云ふ、石火矢、棒火矢、狼烟等を製造し、又は發射を試む、隔年鎌倉にて開闢あり、井上氏の世職なり、役料二百俵七人扶持を給す、始め留守居の所管たりしが、後若年寄に改む、席次焼火同詰とす、又大筒下役組頭一人あり、井上氏の支配、五十俵高、焼火同上下役御抱場、其下に定手傳二人、下役十二人あり(頭目抄) 元文三年に始まる、寶曆六年十二月始めて下役組頭を置き、生田只右衛門之に充つ、世襲なり(明良帝錄、吏職、官制沿革略史) 大津郡 近江國長門國(深川(フカハ)日置(ヒオキ)三島(ミシマ)向國(ムカツクニ)二處(フタキ)神戶(カヌヘ)聯家、稻妻(イナメ)等の郷あり、後ち東南の稻妻郷の地豐浦郡に入る、今稻見村豐浦郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考) 大津宮 淡海大津宮(アフミ

武家名目抄に、大手を追手と書くは太平記より見えたり、追手は、オホテ、或は、オツテとか讀むべきを、オツテと讀むは、權當にあらざる上は、大手とは假名も違ひたれど、捕手の字に對して追手と書るにやあらん、大手、捕手といふ義は未だ詳ならず、強ていは、城郭の正面は副と稱し、構も大なる故に大手といふ、猶第宅の正面を大門といふの類なり、手は浦手、山の手、海手などいふ手にて、方の轉なり、又蓋手、鋪手などいふ手は形なり、方と形と義は異なれども、カマの「テ」となるは一例なり(カマのカは上の語の韻に籠りて音か、の同内のテに移りたる也)捕手といふ義は、捕は括りといはんがごとし、曲輪の括りの方なる故、捕手といへるにやと見え、まに山崎美成の説に、昔し捕手のことを捕手と云ひたれば、或は檢非違使などの詞なるべしといへり、兼と大手、捕手は城制に拘はらざりしが、後世城郭の制大に進むに隨ひて、其稱自然に城郭に移り一定の制となれり、城(シロ)參看(古今城制考) 大手門 近江國長門國(江戶幕府の正門をいふ、大手口に在るを以て此名あり) 慶長十二年頃の地圖に、今の下乗橋を土橋大手と記し、當所を大橋と記せり、萬治二年八月遣營(○守衛)には、十萬石以上の諸大名之に勤仕す、番侍十人(内番頭一人、物頭一人)常に肩衣を著し、平土羽織袴にて勤む、鐵砲二十挺、弓十張、長柄二十筋、持筒二挺、持弓二組之に備ふ(御府内備考、殿居覽) 大寺 大安寺の別號、大宮大寺と云ふ、萬葉集に、相おほはぬ人をおもふは、大寺の銀鬼のしりへにわかづくがことと見えたり、ダイアをいふ、侍醫「ジイ」を見よ、

オホツ

ノオホツノミヤ)を見よ、 大津奉行 近江國滋賀大津の地方を治す。源原佐々木氏近江の守護たる時之を置く(頭目抄) 江源武鑑に曰く、天文二十三年八月二十日大津奉行大津主膳正清宗幸年五十九、駒井定清の三千也兵綱の時に大津奉行となる、子竹千代幼少なり、駒井石見守を奉行とす、又永祿十年九月九日大津四位宮の祭禮あり、神人と三井の僧と戦ひ、神人多く死す、三井寺より四宮を焼かんとす、大津奉行大津主膳正兼後之を觀音寺城に言上し、十六日三井の僧四十五人を柳崎の濱に誅す」と云へり、織田氏以後代官を置く、オホツダイクワン(參看(近江名跡案内)) 大坪道禪 本名式部大輔、慶秀(或廣秀)と稱す、癡髮して道禪と云ふ、初め孫三郎と號す、後ち左京亮と云ふ、上總の人、關原足利將軍義滿義持二代に仕ふ、鞍轡を能くす、一日常陸鹿島神に祈る、夢中鞍轡曲尺を得、之を夢想鞍と云ふ、又神作、略して作鞍とも云ふ、道禪鹿島大神直傳と云ふを以て直弟入道と云ふ、鞍轡曲尺を島山中務入道に授け、島山又之を伊勢氏に傳ふ、道禪また馬術に達し、古今獨歩と云ふ、之を大坪流と云ふ、其弟子に傑出する者多し、某年五月死す、八十四歳(武藝小傳)道禪の傳記は、異説頗る多きを以て、左に名高き者二三を擧ぐ(古今要覽) 所引の、岩波氏取馬調息傳統系譜には、上總入間崎孫三郎直道、取馬の術に志深く、常陸鹿島、加賀白山に祈り、靈夢により、信濃小笠原信濃守長政に隨ひて學び、其極秘を傳へて妙を得たり、應永の初、長政の長子長基直道(此時直秀と改名)を相見し足利義滿に謁す、義滿依て直秀を召て大坪左京亮とし、



師範役になせしと云ふ(○貞丈雜記に、慶秀初めの名は村と某、故ありて常陸鹿島に住す、鹿島孫三郎と號す、後ち祖國信濃に歸り、小笠原を師として馬藝を傳ふ、鹿島三郎の時相傳の者は鹿島流と云ふ、壯年の後、村上左京亮と改む、永祿の頃三河岡崎の内大坪に住す、大坪大輔慶秀と改め、入道して道禪と云ふと云へり(○)或は云ふ、文明中の人と、或は文安中の人と、其信偽辨じ難し、猶此等諸説を集めて辨せしは安多武久路に見えたり、就て見るべし、) 大坪慶秀 大坪流 大坪慶秀入道道禪の創めたる馬術の流派(オホツボウセン)參看(村上加賀守永幸之傳、齋藤安藝守好之之を繼承して中興す、夫より後世佐々木、上田、荒木等の流出づ(武術流祖錄)

オホツ

オホツ

オホト

オホトコ 大床 棺を覆ふ具をいふ、倭名抄に、柳、和名於保土古、周栢者也」と見え、倭訓栢に栢を覆ふものにて、棺槨とも八角にすといふ、されど大和に上代の貴人の墓と思はる、岩屋ありて、屋根の形したる大石あり、其楕大きく、石を方に作り内をふりぬきて棺を収めて上に覆へる石を屋の如く作り、是古の大床なるべしといへり、西土にも元底曰栢といへりとい見ゆ。

オホトシヨリ

大刀自 女人の稱號、刀自(トシヨ)を見よ。

オホトシミヤノジンジヤ

大歳御祖 所傳駿河國靜岡市宮崎町字駿山〇奈香屋神社とも云ふ、今は國幣小社に列す、祭神大歳御祖命、皇孫天孫神天皇四年に創建す、醍醐天皇延喜の制式社に列す、中古衰微して社領なし、天明八年十一月火災に罹る、明治二十一年五月國幣小社に列す(駿河國式社略記、駿河國志、官國幣社一覽)。

オホトシヨリ

大年寄 大老の別稱、年寄の上位にあるが故なり、トイワカシを見よ。

オホトナアラ

大殿油(御殿油) 大殿に、ともす燈火を云ふ、オホトナアラの約、真觀儀式に、御殿油、延喜式に、大嘗會祭祀主基二國進、大殿油二斗、源氏等木巻に、おほとならちかくて、御燈のもとにてふみを見たまふなど見え、東屋、末摘花の巻にも見えたり。

オホトネリ

大舍人 大舍人寮の役人、天皇行幸に供奉し、警衛使の雜事を務む、人員左右寮各八百人、思原國起原詳かならず、雄略天皇紀安閑天皇三年八月の條に、大舍人の名見えたり、古くより置れし事明なり、天武天皇元年五月公卿大夫諸臣伴造等に詔して、始めて出身せん者は、

先大舍人に仕へしめ、然る後才能を簡て、當職に充つ、此の御世別て左右大舍人の二となす、文武天皇大寶元年制して左右大舍人寮の下に屬せしめ、人數を八百人と定む、桓武天皇延暦十四年六月勅して、自今以後は陸子孫を以て大舍人に補し、位子は人に依り、容止端正書算に工なる者を以て之に補し、寮に雜色外の人を以て補するを得ざらしむ、爾後數度の變遷を経て嵯峨天皇弘仁三年左右を合併して一となし、十年八月半減して四百人を以て定員となす、其後變革なし(書紀、令義解、類聚國史、職原抄、職官志)。

オホト

オホトネリアヤ 大舍人綾(アヤ)を見よ。

オホトネリレウ

大舍人寮 名又、オホトネリノツカサとも、唐名宮閣局、所傳美福門内の西園關中務省の政官、左右あり、禁中に宿直して、雜事に使はれ、行幸の時供奉すること、及分番宿直容儀假使等を掌る、大舍人の名帳、及び分番宿直容儀假使等を掌る、左右助各一人正六(助)位下、又助は行幸の時、風置の御綱を取る故に御綱(助)とも云ふ、左右大允各一人正七位下、左右少允各一人正七位上、左右大舍人各八百人、左右少舍人各一人正八位下、左右大舍人各八百人、左右少舍人各二十人、左右直下各二人、思原國起原詳かならず、りし事は大舍人の條に述べたり、文武天皇大寶元年制定して左右大舍人寮を設け、右の職員を置、平城天皇大同二年内寮所を本寮に合す、嵯峨天皇弘仁三年左右寮を合せて一となし、頭助以下一員を減じ、少屬一員を加ふ、十年また内寮所を復し、大舍人を半減す、後世權助を置(書紀、令義解、後紀、類聚國史、職原抄、職官志)。

オホト

オホトノ 大殿 正殿をいふ、轉じて貴人の稱となる、書紀に正殿、内殿、正殿などを、オホトノとよめり、いづれにても正殿の事にて、寢所にはあらず、また貴人を指していへることは源氏物語に、大殿の御心いとほしければまかてたまへり」と見え、倭訓栢に、觀殿と云ふ意にもいへり、埃蘇抄には、攝政關白を御子にもちたまふを大殿と稱すと見ゆ、江戸時代にては、當主に對して隱居をいひ、子息に對して其父をいふ場合に此稱を用ひたり。

オホトノアアラ

大殿油 オホトナアラを見よ。

オホトノ井ドコロ

大宿直所 大宿直(トノキ)參看)の人の居所、大内親主殿寮の南、製本賣司の北、内教坊の西、率分藏の東に在り、方四十丈の地を占む、南に門あり、境内の西南隅に番所あり、小右記に、長和三年三月十二日、大宿直焼亡の事見えたり、賴政家集に、大内守護ながら殿上ゆるされぬをおもはぬにしなかりけるころ、行幸ありて侍けるに、大宿直なるこやにかくれぬ侍るに、月のあかりりければ、丹後の内侍のもとへつかはしける、人しれぬ大内山のやまもりは木かくれてののみをみるかな」といへるもの亦是所なり(大内親國考)。

オホトノゴモリ

大殿隱 天皇の御殿にこもり給ふをいふ、後ら變じて軍に御隱のことをいふに至る、萬葉集に、大殿をつかへまつりて殿ごもり隱いませじと見え、其他伊勢物語、源氏物語等にも見えたり、倭訓栢に、約會に、婦人稱、曰宮、宮者隱蔽之音也といふに同じといへり。

オホトノスマラミコト

男大連天皇 額田天皇の御名、クイイイランヲラを見よ。

オホトノホカヒ

大殿祭 名國神今食、

オホト

新嘗祭、大嘗祭等の前後、若しくは皇居の遷移、警宮、警院卜定の後等に、屋船久久運命、屋船豐宇氣姫命、及び大宮實命(久久運は木の靈、豐宇氣は稻の靈)を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ、關西神祇官宮四合(玉、切木綿、米及び酒類を納む)を入案二脚に置き、神部四人をして昇かしむ、中臣、思部官人、宮主、史生、神部等木綿聖澤を著けて左右に分れ、御巫、案後に列し、延政門の外に至り案を費すの上に置き、大舍人門を呼ぶ、關司之を奏す、勅あり、關司傳宣す、宮内省官人、神祇官人を召すと奏す、神祇官中臣木綿聖澤を著け、思部木綿聖澤を加ふ、共に案前に立て仁志殿に進む、是より先御巫等宣陽門より入りて、内裏に候す、中臣思部御巫等皆殿内に入りて、御巫一人紫宸殿に進み、一人承明門に至り共に散米し、思部玉を執て殿の四隅に懸け、御巫米酒を散じ木綿を切り退出す、中臣仁志殿の南に候て思部玉に向ひ、微聲祝詞を讀む、終て玉を浴殿及び厨殿四隅に懸け、御巫米酒を散する初めの如し、陰明門より退出し、宮主、神部を引て炊殿に至り木綿を懸け、米酒を散じ乾て神祇官に賜ふ、祭終て後、宮主忌火庭火祭を内膳司に修む、上世より出雲玉作氏御祈玉を買して以て祭事に供ふ、後世玉に代ふるに土鏡を以てす、關西神祇官太古瓊々杵尊の時天太玉命諸神を帥て齋弁を以て材木を伐採し、手置帆真彦狹狹知二神と瑞殿を興し、又諸神と鏡玉幣物を造て天祖に祈請して新殿に移す、太玉命、天兒屋命と日御綱を殿上に遊け、大宮實神を御前に侍せしむ、大殿祭此に權與す、神武天皇根原宮に都を定め給ふや天宮命齋儀に違ひ、手置帆真彦狹狹知二神の裔に正殿を築かしめ幣物を備へて殿祭を行ふ、此より大殿祭永く思部氏の世職となる、而して中臣氏又相副て供奉す、寶鏡中臣

オホト

兵權を專にし、恣に舊式を亂し、中臣氏思部を帥て供奉する例となす、大同中齊部廣成上言してその非を極論して舊式に復す(古語拾遺、真觀儀式、古事類苑神祇部)。

オホト

オホトモウチ 大伴氏 高皇產靈尊五世の孫天押日命より出づ、後ち淳和天皇の諱を避けて單に伴と云ふ、姓に朝臣、宿禰、連等あり、宿禰連并に左京に貫す、天押日命、皇孫彦火瓊杵尊に從て前驅す、神武天皇遷都の時三世孫孫道臣命道等となり、長髓彦を討し、關國の元勳となる、子孫世々大連に任じて國政を執る、其部下に屬する兵士を大伴部と稱せり、仲哀天皇の時武持始めて大連となる、室屋は允恭より武烈迄七朝に、金村は仁賢以下の朝に仕へ、其子孫、征新羅大將軍となり、狹手彦は高麗を征して功あり、吹負は天武天皇を佐けて壬申の功臣たり、天皇萬姓を定めし時、連を改めて宿禰を賜ふ、旅人の姓古慶橋、奈良麻呂と藤原仲麻呂を滅さんとて却て殺さる、桓武天皇の時參議國道改めて伴宿禰となす、仁明天皇の時山城麻呂の地一町を賜ひて、兵神を祭る、文德天皇の時三宗鎮守府將軍となる、清和天皇の時善男大納言に至る、應天門を燒き罪を得て伊豆に流され、宗族皆貶竄に違ふ、伴氏はより衰ふ、朱雀天皇の時參議保平に朝臣の姓を賜ふ、連姓の系狹手彦より出づ、又大伴、太田宿禰も狹手彦より出づ、其族の近江に居るものを、平松氏、甲賀氏と云ひ、三河に居るものを富永氏、設樂氏と云ふ(書紀、續日本紀、三代實錄、姓氏錄、日本紀略、伴氏系圖)。

オホト

大日命 角日命 豐日命 健日命 大伴武持 室屋 談大連 金村 兼 昨子 狹手彦 樺手子 毗羅 邦國 馬飼 直盛 伯 稻積 友國 馬來田 大國 實 安慶 御行 國廣 杜屋 大養 手伯 子若 博麻 景連 義景 師綱 清綱 信綱 直綱 利綱 慶綱 綱忠 ○○善實 久綱 幸綱 吉信 宗信 宗長 長德 御行 安慶 旅人 家持 古慶 禮人 宿奈慶 高多慶 馬來田 道足 伯麻呂 駿河麻呂 吹負 國通 善男 中麻 春雄 忠行 右職 清原 保右 仲信 爲國 佐親 定通 通方 正方 守方 忠茂 探忠 時綱 國連 時國 忠清 時連 持時 時信 公時 時季 時成 清時 オホトモウチ 大友氏 姓は藤原、文行の子孫行より出づ、修行近江津となり、近藤と稱す、修行曾孫景賴、能成を生む、能成の子能直中原能能の養子となり、中原を習し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、能能の姉波多野經家の家號を大友と稱すと、志賀文書に、能直殺後其妻相模大友郡地頭を嫡子大

オホト

炊介親季に附す、依て氏とす、蓋し経家其食邑を以て之を女婿親能に與へ、親能又之を能直に與ふと、大友系圖、田原系圖、刊本諸家大系圖等皆親能を源頼朝の子となす、誤なり、後ち本姓に復し、豐前守鎮西奉行となり、子孫世々西海に居し、世々鎮西奉行たり、建武中氏泰、足利尊氏の嫡子となり源氏を討つ、戦國の時義隆義隆の時最も盛なり、義隆の時豊臣秀吉に隨ひ、文祿元年參謀となる、翌年朝鮮征伐に怯弱の行ありしを以て秀吉の怒にふれ、國色を没し、常陸に流さる、並に至り大友氏全く勢なし、其孫義孝、明曆中徳川氏より縁色を受け、高家に列す、其支族に武藤、少貳、立花、田原、田村、吉澤、水谷等あり(系圖、系圖纂要、氏族志)

○能直 親秀 頼泰 親時 貞親 貞宗 氏泰 氏時 親世 持直 親著 親經 親隆 親繁 政親 義右 親治 義長 義隆 義隆 義統 正照 義孝 義泰 義圓 義武 義珍 義方 義智 義路 義敏

オホトモウチ 大友氏 善別、漢人より出づ、姓は村主なり、推古天皇の時高麗あり、稱徳天皇の時近江人村主人主あり、清和天皇の時、施薬院使家主、近江遠賀郡大領黒主、及び少領須賀原良昌等あり(氏族志)

オホトモノカナムラ 大伴金村 孫 談の子、室屋の孫、仁賢天皇崩じ、皇太子未だ位に即かざるに、大臣平群眞鳥父子不軌を謀る、金村命を奉じて、眞鳥父子を誅し、皇太子を奉じて位

オホト

に即かむ、これを武烈天皇となす、天皇金村を以て大連となす、天皇崩じて嗣なし、金村主として建國し、大連王を三國に迎へて擁立す、繼體天皇是なり、欽明天皇の元年住吉に遷して朝せず、金村、仁賢、武烈、繼體、安閑、宣化、欽明の六朝に歴事し、五朝に大連となる(大日本史)

オホトモノクワシ 大友黒主 近江大友の郷に居る、因て大友を以て氏となす、又大友の郷は滋賀郡に在るを以て、世人滋賀黒主とも稱す、初め大友郡の大領となり、從八位上に叙す、貞觀中、園城寺を以て延暦寺の別院となすに及び、神祇の別當となる、延喜中宇多法皇石山寺に御幸の時、和歌を獻じて物を賜はる、又仁和昌泰の大嘗會に風俗歌を獻す、黒主尤も和歌に長じ、秀吟甚だ多し、後人嗣を郡中に建て、之を記り、黒主明神と稱す(大日本史)

オホトモノノタビト 大伴旅人 大友長徳の孫、大納言安慶の長子、元明天皇の時正五位下に叙し、左將軍と成る、繼體元年從四位上に進み、中務卿に任じ、尋で中納言に拜し、幾干もなくしてまた正四位下に昇り、山背攝官と成る、大宰府の軍人反するに及び、征軍人將軍となり、之を征して功あり、養老五年從三位に叙し、帶刀賣人四人を賜ふ、この年元明天皇崩す、旅人山陵の事を監す、神龜の初め正三位に叙し、山城國事を兼知し、尋でまた大宰帥となる、天平二年歸京して大納言に任じ、三年從二位に叙す、尋で薨す、年六十八、旅人文藻に富み、和歌に堪能なり、性また酒を愛し、歌十餘首を詠じて酒徳を發す、載せて萬葉集中にあり(大日本史)

オホトモノテンワウ 大伴天皇 淨和天

オホト

皇を申す、コウエンテンワウを見よ、オホトモノテンワウ 大友天皇 弘文天皇を申す、コウエンテンワウを見よ、オホトモノフケヒ 大伴吹負 子、金村三世の孫、謙慎大志あり、常に功名を成さんとするの念あり、天武天皇の吉野に潜居せらる、や、變あるを察し、疾と稱して大和に居す、天皇兵を擧げて東國に入るに及び、親族豪傑と結びて數十人を得たり、即ち種積百足等を殺し、高坂王稚狭王等を降し、大伴安慶等を不破に遣はして之を奏せしむ、天皇大に喜び、拜して將軍となす、並に於て四方の豪傑等來附する者多し、吹負其後を遣ひて別將軍となし、弘文天皇を近江に歸はんとし、乃樂山に至る、途に近江の大軍と戦ひて大敗し僅に身を以て逃る、墨坂に至りて漸く援兵の來るに逢ひ全軍を合して網井に屯し、以て散卒を聚む、因て近江の軍壹岐國と葦池に戦ひて之を走らす、尋で近江の將大養五十君、別將藤原等討破し、終に大和を定め、進みて大坂を経て難波に至る、天武天皇諸將等と三道より並び進む、吹負留て四國諸司をして官給賜給傳印を獻せしむ、天武天皇の天下を得たるは吹負の功ありて大きに居る、天皇の十一年に卒す、大錦中を贈る(大日本史)

オホトモノミヤ 大友宮 弘文天皇を申す、コウエンテンワウを見よ、オホトモノヤカモチ 大伴家持 大納言旅人の子、天平中從五位に叙し、越中守となり、累進して正四位下に進む、神龜元年太皇少貳となり、後ち左中務大輔相模上總伊勢等の守を経て、十一年二月參議兼右大辨に拜し、天應元年東宮大と爲り、左大辨に轉じ從三位に叙す、延暦

オホト

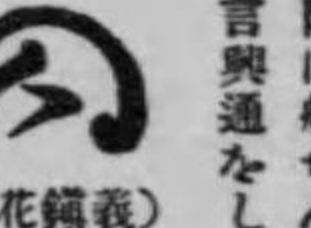


の女、顯從四位下に叙し、左馬頭修理大夫に任す、屢々近國を侵し、威武大に張り四隣皆降る、禮後、豊

元年正月水上川繼の事に坐して官を奪はれ京外に移さる、四月赦されて本官に復し、六月陸奥按察使鎮守府將軍を兼ね、二年中納言に任す、除官故の如し、三年持節征東將軍と爲る、四年奏上して曰く、陸奥の國たる、名取以南の十四郡は、山海に僻に在るを以て施政に便ならず、是に因り假りに多賀階上二郡を置きて百姓を募集し、國府を充實し、東西を防禦せんと、朝廷議して之を許す、同年八月薨す、年五十七、幾干ならず宗人右少辨繼人等皇太子の命を受けて藤原種繼を殺し、事露顯して捕はる、而して辭、家持に連る、曰く其謀主なりと、因て名籍を追除し、其子永平を隱岐に流す、桓武天皇崩するに及び、遠逝して家持の本官を復せしむ、家持尤も和歌を能くし名吟頗る多し、萬葉集は實に其撰する處に係る、(公卿補任、大日本史)

オホトモヒ 辨 辨官(ベンクワン)を見よ、オホトモヒノツカサ 大辨 (ベンクワン)を見よ、オホトモヘ 大伴部 大伴連に屬せる兵士をいふ(職官考) オホトモモン 大伴門 朱雀門(スザクモ)を見よ、オホトモヨシアキ 大友義鑑 初は親安、親教と云ふ、幼名次郎五郎、鹽法師丸と云ふ、後ち將軍足利義澄の諱字を賜ひ義鑑と改む、入道して宗主と號す、法名

オホト



初め宗純文を好み、武を嗜み、政事に意を用ひ、絶

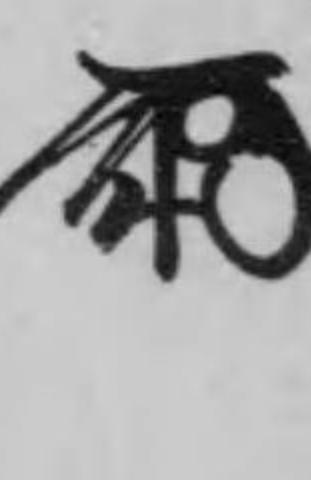
特、其後、肥後の四國を領す、享祿の末、筑後國住人親忠自立せんとす、義隆怒りて自ら兵を率ゐて星野城を攻む、利あらずして歸る、人を遣はし京師に訴ふ、幕府大内義隆、島津時久、菊池等に令して、義隆を援けて攻めしむ、親忠防ぎ戦ひ屈せず、翌年五月義隆奮戦、城將に陥らんとす、親忠和を乞ふ、後ち家嗣の事により臣下に殺さる、時に天文十九年二月十二日、年四十九(大友系圖、野史)

オホトモヨシシゲ 大友義鎮 名鹽法師丸、五郎、又は親太郎と稱す、將軍義晴より諱字を受け、義鎮と改む、入道して宗純と號す、法名瑞峯院、義隆の長子、母は坊城氏、幼より學を好み、臣下の服する所となる、天文中熊本城主高橋親忠初め來り屬し、後ち島津氏に欺を通す、義鎮之を攻む克たす、二十年菊池義宗を攻めて肥後を併す、弘治二年豊前を攻め、宇佐氏の領地を略し、三年筑前を攻め、秋月清種を滅す、五年筑前を攻め、州を併せんとし、府城を長子義統に譲り、新に丹生島に築き之に居し、入道して三非齋宗麟と號す、六年師を出して豊前を侵略し、周防に航せんとす、毛利氏防府に之を備ふ、幕府大納言與通をして和せしむ、是より先筑後人世變に乗じて青く、七年三月兵を發して筑後に入り、秋月種實と戦て和し、夢生城を降し、草野氏を擧げ、速水久久を捕尾城に攻めて之を破り、遂に筑後を定む、



初め宗純文を好み、武を嗜み、政事に意を用ひ、絶

オホト



して島津家久を征し、自ら師を率ゐて豊後に入る、家久府内城を避けて走る、秀吉義統を豊後に封す、十

繼ぎ、廢を興す、諸州平々の後漸く政事に倦み、酒色に耽る、賢臣戸次道雪之を諫む、義鎮其忠に感じて行を改む、八年四月立花氏叛く、攻めて立花城を拔く、二十年吉川氏と和し、豐後悉く平く、天正五年島津義久を討て大敗す、八年五月筑前人龍造寺に屬するを以て之を攻む、志を得ずして罷む、十四年三月後を豐臣秀吉に乞ふ、秀吉之を許す、依て宗麟好を通じて力を西征に戮す、十五年卒す、歳五十八、宗麟常に天主教を崇信し、丹生島に教會堂を建つ、元龜元年出征するや宮祠梵字神佛の體を燒毀す、天正四年豊前豊後に抵り大坂二を宗麟に贈る(野史)

オホトモヨシムネ 大友吉統 名長壽丸、五郎と稱す、初め足利義昭の諱字を賜ひ、義統と改む、後ち豐臣秀吉の諱字を賜ひ吉統と改む、入道して宗麟と號す、法名豐鏡院中華嚴院義鎮の嫡子、母は奈多大宮司繼元の女、天正七年義鎮の後を繼ぎ、左兵衛督從五位下となり、從四位に進む、八年筑前を略し、田原氏の鞍掛城を取る、十二年武勇の臣戸吹道雪殺して軍氣沮み、島津、秋月、龍造寺の諸氏勢あり、十四年三月父義鎮を關白秀吉に乞ふ、秀吉之を聽し、九月六萬の軍を率ゐて西征す、義統島津征伐の先鋒となりて利あらず、十五年二月秀吉大舉

オホト

六年侍従、文祿元年正月参議に任ず、三月諸將と兵六千を率ゐて朝鮮を征す、二年正月明將李如松等の大軍を恐れ、小西行長を救はすして走る、秀吉大に怒り誅せんとす、累世の豪族たるを以て、死一等を減じて安藝に放つ、義統を削る、慶長五年石田三成に従て兵を擧ぐ、墨田如水之を誅す、従はず、如水の爲めに破られ、降を乞ふ、如水家康に請ひ、死一等を減じて常陸に放つ、慶長十年七月十九日卒す、歳四十八(大友系圖、野史)

オホトリシヤウ

大鳥城 關西若代國信夫郡上飯坂村諸山の上、頂の坦平なる處を一ノ平と呼ぶ、東西五十五間、南北五十間、稍々下りて平なる處を二ノ平と呼ぶ、東西十五間、南北二町十五間、又稍下りし處を三ノ平と呼ぶ、東西三町四十間、南北二町十五間、澤邊橋を跨ぐべし、麓より西に響ひ少く登りし所を追手門の跡なりと云ふ、壘壘猶存す、此山東南新地に臨み、西北大作山に連り、赤川兩山の間を流れ、西南に小川、東に摺上川あり、頗る要害の地なり、(關西諸藩)初め詳かならず、信達一統志に、保元二年佐藤元治の築く所とす、元治此所に築きし時、生龜一羽を城の中央に埋め、木丸の守護神となす、故に城名とす、一説に、寛治中元治の祖父秀春之を築くと、共に確證なし、文治五年源朝藤原泰衡を追討す、元治泰衡の命を以て此の地に據り、石部坂に築きて防戦す、八月八日伊達西念の爲めに破られ、遂に城となる、十月二日免されて、本城に居す、廢城となりし年月詳かならず(信達一統志、郡村志)

オホトリノコホリ

大鳥郡 關西和泉國 關西諸藩 持統天皇三年八月初めて郡名見えたり、領武天皇延暦二十三年十月大鳥郡美原に遷す、和名沙に、大鳥(オホトリ)日部(タケ)和(田)ニキヤ

オホト

上神(カムツミ)大村(オホムラ)土師(ハニシ)峰田(ハチタ)石津(イシツ)磯穴(シホアナ)常渡(フカキ)等の郷あり、明治二十九年三月泉郡と共に合して泉北郡となる(續日本紀、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホトリノジンジャ

大鳥神社 關西和泉國泉北郡風村大鳥大明神ともいふ、本國の一宮、今は官幣大社、關西大鳥連の祖天兒屋命、泉州志には、日本武尊を祭るといふ、(關西諸藩)創建の年詳かならず、平城天皇大同元年和泉地二戸を神封に充奉り、嵯峨天皇弘仁十四年七月祈雨の爲めに幣帛を奉り、仁明天皇承和九年十月從五位上を授け、清和天皇貞觀元年正月從四位下を賜ひ、九月雨風を祈る爲めに使を遣はし幣を奉り、三年七月從三位に叙され、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、新平月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る、慶長七年豐臣秀頼泉州五社を再建す、大阪の亂兵火に罹る、元禄中僧快圓神風寺城内に興建す、寶曆二年修繕を行ふ、本殿は特別保護建造物なり、明治四年五月官幣大社に列す、祭日は、五月三日、八月十三日に行ふ(諸國神名帳、泉州志、神祇志料、官國幣社一覽、國寶目録)

オホナカグロ

大中黒 紋所の名、一ツ引兩ともいふ、丸の中に太く黒線を畫きたるものにて新田氏の紋と爲す、太平記に、瓜生舉族の條に、誰とは知らず末座なる者、二ツ引兩と、大中黒と執が勝れたる故にて候らんと問ければ、美濃將監の善悪をば暫く置き、吉凶を云ば大中黒ほど目出たき紋はあらじと覺ゆ云々とい見えたり、詳しくは一兩引(ヒトツヒキリヤウ)を見よ、

オホナカトミウチ

大中臣氏 中臣氏に

オホナ

同じ、ナカトミウチを見よ、

オホナハタンベツ

大繩段別 ヲンベツを見よ、

オホナホヒ

大直會 ナホラヒを見よ、

オホナムチノカミ

大己貴神 大國主神 (オホナムチノカミ)を見よ、

オホナンド

大納戸 江戸城大奥の居間の名、御清の間の西に接し二間あり、長持、軍符、其他諸器具を納め御納戸の用に備ふ、二階へは、諸家より獻じ物の壺など雜物を納め置く、南の大納戸は四十疊、北は二十五疊なり、大納戸の戸欄は襖を以て絶て切り、其他座敷の間なる襖及び御入側の入口なる黒塗の杉戸を除きては、皆貼付なり、是は白地に銀箔の唐草及び青にて花雲を畫きしものなりといふ(千田代城大奥)

オホナモチノジンジャ

大名持神社 關西大和國吉野郡原屋村持世山國郡大持命の御魂、清和天皇貞觀元年正月正一位を授け奉る、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、新平月次新嘗新嘗の案上官幣に預る、凡毎年六月九日の十日、八月十六日、十一月七日に祭を行ふ(神祇志料)

オホナメ

大嘗 「ダイシヤウエ」又は「オホニ」を見よ、

オホニシヤウ

大西城 關西阿波國三好郡池田村○又池田城とも云ふ本國九城の一、(關西諸藩)承久中阿波國守護小笠原長清の築きし所、子孫世々此に據る、天文中、元長、義賢、勝瑞に移るに及びて源頼武之を有す、天正十年長曾我部元親、其族親吉をして來り攻めしむ、謂へらく四州の衝地なりと、時に中内安吉之を守る、終に敵する能はず十三年来て去る、元親因て家宰牛田掃部に命じ守らしむ、

オホニ

後中村重勝之に代り、五千石を賜り兵三百を置く、重勝大阪の役に戦死し、男若狭守盛吉男美作丹生山に退去し、主馬祐嗣、寛永中途に廢す(阿波志)

オホニシヤウセ

大西淨清 關西名は村長、通稱五郎左衛門、南山城廣瀬村の人、(關西諸藩)源越家昌の門人、殊に古田織部、小堀遠州、片桐石州等に愛せらる、淨濟齋造する所の堂の中、織部底と稱するものは、古田織部の好に出づといふ、晩年關東に移り東西兩家に分かる、天和二年九月三日歿す、年八十九、其子淨久(遠州好小松葉色紙簽を鑄造し、また石州好徒釜夕顔簽等を鑄造せし名匠なり)其弟子淨雲清右衛門皆名匠にして名を揚ぐ(工藝鏡)

オホニシハ

大西派 大西開齋の創めたる茶道の流派○開齋は瓢々庵宗順と號す、石州流の祖片桐貞昌に從ひ、茶道を學び、其奥に達し一派を創む、延寶元年貞昌の死後大阪に遷す(茶人系傳)

オホニテウクワンバク

大二條關白 藤原教通(フナハラノノリミチ)を見よ、

オホニフダウド

大入道殿 藤原兼家(フナハラノカネイ)を見よ、

オホニ

大嘗 新穀を食するをいふ、新嘗大新嘗とも書す、ニハシは、新嘗の約にて、新稻を以て饗する故に名づく、書紀に、甕波能阿比、甕波那比とも甕波那比、甕比那米とも、甕比那とも、甕波比とも訓めり、又「オホニ」も訓めり、嘗は、漢土にて秋の祭を嘗とも云ふを借て用ひしなり、新嘗と書は、本の新嘗の意を取るなり、元は人民一般に行ひて、神にも供し、自も食せしが、後には神に祭る事のみとなれり、大は、尊稱にて朝廷に行ふ「ニハ」なる故に大嘗と云ふ、又後には踐祚の大嘗を、大嘗と云ひ、毎年行ふものを新嘗と云ふ、詳しくは「ダイ

オホニ

ジャウエ、シンジャウエ)を見よ、

オホ又サ

大幣 幣の大なるものをいふ、幣(ヌサ)を見よ、

オホネ

大福 上代の職官、舊事紀孝元天皇八年正月の條に、太孫杵命爲大福、又開化天皇八年正月の條に、以大福太孫杵命爲大臣、武建命、大奉命、並爲大福と見え、大臣より尊く、宿禰より上なりと思はる、倭訓栞に、舊事記に大福の官號見えたり、すくれの如し、大福は、大兄の義、宿禰は、少兄の義也といへり、

オホノキ

大野城 關西筑前國筑紫郡大野村大城山(關西諸藩)天智天皇四年八月百濟の連率禮禮留、連率四比福夫を筑紫國に遣はし、大野城を築く、文武天皇二年五月太宰府をして之を繕治せしむ、嵯峨天皇大同二年二月大野城の嶺に堂宇を建立して四天王の像を安置す、其の殿城の年月詳かならず(筑前續風土記)

オホノジャウ

大野城 關西越前國大野郡大野町(關西諸藩)天正二年一向宗の徒杉浦壹成守郡司となり此地を領す、三年九月金森長近、織田氏の命により、成山城を此地に移して築き、龜山城と稱す、是れ今の大野城の始めなり、四年青木秀以移り來りて治し、十三年長谷川秀一、東郷を領して此地を築れ治む、尋で織田秀雄之を領す、慶長五年徳川氏悉く地を收め、徳川秀康を越前に封す、翌年其家臣土原昌雄を此地に封す、元和九年秀康の三男直政之に治す、後松平直真(寛永十一年より正保元年まで)、松平直真(正保元年より天和二年まで)二世三十九年間)等相尋で城主となりて治す、天和二年に至り土井利房四萬石に封せられ此地を領す、子孫相襲きて明治維新に至る(古今類聚越前國誌、明治政覽)

オホニ

オホノコホリ 大野郡 關西美濃國 關西諸藩 續紀文武天皇二年の條に郡名始めて見えたり、和名抄に、檜(ナラヒ)大神(ミコ)明見(アカミ)三桑(ミク)上杖、下杖、郡家(クワケ)志麻(シマ)大田(オホタ)石太(イシタ)栗田(クリタ)七崎(シヅキ)家等の郷あり、明治二十九年四月郡の一區域と池田郡とにて併置郡を置き、他の一區域を本巢郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホノコホリ

大野郡 關西美濃國 關西諸藩 續紀文武天皇二年の條に郡名始めて見えたり、和名抄に、檜(ナラヒ)大神(ミコ)明見(アカミ)三桑(ミク)上杖、下杖、郡家(クワケ)志麻(シマ)大田(オホタ)石太(イシタ)栗田(クリタ)七崎(シヅキ)家等の郷あり、明治二十九年四月郡の一區域と池田郡とにて併置郡を置き、他の一區域を本巢郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホノコホリ

大野郡 關西越前國 關西諸藩 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、野多(ノタ)上家(カツイ)川合(カハヒ)利別(トカリ)毛屋、加美(カミ)資母(シモ)出水(デミヅ)大山(オホヤマ)等の郷あり、職國の時郡の北境を分て今北郡と云ふ、寛文中また之を併す、正保圖今北郡を今北東郡となす、蓋し今立東郡の今北東郡の稱あるを以て誤りしならん、爾後變革なし(郡名異

オホノコホリ

同一覽、國郡沿革考) 大野郡 豊後國

田口(タケチ)大野(オホノ)緒方(ナガタ)等の郷あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

景義 景康 景親 景隆 景平 景三 景四 景五 景六 景七 景八 景九 景十 景十一 景十二 景十三 景十四 景十五 景十六 景十七 景十八 景十九 景二十 景二十一 景二十二 景二十三 景二十四 景二十五 景二十六 景二十七 景二十八 景二十九 景三十 景三十一 景三十二 景三十三 景三十四 景三十五 景三十六 景三十七 景三十八 景三十九 景四十 景四十一 景四十二 景四十三 景四十四 景四十五 景四十六 景四十七 景四十八 景四十九 景五十 景五十一 景五十二 景五十三 景五十四 景五十五 景五十六 景五十七 景五十八 景五十九 景六十 景六十一 景六十二 景六十三 景六十四 景六十五 景六十六 景六十七 景六十八 景六十九 景七十 景七十一 景七十二 景七十三 景七十四 景七十五 景七十六 景七十七 景七十八 景七十九 景八十 景八十一 景八十二 景八十三 景八十四 景八十五 景八十六 景八十七 景八十八 景八十九 景九十 景九十一 景九十二 景九十三 景九十四 景九十五 景九十六 景九十七 景九十八 景九十九 景一百



(押花長治)

治長従者の肩に倚りて歸る、五月八日殉死す、治長人と爲り心誠廣溢、細節に約せず、居第を莊飾し、奇貨を愛玩す、色を好みて遊佚、燕飲度なし(野史)

オホバウチ

大庭氏 姓は平氏、村岡小五郎 忠通より出づ、忠通の三男景村相模國大庭村に住す、其孫景宗大庭太郎と稱し、終に兵を討つ、其子景親 治承四年源頼朝を石橋山に撃つ之を敗る、尋で頼朝の爲めに殺さる、其甥景隆建暦二年五月和田義盛に 驚して殺され一族亡ぶ(吾妻鏡、系圖纂要)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハツセウカケケノスマラミコト

行休あり、篠田流を創む(鑿定便覽、日本教育史資料) 泊瀬幼武天皇 雄略天皇の御名、ユウリヤクテ シラツシを見よ、

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハフリ

大祝 祝の一種、神社により多数の祝を有する處は、大祝、權祝、擬祝、副祝、一祝、二祝、三祝、四祝等の稱を設け、これを以て職務を分ち、尊卑の區別を爲したり、大祝は、其職制等詳かならざれども、蓋し祝中において上位にあるものなるべし、鹿島神社、信濃國諏訪神社、筑後國高良玉垂神社、紀伊國天野神社等皆此職あり(吾妻鏡、筑後志略、紀伊國名所圖會、條訓要)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホバン

大番 關西江戶幕府の職名、戦時は先鋒の精兵にして、平時は要地の在番を主役とす、江戸にては、番衆は營中、輿力同心は二の丸の諸門を護衛す、又回り番と稱し、晝夜城内を巡行し兩番七十四人大番四十八人づ、非常を護る、番衆の内二組宛毎年四月(京都)八月(大阪)交代して二條城及び大阪城に在勤し護衛に備ふ、當職は旗下の中最もその家を撰びて之に補す、十二組ありて老中の所管となす、大番頭、十二人、席次菊間詰、一組の番衆を統率し、人物を撰挙して老中に上申し、要職に補せしむ、一人づ、毎日營中に出勤し、又一人二丸に宿直す、大番組頭、各四人、六百石高、番頭を佐けて番衆の願届等を受けて、番頭へ達し布告辭令を達す、席次菊間の間とす、寛永十年二月始めて置く、大番衆、一組五十人、二百俵高、各組に輿力十騎、同心二十人附隸す、凡十二組の内二組づ、二條、大阪の兩城に在勤す、天正十四年徳川家康豊臣秀吉と和してより展上京あり、十五年從二位權大納言となる、始めて菅沼定盈、松平康安、渡邊重綱等を撰

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハ

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハ

貴高日子根神の持せし銀の名、古事記に、大量と書す、大は美稱、別は切と同じく銀と云ふが如し、或は云ふ、草薙と云ふが如く、其鏡をさして名付しならんと、又天羽々斬と異名同物ならんと、武家名目抄に、天羽々斬と一物歟、其は同言の重なるか一言と成ば恒の事にて、キリとカリと同ければなり、しか云ふ故は、彼素戔嗚命大蛇を斬給ひて、夜見國へ越まし時、さる威験ある神銀なれば、須臾も大御身を離たず、秘藏し給ひしを大名持命の受將て来て、遂に八十神等をも平伏し、天下を治て大功をなし給ければ、第一の御子の味船の命に譲給ひむを、今帯ぶるなるべしと云へり、

オホハ

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハ

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハカゲチカ

大庭景親 名諱平三郎 亂源義朝に從て白河殿を攻む、嘗て罪あり斬に當る、平氏の救濟によりて免かることを得たり、因て深く之を徳となす、源頼朝兵を起し石橋山に據るや、弟景久と共に兵三千を率ゐて之を撃ち、翌曉大に之を破る、頼朝僅に逃る、既にして頼朝の勢威大に振ひ、關東の將士多く來附す、景親兵一千を率ゐて平軍を迎へ、往いて蘆澤宿に振る、頼朝が兵二十萬に將として足柄を越え、甲斐源氏二百餘を以て駿河に屯するを聞き、窮蹙計の出づる處を知らず、即ち河村山に逃れしが、幾日ならずして遂に出で、降る、頼朝命じて平廣常の邸に拘し、遂に固瀬河上に斬る(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハカゲヨシ

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハシリウ

大橋流 大橋長左衛門重政の創めたる入木道の流派、重政は電保入道龍慶の子、幼より書を好み、尊純法親王に就きて御家流の書法を學び、其奥旨を極めて遂に一家を爲す、後ち幕府に仕へて右筆となる、寛文十二年六月十三日死す、年五十五、相模國鶴沼空乗寺に葬る、門人に篠田

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホハシロウ

大橋流 大橋長左衛門重政の創めたる入木道の流派、重政は電保入道龍慶の子、幼より書を好み、尊純法親王に就きて御家流の書法を學び、其奥旨を極めて遂に一家を爲す、後ち幕府に仕へて右筆となる、寛文十二年六月十三日死す、年五十五、相模國鶴沼空乗寺に葬る、門人に篠田

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホバンクミワウライ

大番組往來 江戸幕府の時、大番頭二人、年毎に組の番士を率ゐて、交々二條と大阪との城を守り、翌年交代して府に歸るを云ふ、暇を賜ふの日又は歸府の節、組頭を將軍の前に召出し懇に勞らふと云ふ、番士等の手に至るまで、連歌問の後に並居て謁見せしむ、尙ほ大番(オホバン)參看(幕府年中行事歌合)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホバンツメ

大判詰 江戸時代、幕府使用の字治の茶壺一箇につき、大判一枚づ、賜はるを、俗に稱していふ詞(製茶沿革考)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホバンヤク

大番役 關西諸國の武士 交番上京して、禁衛を衛護し、洛中を巡警す、大寶の制諸國軍團の兵士交代して、一年間京師に宿衛するを衛士と云ふ、蓋しこの遺風なり、總て軍團の兵士、國內にありても組を分て交番す、之を番役と稱す、然るに京師の上番は禁衛守護にて、殊に重大の番役なるを以て、大番役と云ひしが、終に一定の役名となりしなり、又一説に京師上番は、番役より長日月なるを以て、大番役と云へるなりと、其始めて見たるは、中右記天元五年三月一日の條に、中宮の大番侍者あり、古今著聞集に一條院の時大番役見えたり、源頼朝天下の權を得るに及び、諸國の守護地頭に命じ御家人を徵發して、大番役を勤仕せしむ、其中權勢ある人を以て統領せしむ、之を番頭と稱す、源頼朝年限は從來三年交代なりしが、源頼朝改めて六ヶ月となす、貞永元年北條泰時目目を定むる時に、大番役を大犯三ヶ條の第一となす、頼經將

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

オホバンヤク

大番役 關西諸國の武士 交番上京して、禁衛を衛護し、洛中を巡警す、大寶の制諸國軍團の兵士交代して、一年間京師に宿衛するを衛士と云ふ、蓋しこの遺風なり、總て軍團の兵士、國內にありても組を分て交番す、之を番役と稱す、然るに京師の上番は禁衛守護にて、殊に重大の番役なるを以て、大番役と云ひしが、終に一定の役名となりしなり、又一説に京師上番は、番役より長日月なるを以て、大番役と云へるなりと、其始めて見たるは、中右記天元五年三月一日の條に、中宮の大番侍者あり、古今著聞集に一條院の時大番役見えたり、源頼朝天下の權を得るに及び、諸國の守護地頭に命じ御家人を徵發して、大番役を勤仕せしむ、其中權勢ある人を以て統領せしむ、之を番頭と稱す、源頼朝年限は從來三年交代なりしが、源頼朝改めて六ヶ月となす、貞永元年北條泰時目目を定むる時に、大番役を大犯三ヶ條の第一となす、頼經將

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ死す、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從つて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を愛ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かば、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意並に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)

大庭景能 名諱平太、又横島權守と稱す、源頼朝の亂、父を景房と云ふ、源頼朝相模の人、保元の亂、源頼朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に

オホハ

軍の時嘉祿元年京師に倣ひ鎌倉にも大番役を置く
 (カマクラオホパンヤク) 参看) 文暦元年正月幕府令
 して、明年十二番とし、一番を六ヶ月となし、巡守せ
 しむ、然るに家人等之を嫌ひ懈怠せしを以て、文暦
 二年七月令して一ヶ月運参するものは、二ヶ月多
 動仕せしむ、猶改まらざりしと見え、仁治元年十一
 月二十八日令して一ヶ月運参せしものは、舞屋用途
 十貫文を科せしむ、寶治元年十二月二十九日番數
 を増して二十二番とし、三ヶ月在勤せしむ、文永十
 一年蒙古寇し、建治元年元使來りしを以て、之を鎌
 倉に斬り、九州諸國に令して、武士の大番を止めて、
 邊要を防がしむ、建武一統の時大番役の制を定めし
 が、幾干もなく南北の争ひ起り、南朝は吉野の行宮
 に大番役を置きしむ、北朝には置かれざりき、時變
 ある時には門戸警衛の者を大番と稱す、建内記嘉吉
 元年四月十二日の條に、於三門々大番一者嚴密可候
 之由仰付了とあり、其後諸家に大番と稱する番士あ
 りしは、鎌倉幕府の大番に准據せしものならん(吾妻
 鏡、新編式目追加、建武年中行事、武家名目抄)

オホハラウチ 大原氏 姓は宇多源氏、其先
 は宇多天皇の皇子敦實親王の子雅信より出づ、九世
 の孫經實始めて藤田と稱す、其の十六代福徳大納言重
 隆の猶子榮顯始めて大原と稱す、實は修理權大夫葛
 岡寛之の四子なり、左少將從四位下となり享保八年
 卒す、爾來子孫相襲きて明治に至り、華族に列し伯
 爵を授けらる(知譜撰記、華族譜)

○榮顯 榮教 重度 重尹 重成 重徳
 重實 重朝

オホハラヂラ 大原寺 唐持寺(シヨウヤ
 シ)を見よ、

オホハ

オホハラノコホリ 大原郡 出雲國
 出雲國出雲郡土記に郡名始めて見えて、神原(カ
 ハハラ)屋代(ヤシロ)屋裏(ヤウラ)佐世(サセ)阿用
 (アヨ)海潮(ウミナミ)妻伊(イメ)等の八郷あり、
 和名抄亦同じ、但し大原郷ありて屋代郷なし、蓋し
 後ち改めしならん、爾來變更なし(郡名異同一覽、國
 郡沿革考)

オホハラノニシノミササキ 大原西陵
 高倉天皇の中宮建禮門院平德子の陵、山城國愛宕郡
 大原村大字草生に在り(陸奥一覽)

オホハラノノジシヤ 大原野神社
 山城國乙訓郡大原野村に在り、官幣中社、藤原氏
 藤原氏の祖神大和春日神四座、桓武天皇長岡遷
 都後、舊都の春日明神は遠くして后妃夫人の參詣に
 便ならず、且つ王城鎮護の爲めにとて仁明天皇嘉祥
 三年藤原冬嗣此地に勧請せり、清和天皇仁壽元
 年二月梅宮に准じて祭儀を制せしめ、清和天皇貞觀
 元年七月主殿權頭藤原朝臣水谷をして神寶幣帛を捧
 奉り、三年二月皇太后順子行啓ありて幣を奉る、是日
 大后牛車に駕し藤原氏六位以下を從者とす、大原野
 行啓並に茲に始まる、七年四月神田五段を充て、十七
 年六月使を遣はし幣を奉て甘雨を祈り、陽成天皇元
 慶四年二月幣をさしめて大極殿成る事を告しむ、歷
 代春日社に准じて慶奉幣の事あり、一條天皇正暦
 四年十一月天皇始めて行幸し給ひ、五年四月中臣氏
 人をして幣帛帛命を奉り、禁中放火及び疫病の變を
 祈らしむ、寛仁及び久安の年修理あり、壽永二年八
 月武士大原に亂入神寶を奪ひ取る、降りて明治四年
 官幣中社に列せらる、毎年二月及び十一月祭事を行
 ふ、(オホハラノノマツリ)参看(公事根源、神祇正
 宗、神祇志料、古事類苑神祇部)

オホハ

オホハラノニシノミササキ
 大原野西嶺上陵 淳和天皇の御陵、山
 城國乙訓郡大原野村大字大原野小嶺山頂清塚に在り
 ○天皇遺詔して御骨を粉碎し大原野四山の嶺上に散
 せしむ、是其處なり、封土三間面積百九十七坪二合九
 勺小石を築積し五圓塚を築く(陸奥一覽、平安通志)

オホハラノノマツリ 大原野祭
 山城國大原野神社の祭禮を云ふ、(陸奥一覽)毎年二月上卯
 日、及び十一月中子日に行ふ、若し十一月に三子あ
 れば、中子の日を用ひ、二子ある時は、下子を用ふる
 例なり、祭日には朝使の外、中宮東宮等も亦使を發
 して奉幣あり、藤原氏の攝關大臣等亦各私幣を奉る、詳
 しきことは、儀式、江次第、九條年中行事等に就て見
 るべし、大原野神社は藤原氏の氏神なるを以て祭祀
 の供奉人は其氏人を用ふ、若し氏人不足の時には他
 氏の人を用ふる例も亦多し、(陸奥一覽、平安通志) 公事
 根源に、此神社は后宮のまらせ給はん爲め、春日
 の本社遠きによりて、都近き所に移し奉る、されば
 大原野の行啓など申すこと侍るにや云々と云へ
 り(延喜式、儀式、禁抄抄)

オホハラノホツケタウ 大原法華堂
 後鳥羽天皇の御陵、又大原野陵とも云ふ、山城國愛宕
 郡大原村大字神林院の東、賣炭山の麓に在り、兆域
 面積百五十七坪九合五勺五才○延應元年二月後鳥羽
 天皇隱岐國に崩す、同國海部郡葛田山に火葬す(今
 源福寺の地)遺詔して國忌山陵を置かず、仁治二年法
 華堂を大原に造り之に遷し置く、蓋し北面藤原能茂
 遺骨を收めて京師に遷り大原に藏せり(山陵志、陸奥
 一覽、平安通志)

オホハラノミササキ 大原陵 順德天皇

オホハ

の御陵、山城國愛宕郡大原村大字神林院後鳥羽天皇
 の御陵と同所に在り、天皇仁治三年九月佐渡國に崩
 し、同國雜太郡竹田村眞野山に火葬す、寛元元年四月
 康光法師御骨を奉じて此に藏む○後鳥羽天皇の御陵
 なる大原法華堂をいふ(陸奥一覽、平安通志)

オホハラヒ 大祓 名産贖物を出して禊を
 修め、犯す處の罪、及び穢穢を解除するを云ふ、後
 ち年中行事となりて、毎年六月十二月の兩度に行へ
 り、なほ臨時に行ふ事もあり、(陸奥一覽)文武天皇大寶元
 年百官の大祓を夏冬季の晦と定む、中臣氏祓禊を
 上り、東西文部先づ祓刀を奉じ、漢文祓詞を讀む、訖
 て百官男女悉く會し、中臣祓詞を宣へ、卜部解除す、
 諸國の大祓は、臨時に行ひ、郡司國造祓柱を出す、其
 他百官祓に大同小異なり、神龜三年東文忌寸等をして
 て、辨官史生以上は祓刀を上らしむ、延暦六年詔し
 て東文忌寸諸司典以上祓刀を上らしめて永例とな
 すとす、延喜の制に至て中臣氏の宣讀を改めて卜部氏
 之に代る、弘仁十四年大祓の制限を未四點となし、
 宮内神祇總監三司延政門外に候し、申一點に(十二月
 未一點)門を叩て參入、四點に(十二月二點)始めて祓
 ふ、貞觀の制尤も備はる、儀式に詳しく見えたり、
 今之を略す、(陸奥一覽)太古伊弉諾尊黃泉國に往て汚
 穢に觸る、海水に沐浴して祓除す、素戔嗚尊天罪を
 犯す、諸神責て千座置戸を以て其罪を贖ひ、天兒屋
 命をして祓の詞を宣へしむ、大祓贖物共に之に起る、
 太祖既に天下を定む、天種子命をして天罪國罪を解
 除せしむ、此後種子の裔中臣氏、世々祓詞を宣ふ、
 故に之を中臣祓詞と云ふ、仲哀天皇崩御の時國の大
 祓を以て、天罪國罪を求めて諸國大祓を爲す、諸國
 大祓茲に始まる、文武天皇四年八月四方に詔して大
 祓を爲す、六年春、九年七月、朱雀元年七月並に天下

オホハ

に令して大祓を行はしむ、大寶元年制して百官の大
 祓を夏冬季の晦と定む、延喜以後陰陽家の説漸く
 行はれて、古風大に衰ふ、天元五年六月大祓に公卿
 一人の至るなし、内侍亦事に託して參せず、若少辨
 藤原惟成代て上禰となる、此より後、大臣大祓に臨
 ます、應仁の亂後終に全く廢絶し、只僅に茅の輪を
 懸ゆる事のみとなり、文明九年六月の御湯殿上記、
 永正十四年六月の二水記等に見えたり、東山天皇元
 祿四年六月再興す、然れど舊制の如くならず、内侍所
 の西庭に行ひ、吉田家其事に従ひ、其名稱も亦大祓
 といはず内侍所清祓といふ○臨時の大祓は、大嘗
 會の時は、先づ天下をして之を行はしめ、次に京畿
 近國次に百官之行ふ、二季の儀の如し、祭終て百官
 又行ふ、齋主伊勢に赴く時、天下祓を行ひ、次に百官
 又行ふ、皆二季の儀に準ず、其他大神宮奉幣、大神寶使
 發遣の時、及び死穢火災の類皆朱雀若くは建禮門前
 にて行ふ、又毎月晦御麻御禊の儀あり、蓋し六月十二
 月は此例にあらず、大祓は以上述べたるが如く、上
 代には祓を以て一種の刑となしたりしが、後には單
 に穢穢を解除せんが爲めに行ふ一の儀式となれるな
 り(古事記、書紀、續日本紀、三代實錄、古語拾遺、令義
 解、延喜式、江次第、公事根源、古事類苑神祇部)

オホハラヒノツカヒ 大祓使 大嘗會を行
 ふ時、諸國へ遣はして大祓を爲さしむる使をいふ、
 延喜式踐祚大嘗祭の條に、凡大祓使者、八月上旬卜
 定差遣、左右京一人、五畿内一人、七道各一人、下旬更
 卜定祓使、差遣、左右京一人、五畿内一人、近江伊勢
 二箇國一人とあり、以て差遣の人数を知るべし、續
 紀、文武天皇二年十一月、使を諸國に遣はし大祓あ
 り、是史に見えたる始めなるべし、

オホハ

オホハラミコ 大原巫 巫祝の一、嬉遊笑覽
 (陸奥一覽)

オホヒイタ 覆板 伊勢神宮の千木覆を云ふ
 (イヒイタ)参看(陸奥一覽)

オホヒエノジシヤ 大白吉神社
 近江國滋賀郡坂本村○大比叡とも稱し、大宮
 ともいふ、今日吉神社の攝社となれり、(陸奥一覽)三輪の大
 物主命(陸奥一覽)桓武天皇延暦中、僧最澄佛法を弘
 めん事を三輪神に祈りたるを以て、其延暦寺を建る
 に及て、即ち此神を寺の守護神とし、日吉大宮と稱し
 て崇敬し、古より此山鎮座の大山神を、二宮小比
 叡と呼び、甚だ眩したり、故に此後大日吉神尤も顯
 はる、清和天皇貞觀元年正二位を授け、陽成天皇元
 慶四年五月正一位に叙され、光孝天皇仁和申始めて
 神殿を建ふ事、二宮の社制に准ふ、是より先本社尤も
 矮小なるを以てなり、後世日吉、大日吉神に、聖眞子、
 八王子、客人、十禪師、三宮の五座を加へて、山王七社
 と云ひ、又大行事、牛御子、下八王子、早尾等の四座を
 祭る、今並に日吉山に在り、皆僧徒の私に設る神に
 して、古の明神にあらず、然れど朝廷又頗る其神威
 を崇奉りき、後白河天皇保元三年二月、日吉明神奉
 馬牛巫明神に従五位下を授く、高倉天皇治承二年十
 一月、是より先近江國司に勅して去月飯山學生の職
 に穢氣あるを以て、其地を掃除且つ清祓を行はしむ、
 茲に至て本社及び小比叡社司等神殿諸堂の改造を奏

オホヒ

請して曰く、神殿に事ある時は、新造せらるゝを例とするがうへに、近くは永暦元年洪水の時二宮十禰師殿機氣にあらざれども、國司に仰せて御廟門を悉く改め給ひき、況や今度の亂逆は希代の事なるに改め造り給はずば、神威定めて衰ふる事あらんと、安徳天皇壽永二年十月聖眞子以下九座に各一階を授く、土御門天皇建仁三年十一月八王于三宮神座御體並に災に罹れり、後深草天皇建長二年二月五座並に正一位を加ふ、上皇臨時の御祈に依てなり、正嘉二年十一月新に神興七座七基を造て本社に送り、後醍醐天皇延元元年正月天皇東坂本の皇居に坐し、時、官軍の集らざる事を憂ひ給ひて、宸筆願文を大日吉社に奉り、十月新田義貞越前に赴く時、累代の寶刀鬼切を神殿に納めて職勝を祈る、後龜山天皇文中三年六月觀山衆徒日吉七社神興を振り京に至て、神興造替の事を訴ふ、時に後醍醐院より足利義滿に仰せて其料を充しむ、天授五年に至て未だ之を造る事能はず、仍て重て諸國の大田文を召し、公田段別に三十錢を收めて其料に充べき由を仰せらる、尙ほ日吉神社(ヒメノツツシヤ)を看(神祇志料)

オホヒキマ 大墓目 「ヒキマ」を見よ、

オホヒドノ 大炊殿 里内裡の一、京都大炊御門の南、西洞院の東に在り、中右記に、寛治八年十月二十四日大炊殿(近日大后御産也、大炊御門南、西洞院東)五刻許行幸とあるもの是なり、百練抄に、文曆元年七月十八日乙卯、今日院御所(大炊御門、西洞院)上棟也、前相國以三佐國被遣營とある後堀河院御所は、蓋し同所なるべし、山城名跡志に、明月記、番裏鏡等に見えたる藤原真經の大炊殿は、の所なりと云へどいかにあらん、又大炊御門殿(里内裡、仙洞御所)も、大炊御門京極殿も大炊殿と稱す、別條

オホヒ

を見よ○又左大臣經宗の大炊御門の北宮小路西の第なも大炊殿と稱す、文治元年七月後鳥羽天皇行幸して皇居とす、十二月閑院に還御、後、屢々行幸あり、後白河法皇經宗より譲り受け、仙洞御所とし給ひしが、文治四年八月藤原兼實に賜ひ、終に代々九條に傳領す(玉葉、山槐記)

オホヒノコホリ 大飯郡 所在 若狭國 越前郡津和野天皇長二年七月遠敷郡四郡を割て之を置く、和名抄に、大飯(オホヒ)佐分(サフリ)木津(コン)阿桑(アサ)の四郡あり、戰國の時西方郡の稱あり、爾來變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホヒノモン 大炊門 都芳門の一名、イタハツモンを見よ、

オホヒミカド 大炊御門 大炊御門親實(オホヒミカドヨリサネ)或は大炊御門冬忠(オホヒミカドフユメダ)を見よ、

オホヒミカドイヘタカ 大炊御門家孝 名號瑤臺寺と號す、關西内大臣經秀の子、關西天明年正月再任、尋でまた辭す、寛政元年五月辭す、四年九月辭す、十一年九月二十六日薨す、年五十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドイヘツグ 大炊御門家嗣 名號嵯峨入道と號す、關西右大臣師經の子、關西長元四年七月内大臣に任じ、仁治元年十月辭す、建長元年十月出家、文永八年七月八日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドウチ 大炊御門氏 姓は藤原、攝政師實の第三子贈太政大臣經實より出づ、經實

オホヒ

の子左大臣經宗、大炊御門の北、宮小路の西に居せしを以て大炊御門と號す、子孫因て氏とす、師經以下相繼で顯官となる、七清華の一にして、大將を兼ね、極官太政大臣に達す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し侯爵を授けらる、其族に藤波飛鳥井等あり(山槐記、玉葉、尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)

○經實—經宗—親實—師經—家嗣—冬忠—信嗣—真宗—冬氏—冬信—宗實—冬宗—宗氏—信宗—信量—經名—經賴—經孝—經光—信名—經音—經秀—家孝—經久—經尙—家信—兼盛

オホヒミカドキヤウコケドノ 大炊御門京極殿 京都大炊御門の北、京極の西、宮小路の東に在り○仙洞御所の一、又大炊御門宮小路殿とも單に大炊殿とも云ふ、關西後白河法皇の御領なりしが、建久三年三月崩御の前、式子内親王に譲り給ふ、後鳥羽天皇建久九年正月九日此の御所に從御し給ふ、同十一日御讓位の後、同年四月二條殿に移り給ふ、建仁二年十月十九日再び大炊御門京極殿に從御あらせらる、土御門天皇元久二年六月閑院修造の爲めに、大炊殿に遷幸す、水元二年十二月亦内裡より大炊殿に遷御皇居となす、四年十一月此の御所にて讓位、永く此所に住ませ給ふ、建保二年十一月燒失す、十二月再び造營して從御あらせらる(明月記、三長記、百練抄)

オオヒミカドサダイジン 大炊御門左大臣 大炊御門經宗(オホヒミカドンネムネ)を見よ、

オホヒミカドツネタカ 大炊御門經孝

オホヒ

名號初經教と云ふ、後光福寺と號す、關西大納言經頼の子、兄左中將頼國の後を嗣ぐ、關西明曆二年六月内大臣に任じ、同年十二月辭す、寛文三年二月右大臣に轉じ、翌年二月罷む、十年四月左大臣と爲り翌年に辭す、天和二年六月二十六日薨す、年七十(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネナ 大炊御門經名 名號自性院と號す、法名心源、關西實量の子、信宗の後を嗣ぐ、永正十五年五月内大臣に任じ、大永元年七月右大臣と爲る、三年三月辭す、天文十一年四月出家、二十二年三月二十四日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネヒデ 大炊御門經秀 名號法善寺と號す、關西大納言經首の子、關西寶延二年十一月内大臣に任す、同年十二月辭す、寶曆二年十一月十五日薨す、年四十二(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネミツ 大炊御門經光 名號後香隆寺と號す、關西左大臣經季の子、母は家女房、關西延寶五年十二月内大臣に任じ九年七月辭す、元祿三年十二月右大臣と爲り、五年十二月辭す、十七年正月左大臣に任す、同年九月六日薨す、年六十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネムネ 大炊御門經宗 名號中御門左大臣、及び大炊御門左大臣と號す、また河波大臣とも稱す、關西大納言經實の子、保元中大納言正二位に至る、もと藤原信賴と號し、信賴亂を爲すや、藤原惟方と共に腹心となる、既にして事成らざるを慮り、惟方と謀を合せ潛に乘輿を奉じて六波羅に幸す、亂平きて後、元舅の故を以て親任せられ、惟方と共にや、朝權を侵す、後白河上皇怒り

オホヒ

て之を河波に流す、應保二年召還され、長寛二年官爵を復し、閏十月右大臣となる、時人呼んで河波大臣と云ふ、後左近衛大將左馬寮御監を兼ね、仁安元年十一月左大臣に轉じ、從一位に叙す、治承二年皇太子傳、壽永元年登車牛車を聽さる、時に源義經兄弟朝と爲はず、奏して朝野追討の宣旨を請ふ、後白河法皇皇孫して決せず、經宗曰く、當時京都を護る者唯義經一人のみ、若し憤懣を生せば、誰か能く之を制せん、姑く其請を許して、後朝野に閑論し、その朝廷の本意に非ざるを知らしめば可ならんと、法皇之に従ふ、朝野聞て之を嘲み、經宗を議奏の内に入れず、經宗抗奏して職を辭す、聽されず、文治五年二月薨す、尋で薨す、年七十一、經宗久しく願望に在りて朝野に練達す、時に欽重する所となる(公卿補任、大日本史)

オホヒミカドノ 大炊御門殿 京都大炊御門の北、東洞院の東に在り○里内裡の一、洞院殿とも、大炊殿とも、大炊御門内裡とも、



京師西門外之木置安寺方四都京 集菟(掛菟編料史)

オホヒ

大炊御門東洞院とも云ふ、關西關西とも攝政藤原師實の第なりしが、後仙洞御所となり、里内裡となる、寛治元年八月白河上皇攝政師實の大炊御門第に從御し、五年迄住ませ給ふ、仙洞御所となす始めなり、堀河天皇壽保元年十月二十四日皇居堀河院燒亡せしを以て、この御所に從御し給ふ、是れ里内裡の始めなり、壽永二年七月鳥羽天皇の御所に受禪あり、暫く皇居とし給ふ、後内裡、高陽院等に移り給ひしが、高陽院燒失するに及びて再び皇居となす、即ち天永三年六月丹後守忠盛遷進し、十月に至りて燒功し、遷御し給ひて洞院殿と改め給ふ、是れ大炊の炊は火に從ふが上、大炊は廢帝(淳仁)の諱たるを以てなり、永久二年八月火に罹りて燒亡す、再び功を起し、三年十一月成りて從御し給ふ、四年八月亦燒亡す(本朝世紀、中右記、百練抄、關太曆、山城名跡志)

オホヒミカドノ 大炊御門殿 京都大炊御門の南、宮小路の東○仙洞御所の一、又大炊御門萬里小路殿とも、大炊殿とも云ふ、關西關西とも長治元年白河上皇御所とし給ふ、百練抄に、十二月二十七日、上皇白土御門第、遷御新造大炊御門第一、件地本は大納言宗忠領也、伊豫守國明遷進之と見えたり、大治五年七月火災に逢ひ燒亡する、其後遺立のこと詳かならず(百練抄、類聚雜要抄、山城名跡志)

オホヒミカドノサイヤシ 大炊御門齋院 式子内親王(ヤシヤシヤシ)を見よ、

オホヒミカドノサイヤシ 大炊御門内裡 里内裡の大炊御門殿(オホヒミカドノ)を見よ、

オホヒミカドノフカス 大炊御門信量 名號深草右大臣と稱す、關西文明十一年四月内大

オホマ

神祇官
少史
太政官
少納言從五位下藤原朝臣伊長
大外記正六位上三善朝臣爲任
少外記正六位上中原朝臣廣能
權少外記正六位上中原朝臣仲信

左大史正六位上清原真人祐定
右大史正六位上中原朝臣賴直
左少史正六位上中原朝臣憲長
右大史
右少史正六位上高橋宿願信弘
中務省
少錄
少錄
少錄

内舍人正六位上多朝臣景節
内舍人正六位上源朝臣行家
内舍人正六位上大江朝臣長季

オホマ

内舍人正六位上平朝臣宗貞
内記局
監物局
主典
主典
大間を巻たる圖



オホマツリゴトビト 参議「サンギ」を見

オホマト 大的 歩射的の云ふ、舊は

射の云ひしが、小的出来しより之に對して大的
と云ふ、徑五尺二寸ありの本朝軍器考に、大的と云
ふは、徑五尺二寸にも又三尺五寸にもする、弓場は
三十三杖にはくれば、物間は三十一杖也と見えたり
は、楯のうす板をあや杉に組みて徑五尺二寸に
圓くして紙にて張り、白く塗て三重に繪を出す、繪
とは繪を青く、と云ふ、的(マト)参看(貞丈雜記、
四季草、法量物)
オホマトゴラン 大的御覽 江戶幕
府年中行事の一、毎年春秋二季諸番士の一隊の中
り、射手三人を選び出し、吹上の弓場にて大的を射
らしむるを將軍の覽るをいふ、もろ矢違はぬ者には
御衣一重を賞賜す(御覽)寛永十四年の秋、家光
將軍四丸山里御庭に於て、御番方的射上覽ありしを

オホマ

始めとす、明暦二年四月家綱將軍二丸に於て大的
覽あり、四本射にて、射手の人々に時服二つ宛賜は
る、天和二年三月二丸に於てまた上覽あり、人數百
十六人、御小性組四十五人、御書院番三十二人、新御
番八人、大御番二十七人、御納戸御番四人、小十人御
番十人、其後寶永六年九月吹上にて上覽あり、射手
百四十三人、一組三人宛となす、享保十二年七月吹
上にて大的上覽あり、是より毎年春秋二季に上覽絶
えざりき、文化八年十二月檢校令出で、費用二割を
減じ五箇年間、隔年上覽あることとなり、人數も一
組三人を二人に減ず、文化十四年より舊に復したれ
ども、文久二年より遂に廢せらる(青標帶、幕朝年中
行事歌合)

オホマヘ 大前 射的の時、最初に出て射るを
云ふ(貞丈雜記)

オホマヘツギミ 百官 「マヘツギミ」を見

オホマンドコロ 大政所 攝政關白家の母
を云ふ、始めは大北政所といふ、後には略して大政所
と云ふ、攝政關白家の妻室を北政所と云ふを以て、
其母を尊びて然か稱するなり、後には他家にても、
宣旨を蒙りて大政所と稱す、増鏡に、近衛大北政所
關白近衛家基の北政所などやむことなきがかり云
云(康富記に、應永八年六月七日、今日祝國祭也、大
政所(足利義滿妻室)參詣拜神樂云々、秀吉任官記
天正十二年三月十日内大臣に任ぜし條に、其後大政
立勅使以御養所任北政所、以母儀任大政
所と見えたり、キマノマンドコロ参看、
オホミ 大忌 大嘗會の職名、小忌(チミ)を見
オホミオヤ 大御母 天皇の御母即ち皇太

オホミ

后をいふ、クワウマイコウを見よ、
オホミカド 大御門 宮殿のことをいふ、萬
葉集に、藤井が原に大御門云々、日のたての大御門
に云々、日のよこの大御門に云々と見えたり○又總
門をいふ、總門は總稱の大門なり、古くは貴人の家
ならでも、大御門ともいへり、枕草子に、大みかどは
さしつや云々と見えたり(家屋雜考)

オホミガハリノアハセ 大身替袷
片々を別色にしたる袷をいふ、大追物の時之用
ふるが如し、大身替とは、片身替の事なり、大追物方
開書に、文明九年八月御方御所權、初日御直垂、片
身替、弓手方紅、馬手方扇黃、付云々と見え、又
土佐光實が書きし大追物の繪にも、介添人の裳襖に、
片方淺黄にて、片方紫なるを着たる圖あり、是れ大
身がはりなるべし、若き人の着する物と見ゆ、貞孝
答書に、大身がはりの袷は晴の時着まじきなり云々
とあり(貞丈雜記)

オホミケ 大御食 天皇の御食す御飯をい
ふ、古事記大御食日代宮限にも、大御食を獻るの時
云々、また朝夕之大御食と見え、書紀景行卷に、諸縣
君泉媛依獻大御食、而其族會之、萬葉集に、遊副
州之神母大御食爾仕奉等云々、また於保美氣爾部加
倍麻部流等云々と見ゆ、

オホミケツカミ 大御食津神 神代に於
て、食物のことを司れる神、オホ、及びミは共に尊
稱の詞、ケは食(ツケ)のウの省かりたるなり、此神
五穀其他のものを生じ始めし神なるを以て、大膳職
にも齋き奉り、又新年祭の祝詞にも見えたり(古事記
傳、倭訓栞)

オホミコトモチノオホキマツリゴトビト
太宰大監 太宰府の職員、ダイアイフを見よ、

オホミツカサ 於保美許止
母知乃都加佐 太宰府を云ふ、於保は美稱、大
許止は詔、母知は持、都加佐は府の義、即ち天皇の御
詔を我身に帶持して在國に赴き、其國を治する職名
なり、ダイアイフ参看(太宰府考)

オホミツシヤウ 大溝城 近江國高
島郡大溝村に在り、永久中佐々木信綱の二男信高
始めて此地に城を築きて居る、永正十五年淺井亮政
攻めて之を有す、後、津津氏相繼ぎて守る、元龜三
年織田信長之を攻めて陥り、織田信澄に賜ふ、天
正十年六月信澄亡せしに因り、丹羽長秀に預けし
む、十四年京極高次二萬石に封せられて此地に治す、
尋で大津に移る、元和五年津川氏分部光信を伊勢國
上野より此地に移し、二萬石を賜ふ、分部氏陣屋を
置きて此地を治む、子孫相繼ぎて明治維新に至る(溫
故錄、近江輿地誌略、近江名跡記、明治政覽)

オホミタ 大御田 神田を云ふ、
オホミタウヂラ 大御堂寺 所住尼張國
知多郡柳井村に在り、眞言宗本尊阿彌陀佛、御田白
河天皇の勅額、承暦中の草創、後、平治の亂源義朝此
地に設されしを以て、國司平康賴一堂を營み追善を
修す、文治六年十月源賴朝此墳墓に詣つ、享祿四年
十月兵火に燒失して僅に樓門を存す、天文三年三月
修造を加ふ、慶長五年秋又坊舎燒失し、後、大御堂
頭殿すの塔頭に安置、圓明、龍松、慈雲、密藏院等の五
坊あり、池澤尼、織田信孝、平康賴等の墓あり○寺寶
に源義朝の太刀一柄、源賴朝遺像一幀、浴室義朝横死
の蓋一幅、大御堂供養式の圖一幅等あり(尾張志)

オホミタカラ 御寶 人民をいへる古語、民
は天皇に於て貴重なる寶なりとの意より出たり、
書紀に民、萬民、兆民、黎民、民庶、衆庶、衆庶、人

オホミ

物、人夫、庶人、居人、戸口、百姓、元々、蒼生、業々、野
首など皆然か訓む、大御寶と云ふ義なり、古書に俄
見せる王民、公民、民人等も又オホミタカラと訓
む、是等はもと殿取に對して云へる稱にて、民人の
みに限れども、普通は諸の民を云ふなり、或は、アラ
ヒトカラと訓めり、江次第非常救の條檢非違使の圖
に、依其等、殊以免給、各罷還本貫、重犯不奉仕、
爲公御財、御調物備禮遣と見えたり、是れ意富美多
詞羅と云ふ言の正しく見えし始めなり、

オホミノヤリ 大身槍 素槍の刃の長大な
るものをいふ、ヤリ参看、

オホミハハ 大夫人 「マイフツシ」を見よ、
オホミマ 大御體 天皇の御體を云ふ、備前
縣に、御體をよむし延喜式に見えたり、身をむとも
よめば、まみむ通ふ、みまは御馬の義、車駕と云ふが
如くなるにやと見えたり、

オホミヤ 大宮 禁中を尊稱して云ふ、大は尊
稱、宮は御屋の義、萬葉集に、天皇之神之御言、大
宮者、此間等野間云々、百城城之大宮處見者懸毛と
見え、古今六帖に、百數のおほみやなから八十島を見
る心地する云々とあり、又神宮の尊稱にも、皇太后
の尊稱にも用ふ(倭訓栞)

オホミヤ 大宮 西園寺實宗(サイテンシヤサネ
ムネ)を見よ、

オホミヤウチ 大宮氏 姓は藤原、公季流、
内大臣西園寺公益より出づ、公益の二男季光始めて
大宮と稱す、左中將正四位下となり、貞享元年卒す、
子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授け
らる(知譜撰記、華族譜)

○季光—實勝—公央—昌季—貞季—盛季
オホミ

オホミ

一真季 政季 公典 以季
オホミヤゴシヨ 大宮御所

上京皇御所の東南櫻町仙洞の北に接す、舊土御門殿
上東門院の地也、寛永中徳川幕府、女院の爲
めに造進せし所、仙洞へは長廊を以て相通せり、其
より數回大災に罹り、寛政造營の時一切新築せしを、
安政元年宮中失火し、皇居仙洞と共に烏有となり、
其後幕府より造進せしが、明治維新後只常御殿と、
其他接續の雜舎を存じ、其他を一切毀撤せられたり
(平安通志)

オホミヤコヨミ 大宮曆 曆の一種、武藏
國足立郡大宮水川神社より發行せる曆をいふ、齊藤
氏造曆の事を司る、關八州に於て三島曆(ミシマコ
ヨミ)と併用せり、北條氏政時代、關月(關)の違ひあ
りて、安藤豐前守に命じ料明せしが、三島曆の方正き
に極まり、それより大宮曆を停止せりといふ、是に
據れば、天正の頃まで猶舊曆を出したるが如し、(コヨ
ミ)參看(北條五代記、武藏國風土記稿)

オホミヤストコロ 大御息所 父子共に
御息所ある場合に、父の御息所をいふ、(ミヤストコ
ロ)參看

オホミヤツカサ 大宮司 (ツカサ)を
見よ

オホミヤドコロ 大宮所 古へ皇居をいふ、
大宮の所の意

オホミヤノウダイジン 大宮右大臣
藤原俊家(フナハラノトシイ)及び西園寺季衡(サ
イエンジスエヒロ)をいふ

オホミヤノサキノダイジン 大宮前太政大臣
藤原伊通(フナハラノコレミ
チ)をいふ

オホミ

オホミヤノメノジンジャ 大宮賣神社
(大宮賣)宮中造酒司に祭る神社、中御門の北壬生の四
に在り、(大宮賣)大宮津彦神、大宮津彦神、大御膳津命、
大御膳津命、(大宮賣)天皇延喜の制、大社に列り、
月次新嘗祈年案上幣に預る、毎年二月十一日上午十
時、幣物を賜ひ、神主をして祭を修めしむ、凡正月十二
月初午日、院宮諸家又宮畔祭を行ふ(延喜式、神祇志
料)

オホミヤビト 大宮人 禁中に仕ふる人の
總稱、萬葉集に、もしきのおほみやびとはいともあ
れやうめをかきして、いにつどへり」とあり、

オホミユキ 行幸 天皇の御出を云ふ、常に
「ギヤウカウ」と音に調めり、伊勢物語に三條のおほ
みやせしとき云々とあり、(ギヤウカウ)を見よ

オホミワウチ 大神氏 又大三輪に作る、姓
に朝臣、君あり、族に神直、神人姓あり、大和に貫す、
大己貴尊より出づ、初め大己貴、三島渡抗耳女玉姫姫
を娶る毎に夜來り重相見す、玉姫姫を嫁ぎ其衣に
かく、天明に至り尋に尋て行く、御諸山に至て止る、
(三)選て遺孥を見れば唯三祭あり、三輪の鏡柱に起る、
(君)君は、大己貴五世の孫大田田根子より出づ、其孫大
友主崇神天皇の時大神君を賜ふ、或は單に三輪君と
稱す、天武天皇十二年大三輪君に朝臣を賜ふ、元明
天皇の時大神朝臣忍人を氏上とす(神直神人并に攝
津に貫す、君姓と同出、大友主弟田田彦崇神天皇の
時神直直あり、文武天皇の時大野郡神人太あり、聖
武天皇の時、大神直直及山背受容郡の人神直直
志侶あり、大神氏の胤世々三輪神社の祀を掌り、其
本族は朝廷に仕へ、世々伶人となる(古事記、書紀、姓
氏錄、系圖、氏族志)

オホミ

健甕命 健甕命 豐御氣主命 大御氣主命
健甕田須命 大田田根古命 大御氣持命
大友主命(神祇志料)

○晴任(大田田根古命)
遠村 眞村 是眞 眞員 晴員 行員
行統 行村 行長 行久 行員 行元
行勝 行爲 行吉 行眞 是清 晴秀
秀量 行充 草遠 草受

オホミワノジンジャ 大神神社
大和國磯城郡三輪町の東三輪山(大神)或は大三輪に
作る、大神大物主神社ともいふ、二十二社の一にし
て、本國の一宮と稱す、今は官幣大社に列す、(大神)
大物主神、此神又倭大物主神 玉命ともいふ、(大神)
(大神)崇神天皇七年二月始めて祭祀す、天皇神託に
依て神孫太田田根子を神主とし、又吉足日命をして
大物主大神を齋祭らしむるに、神氣悉く天下安平
しかば、天皇神宮に行幸して宴樂し給ふ、神功皇后韓
國を伐ち給ふ時、大三輪社を筑前に建つ、清寧天皇
幣帛を奉り皇子なき由を祈請らしむ、時に神教に依
て少彦名命を邊津磐座に祭り給ひしかば、顯宗仁賢
二皇子を播磨に見得て迎へり、稱徳天皇天平神護元
年大和攝津遠江美濃長門の地百六十戸を神封に充奉
り、文德天皇嘉祥三年正三位を授け、尊で清和天皇
貞觀元年正一位を加へ六月右兵衛頭藤原朝臣四時を
して神寶幣帛を奉り、九月幣帛を差して雨風を祈
凡大神祭四月十二日上卯日を用ふ、初め瑞籬の朝祭
を行ひしより後、醍醐天皇昌泰元年三月に至て終し

オホミ

テ夏の祭を行はしむ、是後毎年内藏藤原馬寮官人
して、幣帛及び走馬十疋を奉る、延喜の制、名神大
社に列り、祈年、月次、相賀、新嘗の案上幣、祈雨の
幣に預る、一徳天皇正暦五年四月甲辰日人をして
放火疫病の御祈に幣帛宣命を奉り、長保二年七月寶
殿鳴動の故を以て幣を奉る、降りて明治四年五月官
幣大社に列す(大神神社、大直彌子神社、大直彌子、
特別保護建造物(神祇志料、官國幣社一覽、古事
類苑、神祇志料、國寶目録)

オホミワノマツリ 大神祭 (大神祭)大神
社にて毎年四月上旬の卯日に行はる祭をいふ、若し卯
日三あらば申の卯日を用ふ、先づ丑日に勅使及び中
宮東宮使を遣はし幣帛を供す、其儀大略大原野祭
(オホハラノノマツリ)參看(同)三輪神
三社鎮座次第に、崇神天皇八年十二月乙卯大田田根
子命をして祭らしめしを以て、此祭の起原とし、公
事根源に、清和天皇の貞觀中に始まりしならんとい
ふ、蓋し三代實錄貞觀十八年四月八日乙卯の條に、
大神祭を行ひし事あるを云へるならん、之によれば
此より前に恒例たりしならん、然れども一年に兩度
なりしか詳ならず、二十二社註式には、宇多天皇寛
平九年始めて二季の祭祀を行ふとなす(古事類苑、神
祇志料)

ヲホンド 願 追儺の夜、方相氏とて四目ある
恐しき假面を被り、盾矛を持て、(方相)とて楮の布衣
を着したる者二十人を率ゐて大内の四門を廻ること

オホミ

オホミハノコホリ 大庭郡 (大庭郡)
(大庭郡)天武天皇十六年七月白雉屯倉を置く、後
の大庭郡なり、續紀稱徳天皇景雲二年五月の條に始
めて郡名見ゆ、神魂命の裔天津麻呂命の裔大庭氏世
々之に居り、和名抄に、大庭(オホミ)と(オホミ)河
内(カフナ)久世(クセ)田原(タハラ)布勢(フセ)等の
郷あり、天保郷帳、オホミと訓む、以後之に仍り變更
なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホミラウチ 大村氏 (大村氏) 姓は藤
原、純友より出づ、純友天慶に叛し、一族皆戰死す、
獨り子直澄逃る、後、教に遇て官位を拜し、正暦中
肥前國彼杵郡大村久原城に居す、此後子孫大村を氏
とす、忠澄の時鎌倉幕府に仕ふ、兄經澄は高來一郡
を領し、有馬に居して有馬氏と稱す、兄弟共に大番
役を勤む、十二代純忠の時南蠻の商舶來り、元龜二
年長崎に通過を許す、天正十三年豊臣秀吉に仕ふ、
其子喜前同じく秀吉に従て島津を征服し、又朝鮮征
伐に従ひ功あり、嘉徳を賜はる、後、家康に仕ふ、子
純頼天死し、孫純信繼ぐ、寛永十四年島原の亂起り
し時、長崎藩を守る、爾來事ある時大村の兵長崎を守
護す、慶安三年卒す、其子純長家を繼ぐ、所領二萬
七千石、子孫世々相繼ぎ、明治に至り華族に列し伯爵
を授けらる(家記、藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○直澄 師澄 水澄 清澄 澄澄 幸澄
忠澄 親澄 澄宗 澄遠 純興 純弘
純郷 純純 純治 純伊 純前 純忠

オホミ

オホミラジ 大連 (大連) 上代の職官、連姓
の統領にて、神別の人を以て之に任す、大臣と共に
臣連八十伴緒を引率して朝政を執る(國郡沿革考)
天皇即位の初め、大伴室屋を大連となせしを始め
とす、職官志料に、日本紀垂仁天皇二十六年に物部
十市根大連と見え、延喜式、曆運記には、仲哀天皇の
時大伴健持を大連とせしを始めてとされど疑はし、
雄略天皇を始めとすべしとあり、用明天皇二年七月
物部守屋大連蘇我馬子の爲めに亡はされて、後ち又
大連を置かず(書紀、上古職官考、氏族考)

オホミラジャウ 大村城 (大村城) 肥前國東
彼杵郡大村町の南(大村城)築城の起原詳かなら
ず、大村氏代々の居城なり、初め忠澄の時久原城に
居る、十世の孫純伊の時、今宮城を築き、之に居す、
其子純前大村城(二萬七千石)に移り、子孫相繼ぎ、
明治維新に至る、今は兵營となる(大宰管内志、野史、
明治政覽)

オホミラマシラウ 大村益二郎
(大村益二郎)永教、通稱益二郎、本姓を村田といふ、後
ち故ありて大村と改む、(大村益二郎)周防國
吉敷郡鏡鏡司村に生る、幼時漢學を廣瀬漢窓に學び、
後ち大阪に出て、洋學を緒方洪庵に學ぶ、既にして
承平日久しく、士大夫宴安に耽習し、武備を廢弛
せるを慨し、専ら洋式の兵法を講じ、屹々として懈
らず、また江戸に遊學して其術を研究し、大に得る
處あり、藩主毛利慶親之を聞き、擢て、兵學の師範
となし、子弟に教授せしむ、また命によりて普國の

オホミ

オホモ

兵舟を抄略し、名づけて戦開門といふ、慶應二年長藩の幕府と豊後を開くや、幕府兵を發して其四境に逼る、益二郎自ら兵を率ゐて北方の一面に當り、連戦皆捷ち、兵威大に振ふ、明治元年世子元徳に隨ひて入京す、是より先徳川慶喜政権を朝廷に奉還し、尋で伏見の變あり、六師東征するに及び、朝廷益二郎を以て軍務局列事となし、江戸府の列事を兼らしむ、偶々徳川氏の餘黨東叡山に據り、陸に會津仙臺の諸藩と通じて事を舉げんことを圖る、益二郎即ち兵を督して之を敗る、尋でまた一軍を特派し、征東の師と合して會津を襲はしめ、更に策を獻じて函館に據れる榎本武揚等の兵を敗り、東北平定の功を擧ぐ、朝廷其功を賞し世襲の藤千五百石を賜ふ、明治新政府の成るや、兵部大輔の職に任じ、大に兵制を革新せんとし、佩刀を禁じ、徴兵令を定め、兵學校造兵局を開き、編置を七道に分置するの策を畫せしが、中道にして守舊黨の爲めに、京都木屋坊の旅館に襲撃せられ、傷重くして遂に薨す、年四十七、諡して從三位を贈る(故兵部大輔贈從三位大村公神道卿)

オホモツケ

大目附 江戶幕府の職名、老中の耳目となりて政務の得失を密告し、百換の規則を監視し、訴訟の枉屈を轉達する事を掌る、且つ大名を糾察し、兼て老中以下諸吏の姦匪を彈劾す、即ち大監察なり、服忌令、分限帳改、宗門改、供進指物帳掛、鐵砲改等の分限あり、其細則は公文を萬石以上へ布令し、禮日に警中を巡て大名の班席を督正し、疾病缺禮の風習を受け、將軍社參佛詣の時供奉の齋戒を令し、諸大名急養子の時列形を檢す、又非常の使を役し、諸大名旗本家人等訴訟斷獄の時、評定所へ陪席す、其職はもと軍奉行を本職として、分限軍役の總數を主掌し、道中奉行を兼て、五海道

オホモ

の勝夫馬を監督す、出陣には五の字の指物を佩ふ、老年赤母衣を帶ぶ、其職最も重し、老中の支配にて席次は美祿間詰とす、關原合戦寛永九年十二月始めて四人を置き總目附と稱す、水野守信、柳生宗矩、秋山正重、井上政重之に充つ、後五人となる、内一人は必ず道中奉行を兼ね、寛文六年七月役料千俵と定めしむ、天和二年之を罷め、享保八年以來役料三千石となる(史微、官中秘策、明良帝録)

オホモノイミノジンジャ

大物忌神社 師部後國飽海郡吹浦村吹浦、古へ島海上上に在り、中古今の地に遷す○本國の一宮、今は國幣神社、大物忌神に、月山神を配し祭るを以て兩所權現といふ、大物忌神は稻倉魂神を祀る、欽明天皇二十五年創建、仁明天皇承和五年五月正五位下を授け、七年七月詔して、殊に使を遣はし從四位下を授け、神封二月充て奉り、清和天皇貞觀四年十一月官社に預らしむ、十五年四月累進して正三位に叙され、陽成天皇元慶二年七月軍ある毎に、國司必ず此神に祈奉るを以て、神封二月を増し、八月勅三等を加ふ、其後正二位勅二等に至る、光孝天皇仁和元年十一月國司に勅して殊に此神を齋祭らしむ、是夏秋田中及び飽海郡濱海に石鏡を兩す事あるは、此神等の崇なりと奏するに依てなり、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祭料二千束を充奉り、朱雀天皇天慶二年四月太政官符を下して神山燒るの怪をトはしむ、順德天皇承久二年十二月將軍藤原賴經神殿を修造せしめ、後村上天皇正平十三年八月深願信由利郡小石郷乙度村を一宮兩所神に寄して朝廷を興復し、陸奥出羽二國の寧靜を祈る、明治四年五月國幣中社に列す、凡毎年正月十月第三の寅日より七日齋あり、之を大物忌と云ふ、又六月十五日濱出祭を行ふ

オホモ

(出羽國風土略記、神祇志料、古事類苑神祇部) 大物見 戰國時代戰陣中の役名、多くの兵士を率ゐて斥候を爲すものなれば、武家名目抄に、普通の物見は、五六騎にて敵に見知られざるを主とすれども、大物見は、敵陣近く進みて其舉動を察し、或は敵地に入て斥候を爲すを以て、多人數を要するが故に、軍士をそへらるゝなり、又首將たる人、自ら大物見に出ることあれど、大方は物見功者なる輩に、兵士をそへて遣はすは常なり、正しき職名に「うらす」と云へり、

オホモン

大紋 大紋直垂のことを云ふ、イモンヒタダレを見よ。

オホモリウチ

大森氏 姓は藤原、關白道隆より出づ、道隆の子忠親伊勢に住す、其子惟康駿河守となり駿河越前に移り住す、其孫親家信濃守となり、猶貼澤庄大森を領す、子孫因て氏となす、世々信濃守と稱す、其裔賴朝治めて小田原城に住す、氏賴の時足利持氏に仕へ、寄附度と號す、其子實朝明應四年小田原城を去て真田城に移る、其子藤頼北條氏の爲めに亡はさる、其弟泰頼幼少なり、去て武田氏に屬して僅に祀を守る(系圖纂)

○忠親

維康 親家 賴忠 行賴 經賴 維賴 賴顯 藤賴 賴明 賴春 憲賴 氏賴 實賴 藤賴 泰定 定賴 賴直 賴輔

オホヤ

大屋 屋宇中の母屋をいふ、また江戸時代には家主をいふ、

オホヤウチ

大宅氏 宅又は家に作る、戸は臣、和泉に貫す、武内宿禰の子角宿禰より出づ、天

オホヤ

智天皇の時其居大家を以て姓を大宅臣と賜ふ、醍醐天皇の時、從七位下大宅臣安直あり、堀河天皇の朝光任源義家に仕へ武勇を顯はす、所謂大三大夫人なり、子光房大大夫と稱し義家に仕ふ、光延源賴朝に仕へ駿河高橋油比西山等の地を食む、因て其族を高橋氏と稱す、後ち石見に移る(氏族志)

オホヤケ

公 朝廷又は天皇のことをいへる古語、大官又大宅の義、朝廷の事には、源氏桐壺の條に、おほやけのかためとなりて天下をたすくる方にて見れば云々とあり、天皇の事には、伊勢物語に、おほやけのみけしきあしかりけり源氏若菜の巻に、大將はおほやけかたばやう／＼おとなふれと云々し榮花物語月宴の巻に、七段の御修法長日御修法おほやけ方宮方と行はせ給ふ云々とあり、

オホヤケゴト

公事 常には音讀して公事と云ふ(武家時代の語なる「クジ」とは別なり)禁中の政治節會等の稱、源氏物語紅葉の巻に、頭の君もいとおかしけれど、おほやけこと、多く委し下す日にて、いとるはしく、すぐよかなること云々と見えたり、

オホヤケツカヒ

公使 朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このなと、をたづぬるに、このみ、おほやけつかひをめしてとあり、

オホヤケノヌヒ

公奴婢 「ヌヒ」を見よ、

オホヤシマクニ

大八洲國 太古我國の異稱、古事記に伊邪那命、伊邪那美命御合、生三子漢道之種之狹別島、次生伊豫之二名島、次生隱岐之三子島、次生筑紫島、故因三此八島先所生、謂大八島國と見え、書紀に(前略)淡路洲、爲(意所)不快、故名之曰淡路洲、(意所)生三子伊豫二名洲、次生筑紫洲、次生隱岐洲、次生淡

オホヤ

洲、世人或有二雙生者、象此也、次生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號、無といひ、一書の傳説に、生兒、號大日本豐秋津洲、次淡路洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次隱岐三子洲、次佐渡洲、次越洲、次吉備子洲、由此謂之大八洲國矣とあり、島は周りに界隈ありて一區域なる所を云ふ、八は彌の意にて島の數多き意の號なりしを、後に其意をとて、其數を八にし唱へ傳へしものなるべし、國號考に、八は彌の意にあらず、書紀の傳には八島の外他に島名交りて八と定めがたきも、古事記には正しく、八にて、畿内七道の諸國皆備はり、他の島も交らざれば本より八の數は動かず、と云へるは如何があらん、又國號考に、此號は外國に對は、ひとりだちて天の下を統言號なり、八千矛神の歌に、夜新羅久爾とよみたまひ、倭建命の御言に、吾者坐羅向之日代宮、所知大八島國、大帶日子於斯呂和氣天皇之御子とのりたまひ、孝德天皇の詔にも、現爲明神、御三島國、天皇とのり給へり、公式令の詔書式にも、朝廷の大事に用ひらる、詔には明神御三島大八洲、天皇詔言とのりたまふと見えたりと云へるはさしあらん、

オホヤスミドノ

大安殿 大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉階間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、舊宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意、見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、四行が撰集抄に、崇德天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫雲の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

つかれさせ給ひ云々、といへるは、たま／＼古言の殘れりしなるべし、さて皇極紀天武紀に、大極殿をおほあむどのと謂、天智紀に、四小殿とあるを、にしのこあどのとよみ、上に掲げる天武紀の内安殿をうちあむどのと謂るなどは、何れもやすみどのと訓しめむために、傍に安と書たるを見て、誤りて安を音によるひがことなり、又かたはらに、安の字を書る所もある、これもかの安を音によるひが心得して、あむと訓しめむことなり、大極殿は、第一の正殿なるが故におほやすみどのと云ふを、やがて大安殿とも書れたるなり、續紀に、大極殿と大安殿とは別なるが如く聞ゆる所もあれど然らず、同じことなりしと見えたり、イゴカテンを參看、

オホヤツヒメノジンジャ

大屋都比賣神社 伊國名草郡平田庄字田森村○大屋大明神とも云ふ、素戔嗚命の女大屋津姫命、五十猛命、狐津姫命を相殿とす、平城天皇大同元年神封七戸を充奉り、清和天皇貞觀元年正月從四位下を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、月次新嘗の祭に預る、凡六月朔九月二十一日祭を行ふ(神祇志料)

オホヤチラ

大宅寺 山城國宇治郡大宅村の南○土人呼びて堂の山といふ、勤修寺東向の岡なり、又「オホヤチラ」といふ、(地原)國起原詳かならず、續國史に、天長六年、地二段三百歩、施入大屋寺(大屋寺ハ大宅寺也)と見え、世傳物語に、閑院左大臣冬嗣公の御孫高藤は、山科郡の大領宮道彌益の女に契り女の子あり云々、幾許もなく醍醐の帝を生み奉る、彌益は四位になりて家は今の勤修寺なり、勤修寺の向の東の山つらに、むほの家に塔を立たり、其寺を大やけてらとんいふと見え

オホヤ

えたり、寶水の頃曹洞宗月城、大宅村東岩屋明神の傍に一寺を創め大宅寺と號す(山城名勝志)

オホヤマカク

大山方 琵琶法師當道六派の一、八坂方の祖城元の流を的傳し來れる嫡弟子に屬する流派をいふ(當道要集)

オホヤマツミノジン

大山祇神社 伊豫國越智郡宮浦村宮浦字神山○三島大明神ともいふ、伊豫の一宮、今は國幣中社(國幣大山祇神(一名和多志大神) 國幣大山祇神)

皇の御名、カカゲンテンソウヲ見よ、オホヤマトネコヒコフツトニノスメラミコト 大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇の御名、カカレイテンソウヲ見よ、オホヤマトネコヒコフツトニノスメラミコト 大和神社 大和國山邊郡和村新泉○大國魂神社ともいふ、今は官幣大社に列す(國幣素戔嗚尊の子大年神の子大國魂神、相殿に、八千戈神、御饗神を祭る)

オホヤ

奥書へ相渡す、云々」と見えたり、オホヨロヒを云ふ、小鏡に對して云ふ、別に種類のあるにはあらず、平治物語待賢門軍の條に、大の男の大よるひは著たり、馬は大き也云々と見えたり、又腹巻團丸に對して普通の鏡を云ふ、源平盛衰記高綱渡字治川條に、信濃國住人根井大彌太行近と名乗て、稱直垂に小腰威腹巻に、洗皮の大鏡ひ重て、三尺六寸の大太刀に、二十四さしたる黒羽の征矢負て云々とある類なり、此外太平記、應仁略記等に見えたり、ヨロヒを參看、

オホラウカ

大廳下 江戸城中表座敷居間の名、襖に濱松千鳥を畫き、上下の二部屋に分たる、左の家々の人々登城の節、詰め所となす、江戸城(エドシヤウ)の挿繪參看(今左に天保六年度の大廳下詰の諸家を示す(柳堂秘鑑、武家格例式))

オホルス井

大留守居 江戸幕府の時、將軍外向御成の時、江戸城に詰め守衛することを掌る、從四位に叙し侍從に任ぜらる、登城の節は羽目の間に詰め、御城の部屋番に在り、何時頃より始まりしか詳かならざれど、慶長寛永の頃この職ありしが、元禄十四年に至り罷む(徳川家令考)

オマカリマス

於麻加利樹 伊勢外宮子其館にて用ふる樹の名、古令要覽稿に、子其館の於麻加利樹方四寸四分、深二寸あり、此種三十八寸七二あり、今樹にて五合九寸九撮八四五有奇をうる、此樹の小合、方二寸二分、深三八分、此種三寸八分七二あり

オホユ

守る役、大は美稱、オホモリと參看、オホユエ 大湯坐 上代兒を湯に浴せしむるを職とせる婦人、大は尊稱、エへは湯人、湯母とも書す、又天皇御子を養奉れる時の役人をも云ふ、古事記垂仁天皇の條に、定大湯坐若湯坐と見え、又同條に定鳥取部鳥甘部品選部大湯坐若湯坐と見えたり、オホユカ 大床 廣廂の別稱、武士の家にて、は、廣廂と稱せずして大床と云ふ(家屋雜考)

オホユミ

弩 名義武器の一種、大弓の義、國語源神功皇后始めて製す、勁利比なし、其制法傳はず、申世手弩あり、弩の小なる者なり、令制に、軍國毎に、弩手二人を置く、淳仁天皇寶字中始めて太宰府に弩師を置く、其後鎮守府陸奥出羽邊要の地に弩師を置く、仁明天皇の時島木史真新弩を制す、四面射るべし、同轉發し易し、是れ舊制に一層の意を加へし物なり、仁明天皇の承和四年には軍備衰頽し、弩の製作粗にして弩師又之に習熟せず、陸奥請て公卿を弩師に分給し練習せしむ、其後美濃國新弩四脚を造る、清和天皇貞觀中對馬、太宰府、隱岐、長門、出雲等に弩師を置き、陽成字多醜嗣の三朝に佐渡、越中、越後、能登等の諸國に置く、壽永の亂瀨尾兼光弩を用ひて敵を撃つ、爾來廢絶せしか、記録に見る所なし(本朝軍器考)

オホヨコメ

大横目 國語源神功皇后始めて製す、勁利比なし、其制法傳はず、申世手弩あり、弩の小なる者なり、令制に、軍國毎に、弩手二人を置く、淳仁天皇寶字中始めて太宰府に弩師を置く、其後鎮守府陸奥出羽邊要の地に弩師を置く、仁明天皇の時島木史真新弩を制す、四面射るべし、同轉發し易し、是れ舊制に一層の意を加へし物なり、仁明天皇の承和四年には軍備衰頽し、弩の製作粗にして弩師又之に習熟せず、陸奥請て公卿を弩師に分給し練習せしむ、其後美濃國新弩四脚を造る、清和天皇貞觀中對馬、太宰府、隱岐、長門、出雲等に弩師を置き、陽成字多醜嗣の三朝に佐渡、越中、越後、能登等の諸國に置く、壽永の亂瀨尾兼光弩を用ひて敵を撃つ、爾來廢絶せしか、記録に見る所なし(本朝軍器考)

オホヤマモリ

大山守 天皇御領の山林をワウを見よ、

オホヤマトネコヒコフツトニノスメラミコト

大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇の御名、カカレイテンソウヲ見よ、

オホヨ

ち改めて大目付と稱したり、詳しくは「オホメツケ」メツケの條を參看せよ(武家名目抄) オホヨサノジン 大依羅神社 國語源神功皇后始めて製す、勁利比なし、其制法傳はず、申世手弩あり、弩の小なる者なり、令制に、軍國毎に、弩手二人を置く、淳仁天皇寶字中始めて太宰府に弩師を置く、其後鎮守府陸奥出羽邊要の地に弩師を置く、仁明天皇の時島木史真新弩を制す、四面射るべし、同轉發し易し、是れ舊制に一層の意を加へし物なり、仁明天皇の承和四年には軍備衰頽し、弩の製作粗にして弩師又之に習熟せず、陸奥請て公卿を弩師に分給し練習せしむ、其後美濃國新弩四脚を造る、清和天皇貞觀中對馬、太宰府、隱岐、長門、出雲等に弩師を置き、陽成字多醜嗣の三朝に佐渡、越中、越後、能登等の諸國に置く、壽永の亂瀨尾兼光弩を用ひて敵を撃つ、爾來廢絶せしか、記録に見る所なし(本朝軍器考)

オホヨ

奥書へ相渡す、云々」と見えたり、オホヨロヒを云ふ、小鏡に對して云ふ、別に種類のあるにはあらず、平治物語待賢門軍の條に、大の男の大よるひは著たり、馬は大き也云々と見えたり、又腹巻團丸に對して普通の鏡を云ふ、源平盛衰記高綱渡字治川條に、信濃國住人根井大彌太行近と名乗て、稱直垂に小腰威腹巻に、洗皮の大鏡ひ重て、三尺六寸の大太刀に、二十四さしたる黒羽の征矢負て云々とある類なり、此外太平記、應仁略記等に見えたり、ヨロヒを參看、

オホト

り、今樹にて五寸九撮九八四五をうる」とあり、オマトハジメ 御的始 ヲマトハツメを見よ、

ヲミ

抄、二中歴、姓名録抄、姓序考、古事記傳、古今要... 末、和、藥、小高、長田、穴師... 風、智、後部、藥... ヲミ、小忌、大嘗、新嘗會の時に...

ヲミナベシ

ヲミナベシ 女郎花 染色の名、七八月の頃... 染め用ふ、袴衣は六位のもの着用す...

ヲミノコ

ヲミノコ 淡美能古 単に臣と云ふに同じ、... 臣の子と云ふ義、臣(ガミ)を見よ、

ヲミノコロモ

ヲミノコロモ 小忌衣 神事節會等... 神事節會等

ヲミ

の時着用する服を云ふ、又齋服とも云ふ、単に「ヲミ」ともいふ、大嘗會、神嘗祭、五節、豐明節會など... 出納より獻する故に出納小忌と云ふ、諸司は袍の上...



(裁所式圖東裝)

の寸法を用ふ云々、白き布を紬張にして藍を摺り、... 後に藍く、裏なし、各一重なり、文は小草柳木に、早...

ヲミ

幅袖左右各一幅、凡四幅也、紙を以て捻り閉づ、大袖... 齋の中筋の下を閉づるなりと云ふ(雅美裝束抄、飾... 抄、物具裝束抄、神道名目抄)

ヲミヤパン

ヲミヤパン 御宮番 江戸幕府の役名、久能... 山邊門番をいふ、東照宮を番守するを以て此名あり、

ヲミ

ヲミ 尊び敬ふとき添へて云ふ訓、オホ... と云ふは、大の字の義にて、オホセナルと云ふ意、

ヲミ

ヲミ(安齋隨筆、貞丈雜記) 御贖物祭... 位、即ち藤子孫に賜はる位なり、父祖の際に因り...

ヲミ

ヲミ 父の位 諸王 有品 無品 從四位下 正五位上... 從五位下 正六位上

ヲミ

ヲミ 諸臣 正四位 正七位下 從七位上... 正五位 正八位上 從八位下

ヲミ

ヲミ 三位以上の者の孫、即ち藤子孫には、藤子より一階を下... して叙す(楠孫は嫡子より、庶孫は庶子より各一等を...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

ヲミ

ヲミ 御方御所 室町時代に... 於て、將軍家の嗣子、または大臣家の子弟を指して...

オンク—ランコ

ラザンキンヨシノリ)若くは、徳川家定(トクガハイ)

オンゲウノシユ 隠形咒 摩利支天の咒

オンクワウ 飲光 慈愛(ジウアン)を見よ

オンケン 隠剣 脇差を云ふ、オンケンと

ランゴク 遠國 京都を中心として、諸國を遠

近によりて三等に分ち、最も遠距離にある地方を遠

ランコ

ランゴクアギヤウ 遠國奉行 江戸幕府

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコヨミソノウ 御曆奏 各儀毎年十

一月一日中務省より明年の曆を奏上する儀式をい

ランザ

給一本、並令三年前至所在とあり、後漸次儀式備

ランザ 穩座 大饗の時、官廳にて宴を賜はり

ランザウノカユ 温精粥 粥の一

オンシヤ 恩赦 詳略、慶賀、疾病、災異等ある

此に移し、経を納めしめ、唐院と名付く、寛平四年増

オンシ

オンシヤウカタ

職名、勳功を討論し、恩賞を請して新恩を與ふる事

ランシヤウシ

園城寺 近江國滋賀

郡大津町の西北三井〇御井寺、三井寺とも云ふ、延

ランバ

(記中堂命)

攝關の子孫本寺の長吏となり、圓満院、聖護院、實相

(守備)

此に移し、経を納めしめ、唐院と名付く、寛平四年増

オンシ

○圓珍 惟首 康濟 增命 真勇
 勢祐 房算 行譽 禪藝 餘慶 種算
 勤修 辨算 勤修 辨算 文慶 教靜
 文慶 心譽 永圓 明尊 覺圓 隆明
 増譽 行尊 覺猷 恒毫 覺宗 行慶
 道惠 覺忠 覺謙 房覺 公顯 圓奉
 房覺 道勝 不詳 實慶 定忠 眞圓
 實慶 公胤 行意 道覺 覺賢 圓忠
 覺明 眞尊 圓靜 靜忠 道慶 重圓
 覺惠 公縁 道智 仁助 道仁 靜仁
 圓助 隆辨 覺助 隆辨 行昭 増忠
 性覺 忠助 行覺 性覺 靜賢 性覺
 淨雅 道瑜 順助 道珍 忠助 道昭
 尊信 増基 尊信 尊珍 顯辨 尊珍
 房朝 増覺 眞慶 覺助 尊信 覺賢
 長助 増仁 靜深 道昭 増仁 長助
 覺賢 長助 仁譽 眞瑜 覺賢

オンシヤウチ 恩賞地 世襲所領の外に、功勞ありて特に加増ありし土地を云ふ(武家名目抄)
オンシヤウアギヤウ 恩賞奉行 室町幕府の職名、恩賞の事を掌る。建武式目、職功披群の輩、論賞運級せば、告慰を致せ、本奉行入

オンシ

等速に施行せしむ、亦控訴を許す、とあれば、幕府の始めより、鎌倉の恩澤奉行に倣ひて此職あり、又恩賞方とも謂ふ。足利尊氏創業の際、勤勞を考較して、恩賞を興る事多かりしかば、十七八人を置く、社寺領地の事にも關せり、凡そ評定衆にして、引付の頭人を帶し、及び政所問注所の兩執事、評定奉行、越訴奉行等、皆恩賞方に列して事に從へり、此輩を又御前衆、御前奉行とも稱せらば、評定始には、將軍に祇候して奏事を役し、又御沙汰始には、披露奉行として、沙汰の披露を役する者なればなり(武家名目抄、官制沿革略史)

オンシユクワツシユツ 隱首括出 隱首とは、隠れたることの現はるゝをいふ意、戸籍帳の上の名なき人民が、自ら來りて白すことをいひ、括出とは、助へ出すことにて、同じく戸籍に無き名を官司の見出すことといふ、考課令に、凡國郡以三戸口増益(應進)考者、若是招慰(謂不從戸口増益)而招慰得者、括出、隱首、進者、得入功過云々、又武部式に、凡隱首括出者、畿内十月一日、外國十一月一日、主計寮職功過帳、申省、省押署進官得度、除帳者移主計寮(不申省)と見えたり(令義釋)

ランシヨク 温職 利徳ある職掌を云ふ、職原抄に、温職之中尤善職也とあり、これに對して利徳なき職官を冷官或は冷曹など、稱す(故實拾要)あり、

ランシヨク 温職 利徳ある職掌を云ふ、職原抄に、温職之中尤善職也とあり、これに對して利徳なき職官を冷官或は冷曹など、稱す(故實拾要)あり、

オンセ

オンセウ 恩詔 恩詔を施さるゝ詔をいふ、延喜神祇式に、凡爾宜内人神部祝等恩詔位記者、式部省依之、送神祇官、則四度祭使下之、法曹至要抄、科の條に、被罪待時而殺、若待時之間、遷進會恩詔者、則配流、故爲輕、と見え、又本朝文粹に、朝旦至有恩詔と見えたり、

オンシリン 陰孫 三位以上の人の孫を云ふ、陰位(オンシキ)參看、

オンタクアギヤウ 恩澤奉行 倉幕府の職名、勤功を討論し、恩賞を議定して、以て新恩の地を分付することを掌る、又勤功奉行とも云ふ、(恩澤奉行)初は政所別當、令、及び問注所執事の如き輩、兼て其事を行へる故に、別に此職を置かず、賴朝將軍の時、嘉祿元年の記に、始めて恩澤奉行後藤基綱と見ゆ、爾來評定衆の内にて、これを攝行せしむ、元弘二年鎌倉滅亡と共に亡ぶ(武家名目抄、官制沿革略史)

オンタシイヌ 追出犬 大追物に用ふる犬を云ふ、イヌオフモノと見え、

オンタノモイウヒツ 御憑右筆 憑奉行(オノモフギヤウ)を見よ、

オンタノモリウフギヤウ 御憑總奉行 (オノモリウフギヤウ)を見よ、

オンタノモノツカヒ 御憑使 (オノモノツカヒ)を見よ、

オンタノモフギヤウ 御憑奉行 (オノモフギヤウ)を見よ、

オンタラシノリウ 御弓奏 正月七日の白馬節會の時、十六日別禮の爲めに、天子の御弓を供ふるを云ふ、公事根源に、今日は兵部省より奉る、御弓奏ばかりを、内辨も奏聞するなり、若し朔日に

オンチ

當らば、今日も諸司奏と云ふべし、卯杖の奏あるに、よりてなり、天然の貝羅多葉は其長七尺五寸なり、弓の丈も七尺五寸なる故にこれをたらしとは申にやとあり、(オラシ)のことは弓(ユミ)の條を見よ、

オンチ 恩地 幕府若くは諸家にて、勤功により其臣下に賞與する土地を云ふ、沙汰未練書に代々の奉仕に因て賜ふ所なりといへり、吾妻鏡正治二年十二月二十七日の條に、治承後和以後新恩之地云々とあり、是れ恩地の書に見えし始めなり、恩地買賣を禁じ、又買地となせし時、半分以上の金を返済したるものは、日敵を差し辨賞し券契を執返する特點あり、年貢諸役を勤仕すること他の地に異ならず(吾妻鏡、新編追加)

オンチ 隱地 隱田(オンテン)を見よ、

オンチノコホリ 隱地郡 所在 隱岐國 隱岐に作る、郡名部麻(ツマ)河内(カハ)武具等あり、拾芥抄隱地と書し、元祿國感智となす、天保郷帳「チチ」とよむ、明治九年以後隱地となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オンチノジンジャ 恩智神社 所在 河内國高安郡恩智村恩智山○河内國の二宮 祭神 恩智大御食津比古命、恩智の大御食津比古命を祭る、蓋し御食の事を知り給ひて大なる功ありし神なり、(神皇正統天皇二年河内丹後播磨美作地三十七戸を神封に充て、文德天皇嘉祥三年十月正三位を授け、清和天皇貞觀元年正月正三位勳六等より從二位に叙され、九月雨風の御祈に依て幣使を奉り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る、凡其相嘗祭には、恩智神主官幣を受けて之を奉りき、一條天皇正曆五年四

オンチ

月中臣氏人を宣命使として幣帛を奉らしむ、疫病放火の祈に依てなり、毎年六月二十七日祭を行ふ(河内志、神祇志料)

オンテン 隱田(陰田) 名 隱蔽して年貢を納めず、作り取りにす田を云ふ、(ソノヒト)と訓ず、又隱地ともいふ、或は越戸の田を隱没して之を私するなり、或は死亡を隠し公に遺さるるあり、皆越物に類す、(源)淳仁天皇天平寶字三年十二月武藏國田九百町幅中國二百町を隱没す、(源)本道の巡察使に仰せて勘檢せしめたり、又清和天皇貞觀十七年八月左右京賦の廢戸田を顯告する者ば、顯告の田地の半を三年間耕食せしめ、隱没し他人に告らるるものは罪を科す、鎌倉以來擾亂相繼ぎ、朝夕其主を異にし、また田地を檢査するに暇あらず、故に各地隱蔽多し、吾妻鏡に、土御門天皇建曆元年七月十一日宗掃部允孝尙勳發を蒙り、北條武敏守に召預らる、是下野國中泉莊隱田等あるの旨本所之を訴へ、尋執すと雖も、今に對提するの故を以てなりと見え、新式目に、後深草天皇正元元年二月九日、實檢使を遣はし、隱田露顯すれば、年々沙汰の員數に隨て早速之を辨濟すべし、若し猶辨濟せざれば理非を論せず、其地を沒收すべしとあり、建内記に、後花園天皇永享十一年川成並に荒野と稱し、隱田を保つことを亂明せしむること見えたり、江戸時代に至り、昇平年久く人民繁殖し、自ら開墾私する者益多し、茲に於て嚴法を設けて之を防ぐ、其自首する者は之を宥し、然らざれば重科に處す、櫻町天皇寛保二年將軍徳川吉宗の制令に、隱地を爲せし者は申追放となす、又隱地を自首せず、顯るゝに及ばば重科に處し、且つ所有の田畑家屋敷等に至るまで調所と爲す、村役は疎漏の罪により咎を蒙るの定とす、明治維新に至り、隱

ランナ

地切灌地等は漸々制定に歸すべき様、各管廳に於て説諭せしむべきを布告し(明治四年正月)九年五月、更に其條目を布告す、其後地租改正に及びて隱田のこと見え(田制篇、大日本租稅志、法令全書)

ランナウタアハセ 女歌合 女房のみにて行ふ歌合をいふ、内裏歌合に、天徳四年三月三十日己巳、此日有女房歌合事者、去年秋八月、殿上侍臣開詩合時、典侍命婦等相語云、男已開文章、女宜令和歌、及今年二月、定左右方人(中略)蓋此爲惜、風雅之道徒以廢絶也、後代之不知意者、愚成好浮華、專内寵之誘、仍具記之、と見えたり、(ウラハセ)參看、

ランナエ 女繪 女の姿をかきたる繪を云ふ、枕草子に、いろゆくもの、善くかいたるをんなのみのおもしろうつ、けておほかる、(式部日記に、おとらじと、したてたる女系のおかしきに、いとうう似せしとあり、

ランナカフキ 女歌舞伎 歌舞伎(カフキ)を見よ、

ランナカミユヒ 女髮結 髮結を業とせる女職人をいふ、(源)藤原朝古へ朝廷にては、髮上采女と稱し、御髮を上げたる者ありて、一般の女は自ら髮を結びたるものなりき、江戸時代安永の末、始めて女の髮を結ぶ者あるに至りしかど、男女子に、寛政二三年の頃より、女の髮結を出すに至れり、天保十二年改革の際、女髮結の風儀惡きを以て嚴禁した、しが、何時頃よりか、また女髮結出で來りて遂に現今に至る○風俗畫報に、婦人の髮結職の出來しは、今を去ること一百餘年、安永の末にて、初めは妓女の類のみを結ばせ、其他は却て此風を敗しめたるが、漸次に移りかへりて後に武家の婦

ランナ

入までも、或は之を結はするに至りたり、抑江戸の
開けてより寛永の頃までは、婦人は細き麻繩にて髪
を束れ、其上を黒き絹にてまきした、其後麻繩をや
めてもとゆひがみといふものにてゆひ、それより絹
にてまく事をやめたるよし、嬉遊笑覧に、江戸にて
女髪結は、寛永七年頃、深川茶屋むきにて上方風の
髪ゆふ女ありしが其後所々に女かみゆひ出来れり
いへり、上方風の髪結女とは、女形の俳優山下金作が
假髪結なり、味之絲巻に、此事を詳に記る所り、安永
の末山下金作深川榮木に住す、此者のかつらつけ仲
町の妓に通じたりしに、或日此妓の髪をかづらの様
に結びつけるを、妓置うらやみ、謝物を贈りてゆはせ
けるに、後一度を二百度と定めけるに結ばする者
多ければ、かつら附を止めて髪を結ぶを流世と
したり、其弟子に甚吉なる者あり、また髪結を業と
せしに、女の弟子あり、弟子に髪をすかせ、甚吉其
跡へまはりて結ぶ、是れ寛政二三年の頃なり、云々
と見えたり。

ランナクビ

女首 軍陣の時正法に據らずし
て削ぎたる鼻をいふ、凡て敵の鼻を削ぐには上唇へ
かけて鼻をそぎ、踵の胸板へ入て持つべきを正法と
なす、その法を知らずして遂に削り取ることを女首
と稱するなり(釣鐘)

ランナシヨ井

女叙位 女に位階を賜はる
を云ふ、隔年正月八日に行はる、蓋し除日以前に之
を行ふ、雲圖抄に、近代定日なしと云、公事根源に詳
しく其儀式を述べていはく、其儀大方は叙位におな
じ、大轉輪、小轉輪、切杭の申文、空勤文など云ふも
のあり、切杭の申文と云ふは、たとへば、生年十一
歳の女官、四十年の勞を以て叙爵するものなり、其
故は、かの十歳の女の母、三十にもならずば、其間の勞

ランナ

を勤へて母の三十年と、女の十年とを取り合せて、
四十年の勞になして、五位の爵を申すなり、これを
切杭の申文と云ふべし、又典侍、掌侍、命婦、藏人、
東監子、はしむものものを叙する事あり、二位三位
など、さるべき人あれば、叙せらるゝなり、中にも
東監子(アブマワラハ)と云ふは(中略)年毎に申文を
いたし、必ず五位の位をたまふなり、これは昔より
同じ名字を相傳して、紀朝臣季明となる、いと不
思議なる事にこそ、持統天皇の御宇正月に、内親王
以下の位を賜ふと侍るは、女叙位の始めならんかし
とあり、

ランナダイフ

女太夫 女淨瑠璃のことをい
ふ、江戸時代管笠を冠り、三絃を弾き、路上を徘徊
し、人家に立て鏡を乞ふもの、後ち寄席などに出て義
太夫を語れり、武江年表天保十四年の條に、六字南
無右衛門左門ふしたか等が、流れを渡る女太夫行れ
て、場を構へ、高座に登りて耽る色なく、婦女子のに
げなき義太夫節の淨瑠璃をかたりける、愚夫愚婦き
そひて之を聞き、之を見て藝の巧拙をいはずして、
容貌の美悪を論じけるが、やがて之を禁せられしか
ば、此輩いづちへか去たりしと見えたり、

ランナタウカ

女踏歌 「タウカ」を見よ、
源氏物語、空穂物語等に見ゆ(後調葉)

ランナナデ

女手 假名の事をいふ、女書、義、
御撫物、祈禱の時、身を捨て
て禱を祝ひ捨つる人形を云ふ、ヒトカマ(後見)

ランナノゴヤウ

女五様 江戸幕府の時、
婦人閣所通行の際、その身を取調ぶべき規則の五箇
條をいふ、元禄十年九月令して云ふ(一)裸尼、是は
よき人の後室又は姉妹などの髪剃こぼちたるをいふ
(二)尼、是は普通の女の髪剃り、ぼちたるをいふ

ランナ

(三)比丘尼、是は伊勢上人善光寺上人などの弟子又
はよき人の召仕其外熊野比丘尼等なり(四)髪切、是
は髪を長髪に依らず少し切りしもの、中はさみ出来
物の上など扱みしとも孰も髪切、又髪の上の髪切未
だそろはざるは髪切にあらずれども髪切と見ゆれば
髪切となす(五)小女、是は當歳より振袖の内小女
るべしとあり(高野餘慶隨筆)

ランナマヒ

女舞 内教坊の婦人の舞をい
ふ、教訓抄に、皇帝(樂曲の名)六人、天皇寶壽樂十人、
玉樹後庭花十二人、赤白桃李花十二人、玉殿喜壽樂六
人、學帝萬歲樂八人とあり、

ランナミヤ

女宮 内親王を云ふ、マナトコ
ミヤ(後見)

ランナモジ

女文字 平假字をいふ、また女
手、女假字とも稱す、眞字を男文字と云ふに對して
の稱なり、カナ(後見)

ランナラウ

女牢 江戸幕府の時、犯罪ある
女を容る、獄舎○女牢は四口の掲屋にて帳帳あり、
女囚は人数少敷に東西の分ち無く、若し多人數の
時は遠島部屋(東の口の掲屋)に入れ置く、牢内にて
は女牢を女部屋といふ、入牢の時を乞食の女房一人
づ、相詰、女牢附人と稱し、一箇月毎に交代して牢内
に居り、衣類等の改を爲すなり、女の入牢あらば
先づ牢庭火の番所前へ來り其指添人より書付を請取
り、發番一々名所年を當人に問届けて、夫より牢内
へ送る、發番外さやにて女部屋入りと云へば、牢内
の名主、ハイトと云ひ、尋で、深川無宿何某と呼ぶ時、
牢名主、ハイ御有かマウと答ふ、其時發番は當番
に渡して入口を開き、中に居る乞食女房出來りて檢
測の上にて先づ下帯を改めて之をなしめさせ、衣類を
一つ一つに改め、髪をとき改め、濟みて後らに牢内

ランナ オンハ

オンハラヒ

御威 天皇解除の時、御身の不
淨を清め給ふ祓を云ふ、祓の有様は大概七瀬禊に同
じ、内侍撫物を進め、上臈之を傳へて天皇の御身を
撫で給ひ、河原へ参向せし使歸るの後祈禱する直

オンハタツヘ

御旗副 御旗差(オンハタツ
シ)を見よ、

オンハタツシ

御旗差 御旗を持する者
を云ふ、後醍醐天皇關東を征せんとして、此御旗を
官軍のしるしとし給ひしに始まる、太平記諸將被遣
早馬於船上條に、金持大和守錦の御旗を差て左に候
し云々、同毛利水義貞節度使の條にも、御旗差の
泰久武見えたり、其後足利將軍征討の時には、此御
旗を請ふて出陣す、其時諸大夫たる輩を御旗差とし、
御旗の侍を御旗副と稱して差副ふ微なり、足利以後
は此職なし(武家名目抄)

オンバカセ

音博士 音博士「コエノハカセ」
と云む、唐名音博士、又音韻博士、大學寮の下に屬
し、漢音吳音を教ふることを掌る、官位相當從七位
上、後に從五位上となる(原)文武天皇大寶元年之
を制定して二人を置く(今義解、職原抄)

ランナワラハ

女儒 「ニヨシヲ」を見よ、

オンバウ

煙(江) 江戸時代屍を焼くことを業
とせる職者をいふ、もと御坊と書き、僧の火葬を掌る
者をいひしが、後ち此事半段の者の爲す業となりて、
終に其名移りたるものなり、オンバウ文字に定説な
し、煙坊、煙坊、煙坊など、かきり、孰も借字なり、
江戸時代職多非人など同様に取扱はれたり(職考)

オンボ

蔭補 祖父の官位に依り、子孫官位を
受くるをいふ、蔭によりて補せらるゝの意、唐書に、
祖父官蔭子孫、曰蔭補、唐李德裕以蔭補授書郎、
と見えたり、オンキ(安寄隨筆)

オンミツ

隱密 江戸時代、探偵の者を俗にい
ふ語、隠し目付或は忍び目付と同じ(官中要録)

オンメイデン

温明殿 「ウンメイテン」と
訓むを正しとす、同條を見よ、

オンメイモン

陰明門 大内裡内廊十二門
の一、宮西面の中門ともいふ、後涼殿の後に在り、宣
秋門と相距離四十八丈、其製作宣陽門に同じ、三間
戸一間、門外に南北の二舎あり、右兵衛陣といふ、門
内に右兵衛の陣あるを以てなり(拾芥抄、大内裡圖考
證)

オムモノ

珮 玉珮(ギョウハイ)を見よ、

オンモノイ

追物射 騎射の一種、馬に乗り
て地を走る獸を追ひて、身をさかりて射る事を云ふ、
オンモノイは「オンモノ」の音便なり、倭名抄に、馳射
の法に、今按俗云於平毛乃以流とあり、源平盛衰記
小坪合戦の條に、昔は馬を射る事候はず、近年は敵
の透間なければ、馬の大腹を射て、主を駈落して立
ちあがんとする所を、御物射にもする候とあり、

ランモン

諺文 朝鮮朝の文字を云ふ、
「ランモン」と音して、通俗の文字と言はん程の意
也(朝鮮四代の君主、世宗莊憲王の二十八年、鄭麟
趾申叔舟成三閣等に命じて撰定せしむ、此文字の制
作につきては數説あり、伊東長胤は梵字より出でし
とし、佛蘭西の東洋學者、レンジュザールは、遼金の體
に基きしとし、「アララト」は百濟人の手に成りて、
漢字の一片を取て製るとし、「テロル」は佛敎文字
の古體とし、「エトキン」は梵語より出でしとし、
「アルベルト」は西蔵文字に基き、之を支那文字の形
に倣ひて、方形形となしたるとなす、白鳥博士は、文
字の形及び、歴史上の關係より、西蔵文字より出で
し八思巴文字より出でしとなす、即ち梵字より西蔵
文字、西蔵文字より八思巴文字、八思巴文字より諺
文と順次變化し來りしなり、今次頁に諺文の字を、
日本古代文字考によりて示す、

オンヤウケ

陰陽家 陰陽師ともいふ、陰
陽寮に出仕して曆占の事を掌る家をいふ、眞丈雜記
に、陰陽家、いにしへは兩家あり、安倍氏と賀茂氏
と也、安倍は土御門と號し、賀茂は勘解由小路(天
文中公賴姓名に見えたり)と號す、(名乗の通り字、
安倍は有の字、又桑の字なり、賀茂は在の字也)、勘
解由小路は、今禁裏には絶えて其の末南部にあり、
幸徳井と號す(昔は安倍を定行事と云ひ、賀茂を善通
士と云ふ)と見えたり、

オンヤウシ

陰陽師 名(ラン)と讀む
「オンヤウシ」といふ、唐名大卜師と云ふ(蘭語)
陰陽寮に屬し占筮及び相地の事を掌る、定員六人、

ランモ オンヤ

オモダ オモツ



て、葉の形柳に似て廣く末とがれり、之を家紋にしたるもの、左の諸家となす、久松、土井、稻垣、水野(舊新宮藩)の諸氏は「立澤瀉」○奥平、水野(舊沼津藩)氏は「丸に澤瀉」(丸の中に澤瀉を畫く)○木下氏は「だきおもたか」、水野氏(舊結城藩)は「丸にだきおもたか」

○抱き澤瀉は、兩方より花を抱き合せたる形を爲す○毛利、酒井、堀の諸氏は別圖「長門澤瀉」○大關氏は「大關澤瀉」と稱し、十六稜角内に澤瀉を畫きたるもの○土井、三浦氏は「三つり澤瀉」(澤瀉を上に一つ下に二つを合せたるもの)を執も用ふ(武鑑傳の名(保元物語))

オモツツカシラ

御持筒頭 「モチツツカシラ」を見よ、

オモチユミカシラ

御持弓頭 「モチユミカシラ」を見よ、

オモツキ

思付 琵琶法師の妙觀派、及び師堂派の末弟子等々その思ふ所に従つて師に附屬することなす、他の派の者には是れなしといふ(當道要集)

オモツラ

「オモガイ」の古稱、又「オシカケ」ともいふ由常照愚草に見えたり、馬の頭より、響にかけて結びたる飾紐を云ふ、本朝軍器考に、和頭、和名抄に、唐紐の紐は、繩頭なり、繩は馬の絡頭也といふを引て、漢語抄に、繩頭は於毛都良といふ、今按するに、繩頭、即ち繩頭也と注せり、飾抄には、面懸とするせり、今は於毛加伊といふ、又面懸、胸懸、尻懸を佐幸加伊などいふなり、延喜式には、紫の繩頭をば、六位已下には禁せらる、由見ゆ、飾抄

オモテ



に見えし所、其制胸懸鞆に同じくして、たゞ面懸には杏葉をつけず今の世に用ふる制此物に大小の總四つある也といへ

オモテイウヒツ

表右筆

の職名、表方の日記記注のことを掌り、機密に預らず、日記方、分限方、家督方等の分限あり、又奉書内書を式に據り清書す、普通の文書を掌る者にして奥右筆との相違に在り、組頭、表右筆兼あり孰も若年寄の支配たり、組頭は、四員を置く後三三人となる、三百俵高、役料百五十俵、席次格様間詰とす、表右筆兼は、享保十二年定員三十人なりしが後八十八人に及ぶ、百五十俵高なり、思原治郎長八年足利の遺臣曾我命結城の故實に明なるを以て右筆の事を掌らしめ、内書以下の制を定む、是れ當職の始めなり、元禄二年十月始めて、奥表の二に分れ、組頭四人を置き一人を泊番に充つ、享保二年十一月兩人勤めとし泊番を廢す、十一年三人勤めとなす、慶應二年十二月に至りて廢す(明良尊録、吏徴、官制沿革略史)

オモテカウケ

表高家

江戸幕府の時、高家にして職任なく、式日にのみ登壇する者なす、高家(カウケ)を看す、

オモテガハ

表章

錦章の事を云ふ、高忠閣書に見えたり、

オモテ

オモテサシ

表指

刀の筭をいふ、筭は腰刀のさし表、栗形所にさす物なるをば表指といふ、小刀を裏指といふに對しての稱(武家名目抄)

オモテシユツギヨ

表出御

江戸幕府の時、將軍、御白書院、御黒書院、或は大廣間などの表の間に出席することをいふ、

オモテタイドコロ

表臺所

江戸幕府の職名、庭師を掌り、宴饗賜興の飲饌に給す、御膳頭、一人、高二百俵、役料百俵、若年寄の支配にして席次格様間詰とす、組頭四人、高百俵四人扶持を給す、頭の支配にて焼火間上下役なり、小間遣頭二人、高三十俵二人扶持、役料三人扶持、支配及び席次は組頭に同じ、享保二十年三月始めて之を置く、小間遣組頭四人、高詳ならず、臺所番二十人、高二十俵、孰も譜代なり(武家名目抄、武鑑、吏徴)

オモテツカヒ

表使

江戸幕府の大奥の職名、年寄の指圖を受けて諸買物を掌り、或は年寄中高等に隨行して代參を勤め、或は御廣敷役人と應接し、大奥女中の中樞要の地位に在り、才智勝れたるものならはば勤め兼ねる由、されば、買上物ある時には、其總を廣敷御用人に通知し、また表より廣敷への用向を承りて御前に取り次ぎ、御返答をば廣敷に通知す、是れ表使の稱の因り来る所なり、家茂將軍の時廣敷職を兼れし、藤高八石、三人扶持、合カ金三十兩、榮銀百匁を受く(千代田城大奥)

オモテバウス

表坊主

江戸幕府の職名、幕府の表向に使はれ、殿中の舖設、給仕掃除等を掌る坊主をいふ、二百六十人あり、二十俵二人扶持を給す、組頭は、七人にて、高四十俵を給す(四九には表坊主九十人、組頭五人あり(明良尊録、官制沿革略史))

オモテバンイシ

表番醫師

江戸幕府の職名、殿中不時の治療に備ふる爲めに置く、若し大奥に病者ある時は特に留守居の命を待つて之を診察す、若年寄の支配にて其數三十人、四丸をも兼ね、日々一人宛結帳間に宿直す、法眼に叙す、家禄二百俵、法眼以下は番料百俵を給す、部屋住より見習動に出づる者には、二十人扶持を給す、表番外科二百俵以下番料百俵を給す(明良尊録、武鑑、動役録)

オモテヒバン

表火番

江戸幕府の職名、江戸城表向の火の番を掌る、日附の支配にて七十俵扶持高、席次は焼火間なり、始めて置かれし年月詳かならず(四九表火番、寛永十六年七月元火の番の内より十一人、四九御殿火の用心として番をなましめしが、慶安三年八月に至り、始めて二十人を置く(吏徴))

オモトクスシ

侍醫

「シイ」を見よ、

オモトビト

侍從

「シジュウ」を見よ、

オモノ

御物

武家にて、將軍及び御臺所、若君等服御の物の總稱なり、即ち衣冠より刀劍等に至るまでを云ふ(武家名目抄)

オモノサタシユウ

御物沙汰衆

鎌倉時代の職名、御物の事を取扱ふ人を云ふ、吾妻鏡建曆二年九月二十六日の條に、御物沙汰衆、就奉公勤厚、御物(是日追立式也)と見えたり、

オモノシ

御物師

古(鎌倉)御物のことをいふ(後訓業)

オモノダナ

膳棚

天皇の間食す御食などを置く棚をいふ、御物棚と書くは非なり、禁部抄に、供御六府御食先例等、置膳棚、後、付御厨子所、云々、如菓子、必先一獻内侍所、置膳棚、不、限菓子、萬物同之、云々と見えたり、

オモテ オモノ

オモノチヤシ

御物茶師

江戸時代、宇治の茶師にて、將軍家飲料の茶を掌るものをいふ、上林峰順、上林竹庵、上林三人、上林春松、上林味、上林平八、星野真以、永井貞徳、尾崎有菴、酒多宗有、竹田道庵の十一家之を勤し、上林峰順、上林竹庵の二人頭取にて何れも代官格、上林峰順は五百石上林竹庵は三百石を領す、宇治にては之を兩上林と稱し、又上林峰順方を上屋敷、上林竹庵方を下屋敷など稱して、哈ど領主の如き格勢を有せしといふ、上林兩家隔年に頭取を務む、故に之を年番と云ふ、御物茶師は何れも由緒あるものなるが、特に上林竹庵の祖先は越前といひし頃、岡崎にて家康に仕へ、後ち宇治に茶園と家とを賜ひ、竹庵と號せしが、慶長五年伏見城中にて討死す、將軍家綱の時寛文五年竹庵の曾孫に朱印を賜ひて、御物茶師の頭取とす(御物茶師は、大抵大名の茶師を兼ね(大名茶師と云ふあり)○御物茶師は、剃髮して十徳を著し、一刀をさすことを許さる、往古同朋より成りしもの多ければ、其遺風にてかく剃髮せしにや、但し上林兩家は代官格なれば、剃髮せずといふ、年始には、江戸城にいで、將軍に謁し、家督の時、二條城に出でて京都所司代の面前にて、血判を押し、將軍家に對して不忠をなまざることを誓ふを例となす(製茶沿革考)

オモノツクリノウチカタナ

御物作打刀

室町幕府の時、將軍の帶する打刀を云ふ、將軍服御の物と云ふ意、御召など云ふに同じ、宗五大双紙に、公方様御打刀はいづれもさや袋に入候、しやくどう時束、つばふくりん金、つかかしら、こじり又くりかたやき付、御めき丸に桐焼つけ、御さげ

オモノ

オモノ ラヤマ

親方

琉球國の職名、按司の次なり、白石子筆語に、親方の官は、正二三品かと覺被申候、日本にての公位にも準可申候と見えたり、

オヤシロ

親代

父母に代りて兒童を養育するものをいふ、源平盛衰記、佐奈田與一を那徒文三家安がはこくみたる由を云へる條に、家安親代と成て夜は胸にかゝへ擧げて通夜いたはり、晝は肩にのせ終日奉養云々とあり、

オヤア

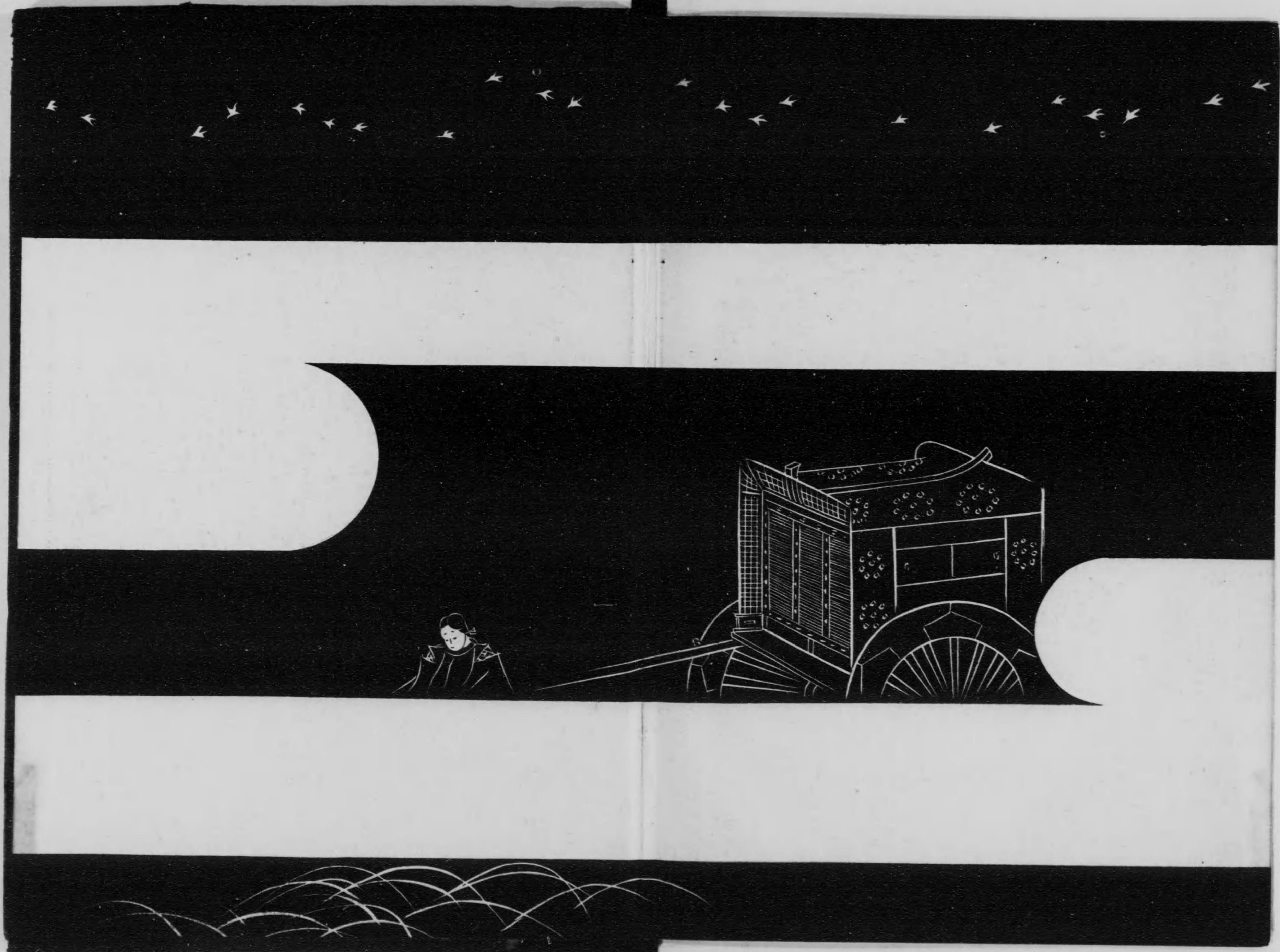
親歩

總段別のことをいふ(大日本租界志)

ラヤマ

小山

京阪地方にて遊女を稱する詞、江戸にては俳優の女形を云ふ、承應の頃江戸の淨瑠璃芝居に、小山次郎三郎と云へる者ありて、若き女の



終